

家康ききて、悦びの氣色にて、「關東方の吉相とならば、諸軍勢にうたはすべし」と語らせければ、戦はぬ先より皆かちたる心地しけりとぞ。時に家康、大垣の吳服師を召して、替女に小袖三重つづつ與へしめ、厚く祿をとらせ、足輕二人そへて、熱田の社に詣でしめけるに、おろがむ方も知らざれば、祝人のいふがまにまに祓をとりにて、丹誠こめて、君の開運を祈りけるが、やがて家康は、關ヶ原の戦も、願の如く勝ちければ、熱田まで凱旋し、先づ明神に参拜し、替女を召して、自ら望の程を問はれけれども、例のごと答へざれば、兎も角も駿府へと下しけるに、岡崎に到れば、かちといづとは、暇乞して郷里へ歸り、三人のみ駿府に着しければ、十日あまり吳服町の山町屋に預け置き、城中に引取て、百四十餘日居らしめて後、下魚町に二畝廿七歩の屋敷を與へて、永く住ましめけるが、此の屋敷は、まつ系統の弟子に、順次相傳へ、併せて彼の歌曲も、世世習うて失はざる由、其の由緒書に見えしが、之ぞ替女屋敷の起りにて、又、其の勢力を振ひし原因にして、彼の寶臺院殿の、彼等を憐まれしが、跋扈の原とのみ思ふは誤なり。又、まつを、寶臺院殿の縁の者といふも僻事なりと、(名平離會の記)

由來口碑傳説は、正しき記録なく、口口に傳へ來しものなれば、其の傳へらるゝ間に、多少の相違生ずるは、免れ難きことゆゑ、此の替女の説の如き、何れにてもあれ、さまで争ふまでは無けれども、一説として記すのみ。又、世に替女縁起・替女式目といふ二書を傳ふ。此の社會に傳ふる所を知るに足る。(駿國雜志)

替女の縁起

縁起、傳、以るに、人王六十代嵯峨天皇第四の宮、女宮にて相模の姫宮、こぜ一派の元祖となり給ふ。奈も賀茂明神、末世の盲人を不便に思召、奈も御事の腹に宿らせ給ひ、胎内より御目替にて、御誕生ましまし、父大王・母后、神社佛閣の御祈禱有之と云へども、元來大願成就の種なれば、更に甲斐あらず。相模の姫七歳の御時、夢に、紀伊國那智山如意輪觀音、夢枕に立せ給ふ。君は、末世の女人盲人のつかさとならせ給ふ。賀茂王家にて渡らせ給ふ。諸藝を本とし、世渡りを民間に下り營て、すかせ給ふべき相官を授けんと仰により、則派と定め、みやうくわん・かしわ派・くにけ・はりま派・なみの派・弟子五人、是より則友として諸藝を勵むべしと。既に御夢覺させ給ひ、父母に語り給へば、

有難き仰有とて、則攝家中、明くわん派・かしわ派二人の御弟子、一しやうの姫きみ、播磨國府より國司の御子、下野の城主にせん派と定るもの此事也。近江國の城主姫君をみの派と申なり。五人の御弟子渴仰の友とし、かな手かたけい、其派ひらけ、十五年を経て中老と號す。官祿是なり。尤初心にて弟子取事、内にて修行に出ぬ前なれば苦しからず、但し中老より、弟子諸共に修行に出る事。嵯峨天皇の御定、院宣の仰なり。其徳によらせ、年を経て一老官と號す。組こぜの宮にあれば、賤き家に行ず、武士・百姓・町人・商賣によるべし。寺・社・修驗、是には出入すべし。若し法に背輩是あらば、髪をきり竹杖を預け、其咎の品により、所追放ち、十里・廿里外へ流し、罪はあるべし。但し女儀にて理立ずんば、其所のとふどふの咎を得、おさむべし。云云

一信心の本尊、如意輪觀世音は、妙音菩薩にて渡らせ給ふ故によりて、信心の徳、妙音辨財天・下賀茂大明神、常に祈るべき者也。世渡守護の神なれば、疎に心得なば、立所に御罰あるべきものなり。

一世渡り武士、所の庄屋・在家に至る事、嵯峨天皇よりの敕定に、日本修行御恩の徳なり。全ク且家の恩にあらず。故に謹むべきなり、尊むべきなり。難し御恩深く信心すべき、云云 仍テ院宣乃卷如件。(駿國雜志)

替女の式目

式目

一仲か間惣領一老官、四十年にして頭とすべし。尤一派の中年高無之候はば、四十年にたらず共、是に續べし。尤頭たるべき身、一派の頭吟味有之時は、五派の一老を集めて、嘯き致べき事なり。誤て壹人にて取嘯、私多き事、慈悲の意誠ならざるときんば、大祖の諸願成就ならず。

一老より中老へも、なもしにて呼べき事、初心へは片名にて呼べき事也。中老より初心へ、なもしにてよぶべき古事なり。

一仲か間に不行跡有之候得ば、年落の罪あらば、五年・七年・十年、其科の品を嘯き、右の年に取たてかへすべき事。

一一派を背き、他所へ師匠を取候はば、右の師匠へ歸候とも、年數を削り歸し、其年より年數とすべし。

事蹟

- 一 弟子取後日に定らずして、師匠を極候者ノ事、先の約束へ相返し、願を以て時の詮議に従ひ、貫請べき事。尤争ひ壹人を捨置候はば、賀茂大明神の神罰有べき事。
- 一 約束の弟子つれ、三年以上世渡り仕候はば、右の約束へ、壹年に付、金壹分づつ指出し、貫請べき事。
- 一 嵯峨天皇ごぜのふの三字改め、後世縁と相定め。
- 一 障取の事、貢月敷を以て壹貫貳百文、五派の年貢、敷定を以て、御定置事。
- 一 師匠終り年輕きものは、其組にて結年同宿きはめ、年積候はば、右の師の跡を續べし。他派の弟子たりとも、其組遠方なる時は、慈悲を以て是を取立可申事。
- 一 在在庄屋へ宿並稼の事、穀へり分厘のあまり、是を請べき事、私の事にあらず。忝も嵯峨天皇の敷定に、是を極めり。終 (駿國雜志)

西郷局を葬る

○廿四日、西郷局を龍泉寺に葬り、諡して龍泉寺殿松譽貞樹大姉といふ。一に云ふ、寶台院殿。(以貴小傳)

龍泉寺

同寺四世、善譽上人燒香導師たり。龍泉寺は有度郡柚木村に在り、永正三年、僧祐崇の創建する所なり。

佐野郡益田村

○廿五日、駿府城石崖修繕成る。普請役松平家忠、歸て遠州掛川の益田に到り泊す。(松平家忠日記) 益田は増田とも升田とも書す。古の日根郷と山口郷の境にありて、仁藤・堂脇にもつづけり。(掛川志稿) 後世、此村の驛路に沿へる所を、大鋸町といふ。家忠は、駿府の往返ごとに、多く此に泊す。○廿七日、大阪城中に於て、秀吉の妾淀殿男子を産す。鶴松丸と稱す。群侯諸士悉く參賀し、徳川家康も亦上洛して之を賀す。○此

鶴松丸生

月、徳川家康の室朝日御前、病篤くして有馬温泉に浴す。後病少しく怠りしが、洛に歸りて、病また革むと

朝日御前病

いふ。○六月五日、豊臣秀吉府庫を開き、金銀絹帛の敷を盡し、親王・上達部・諸侯伯に分與せりといふ。世

關白の金賦

に關白の金賦りと稱し、後世に至るまで、嘖嘖人口に膾炙するものは是なり。初め鶴松丸の生るるや、秀吉大に悦び、諸老臣を召し謂うて曰く、「近頃、倉入の地二百萬石に及び、金銀集て堂に滿ちたれば、我復た何ぞ求めんや。然れども金銀財寶は、用てこそ寶なれ、用ゐざれば瓦石と撰ぶ所なかるべし。故に我は今これを御所方、并に諸大名に配分し、以て衆と共に樂まんと欲するは如何に」と。木村友巴法師座に在り、答へて曰く、「賢なるかな君や、理なるかな君の言や、在昔後漢の馬援いふ、凡そ財貨を増殖するは、時に及びて是を施與せんと欲するが故なり。若し貯へて與ふる能はざれば、守錢奴の誹を免る能はざるべし」と。然るに今君の言此に及べるは、洵に天下の大慶なり、早く散じて御所方を潤し、衆庶を悦ばしめ給ふべし」と、言を極めて賞賛せり。秀吉聞き終て、欣然たること良久し。既にして聚樂城門のうち、二町ばかりなる白洲に、臺を並べ据ゑ、金銀を積むこと丘山の如く、一臺に金百枚づゝ積重ね、四人して持運びければ、觀者みな目を驚かさずといふことなし。禁裡御所方へ獻ぜられしもの、金銀總べて卅六萬五千兩。徳川家康へ砂金灰吹二千兩、銀一萬兩。或曰く、銀二千枚金二百枚と。而して朝日御前にも、金五千兩贈られしが、其他の諸侯も、各、其の恩澤に浴しければ、何れも關白の活潑大度を感じせざる者はなかりき。(松平家忠日記)

此年於聚樂、關白秀吉公金賦りあり。内裡に黄金千枚、其外銀進上也。諸大名々、金五百枚、三百枚、二百枚。其上銀を相添被遣。前代未聞之儀也。夥共無三云量。其體、城の門外於廣地に、秀吉公束帶し給、將儿に腰をかけ令居給。各も裝束し、謹拜領之、大名小名不殘如也。非楊震賢、各、并躍不斜。(當代記)

因て惟ふに、若し此の金賦を諸侯にせず、廣く天下の萬民に行はば、其功や如何ばかり勝れて善かりけん。

關白金賦
之評

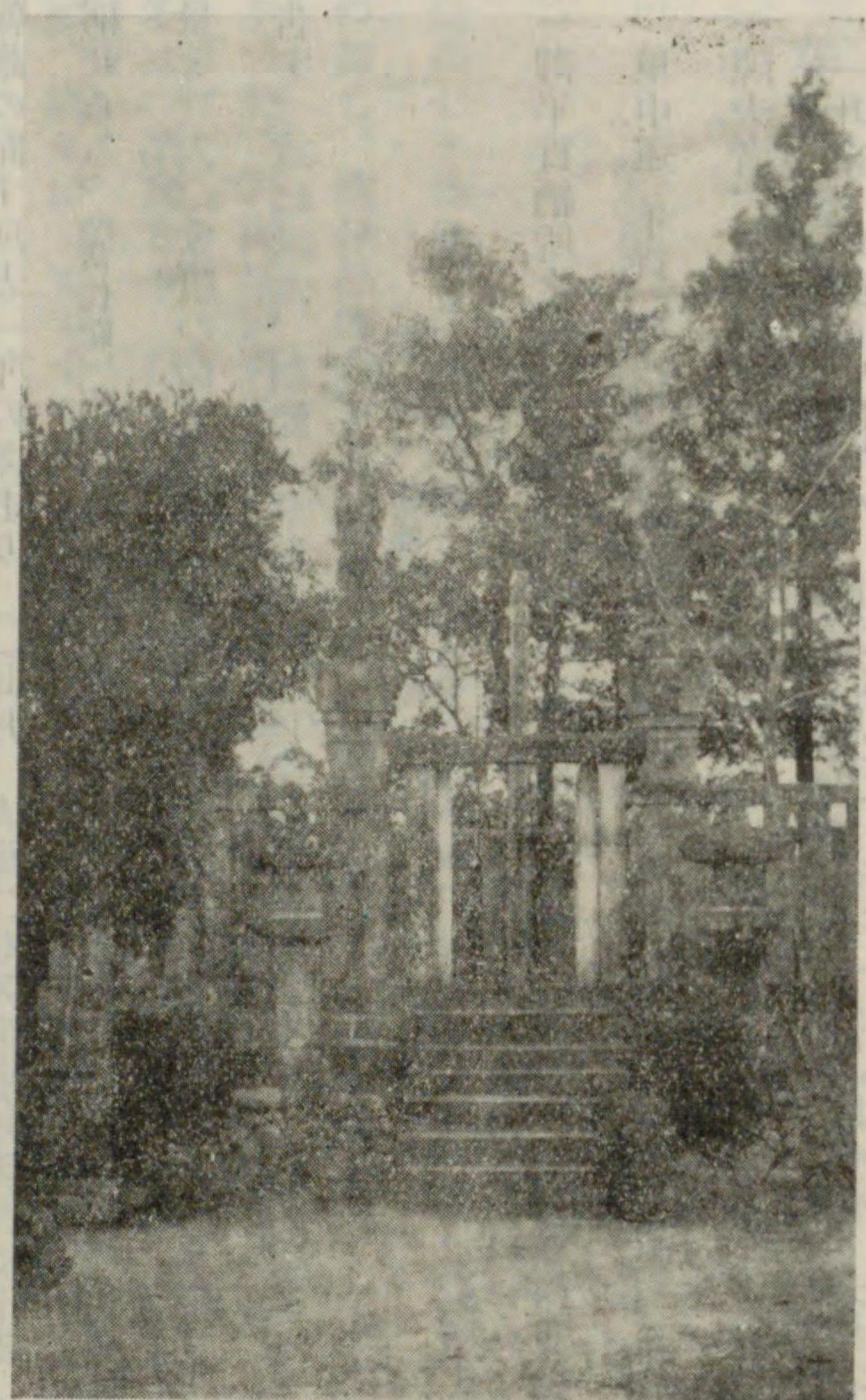
諸侯は秀吉を助けて、此の一統を成さしめられたれば、其功や素より大なるものありけん、然れども其功や、大小に従て酬いられ、各、領地食邑を有して、分に應じて榮華に誇り富貴に驕れば、今更特に金銀を與ふる要もなからんか。之に反して、農商の輩は、近頃稍、干戈の音少しと雖も、未だ肩を憩ふには至るべくもあらず。元龜・天正の戦亂は、此頃の事のみ、其實は、天文・永祿の昔より干戈相續ぎ、春種を夏耕せども、秋收め冬藏むることは必し難く、好し收め藏むとも、徴發せられざるを保せず、飢に泣き寒に泣くこと、茲に數十年。所所爐を閉ぢ竹扉を鎖すこと、豈に獨り應仁の當時のみならん。延いて今日に至れるなり。此頃、纔に秀吉の威靈に依り、軍賦の役少しく間を得たりと雖も、未だ衰廢を回復するの遑なく、皇天后土の恩を待つこと、最も甚だしきものありしなり。然るに秀吉此を是れ察せず、徒に己が武功に誇り、曾て民を恤む事の何たるをも辨ぜざる、彼の食殘厭くなき武將軍のみを惠めるは、果して何の心ぞや。己自から民間に起り、悉く其の疾苦を知りながら、慮り此に至らざるは、秀吉も己に其智蔽はるる所ありしか、秀吉は己に成り上りて、下情に遠かるとも、友巴法印たる者、何ぞ一言此に及ばざりけん。惜いかな、大名に與ふる物を轉じて、四民に施さば、其の黄金の光は、唯、當代のみにあらず、亦長く後世を輝かすべきものを。○八日、徳川家康大阪より歸り、遠州中泉に到る。(松平家忠日記) ○十日、徳川家康駿府城に歸る。此頃聞く、「奥州會津仙道太守芦名平四郎義廣、伊達政宗と戦て大に敗れ、僅に身を以て遁れ、父佐竹義重に水戸に頼る。政宗是より會津に猛威を振ふ」と。義廣の遁るるや、途に黒川といふ川あり、義廣敵の來迫るを恐る。時に稻荷の社僧に、南光坊天海といふ者あり、鎗を提げ嚮導して曰く、「敵若し來らば、野納露を掃はん」と。天海は

家康到中
泉
家康歸駿
府

南光坊天
海

大須賀康
高卒

三浦氏の裔、鈴木氏なり。聞く者、政宗の勇と、天海の膽とを稱す。○廿三日、遠州横須賀城主大須賀五郎左衛門康高卒す。年六十三、康高は文武兼備の英將にして、井伊・本多・酒井・榊原に劣らず、徳川家創業の一にして、徳川家康の棟梁の臣なり。康高遠州横須賀に在て、武田氏の押として、八年間戦鬪をつゞけ、毫



康高の墓

も其利を失はず、其功拔群なりとて、横須賀城を賜ふといふ。康高の父は、大須賀掃部と稱し、本姓は千葉氏なり。千葉常胤の四男、大須賀四郎胤信の二男、左衛門尉胤秀の嫡男、大須賀七郎左衛門尉重信の後裔なり。康高嘗て稱號を賜はりて松平を稱せしが、嗣なきを以て、榊原康政の次子を養て後となす。此兒は今年僅に九歳の幼童なりと雖も、康政の室は、康高の女

出羽守忠
政

なれば、其の外孫たるの故を以て、特に養て嗣とす。後出羽守忠政と稱するは此人なり。(藩翰譜・大須賀掃部出生記) 大須賀五郎左衛門康高の墓は、城東郡山崎村、景江山撰要寺に在り。墓表曰、

撰要寺殿前金吾東岸洋春居士

康高は享祿元年生天正十六年六月二十三日

撰要寺上段の室に卒す享年六十二

鼓師

藩翰譜の記す所と一年の差あり。○此月、大藏二助入道道知駿府に下る。是れ能樂の鼓師にして、當時無双と稱せらる。(當代記)○七月七日、徳川家の國郡奉行、本多作左衛門重次・高力權左衛門清長・天野三郎兵衛

七ヶ條令

康景等三人、家康の命を蒙り、租税・軍賦・水旱・損亡等に關する制令、七ヶ條を制定し、普く分國の人民に布告す。或は云ふ、制條六章を定むと。(武徳編年集成・野史・大三川志)

定

福徳の朱印差
渡し一寸九分

一御年貢納所之儀、請納證文明鏡之上は、少も於ニ無沙汰者可レ爲ニ曲事、然レ者、地頭遠路令ニ居住者、五里中運ニ年貢可レ相ニ届之、但地頭其知行に有レ之者、於ニ其所ニ可レ納事。

一陳夫者、貳百依ニ一疋一人宛可レ出レ之、荷様者、下方升可レ爲ニ五斗目(掛川志稿)扶持米六合、馬大豆

一升宛、地頭可レ出レ之、於ニ無レ馬者、歩夫二人可レ出レ之、夫免者以ニ請負一札之内、一段ニ一斗宛引

レ之、可ニ相納ニ事。

一百姓屋敷分者、百貫文ニ三貫文つゝ、以ニ中田ニ被レ下レ之事。

一地頭百姓等雇事、年中ニ十日宛、代官雇三日宛、爲ニ家別ニ可レ出レ之、扶持米、右同前之事。

一四分一者、百貫文ニ貳人宛、可レ出レ之事。

一請負申御納所、若大風・大水・大旱年者、上中下共、以ニ依法ニ可ニ相定、可レ爲ニ生扱之勘定ニ事。

一竹藪有レ之者、年中ニ上方ニ五拾本、并ニ地頭ニ五拾本可レ出レ之事。

右七ヶ條、所レ被ニ定置ニ也、若地頭及難澁者、以ニ目安ニ可レ爲ニ言上ニ者也、仍如レ件。

天三兵

天正十七年七月七日

高權左

本作左

(見聞録)

此の七ヶ條は、朱印條令にして、其の發布の手續を見るに、或は地頭より、一部落の百姓宛にて達せしもの如し。遠州榛原郡東深谷村里正、源五郎藏するものの紙尾に、「丹羽源左衛門尉氏久、深谷百姓等」とあり。又、同國城東郡不入計村に下したるものには、「大久保次右衛門忠佐奉レ之、遠州不入計村百姓等」とあるは、其類なり。但し、一人に宛てて下附せるものなきにあらず。同國榛原郡菊川村に存するものを見るに、紙尾に「天正十七年七月七日、丹羽源左衛門尉氏久、菊川村百姓治右衛門」とあるは、即ち是なり。其他、神社・佛寺領等に與ふる所のものを見るに、何れも小異あるが如し。而して此には七ヶ條なれども、他に、六ヶ條として、三項の「百姓屋敷分者云云」の一條を除くものあるは、何故か詳かならず。(掛川志稿)又、駿府町奉行所に、控へ藏する寫を見るに、何れも附札ありて、朱印は、概ね福徳の印なりといふ。但し、之は享保年中、駿州にありし令條を寫し取れるものにて、多くは失せて残れる十三通を云ふ。

定

「令狀七ヶ條如前文」

天正十七年七月七日

渡邊彌之助光

石田

下ヶ札

古來役人書物之由、何れ之家臣申儀者、申傳、茂無御座旨、駿州有渡郡石田村傳五兵衛三郎右衛門と申者、兩人ニテ、本紙の義者、傳兵衛方所持仕候由、申出候。

多く朱印を賜ふ

大禪寺

大佛殿の用材

○駿州有渡郡石田村平田山牧牛寺、及び同郡下嶋村百姓某に、朱印を賜ひ、以て其の地租を免す。此他、七ヶ條朱印の主旨に基き、駿・遠・參・甲信等、五ヶ國の神社・佛寺・村落・個人にして、朱印を下附せらし者少なからず。駿府に大禪寺といふ寺あり。家康嘗て一日此寺に遊びしに、鶏二十羽ばかり飼養せるを見、住僧に謂うて曰く、「此鶏一羽我に與へずや」と。住僧曰く、「請ふ一羽といふ勿れ、皆ながら献ぜん。菜園を啄み荒して、害少なからざれども、自然に孵化して自然に成長すれば、暫く自然に任せ飼置くなり」と。家康笑て曰く、「法師は鶏卵を食するを知らざるか」と。而して心には其の殊勝を感じけん、此頃召して朱印を附し、寺領を寄附したりとぞ。○九日、關白秀吉、使者を駿府に遣はし曰く、「洛東の大佛を造營するに、棟梁の材

富士材木引の役

大雨

秀吉の使者駿府に至る

を缺く。乞ふ富士山の太木を充てしめよ」と。家康命に従ふ。(松平家忠日記) 初め秀吉、大佛殿建立の舉あり、前田徳善院玄以を以て奉行とし、用材を木曾・飛騨・四國・九州等の諸山より採伐せしめしが、棟梁の材に適するものなければ、人を派し富士山林を検せしめしに、使者還報じて曰く、「材の適否は辨ぜざれども、大木天を摩して鬱葱たり」と。因て更に大工棟梁を遣はして見しむるに、復命して曰く、「適材數多あり」と。則ち此命ありしなり。(武徳編年集成・太閤記) ○十九日、駿・遠・參三州の諸將、各役夫を率ゐて駿府に到り、直ちに登城して着到を告ぐ。是れ去る十六日、酒井宮内大輔より、令を諸將に傳へ、富士山材木引出の役を命じたればなり。富士山材木は、大佛殿建立用なり。家康諸將を召して曰く、「明後廿一日、井伊侍従直政の邸に會すべし。猿樂の興行あり。先づ靜に遊樂して後、富士山に赴くべし。但し、役夫は、明日大宮まで遣はし置くべし」と。大宮は富士山麓に在り。(松平家忠日記) ○廿一日、大雨黎明より降りしきる。井伊直政邸の猿樂興行延引せり。(武徳編年集成) ○此日、關白秀吉の使者、富田左近將監知信・津田隼人正信重等、駿府に至り、沼田城還附の事を議す。(關八州古戦録・松平家忠日記) 先是、小田原城主北條氏直、其臣板部岡越中融成入道江雪を大阪に遣はす、徳川・北條二家、封境の事を説明せしむる所ありしが、秀吉時に命じて曰く、「今年十一月を出でず、氏直の上洛相違なきを誓はば、沼田の城池は必ず北條氏に渡すべし」と。江雪喜び還る。是れ秀吉の、二使を駿府に遣はしし所以なり。二使家康を見、秀吉の意を告げて曰く、「眞田安房守昌幸が、上州の領邑は、其の三分二に、沼田城を併せて北條に附し、其の代地は、徳川氏これを償ひ、其の三分一は、眞田が墳墓の地なれば、舊の如く、名胡桃城と共に、昌幸に進止せしめんとすれども如何」

事蹟

直政邸の猿樂

と。家康命に従ふ。此に於て、二使駿府を出でて小田原に向ふ。(野史)○廿六日、徳川家康、能を井伊直政の駿府邸に見る。諸將先づ在り、猿樂十番あり、家康秉燭の頃還る。(武徳編年集成) 時に家康自ら能舞し、道知鼓を打つといふ。世に稱す、奥平美作信昌、去年夏より、奈良に於て此道を傳へ、井伊兵部少直政、同年の秋之を習ふにより、此時の能こそ、實に前後に比なかりけれど、今も駿府には傳へて、語種とすとぞ。

沼田城の解決成る

(當代記)○廿八日、京師の二使小田原より歸り、駿府に至り家康に面し、北條氏政の約に従ふを告げ、且つ曰く、「速に前議を成さん」と。家康即ち榊原式部少輔に命じ、京師の使者と共に、眞田が駿府邸に赴き、其由を告げしむ。眞田昌幸また命に従ふ。京の使者また小田原に赴き、之を告げしに、氏政父子また秀吉の命に従ふ。此に於て、小田原よりは江雪齋、駿府よりは榊原康政を遣はし、彼の二使と共に、上州沼田に赴き、地を檢し界を劃し、約束の如く三分二を北條氏に、三分一を眞田氏に屬せしむ。北條氏は、是に由て、直ちに氏政の弟安房守氏邦を遣はし、入て沼田城を守らしむ。此に於て、北條・徳川多年の確執も、故なく解決したれば、富田・津田等、再び小田原に到り、詳に其狀を告げ、因て更に今年十一月、氏直上洛の旨を誓はしめ、尋で大阪に還る。(關八州古戦録) 時に、氏政父子、京使を禮せず、諸臣、或は諫むれども聽かず。(逸史) 曰く、「函嶺は天險にして、關東の人は驍勇なり。世に關八州の兵は、天下の衆に敵すとは、虚言にあらず。且つ、我が小田原城は、京畿を距ること遠く、山川隔絶すれば、關白も遂に我を如何ともする能はざるべし」と。其後、家康も屢、人を遣はして、入覲を勧めしめたれども、氏政はいつかな聽く色なかりき。(豐臣家譜) ○八月二日、遠・參の諸將興津に赴く。富士山の材木、引出の爲なり。(松平家忠日記) ○三日、

富士材木引出

大木動かす

遠・參の諸士、加嶋より船に乘じ、上出の小屋場に到る。松平主殿助家忠、是まで井伊侍従の部下に在りしが、此日、酒井宮内の部下に組替へらる。蓋し其他にも立替ありしなるべし。(松平家忠日記) ○五日、始めて富士材木の引出に従事せり。長さ二十五俵の大繩五條を纏ひ、人は集り、力を併せて援引せしが、此日は終に寸も動かざりき。(松平家忠日記) ○六日、降雨、道路の修繕をなす。(松平家忠日記) ○七日、降雨、材木引出、凡そ三十間許引出だす。(松平家忠日記) ○八日、富士材木引出、凡そ百六十間出づ。此日の着到百三十人と點す。此日、家康は中嶋新助を遣はし、材木引出の將士を慰勞せしむ。(松平家忠日記) ○九日、降雨、木引、晝より休む。材木の出づること八十間。(松平家忠日記) ○十日、富士大木二百間ばかり出づ。(松平家忠日記) ○十一日、木引、昨十一日は降雨にて休む。(松平家忠日記) ○十五日、永良へ繩打の衆、木引に出づ。十三・十四の兩日は、降雨にて木引休む。(松平家忠日記) ○十六日、降雨、木引中止。(松平家忠日記) ○十七日、家康使を富士山に遣はす、曰く、「富士材木至急を要すれば、平岩七之助・酒井宮内等、二隊に分れ引くべし」と、因て又、新に道路を開く。(松平家忠日記) ○十八日、降雨、木引休まず。(松平家忠日記) ○十九日、木引。(松平家忠日記) ○廿日、降雨、富士大木、漸く木山を引出だすを得たり。(松平家忠日記) ○此頃、遠州總檢地あり。駿・甲・信・參、また同じく家康の命する所なり。佐野郡北部は、山間の地なれば、從來租税を徴さることなかりしが、此の檢地より徴税せらることなりぬ。古證文あり、今に存す。其郷山中之事候間、毎年納候ごとく、すみ六十二俵、さかの村・みやうが嶋村郷より、納所あるべく候、以上。

遠州檢地
佐野郡北
分始課租

丑八月二十日

寺田右京亮

原之谷内

みやうがしま村

さかの村

御百姓中

炭焼村

想ふに、此郷の産物として、從來炭を獻じ來しを、此の檢地より、租税として課せられしなり。明ヶ嶋・香折・嵯峨野・中塚を總稱して、炭焼村といひ、佐野郡の極北に位せるが、當時既に炭竈あり、炭を焼きて生業とせしより起れる名なるべし。嵯峨野・中塚を上組と云ひ、八幡宮を祀り、明ヶ嶋・香折を下組と云ひ、天王を祀り、以て鎮守神とす。村中に横のをれといふ山あり、上下組合の境となる。(掛川志稿) 世に稱す、此の繩打により、去年諸給人の知行物成の内、五十分一を徴收せられ、五千俵の成物にて百俵なり其の物成高を以て、本主に充行はれ、其れ以上の過分あるは、悉く之を駿府に收められしが、此事は、伊奈備前守専ら執行せりと。(當代記)

○廿一日、降雨、木引、(松平家忠日記) ○廿二日、降雨、小材木の運搬あり。蓋し大木引出の用に供するなり。(松平家忠日記) ○廿三日、降雨、木引休む。(松平家忠日記) ○廿四日、木引。(松平家忠日記) ○遠州敷知郡入野村本所方百姓等、七ヶ條制令を下附せらる。地頭寺田右京亮泰吉の花押あり。蓋し七ヶ條制令の下附は、其の地方を支配する代官等六人、相議して之を上るものにして、朱印は、必ず發頭の定の字に押捺するを例とすれども、紙の繼目、又は名の下の印は、心心のものにて、一定することなし。但し、七ヶ條の文

富士材木

七ヶ條制令

入野村

入野の三部落
地頭方
國方
本所方

言は何れも同一にて、既に記したれば爰には畧すべし。而して入野村にて、此の七ヶ條を所持する者を、櫻井太郎兵衛といふが、太郎兵衛の祖先は、櫻井五郎兵衛とて、木寺宮の親族なりければ、木寺宮信州へ出奔せし後、其領なる本所方を支配し、子孫相續いで太郎兵衛に至れるなり。

抑も、本所方とは如何といふに、元來入野は三部に分れ、一を地頭方といひ、一を國方といひ、一を本所方といひなせり。地頭方とは、武家天下となつて後、武家より遣はしたる地頭の支配地にして、其の國方とは、所謂國守方の謂にして、朝廷より差遣したる國守の支配地なり。而して本所方とは、王子・親王等宮方の私領地、所謂莊園地の謂にて、此村の本所方は、乃ち木寺宮の御領なりけるなり。然るを宮出奔の後、五郎兵衛代てこれを支配し、子孫相續いで太郎兵衛に至りければ、今も其の由緒に因て、此の七ヶ條は下附せられしなるべし。太郎兵衛の先世に、善兵衛といふ者あり。松平左馬亮に仕へて、代官となれりといふ。又此日、敷知郡和地村にも、七ヶ條を下附せられしが、是には倉橋長右衛門と記名して、其下に花押あり。(見聞録)

木引

宮出奔の時、櫻井源兵衛といふ者、甲州よりの來書を證として極諫せしが、宮聽かずして奔れば、源兵衛止まりて本所方を領せりといふ。然らば此にいふ五郎兵衛は、源兵衛と異名同人か。

○廿五日、富士山雪ふる。木引の人数、此日百五人あり。(松平家忠日記) ○廿六日、富士の大木を引き、上出村木小屋場まで至る。此夜降雨、富士山は降雪。(松平家忠日記) ○廿七日、小材木運搬。(松平家忠日記) ○徳川家康、駿府を出でて大宮に到る。富士大木の引出を檢せんが爲なり。(松平家忠日記) ○廿八日、家康大宮より甲府に赴く。(松平家忠日記) ○廿九日、徳川家康、命を平岩・酒井等二隊に下し曰く、「速に富士大木を、

富士川沼窪まで出だすべし」と、然れども今日は、纒に路頭まで引出だすを得たるのみ。木引の人夫百三十人着到せり。(松平家忠日記) ○三十日、大木、大き迄引出だす。(松平家忠日記) ○九月一日、富士大木の運搬常の如し。二日・三日に至て、止むことなし。(松平家忠日記) ○四日、木引、沼窪川に入る。(松平家忠日記) ○五日、大木、川を下ること二十町計。(松平家忠日記) ○六日、大木、川を下ること二十町許、鵜殿八郎三郎の部下、一人溺死す。(松平家忠日記) ○七日、大木、洲にかかりて出でず。(松平家忠日記) ○八日、降雨、大木流下すること十町許。(松平家忠日記) ○九日、川浅くして大木動かす。再び陸揚げして引く。野田・松尾衆喧嘩あり。松尾衆は信州なり。(松平家忠日記) ○八幡梅次といふ者あり、駿州止駄郡梅地村兒玉石權現に、鰐口を寄附す。○十二日、十日・十一日より引續けて、今日に至り、大木始めて吉原に着す。是より船にて渡す。(松平家忠日記) ○十三日、此日より門木を引き、日日つづく。(松平家忠日記) ○十八日、木引、甲信の衆歸る。是れ甲州東郡に、城普請あるが爲なり。(松平家忠日記) ○廿日、遠州佐野郡初馬村長善寺住持周全、新に十一面觀音の像を刻み、同寺の本尊となす。其丈八寸餘あり。背に書して曰く、奉^{ツル}造立^テ處本尊十一面觀音、爰退轉之時、新佛一尊周全代也。時天正十七年九月廿日と、蓋し此寺の本尊、古くして破損せしものなり。

此寺慶長の頃に至り、住僧深く松平隠岐守の歸依する所となり、隠岐守、伊豫國松山に移るに及び、住僧も亦從ひ往き、其後を西方村龍雲寺に依頼し、同寺より僧を遣はし留守せしめけるが、後終に廢寺となり、本尊及び佛器の類は、悉く文珠寺の預かる所となれり。今會下谷といふは、即ち此寺の址なり。文珠寺は、同じく初馬村に在り、開山を如雲

關公といふ。(掛川志稿)

家康甲州より還る

名取長次

鳥居元忠
木引

骨喰吉光
龍潭寺南
溪和尚寂
す

○廿六日、先是八月、徳川家康、大宮を経て甲州に入り、九月都留郡を巡視し、東郡城を築かしめなどしけるが、今日甲州を發し、郡内・長久保を経て、沼津に出で、駿府に還る。(野史・大成記・家忠日記) 家康甲州に在り、奈良田の温泉に浴することありしが、此地の領主、名取半左衛門長次といふ者、家康を見て厚く饗しければ、家康深く其志を哀み、遂に用ひて家人に列し、三百石を食ましむ。長次は、代代此地を領せし者の子孫なれども、勝頼亡ぶるとき、年尚ほ幼にして祿を失ひ、里民に寄て寓居せし者にて、時に年十七なりき、又此時、都留郡の守護は、鳥居彦右衛門元忠なりしが、元忠も白銀十枚・綿百把・漆百桶を獻じ、盛に饗膳を設けたりといふ。(武徳大成記・家忠日記) ○富士山大木の引出は、十九日以後止むことなし。但し廿三日は降雨にて休みき。(松平家忠日記) ○廿七日、松井宮内卿法印友閑・千利休等二人、秀吉の密旨を含み、駿府に到り、家康に説く所あり。蓋し家康の愛刀獻納のことなり。家康拒絶すること能はず、止むを得ず其意に従ふ。家康もと利刀あり、骨喰吉光といふ。是れ大伴左兵衛督義統より、數代相傳の名刀にして、家康の最も秘藏する所なるが、今二人の勧誘を蒙り、辭する能はず、遂に二人に託して、大阪に獻す。秀吉大に悦び、書を賜はりて深く之を賞し、且つ小袖百襲を贈り、之に酬ゆ。此刀、後に秀頼に傳はり、大阪落城のとき、農夫の得るところとなるを、本阿彌求め得て秀忠に獻す。秀忠金若干を與へて之を賞し、是を官庫に藏せしむ。○廿八日、遠州引佐郡井伊谷村龍潭寺二世、南溪和尚寂す。南溪は、井伊直政の曾祖父、直宗の弟にして、井伊直平の第二子なり。宿徳有驗の高僧にして、龍潭寺の盛運に向ひしも、和尚の力多きに

居る。又、直政を眷顧すること最も厚く、直政の幼より孤獨貧乏の身を以て、屢、襲ひ来る禍難を免れ、流浪漂泊の中に成長し、遂に徳川家康の知る所となり、諸將に冠たるに至りし所以のものは、偏に此の和尚の苦辛に頼らざるはなきなり。和尚嘗て直政に謂うて曰く、「佛法修行は、士庶人共に怠るまじきものなれば、子も亦須らく心を此道に用ゐるべきなり」と。時に直政答へて曰ふ、「貴命眞に然り。然れども小子已に武人の末に列すれば、平時と雖も亦干戈を忘るべきにあらず。何の違ありてか、佛法を修めん。我が佛を修めざるを見て、直ちに佛を疎にすとな思ひ給ひそ。そも我が禪師の篤く修め給ふ禪宗とは、如何なる法理の尊きものあるか、垂教を得ば洵に幸甚なり」と。南溪曰く、「禪法なりとて、何ぞ他宗に異ならん。異なるは法にあらざるなり。唯、常に生死事大無常迅速と悟り、晝夜工夫怠らざれば、自から道理は悟り得らるるなり。予に一則の公案あり、子に授くべし。

夜深過戰場 寒月照白骨

子は武を以て身を立つる者なり。能く之を誦して記憶し、常住坐臥忘るる勿れ」と。因て復た參禪の法を指南して曰く、「以後必ず拈提せらるべし」と。直政沈思すること少時、我も亦斯くこそと拈提しければ、南溪曰く、「善し」と、直政また曰く、「武人戰場に臨みて、生死を決するは常の事なり。然れば小子また死所を知らず、願くは我が生前に我が法名を賜へ」と。南溪即ち筆を執り、書して曰く、

直政の法名

祥壽院清涼泰安

後世江州彦根に清涼寺あるは、此の法名に基けるなり。駿州臨濟寺の僧に、鐵山和尚といふあり。直政の畫

像に贊して曰く、

丹青何用記虚名 真相眞形畫不成 聽聽無生那一曲 松風日夜遠江聲

是れ後の事ながら此に記す。而して鐵山語録には、此の詩題を提して、遠州侍從清涼泰安畫像贊といへり。世人動すれば、直政の法名を以て、其の菩提所なる、江州彦根清涼寺の寺號に因て定めたりといふは、本末を誤るなり。(井伊家傳記) ○富士大木を引くこと、日日止む時なし。○十月一日、降雨、木引止まず。(松平家忠日記) ○廿四日、駿府の令あり、富士材木引出の將士に下る。曰く、

當年中入候木計り引て、普請衆あがり候へ。云云

小田原征伐の議

尙ほ引續きて木引はあれども、此令下て後は、何れも歸國の準備に汲汲たるものの如し。(松平家忠日記) ○

此頃關白豊臣秀吉、命を大谷刑部少輔吉隆に傳へ、駿府に至り、徳川家康に謂はしめて曰く、「北條氏政父子、久しく關東に割據し、自から富強に誇り、朝威を畏れず禮聘を納めず、已に臣節を失すること大なるのみならず、關白殿下を欺くことも、亦一再に止まらず、關白も已に忍ぶ能はず。將に天下の爲に、之を追討せんとせしこと屢なりと雖も、特に氏直は公の女婿たる故を以て、俄に首刎ぬるに忍びずとて、今に追討延引したる所以なり。然るに此頃に至ては、彼等放縱の舉動いよいよ甚だしく、不臣の所爲ますます著し。凡そ日本國中、未だ王庭に朝せざる族なきにしもあらずと雖も、之に勝る朝敵何くにか在る。是を以て明春に至らば、關白自から兵を指揮し、以て氏政父子を誅し給はんとす。然れども公また思ふ所あらん。所見を吐露して憚るなかれ」と。

家康の去
就決す

家康徐に答へて曰く、北條父子久しく朝命に抗し、敢て皇威に服せざるは、其罪實に天地の容れざる所なり、是以て、某も既に屢、氏直を諫むる所ありしに、氏直は大に悟る所あつて、上洛を拒むにあらざれども、彼の氏政闇愚にして、事理を解せず、毫も我言に従ふを欲せず。故に氏直も一向我言のみに聞き、父の言に背くを難かり、遅遲として今日に至りしなり。今日に至ると雖も、氏政先非を悔い、苟も歸順の志を生じたらんには、尚ほ殿下の尊嚴を演習すとも、切に寛仁の御政を請はんとせしに、氏政愚にして終に悟る能はず、反て不臣の志を固うせしが如きは、誠に以て遺憾の極と謂ふべし。然れども事已に此に至れば、復た如何ともすべからず。若し私縁を以て公法を曲げんとせば、天命を恐れざるの誹あらん。我心已に決せり。幸に我が領邑は小田原に接すれば、是より直ちに令を發して兵を徴し、聊か駿・遠・參・甲・信五州の兵を發し、敢て先鋒の任を請はんと欲す。いよいよ北條氏祀らざる時至れるなり。(大三川志・野史)家康も、是まで屢、入朝を勧めたれども聽かず、遂に此に至るは天命かと。(逸史)吉隆意を得て歸る。秀吉復命を聞き、曰く、「當に然るべきなり」と。

秀吉小田
原征伐の
経略

惟ふに、秀吉小田原を征せんと欲せば、先づ知らざるべからざるは、家康の嚮背なり。此時に當て、家康東海樞要の地に據り、駿・遠・參・甲・信の五國を跨有し、小田原と姻戚の親あるに、小田原また、昔の武威なしと雖も、且つ五代の積威に依て、關東八州を據有すれば、其の富強、未だ侮り難きものあつて存するなり。故に若し、此の二家連衡して、上國勢に當るに至らば、たとひ關白の智勇不世出して、終に之を征伏するは疑はずとも、一朝夕の能く辨する所にあらざるは明かなり。然れば即ち、一日も早く、天下を一統せ

新所村

んてふ素志にも反き、且つは妹を嫁し母を質し、以て家康を招きたる昔日の苦心も、一朝にして、水泡に歸する所以なれば、未だ家康を敵としても、北條を征せん決意はなかりしなり。是れ則ち、此の使者を遣はしたる故なりけんかし。○十一月三日、遠州濱名郡新所村、内藤八郎右衛門といふ者、七ヶ條に添へて、朱印地を下附せらる。當時の代官は、彦坂小兵部にして、其の私書に曰く、
一利木相變、義無之、新所村之内藤八郎右衛門は、吉原彌兵衛爲、小舅と承付、新所之様子尋、七物をくれ候様頼置候へば、七ヶ條寫越申候。

天正十七年己丑十一月三日

彦坂小兵部

(見聞録)

小田原反
抗
材木引出
終

此に依て見れば、七ヶ條朱印の下附も、時の常路の私意に出づる者、亦少なからざるが如し。因縁阿附の弊は、何れの世にも行はるるものぞかし。○小田原勢攻めて、眞田の持城一を陥れたりといふ。一城とは、蓋し上野に在る、那胡桃城の謂ならん。○七日、富士材木引出の役終り、駿・遠・參の諸將等、人夫と共に駿府に還る。(松平家忠日記) 此後、富士山材木は、紀州熊野浦に廻送し、其より大阪に送りしが、此木一本の輸送に、人を役すること五萬人、財を費すこと黄金千兩なりしとか。而して大佛殿成る。○二十九日、關白豊臣秀吉の使者、富田平右衛門・津田四郎右衛門等、駿府に至り、徳川家康に面し、秀吉の命を告げて曰く、「先に小田原城主北條氏政、上洛參朝の旨を誓ひ、上野國沼田城の交附を受けながら、言を左右に寄せ、遅遲として、今に上京の企あるを聞かず。是れ朝命に抗するなり。是れ我を欺くなり。若し今年を出でず、上洛するにあらざれば、明春を待て、直ちに兵を發し、其罪を問はんとす。因ては議すべき軍議も數多あり、

秀吉の使
者駿府に
到る

家康上洛

速に上洛せらるべし」と。家康命を聞て即日途に上る。而して關白の二使は、駿府を發して小田原に向ふ。蓋しまた此命を北條氏に告げんとするなり。此に於て、道路俄に種種の説を傳ふるものあり。曰く、先に相州より上りたる使者石上左馬助康昌は、京都に止めて誅せらるべし。曰く、北條氏の爲に嘆ひたる妙音院は、必ず礫物にあげらるべし。曰く何、曰く何と、巷説紛紛たり。(松平家忠日記)

小田原征討理由

奈久留美城荒掠せらる

先是、沼田城北條氏の有に歸し、北條安房守氏邦の預となるや、氏邦その長臣猪股能登守範直を遣はして守らしむ。範直は、猪股小平太範綱の後胤にして、近頃氏邦に屬し、重く用ゐらるるに至れるものなれども、其性元より木訥にして、己の主君の外、尊敬すべきものもなく、又畏るべきものもなしと信する者なれば、奈久留美の沼田領内に在て、北條の有にあらざるを見て、頗る憤怒の情に堪へず、後難の至るを慮らず、約束の如何を顧みず、一向に是を併有せんと欲し、先づ一計を按じ、昌幸の印に擬し、昌幸の書に摸し、一書を認め、當時の奈久留美城代、鈴木右近に贈り曰く、「聊か議することあり、速に信州上田に到れ」と。右近書を得て疑はず、上下僅に三十騎許にて上田に赴きしを、途に要して襲殺し、即ち馳せて奈久留美を襲ひ、城兵の狼狽するに乗じ、遂に之を押領せり。(漫録・大三川志)眞田昌幸之を聞て大に怒り、急使を馳せて、狀を京師に報す。

秀吉報を得て、亦大に怒て曰く、「彼何ぞ無狀なるや、去年、妙音院・富田・津田等を遣はしし時も、十二月には上洛せんと答へながら、遂に其約を履まず、今年また己の心の儘に、沼田城を領しながら、未だ上洛の催だにあるを聞かず。加之、今又擅に奈久留美城を畧取せしは、何等の無禮ぞや。吾嘗て屢、使者を遣はし、懇

に理を説き義を示し、篤く利害の分るる所を論すと雖も、彼肯て應ぜざる所以は、一には箱根の嶮を頼み、一には道の遠きに因て、吾が兵の至り難きを想ふに因るとか、愚なるかな氏政、箱根嶮なりと雖も、我に駿馬のあるあり、豈に越え難からんや。關東道遠しと雖も、吾嘗て九州を征す。何ぞ至り能はざらんや。彼又敢て我言を拒まず、面に従うて心に非とし、言を巧にして歲月をのべ、不即不離の中に、我が隙を窺はんと欲するならめど、我豈に彼等の策に陥らんや。且つ、氏政吾を維盛に比し、以謂らく、「昔者、平氏の軍勢十萬餘騎、由井・神原に陣せしことありしが、合戦などは云はずもがな、水禽の音だにこらへ兼ねて遁走せしを、關白は知らで師を出だすや。唯、關白は磊落不羈なるのみ、其れ或は畿内近國の兵には適せんも、我が關東には用なきものを」と、且つ嘲り、且つ誹り、吾が使者を遇せざりきといふ。何ぞ無禮の甚だしきや。我已に之を誅せんとせしこと屢、なれども、特に家康の姻戚なるに因て、今日までは容忍したれ、事此に至ては、又容すべからず。速に兵を徵せ、我將に發せんとす」と、手を振り足を踏で怒り、因て直に參内して奏聞しけり。(太閤記)

北條氏の京師に在て、その動靜を窺ふもの、早くも聞知して、之を小田原に通じければ、氏政父子大に驚き怖れ、直ちに石巻左馬助康昌を京師に遣はし、秀吉に謁し陳謝せしむ。康昌京師に至り、石田三成・徳善院玄以に因り、陳謝して曰く、「氏政父子速に上洛せんと、已に旅裝を調へしに、計らずも數月以來、氏直病に罹り、心ならずも上洛の時を過まり、空しく日月を経過し、約を背き禮を失するの罪、逃るる所を知らず。苟も病だに怠らば、直ちに京師に上り、御許されを蒙りて拜謁し、親しく情を述べ、深く其罪を謝し奉るべ

し。其奈久留美を押領せしが如きは、全く氏政父子の知る所にあらず。邊鄙の家人、公法を辨ぜず、狹隘の情抑へ難くて、此に至れるものとはいへ、殿下の御怒を蒙るに至ては、氏政父子敢て其罪を逃れんとはせず。眞に恐懼措く所を知らず。速に將士を召還し、故の如く眞田へ返附すべければ、希くは殿下一視同仁の情を以て、務めて寛大の法に依て、處し給はんことを」と。(野史)康昌の京師に到れるは、此月十三日なりしが、偶、秀吉の、小田原征伐を令したる日なりければ、康昌聞て喫驚し、直ちに馳せて、石田・増田・徳善院法印等の邸に至り、事の由を陳べて、其の先容を請ひ、氏政父子の他意なきを明にし、一向に其罪を寛うし給へと哀願せり。

然れども秀吉怒て聽さず。康昌を囚へて禁錮せしめ、以て京師に止め、且つ書を家康に贈り、曰く、「北條氏政父子、禮を朝廷に失すること數年、吾これを寛容して、今日に至れる所以のものは、偏に卿の姻戚たるに因るのみ。然れども氏政父子之を覺らず、此頃に至ては、傲慢ますます甚だしく、其恩に感ぜざるのみならず、却て吾を侮慢せり。吾心已に決せり。彼が如きは、膺て懲らすにあらざれば、終に覺ること能はざるなり。吾心已に決せり。卿それ又その備をなせ」と。

家康書を得て、秀吉の憤怒甚だしきを知り、直ちに此書を小田原に廻附し、因て又異見を具して、戒告する所ありけれども、北條氏は元來秀吉を以て、武田・上杉に勝る敵とはせざるに、信玄・謙信等、おのおの小田原を攻むることありしも、拔く能はず、空しく兵を班ししを知るのみならず、我には東海第一の嶮、箱根山のあるあり、八州の兵を以て守らんに、何ぞ頓に敵の越ゆる處あらん。而して秀吉猛勢なりと雖も、懸軍

家康歸る

萬里、此に至るなれば、久しからずして、糧米の缺乏を來たし、之に次ぐに敗亡を以てすることは、之を掌に指すが如くなりとなし、秀吉の使者來るとも、書簡到るとも、偏に之を虚喝となし、唯嘲り罵るに過ぎざれば、素より家康の言を用ゐるべきにあらず。日に議する所は、唯、防戦の策畧のみ。故に遂に此に至れるなり。(小田原記・北條五代記)○十一月一日、徳川家康、京師より歸り、濱松に到る。(松平家忠日記)○二日、小田原城主北條氏政、朱印を雲見領主高橋丹波守に附し、四板船二艘を造らしむ。四板船は海上を快走する小船なり。

四板船貳艘、新儀ニ立之、豆州雲見浦ニ指置由、諸役令ニ免許候。大途用所之砌者、以テ虎之御印判、可レ被ニ仰出者也、仍如レ件。

己丑十二月二日 (虎朱印)

江 雪 奉之

高橋丹波守殿

雲見村は、賀茂郡にありて、松崎港を、南に距ること一里餘なり。高橋氏は、小田原衆所領役帳に、一、高橋、十貫文、雲見とある是なるべし。○四日、關白秀吉の使者、富田左近將監・津田隼人正等、駿府を出でて沼津に到る、時に、妙音院・一鷗軒等、京師より歸て此に到る。富田等、之を抑留して歸らしめず、妙音院等は、先に氏直の命を蒙り、洛に上て、氏直の爲に其罪を陳謝せしが、今又、氏直の召喚に因りて歸れるなり。(大關記・小田原記)○六日、秀吉の使者、富田・津田等、沼津に在り、先に東下の際、秀吉の北條氏を責むる譴責狀を携へ來しが、此に至て、己等の書を添へ、之を小田原に送らしむ。書に曰く、

秀吉の使者沼津に着

事 蹟

一一七五

北條

北條謹責

一北條事、近年蔑如公儀、不能上洛、殊於關東、任我意、狼藉之條不レ及、是非然間、去年可レ被レ加御誅討所、駿府大納言家康卿依レ爲縁者、種種懇望之間、以レ條數被レ仰出候得者、御請申に付て被レ成御赦免、即美濃守罷上せ御禮申上候事。

一先年家康被レ相定條數、家康表裏の様申上候間、美濃守被レ成御對面、上は、境目等之儀、被レ聞召届有様に可レ被レ仰付間、家之郎從差越候得と被レ仰出の處、江雪差上、就家康、與北條國切之約諾の處何如と御尋の處、其意趣は、甲斐・信濃中城城は、家康手柄次第可レ申付、上野中は、北條可レ被レ申付之由相定、甲・信兩國は、即家康被レ申付候、沼田の儀は、北條不レ及、自力却家康相違候様申成、寄事於左右、北條出仕迷惑之旨申上敷と被レ思召、於其儀は沼田可レ被レ下候、乍去上野の中、眞田持來之知行三分二、沼田城に相付北條へ可レ被レ下候、三分一は、眞田に被レ仰付の條は、其中に有之城は、眞田可レ相抱の由被レ仰定、右北條に被レ下候三分二の替地は、自家康眞田に可レ相渡の旨被レ成御究、北條上洛可レ仕との一札出し候、即被レ指遣御上使、沼田可レ被レ相渡と被レ仰出、江雪被レ返下候事。

一當年極月上旬、民政可レ致出仕の旨、御請一札進上之候、因茲被レ差遣津田隼人正・富田左近將監、沼田被レ渡下候事。

一沼田要害請取候上は、右相一札一可レ被レ上と被レ思召の所、眞田相抱候奈久留美の城を取、表裏仕候上は、使者に非可レ被レ成御對面儀候、彼使者雖可レ被レ及、生害助命返遣の事。

一秀吉若輩の時孤と成て、信長公屬幕下、身を山野に捨て、骨を海岸に碎き、干戈を枕とし、夜半に寝ね夙におきて、軍忠を盡し戦功を上げます。然るに自中頃蒙君恩、人に名を知らる、依て西國征伐の儀被レ仰付、對大敵、争雌雄、刻、明智日向守光秀、以無道の故、奉討、信長公、此注進を聞き届け、彌、彼表押寄任存分、不レ移時日、令上洛、逆徒光秀伐頸、報恩惠、雪會稽之恥辱、其後、柴田修理亮勝家、信長公の厚恩を忘れ、國家を亂し、叛逆の條、是又、令退治之、此外、諸國叛者討之、降者は近之、無不屬麾下者、就中、秀吉一言の表裏不レ可有之、以レ此故相叶天道者哉、予既舉登龍揚鷹之譽、成鹽梅則闕之臣、關萬機之政、然所氏直背天道之正理、對帝都、企奸謀、何不蒙天罰哉、古諺云、巧詐不レ如拙誠、所詮普天之下、逆、敕命、輩早不レ可レ加誅伐、來歲必携節旄、令進發、可レ勿氏直首事、不レ可レ廻踵者也。

天正十七年十一月廿四日 (朱印)

北條左京大夫どのへ

北條氏政この書を得て披見し、弟陸奥守氏輝に示し曰く、之を見よ。是れ秀吉といふ猿面冠者の送る書なり。彼自から己の分をも知らず、斯る過言をなすこと奇怪なれ。彼は元來尾州の土民の子なれども、若き時遠州に至り、地士松下嘉兵衛の奴僕となり、草履を掴みて馬側に從ふを役とせしが、才覺衆に超えしか、前世の果報宜しきか、自から木下藤吉と稱し、織田信長に仕へて直參となり、自から手を下したる高名はなけ

氏政書を得て憤怒

れども、智謀や巧みなりけん、戦に臨みて屢、勝利を得たれば、遂に信長の拔擢する所となり、西國征伐の大將を任せられ、自から氏を改めて羽柴となし、羽柴筑前守と稱し、連りに所在の大敵を滅ぼし、勇名四方に嘖嘖となりき。信長の光秀が爲に弑せらるるや、世の騷擾に乗じ、忽ち毛利氏と和し、其の援兵を率ゐて京師に上り、名を信長の讐を報ずるに託し、光秀を討て之を滅せり。其後、信長の子孫を扶翼するかと思ひきや、信長の子信孝を弑し、信長の老臣勝家を殺し、人知らぬ間に天下を奪ひ、士民の身をも顧みず、朝恩の忝きを辭する能はず、敢て關白太政大臣の官職を拜し、人臣の榮を極めて、恥づるを知らず。遂に暴威を逞らし、四海を併吞せんとす。豈に日本開闢以來、未曾有の珍事にあらずや。假令、世は既に澆季に屬すと雖も、天照大神・春日大明神の鎮護まします神國は、豈に長く此の無道人を世に在らしめんや。秀吉もし此書にいふが如く、大軍を率ゐて、自から此に臨むこともあらば、是れ彼が運命の盡くる所、自から其の滅亡を速にするものなり。試に想へ、彼此に至て戦争久しきに及ばば、兵食の竭くるは明かなり。兵食乏しければ士氣撓まん。士氣撓まば、士率多しとも何ぞ能く成さん。我に五代撫循の勇將猛卒あり、之を敗るに何の勞かあらん。唯、一戦に追拂はんことは、我已に成竹あり。謙信の勇・信玄の武ありとも、此の小田原を如何ともする能はざりしにあらずや。嘗て聞く、昔者平維盛といふ京將あり、兵五萬を率ゐ來て、富士川の西岸に陣す。是れ源頼朝追討の爲なりしなり。然るに一夜水禽の羽音に驚くや、敵を見ずして遁走し、長く笑を後世に遺せりと、秀吉も亦此類ならんか」と、爪弾きして嗤笑ひけりとか。(北條五代記)

北條氏政論

からず。自から頼む所なくして、妄りに此言を發せしめば、井底の蛙、天下を知らざる誹を免る能はざらんか。而して氏政果して、秀吉の大軍を迎ふるに足る資を有すとなすか。五代の積威に依て、關八州を據有すと雖も、其の隆隆の威武あつて、人心を服すること、父祖の時に劣らずと爲すか。君臣一和して、外敵に當るの力ありしか。領外の諸侯に通じ、或は外援となし、或は敵兵を牽制するの策を講ずることありしか。内に在ては、松田憲秀の專横反側を禁ずる能はず、士卒の心日に離散するを知らず。外に在ては、上杉・伊達はいはずもかな、佐竹・蘆名の輩だに、引て援となすべきを知らず。姻戚の徳川とは、境を接するさへあるに、是又親みて唇齒となす能はず。反て敵の先鋒となるを覺らず。況や、近畿中國の不平の徒に結び、敵の虚を擣き、内を攪すが如き策をや。氏政の夢にだに思ひ及ばざる所なりき。事の成否は暫く措き、苟も秀吉の大軍を引きて戦はんとせば、此策なかるべからざるに、氏政毫も之を思はず、徒に祖先の遺謀を墨守し、頼み難き士心を頼み、上に萬乘の天子を戴き、下に百萬の貔貅を擁する、古今の智勇と稱せらるる、秀吉と戦はんと欲するは、豈に無謀の極といはざるべけんや。其の亡びしは、敵の亡ぼしたるにあらずして、自から亡ぼししなり。

氏政が、秀吉を以て、一代出世とし侮るも去ることながら、省みて己が四代の祖の、一劍に頼りて東海道を下れるを思はば、今更秀吉を怪むにも足るまじく、而して敵を計り己を計り、力若し足らずば、之に服するも何の恥辱かあるべき。寧ろ歸する所を知るの明を稱すべきにや。然るを、平家二十年の榮華をし盡し、其勢衰へて、西山に傾く日の如くなればこそ、維盛も、水禽の羽音に驚きたるなるを知らず、直ちに取て以

て上國兵を律し、豊さか登る旭日の勢ある、豊臣勢をも同一視し、曾て龍虎を叱する氣、山を抜く力あるを知らざるもの如きは、豈にまた迂ならずや。敵を知り、己を知るもの爲すべき所ならず。昔者、鄭伯羊を引いて楚に降るを、春秋は書して美談とせり。今秀吉は諸侯の覇にあらず、關白太政大臣として、補弼の大臣たり。補弼の大臣、王命を蒙り、天下不庭の臣を責むるに、他國民はいさ、我が國民たる者、誰か之を拒むを得む。覇者の命は、力の強弱、理の正非を顧みず、拒まんと欲せば即ち拒むも可なり。されど王者の命は則ち然らず。力の強弱、理の正非を較ぶる違あらず、獨だ服従あらんのみなり。秀吉は、固より戰國の姦雄たるを免れずと雖も、已に朝廷の關白として、王命を奉じて上洛を促すに、氏政たる者、何の辭を以て之を拒まんとはする。たとひ其の執達せし者は、其身其位卑しと雖も、苟も王命なるを知るうへは、我國の臣民たる者、之を奉じて他あるべからず、他あるは即ち反賊なり。

然れども氏政もし之を拒まんと欲せば、復た道なきにあらず。而して是れ最も氏政の取るべき良策なり。乃ち瓦全を捨てて玉碎を期し、鋒を秀吉と争ふに在るなり。而して鋒を秀吉と争はんと欲せば、先づ秀吉の罪惡を列舉し、之を天下に暴露せざるべからず。即ち信孝を弑し、信雄を擯くるの不義を責め、功烈主を震はし、恣に王命を矯むるの不忠を鳴らし、天下に檄して曰く、「願くは諸侯の後に從て、彼の不義不忠の大賊を誅せん」と、因て五代養ひ來たりし關東武士を率ゐ、進みては、箱根を越えて、秀吉の分國を侵すべく、退いては、八州に據て、其の鋒を挫くべし。挫ぐ能はずして、一族悉く亡びて其祀を斷ち、社稷顛覆して、小田原城墟、春草空しく茂るとも、豈に丈夫の本懐にあらずや。然るに氏政の謀、此に出でず、唯、表裏反

覆を是れ事とし、攻むるにもあらず降るにもあらず、徒に豪語して左顧右盼、終に信を天下に失ひ、箱根の嶮も敵鋒を止むるに由なく、秀吉の軍一たび至るや、四方守を失ひ、小田原孤立して援なく、五代の富強も五ヶ月を支へがたく、忽ちにして其の血食を斷ち、復た悔ゆべからざるに至れるは、果して智と謂ふべきか、勇と稱すべきか。此に依りて見れば、家康は勝れたる人と謂ふべし。能く抗し能く屈し、しかも前功を失はず、進むあつて退くなく、漸くに強大を成し、秀吉をして悔る能はざらしめしは、寔に智と謂はざるべからず、其の天下の兵權を得たるは、強ち家康の智勇に因るとはいひがたく、多くは時運の然らしめたる所なるべきも、其の時運に遭遇するを得たる所以のものは、亦家康の深く慮る所ありしに依らずんばあらず。泰平の世に出づるも、強弱の勢を制し、能く其身を處するは難きわざなるに、況して戰國猜疑の時に於てをや、難きが中の難き業なりけんを、家康の一蹉跌なきを得たるは、偏に其の思慮の深きに由るなりけんかし。○七月、小田原城主北條氏直、書を沼津に送り、富田・津田等に分疏する所ありき。蓋し先の秀吉の書に對しての分疏なり。

氏政論

一 老父上洛遲遲之由有之而、至沼津御下向、昨六日之御紙面案外候、抑、去夏、妙音院一鷗軒下國之刻、截流齋於罷登儀者勿論候、併當年者難成候、來春夏之間、可發足旨、條條雖御斷候、不可相叶旨領承候云云、公儀不及了簡、極月傍に半途迄罷出、正月中可京着由候、就中、先年家康上洛之砌者、被結御骨肉、猶大政所參州迄御移候由承候、然者、名胡桃之仕合付而御腹立、或永永可被留置、或ハ國替、ケ様之惑説自三方、申來候條、二度下國存切らせ截流齋申候、父子之義不可過御

事蹟

一一八一

察候、依之、妙音院一鷲軒招中段、令此儘在國候共、晴胸中心安上洛可申候、更ニ非別條候事。
一此度爲三祝儀、差登候石卷御取成之模様、於都鄙失面候、更以氏直毛頭相違之存有間敷候、恨入御兩所候、去四日、妙音院招申此方之義者、石卷御取成不審之旨、内内尋可申存分故候、被相押半途、無是非存候、以書付申達候事。

一此上、無疑心至御取成者、無猶豫、截流齋可上洛旨申候間、御兩所有御分別而可然様可希候事。

一名胡桃之事、一切不存候、彼城主候敷、中山書付進之候、雖不及出合候、越後衆打出半途迄、信州川中嶋知行替之由申候間、御紮明之上從沼田、其以來加勢之旨申候、越後之事者、不レ成一代敵故、相移彼表候得者、一日も沼田安泰可有之候哉、乍去、彼申所不レ知實否候、從家康先般承候間、爲可申尋究即遣候、定而一兩日中可成候、努努非表裏、名胡桃至時、百姓屋敷到底以前御下向之砌、可有見分敷之事。

一以前渡賜候吾妻領、真田以取成百姓等押拂不置一人、剩以寺中條地其儘人別臺詰不レ相渡、ケ様之少事可申達様無之候間打捨置候、猶名胡桃之事者、對決之上何分にも可レ任承意候事。

十一月七日

氏直

富田左近將監殿

津田隼人正殿

富田・津田等、已に使命を終へたるにも拘らず、尙ほ沼津に在つて去らず、此書を受けて尙ほ去らざるにや、此後、十八日、下田城主清水上野守の書に見えたり。然らば此の二人は、小田原の動靜を勘へ、徳川氏の舉止を察するものにはあらざるか。清水上野守の書に云、

何比御歸候哉、我我者與風罷歸候、其時分迄者、御歸之御沙汰不承候、先日者、自小田原御札、殊船之御印判調候而、我等迄満足候態是又御禮、殊初物給候、則致賞味候、然者、御世上騷敷候而笑止候、我我罷歸候砌者、以ノ外之様候つる、近日は如何候哉、靜候哉、乍去、自京都津田・富田と申人、于今沼津有之由申候、石卷方をば城中小者一人而指置候、兎角是非は來春と存候。此度以御使如去年證人之儀各、被仰付候間、其趣一兩日已前申届候、御使衆へも具に申分候、併御國なみ人次之所無了簡候、扱又、籠城之支度早可有之候、萬吉重而可申候、恐恐謹言。

極月十八日

上野康英 (花押)

高橋丹波守殿 參

文中「初物」とあるは、雲見にて捕へし鯨をいひ、石卷は左馬允康敬をいひ、豊臣へ使して留められ居る者、家康上京又、證人は、人質をいふ、而して此の一簡は、よく當時の事情の一端を盡せりと謂ふべし。○九日、徳川家康京都に着す。(關八州古戦録) ○小田原の北條氏政父子、先に徳川家康の書を得て、其の頼む所あるを思ひ、其力に依り、秀吉の怒を緩うせんと欲し、書を裁して駿府に送りけるが、家康已に大阪へ發したる後なりければ、此日直ちに飛使を馳せて、後を追ひ大阪に上らしむ。氏政の書に曰く、

御札令披見本望之至候、抑、今度之様子案外至極、以前以鈴木氏直申達候、能初中、後有御工夫而、可然様御取成專要候、何篇共氏直無表裏處分明可被仰立事、年來之筋目此節御座候、悉皆貴老可有差引候、恐恐謹言。

十二月九日

氏

政

徳川殿

又、北條氏直の書に曰く、

從_ニ京都_一、十二月廿四日賜_ニ御返事_一候、並御添狀則披見候。

一内内之通雖_レ可_レ爲_ニ貴答_一、仰通相_ニ似_一慮外_ニ之間、先令_レ開_レ口候畢、自_ニ最前_一旨趣、貴老到底御存知之前、委細被_レ仰披候はば可_レ爲_ニ本懐_一候、猶被_レ糺_ニ罪_一之實否_ニ之様所_レ希候事。

一一兩日已前以_レ使申候、津田・富田申遣_ニ五ヶ條_一、入_ニ御披見_一上、重説雖如何候、猶猶名胡桃努努自_ニ當方_一不_ニ乘取_一候、中山書付進候、御糺明候て可_レ被_ニ開召_一候。

一上洛遲延之由御狀候、無_レ曲存候、當月之儀相移、正_ニ二月_一候はば尤_ニ候歟_一、依_ニ惑説_一妙音院一鷗相招可_レ晴_ニ胸中_一由存候處、去月廿四日、御腹立之御事面誠驚入候、可_レ有_ニ御勘辨_一事、右之趣所_レ任_ニ御取成_一候、恐恐謹言。

十二月九日

徳川殿

氏直

真田昌幸

北條氏政父子の、陳辨分疏する所を見れば、一是に強辯とのみ稱しがたき所もあるが如く、其かへすかへす真田と對決を望むを見るに至ては、其冤を訴へんとする眞情の、流露するあるを覺ゆると同時に、また眞田昌幸の詐畧をも疑はざるべからず。元來眞田昌幸は、亂世の姦雄にして、尋常武辨の士にあらず。而して上杉景勝も亦、昌幸に劣らざる者なれば、此等二人の姦黠、相倚り相助け、秀吉の威を假りての所爲は、如何なる浪を起して、平地を漂はさんとするやも知るべからず。然らば名胡桃の事も、北條の言、反て其實を得たるものにあらざらんや。然らざれば、氏政父子如何に闇愚なりと雖も、朝に訴ふれば夕に明かなるべき事を、殊更に虚構して、對決を請ふことあるべからず。即ち知る、北條氏の言實に偽らざるを。北條の言に偽あらずば、秀吉の智、豈に復た之を覺知せざる理あらんや。覺知して尙且つ聽さず、遂に之を討伐し、其根を顛覆せざれば止まざる所以のもの、其の理由何處に在るか。是又其故なくんばあらず。秀吉は、北條氏の上洛を催すために、使者を遣はすこと唯、一再のみならず、其間讓るべきは讓り、容すべきは容ししことも亦少なからざるに、氏政父子遲疑して來らず、秀吉たる者豈に怒らざらんや。而して名胡桃の事、勃發するに至ては、恰も火氣の在る所に、油を注ぎたる如くなれば、其意を征伐に決したるも、亦當に然るべき所なり。しかも秀吉が一たび心を征伐に決したるうへは、唯、氏政の上洛のみにては、其心を翻す能はざるべし。唯、名胡桃の事、その實にあらざるを知るのみにては、未だ其心を翻すには足らざるべし。秀吉が小田原征伐の意は、已に此に在らざればなり。即ち北條氏を犠牲として、威を天下に示し、一には既に歸服したる者の心を固うし、一には未だ降伏せざる者の心を挫き、以て一舉に、海内統一の功を奏せんと計りたるな

ればなり。未だ決せざる前に在ては兎まれ角まれ、一たび決したる後は、豈に獨り前約を履むのみにて止むべけんや。然らざれば、前に徳川を招くことは此の如く厚く、嶋津を赦すことは彼の如く寛なるに、時勢こそ少しく異なりたれ、争でか北條一家にのみ、獨り斯く薄かるべき。大計既に決したれば、復た止む能はざりしならん。然れども此時は、尙ほ未だ全く手を下だす能はざるに至りしにはあらず。親族には徳川家康あり。屢、相接せし客には富田・津田あり。若し此輩の歡心を得て、秀吉を慰めしめ、家康に依りて哀訴せば、未だ兵の動きたるにもあざれば、必ずしも其間を調ふる道なきにはあざりけらし。然るに氏政元來傲慢にして、人に下る能はず、彼の富田・津田の輩を遇するにも、厚く禮を具へざりければ、彼等も、自から快からぬ所もありけん、京師に歸て復命するにも、敢て北條氏を庇ふことはせざりしなり。即ち秀吉の吾を維盛に比せしかと怒りしも。彼の復命に依らざれば何ぞ知るを得ん。然れば使者の嚮背は、此事に關する所最も大なれども、今に至ては亦如何とも爲し難きなり。而して事今日に至つて、尙ほ爲すべき策は、氏政・氏直のうち一人京師に上るに在るのみ。此の如くならば、或は禍を小にして、社稷を全うするに近からんか。然るに尙ほ悟る能はず、明年、正・二月の頃上らんとす。氏政父子の如きは、死せざれば悟る能はざるか。○十日、徳川家康、京師より大阪に至る。秀吉大に悦び、厚く之を饗し、且つ謂うて曰く、「氏政父子の傲慢無禮、已に其極に達しければ、我また忍ぶ能はず、明春兵を發して、一舉之を討滅せんとす、卿も亦之が備なせ」と。家康因て、十二日退京の事を決すといふ。(關八州古戦録) 秀吉また、酒井宮内大輔家次を召して曰く、「我將に明年三月を以て、小田原を征せんとす。因ては駿・遠・參の諸士へも、豫め此意を通達せよ」

小田原征伐決す

家康態度

と。家次曰く、「謹て諾す」と。○徳川家康、この日秀吉の前を辭して、旅宿に歸るや、急に書を濱松に送り、秀忠の輔佐、酒井右兵衛大夫忠次・内藤彌三郎正茂・青山藤七郎忠茂に命じ、速に旅裝を調へて、秀忠を上洛せしむ。是れ秀吉の小田原征伐の議決するを以て、秀忠を上げて質とせんとするなり。秀吉之を聞き、大に悦び曰く、「彼未だ幼弱なれば、寒中の旅行は恐るべし」と、因て書を其の輔臣に與へ、頻りに之を制止しけり。然れども家康は、氏直と婚親あるを以て、嫌疑を避くるが爲に促ししなり。(實録・野史) 世に傳ふ、家康大阪に在て、秀吉の諮詢に答へ、軍議を終へ、將に退出せんとするや、秀吉送て玄關に至り、忽ち床上なる十文字の鎗を取て、きつと家康に擬せしに、家康神色自若として、毫も動する所なかりければ、秀吉大笑して曰く、「今此鎗を卿に贈らんとす、卿それ携へ以て、我が先鋒となり、以て我が爲に大功を成せ」と。(大三川志・野史) 家康乃ち、徐に手を延べてこれを受け、謹で謝辭を述べて、館に歸りしが、家康は、此後長く持鎗として秘藏せりといふ。事の信偽は未だ詳かならざれども、當時の事情と、秀吉の爲人によりて推せば、此事、あり得べからざる事とも、斷すべからざるにや。家康は、當時北條氏と姻親を連ぬれば、家康自から、秀吉の疑を蒙るを知るのみならず、己又常に、秀吉に眼上の瘤とせられ、其の親むも、眞に親むにあらず、其の敬するも、眞に敬するにあらざるを知れば、一たび秀吉に服して後の家康の苦心は、一に係りて此にありて、苟も其の疑を招くべき事は、務めて之に遠かり、苟も其の疑を淡くすべき事は、強ひても行て辭せざるは、家康が平生の言行に因て察せらるるに、今又小田原の事起ては、家康の憂慮もさこそと思はるるなり。

先に富田・津田等の來て、小田原の事逼るを告ぐるや、明日ともいはず、即日上洛の途に上れるは、甚だしき狼狽かたとも見らるるに、今又秀忠を質とするに至ては、其の心中、實に他人の忖度すべからざるものあつて存するなり。而して秀吉の智は、能く其の心裡を穿つに堪へたれば、能く其の機微の現るるを觀過することなく、時に臨みて之に對する舉措を過たず、或は厚遇優待、以て其の意表に出で、或は峻刻激勵、以て其の肝膽を寒からしめ、以て巧に家康を縲縱しつつあれば、此鎗の事も、若し實ならしめば、亦其類の一なるべきか。さらぬだに苦辛多き家康の、小田原の事起て後の心痛は、果して如何なるものかありけん。之を察せざる北條氏の、一向家康の力に依て、此禍を免れんとするもさることながら、家康は今自から免るるに急にして、未だ他を顧みるに遑あらざるべきか。○十三日、小田原征伐軍役の令至る。

關東陣軍役令

來春關東陣御軍役の事

- 一 五畿内可^レ爲^ニ半役^一事。
 - 一 中國並に四國は可^レ爲^ニ四人役^一事。
 - 一 自^レ坂到^ニ尾州^一可^レ爲^ニ六人役^一事。
 - 一 北國者可^レ爲^ニ六人半役^一事。
 - 一 遠・駿・三・甲・信、此五國者可^レ爲^ニ七人役^一事。
- 右軍役之通用意、不^レ可^レ有^ニ油斷^一、來春三月一日、秀吉令^ニ出陣^一者也、仍如^レ件。

天正十七年己丑十二月 日

秀

吉

(改正參河後風土記・甫庵太閤記)

兵糧奉行

江尻兵糧倉

三嶋

東海道雜關

清水湊

豊臣秀吉の、此の軍令を發するや、之に先だち、新に兵糧奉行の職を置き、江州水口城主長束大藏大輔政家を以て總奉行とし、下奉行十人を選びて之に屬せしめ、命じて曰く、「今年を出でざるに、諸國代官所の米、二十萬石を徵集し、明年春早船に積入れ、駿河國江尻・清水の港邊に運送し、彼地に、倉廩若干を構造し、以て蓄積し、諸軍勢の著到を待ち、兵數の多寡を計て給與すべし。而して又、漸次勢・尾・參・遠・駿、五ヶ國の糧米を買集め、前二所に送て、其の倉廩の補充をなし、併せては、小田原近傍の海岸へ、著船の準備に懈怠あるべからず、且又、馬船六百艘を鑿し、速に伊豆國三嶋へ廻漕すべし」と、因て黄金一萬兩を政家に與ふ。此に於て、政家は嚴しく部下に令し、怠る者は之を制し、勉むる者は之を賞し、運輸の期日を過さじと、偏に勤め勵みけり。さればにや、既に去十一月初より、有司東西に奔走して、征馬役夫を催促し、兵器兵糧の營の外、更に餘裕あるべしとも見えざりけり。(關八州古戦録・太閤記・東武叢談)

清水湊は、有渡郡清水村に在り。上下二村に分れて、舊名岡清水と稱せし所なり。古代は、棚清水湊と稱し、船長・解網司等の職ありきといふ。東西七里二十五間三尺、南北十二里三間にして、公穀九百束、假粟三百束、海料百二十駄、住吉神領三百束を課せらる。後港町八町となり、上町・本魚町・新魚町・袋町・本町・美濃輪町・中町・松井新町とし、或は遊女町を置きし時代もありきとか。傳へ云ふ、今下清水土神八幡神社の境内に、舟玉社と稱する神社あるは、即ち往古の住吉社なりと。

兵糧徵發法

此時、關白軍の兵糧徵發法は、如何にありつらんといふに、箱根山を界として、西なる地方は、即ち嶽南地方を始めとして、何れの土地も、同じく皆な壹升格上げといふ價にて、徵收せられしなり。一升格上げと

事蹟

は、即ち一斗の米を、一斗一升の直段を以て、買取るの謂なり。而して箱根以東の米は、貳升上げ、貳升五合上げ、處によりては三升格上にて、買上げたる所もあり。我が嶽南地方にては、未だ之に關する文書を見出だすに至らざれども、上野國碓氷郡後閑村の文書あれば、一例を知るに難からず。

合米拾七石五斗

此代貳升五合格上

貳拾壹石八斗七升五合

金貳拾壹匁七分六厘

右之通請取申候處無相違候

天正十八年寅

上野碓氷郡後閑村

四月十一日

米主

増田作助(印)

北國御大將

羽柴肥前守様

御米買方

凡そ武備の第一義は兵糧にして、一人壹升積にて、十人一斗、百人一石、千人十石、萬人百石なり。故にもし、一萬人の人数十日陣を張らば、千石の米を運ぶべし。五十日に五千石百日に壹萬石なり。此の兵糧の運びかた、第一の難儀なり。又渡し方も容易からず。是を平日よく訓練するは、最も肝要のことなり。是に二種あり。即ち自糧を運ぶ法と、

敵糧を食ふ法と是なり。敵糧を食ふ法は、大關秀吉の自得の妙といへり。大垣より賤ヶ岳へ向はれけると、路次へ觸れられける様、何にもあれ、食に充つべきものは、皆往還に出だし置け、價は心次第に申すべしとありけるにより、我もわれもと、飯・酒・餅・團子など、澤山に持出だし賣るを、兵士ら心に、是を取り彼を取りつつ、其の取りたる數と種類とを、紙札に記して渡しける。已にして兵士の通過したる後、拂方の役人廻り來て、其價を勘定して渡すなり。太閤九州陣のときは、又、九州の常價より三升増、四升増に買はれしかば、二百餘日の長陣に、中國の米を運ばすといへり。(一斗の米一貫文の時、一升は百文なり。然るを一斗を一貫三百文に買へば、是三升増なり。一貫四百文に買へば、是れ四升増なり。)今、後閑村の直段に因て云へば、此の正米は、十七石五斗なるに、之を二十壹石八斗七升五合となすなれば、壹石にて貳斗五升を加ふるなり。一斗にて貳升五合を加ふるなり。此時、金拾匁にて米十石五升二合八匁の價なれば、拾七石五斗にては金拾七匁四分餘相當の處を、廿壹匁七分六釐に買上げしなり。四匁三分餘高く買ひしなれども、運送の便、不便を考合すれば、是法を以て第一とすといふ。(又樂庵示蒙話)

既にして、長束政家は、令を發して馬疋を徵發し、船に積まんとするに、馬船の船頭等、奉行所に至り、請うて曰く、「遠州御前崎は、古より馬を忌む神座まして、船中にては、馬の事を語らふだに許さず。若し過て馬具を積むか、或は馬草を以て製したる器具の、混入することもあらんか、忽ち龍神の怒に觸れ、船舶の破碎せらるること屢なり。然れば今回も、馬を船にて送るは、甚だ心許なし。宜しく此議は停止し、徐に陸より御送りあらせ給ふの、憂なきには若かさるべきか」と。政家自ら之を決する能はず、之を秀吉に告げけるに、秀吉命じて船頭等を召さしめ、之に謂うて曰く、「汝等龍神の祟に遇うて、馬船の破壊せんことを怖るるよし、是れ寔に理あることなり。因て吾自から牒を書し、龍宮に送り、以て懇に依頼し、海上に風波の

御前崎の
神馬を忌む

關白與龍
神書

難なきやう計るべければ、汝等毫も慮る所なく、速に船を出だすべし。龍神決して我が依頼に反かじ」と。
輒ち自から筆執り、書して曰、

今度北條追伐に付て、吾馬船を豆州三嶋の津へ赴かしめんとす、海上難なく通さるべき者也。

關白秀吉

龍宮殿

(松屋筆記)

船頭等此書を得て大に驚き以謂らく、「斯くては關白殿下は、龍宮と親類縁者にてもあるらんか、さもなきに、此書を送り給ふは訝かしからずや」と、互に相目して之を誹れり。或は又之を止むる者あり、曰く、「想ふに今や關白殿下の威光は、日月の天に在るが如し、誰か亦之に抗せん。已に殿下の書あれば、龍神も何かは背くべき。海上は必ず平穩なるべし」と。信する者信ぜざる者ありて、衆口沸くが如くなりしが、畢竟台命は再び拒み難し。好し龍神崇らば崇れ、難風起らば起れ、船と共に、底の藻屑とならんのみとぞ、船を糺ひしける。既にして、船整ひ馬集りければ、順風を待ちて纜を解き、眞帆片帆、遠州灘を駛り行くに、漸く御前崎に近づく頃より、天候俄に變じ、黒雲天を覆ひて、白日影を隠くし、黒風白雨、浪を打ち浪をさらひ、雷鳴電光、目を眩し耳を聾し、激浪の來て船を弄ぶことは、恰も風の枯葉を飛ばすが如く、覆没の慘は、已に眼前に迫れり。水主楳取等、胆消え魂飛び爲す所を知らざりき。須臾にして呼ぶ者あり、曰く、「殿下の御書を如何にしつる。何ぞ速に龍神に捧げざる」と。此に始めて其心を得、取て海中に投ずれば、忽ちにして雨霽れ風止み、波浪靜に治まりて坦途の如く、船は恙なく三嶋の津に着きけり。史家某之を見て、評

して曰く、「是れ偶然の出來事にして、此他にも、此に類することを、愚民の惑により、理なくも、靈驗ありしもの如く傳ふるもの、甚だ少なからず。然れども關白殿下、性質明敏の大將なれば、愚昧なる船頭等の心を安ぜしめんが爲に、與へ給へる文書に籠れる氣魄の横溢して、たまたま此の激浪を抑制したるにもあらんか、凡そ災害は、消沈の氣によりて招くとは、古より傳ふる所なれば、横溢せる氣によりて、之を壓伏し得るの理あらざらんや。然らば是又奇跡とするに足らんか」と、一理ある説といふべきにや。

遠江洋禽
獸を厭ふ

一説、太閤、船を以て、馬を小田原陣へ廻さる時、船手方等諫止めて曰く、「遠州灘の神は、甚だ禽獸を厭ふ。若し是を積載する船あれば、必ず破壊を免れずとは、昔より傳ふる所なり。故に古來未だ曾て、此種の船の通過せしことはあらざるなり。他の時は措き、大事の首途なれば、敢て言す」と。奉行等之を太閤に告ぐ。太閤曰く、「是れ既に聞知する所なり。故に我は夙に其の貴き守護札を請ひ得て、數多貯へ置きたり。發するに臨み、各船に是を與ふべければ、風波激しく、船體危からんときは、是を海に投ずべし、如何なる危難も免れずといふことなし」と。既にして、其言の如く與ふるを見るに、何れも同じ蒔繪の美しき箱に入りたれば、船役人等みな謹んで推戴き、恭しく捧持して退出せり。斯くて千頭の馬を數艘に乗ませ、此の守箱を船玉神と同じく安置し、順風を待ちて出帆せしが、遠江灘に入るや、果して風濤奔盪せり。船主等怖るる中にも彼誠を忘れず、彼箱を取て海中に奉納すれば、海上漸く靜穩に歸し、千頭の馬一を損せず著岸し、沼津驛に向て引往きけり。然るに一船主あり、風浪の激しきに恐れ惑ひ、守護札の所在を失し、著岸の後、纔に見出だすを得しが、靈驗新なる神札を留置くは恐多しとて、又捧げ來つて返上せり。木下大和守受けて太閤に上つる。太閤莞爾として曰く、「紐を解け」と。大和守恐る恐る紐解き見れば、取手も薰ゆるばかりの作りなりけり。太閤曰く、「内を見よ」と。大和守蓋を開けば、一書あり、曰く、

馬を大廻しに遣し候、海上異儀なく可^キ被^ル差^ス通^ス一者也。

事蹟

月 日

秀 吉

龍宮王どのへ

是と其とは、事異なれども、太閤の氣質のあからさまなる所に於て、之と能く相似たる逸事あり。

嘗て宇喜多秀家の娘に、狐の憑り付きたることあり。太閤之を聞き、吾これを去らしむべしといひて、直に一書を認め、使者を特派して、京都の稻荷社に送り届けしめらる。文に曰、

浮田娘口ばしり候、定て狐の所爲と存候、はやくしりぞけらるべく候、さも無之候はば、日本國中、狐狩いたし申候べく候、尙吉田神主可申候。

月 日

秀 吉

稻荷大明神

(古老茶話)

御前崎

何れの文面にも、太閤の本性躍如たるを見るべし。抑も御前崎は、遠州榛原郡の東南端にありて、沙磧の海中に斗出すること、凡そ二里餘、斷崖壁立して、地角に暗礁多く、更に二里餘の遠洋に亘り、沖御崎・駒形岩等の名あり。此地は、東に伊豆の石廊崎を見、西に志摩の伊良胡崎を隔てて、遙に伊勢・伊賀の翠巒を望み、南は渺茫たる太平洋に面し、眺望頗る開豁なれども、一朝風波の起るに遭へば、其の危險實にいふべからざるものあるなり。遠州洋七十五里と稱し、航海者の最も畏るべき所の一に數ふるも、一は此の長岬暗礁あるに因るといふ。寛政の頃、江戸に梅翁といふ者あり。一日此地に遊べりとて、其狀を書して曰く、

遠州灘にて、船乗人のおそるるなる、鞍形石といへるは、相良浦の沖にあり。海中へ出はりたること一里餘、陸よりこれまで、おびただしくかくれ石あつて、敷詰めたるが如く。三月節旬には、汐よくひきて、石ども皆あらはれ出づ

るゆゑ、その石をつたひて、あしをぬらさずして、行てみるに、鞍形石は、至て大なり。その石の五六間ばかり手前に、しほ深き所ありて、側へよりがたし。里人は、くらがた大明神とうやまひて、參詣するなり。その道にあらはれ出でたる石ども、悉くあわびつき居るを、參詣の人人、是を取つて興をもようす。石につきたる鮑は、いかに引放すとも、ちからにては取得がたし。貝の脊を一ツ打て、其の拍子に、手ばやく引はなせば、心安く取得るなり。汐干は、三月せつく、また十五日によく干るなり。遠近より、出づる人おびただし。往來のみち筋は、押わけ難きほどの事なれども、海へ出づれば、此みち一めん、石あらはれ出で、みなみな心のままに、傳ひ行きつつ鮑をとる。人毎に六ツ七ツは、得すといふ事なし。三四寸の鮑、はなはだ多し。七八寸の大あわびは、とる人稀なり。榮螺は、あまり多くあるゆゑ珍らしからず。さればとる物とも見えす。一體、此邊より、常に鮑を取て商とす。江戸まわりの大船、此の鞍形石にのりかけ、破船たびたびなり。されば是を除かんがために、出崎に常燈明あり。此邊、人氣至て悪しく、時としては、燈明の所を替て、海路を迷はせ、破損させ、荷物を取るにあり。常に難風あつて、大船の損ぜん事をのぞめり。破船ある時は、大利を得るといへども、奢強き風俗にて、分限知らずつかひ捨つるゆゑに、此邊は、豪家としては絶えてなし。みなみなその日をやうやうおくるのみなり。(梅翁隨筆)

汐干の様と、御前崎の風俗とを、粗ぼ窺見るべし。此に白羽村といふあり、御前崎村の別立なり。賀茂眞淵も、亦嘗て説をなして云、

しるはの磯も、其また東南にて、横須賀といへる所にちかし。荒海の中に、巖のはるばると磯よりならび出で、潮ひれば馬の脊のごとくつづきて、數數見ゆ。里人は、七十五回の駒形といひならはし、其所の神を駒形明神と申す。彼の遠江の灘とて、船人の手向してかしこしとするは、此巖にあたる浪あらしによりてなり。

沖津船手向すらしも岩波もしるはの磯にかかる白ゆふ

事 蹟

大岡出發

○酒井宮内大輔家次京師に在り、駿・遠・參の諸城主に報じて曰く、

相州御陣決定にて、關白様は明くる三月朔日、尾州大府様は二月五日、家康様は正月廿八日御出馬の由。云云（松平家忠日記）

家康歸

山中城

○十八日、徳川家康駿府城に還る。尋で酒井家次を以て奉行とし、以て駿・遠・參・甲・信五州の兵を徴さしめ、期するに、明春早走り集るべきを以てす。○此頃、小田原の北條氏政父子、下野國先鋒の士、壬生上總介義雄に命じ、山中城の規模を更め、更に擴張して岱崎を圍み、郭を増し隍を鑿ち、以て修築せしむ。此地は、永祿年間の古城址にして、往古は關所のありし所といふ。位置は宮根の山中に在れども、伊豆國田方郡に屬し、三嶋驛より行程凡そ二里に過ぎず。松田尾張守憲秀の甥、右兵衛大夫秀植の城主となりて、數年間守れる城にして、葦山城と相對して、上方口の總轄たる要害なれば、先づ諸城に先だち、防禦の備を修めしなり。蓋し北條氏、城壘修補の第一着手なり。（關八州古戰錄）○此月、豊臣秀吉軍中の禁制を定め、之を發布して、士卒の暴行を禁ぜしむ。

軍中制禁

禁制

一軍勢甲乙等、亂暴狼藉事。

一放火事

一對地下人・百姓、非分之儀申懸事。

右條條若於違犯之輩者、忽可被處罪科者也。

天正十七年十二月

朱印

（見聞録）

平尾八幡宮の鐘

秀吉は、小田原役を起すに先だち、此の軍令を布きたるのみならず、特に奉行を派遣し、路次中諸卒の狼藉をいましめ、且つ、宿所等の差合なきやう、警戒せしめける故にや、總軍二十六萬餘の軍兵、出發するに及びても、毫も口論がましき事だになく、極めて靜穩なりきといふ。但し、遠州城東郡平尾八幡祠の永祿九年の鐘の、今相模國岡本の最勝寺に在るは、此の小田原役の時、武人の掠奪し去りしものなりといふ説を信せば、此の禁制も、傳ふるが如き厲行はなかりしものにや。

按するに、此の禁制の發頭に、遠江國の三字を冠するものあり。又、此の禁制の下に、遠江國の三字を添ふるものあり。又、伊豆國何何郷と記したるものあれば、國別に國名を記したるもの如し。嘗て宇都谷の關守、森縫殿助の子孫と稱する家にて、此書を見たることあれば、此邊にも、此の制禁の行はれるを知る。又年號月日にも、天正十八年卯月とするものあり。天正十八年正月とするものあれば、時時に各地に榜掲したるものらし。（掛川志稿）

萬年七郎右衛門

○此月、遠州榛原郡川尻の人、萬年七郎右衛門、新に徳川家に召されて、此の地方の代官を命ぜられ、屋敷高四十一石に併せて、百俵を給せらる。此家家系の語るところに依れば、昔文治の頃、朝廷に仕へて、追儼の年男を勤め、御代萬年と諱ひしより、萬年の氏と、行光の刀とを賜はりたり。其後、子孫相繼ぎ、院の北面の武士となりしが、後堀河天皇の朝に至り、左衛門三郎といふ者あり、會、皇女久巢姫故ありて、遠州へ流さることあり。供奉を命ぜられて遠州に下りけるが、姫薨去の後も去らず、遂に此土の郷士となれるなり。云云○茲年、駿府城全く成る。（松平家忠日記）○北條幻庵卒し、金龍院殿明岸宗哲と謚す。金龍院は

事蹟

北條幻庵 幻庵開基の寺なり。幻庵は俗稱を長綱といふ。髪を剃て箱根の別當となり、伊豆國大平村に住し、終に大平卒
大平村 幻庵の養子は七郎氏秀といひ、北條氏康の第七子なりしが、亦この大平村に住居せしもの如し。

高根神社の上梁文に曰く、

嵩田七郎殿、御在郷の時、種種武具を奉納す。

北條氏秀 此に七郎殿とあるは、即ち氏秀にして、後世ミトノが原といふ所は、御殿原にして、幻庵・氏秀の宅地なりと傳ふ。(増訂豆州志稿) ○駿州止駄郡花倉村秋山五郎右衛門は、村内の舊家にして、曆應年間、祖先某

秋山氏朱 始めて此地に住してより、代代里正となりしが、茲年家康より朱印を與へらる。(家記)是と同時に、朱印を附與せられたる者、駿・遠・參に數多ありて、枚舉に遑あらず。○駿・遠の兩國に、徳川氏の檢地ありき。

駿遠の檢地 (當代記、去年諸給人の知行、物成の内五十分一、即ち五千俵の物成にて、百俵を上納せしめられしが、其の物成高きを以て、本主に宛てらる。其上の出目の儀は、同じく公收せらる。但し、伊奈備前専ら之を行ふといふ。抑、此の檢地のこととは、今年の初、若くは去年より施行せられしもの如く見えて、其の記録も間、散見せらるるなり。遠州山名郡川井村に存せる水帳を見るに、表に、

御奉行六大夫殿、水帳之うつし、河井郷、田・畠・町

丑正月廿三日
と題し、跋に、
河井水帳之うつし、田畠共に

天正拾七年丑正月廿三日

と記せり。又榛原郡東深谷村の水帳には、

遠州榛原郡之内深谷村、天正十七年己丑三月十三日、御繩打水帳。

と題したれば、是はいふまでもなく、三月行はれしなり。然れども惣檢地終りたるは、遠州は七月なるが如し。此時、家康の分國中、各村の庄屋に下附せられたる、御朱印御定書といふものを見れば、
御朱印御定 陳夫は、二百俵に一疋一人宛可^シ出^ラ之、荷積者、下方升可^シ爲^ル五斗目。

天正十七年七月七日

とあり。然れば駿州の檢地も、遠州と大差なしとして可ならんか。而して遠州佐野郡の檢地水帳には、多く小栗二右衛門の名見ゆれども、未だ何處の人なるを詳にせず。但し、其名を吉忠と稱し、天正九年十一月廿一日、平野村なる熊野權現社を、再興したる迹あれば、恐くは此邊の人なるべし。○遠州佐野郡大原子觀音堂を建立す。其の棟札長く存す。大原子は、小原子に對する村名にして、千羽村木割の東にあるを、小原といひ、其次にあるを、大原子といへるが、此村は、後世伊達方村に屬し、遂に村名を失へり。(掛川志稿)○

大原子觀音 遠州山名郡不入斗村に鎮座せる、富士淺間社の鰐口を鑄る。(掛川志稿)○駿州有渡郡八幡村、八幡社の神主

不入斗村 八幡主膳、從四位下に叙せられ、口宣を賜はる。是れ勸修寺大納言の傳奏に依るといふ。主膳是より網代興有渡郡八幡社神主 叙位 乘するも、亦これに基づくといふ。

(天正十年八月十三日脱稿)

長丸上洛

◇十八年正月三日、徳川家康の子長丸、駿府を發して京師に上る。(徳川實記) 是れ長丸始めての上洛にして、表には、秀吉に初對面の禮を執らんが爲なりといふと雖も、其實は質子として送りたるなり。井伊兵部少輔直政・酒井右衛門大夫忠世・内藤彌三郎正成・青山藤七郎忠成等隨行せり。(駿國雜志) 此行、關白秀吉は、織田信雄の女を養うて己が子とし、長丸に嫁すべき約束ありきといふ。○十二日、北條氏政書を下田城の守將清水上野に與へて、信賴の意を示し、且つ鴻鴈を贈つて、城守の勞を慰む。

下田城主
清水上野

菱喰遣候、又下田へ被籠置入衆、來十六日、爰元を打立由候、諸口之事に候間、存様ニ人衆之指引不成就候、加様之是非之際被逐ニ分別、可成程之事をば一途ニ抛、後日之勘被致之尤候歟、かたがた功者之儀、我我委細申迄も無之候、恐恐謹言。

正月十一日

氏政 (稱世)

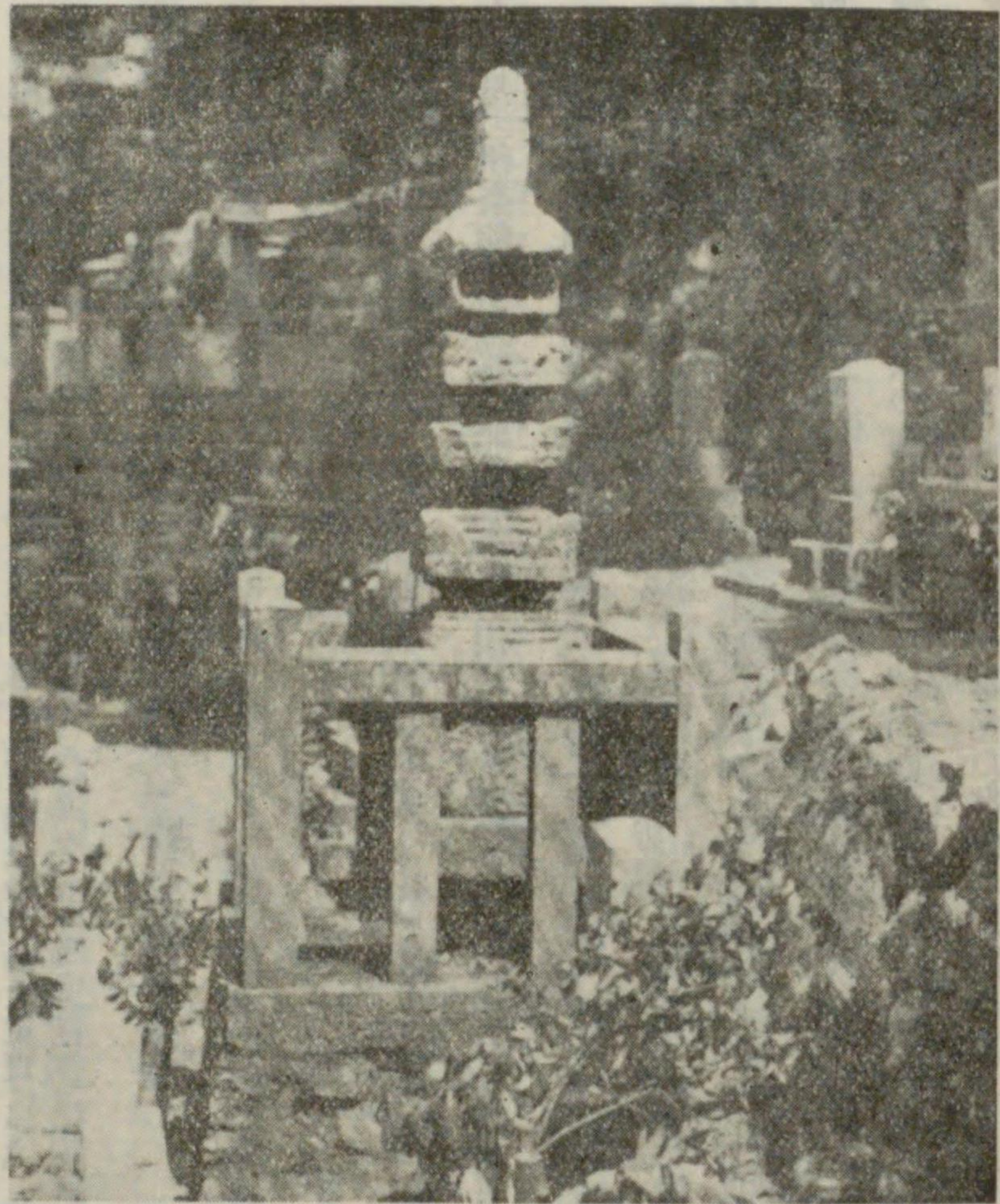
清水上野入道殿

朝日御前
卒

○十四日、徳川家康の室朝日御前卒す。朝日御前また駿河御前とも稱す。前に病ありて有馬温泉に浴せられしが、病篤きに及び、聚樂第に歸り尋で卒す。年四十八。洛東の惠日山東福寺に葬り、法名を南明院殿光室總旭大禪定法尼といふ。(以貴小傳・鹽尻) 當時小田原出陣の前なればとて、秀吉固く喪を秘して發せず。(豊臣家譜・當代記) 昨日京に到りし長丸にだに知らしめざりき。朝日御前の侍婢に、采女といふ老嫗あり、御前の死を悲み、慟哭して止まず、分骨して駿河に歸り、安倍郡井之宮に至り、泰雲山瑞龍寺に葬り、瑞龍寺殿と稱す。此寺は往昔より在りて、曹洞宗七ヶ寺の一なるが、此時より改めて家康の開起となせり。家康は、後又、

瑞龍寺

朝日御前
の墓



其の追福の爲に、十六羅漢の畫像三幅、並に御前の小袖の桐紋あるを製して打敷とし、寄附して永く寺寶とせしめ、且つまた屢、寺僧を召して法談を聽くなど、此寺を重ぜられしかば、寺運は是より益、繁榮せりといふ。今寺後の山上に、五輪の小石塔あるは、即ち朝日御前の墳墓なり。(寺記・駿河國巡村記) 尙ほ、瑞龍寺に由緒書あり、之を敘すること詳なり。

瑞龍寺由緒書

一駿州安倍郡井宮村泰雲山瑞龍寺者、駿州七ヶ寺之内、累代の古跡に御座候、乍恐、權現様駿河御在城之節、七ヶ寺之住職、其節に被召寄、曹洞法問被遊、御聽聞候故、度度登城被仰付候、殊寺領御朱印高拾六石拜領、夫より御代代御朱印頂戴仕候御事。

一權現様伏見入御之刻罷登、御祝儀申上候事、古來よりの瑞龍寺を被爲改御開基候者、家康公御前に御渡、則法名事蹟

奉_レ號_ニ瑞龍寺殿光室總旭大禪定法尼_ト、御位牌被_レ爲_レ立_テ候、是者太閤様御妹旭姫駿河御前にて御座候、此總旭様者、被_レ遊_ヘ御湯治、有馬にて御逝去ニ付、葬_ル于東洛之東福寺、則號_ス南明院、于_レ今寺院に御座候、御骨瑞龍寺に被_レ爲_レ分、御廟所被_レ遊_ヘ御定、御石塔御座候、就_テ夫、御茶湯料永八貫文之御朱印、從_リ太閤様被_レ遊_ヘ寄附_ニ候御事。
一權現様より、爲_テ總旭様之御追善、十六羅漢繪像三幅、瑞龍寺に被_レ爲_レ附、則代物之第一に御座候事、總旭様被_レ爲_レ召候桐之御紋御小袖、打敷と申佛具に被_レ遊、是亦瑞龍寺什物之重寶にて、今に御座候、右瑞龍寺由緒相違無_ニ御座候以上。

駿州安倍郡井宮村

寛政八年辰十月

泰雲山

瑞龍寺

(寛政巡見記)

瑞龍寺、在_リ材木巷西、有_リ烈祖夫人豊臣氏墓。夫人以天正十八年、薨_ニ於京師、其地葬_ル於此。(駿河府志)

富士川船

○十六日、伊奈熊藏忠政、船橋を富士川に架す。徳川家康の命を蒙れるなり。

廿五日、徳川家康の世子京師より歸る。居ること數日、秀吉の使者至る。(城を假る使)家康、伊奈忠政をして道里を監せしめ、命じて浮梁を富士川に造らしむ。(逸史・野史)

忠政一に忠次に作る。富士川は、富士郡岩淵村と吉原驛との間に在りて、庵原・富士二郡の境をなし、古より駿州三大河の一に數へられ、東海道第一の急流なり。○十七日、北條氏直、その將江戸朝忠を遣はし、下

下田城守

北條氏質

田城に至つて、主將清水の副とならしむ。○此頃、北條氏は、頻りに諸將の質子を召さるれども、風雲益々急を加へたるに由るか、下田の守將清水康英の書にも、斯ることをいへりける。

其方妻子之儀付て、從_ニ上意_ニ小田原へ被_レ召_セ寄_ニ候、此子細は、慥に訴人有と聞得候、無_ニ是非_ニ候、此上はそれぞれ不_ニ取合、小田原に可_レ被_レ指_カ置_ニ候、各、二三人之妻子可_レ被_レ同_ニ前_ニ候、何事に成共、一所可_レ被_レ指_カ置_ニ候、我我子供迄も、具意は此方に指置間敷候、其に付て、一内輪内成共別、而可_レ被_レ下由申事候、兎に角に先_ニ上意_ニ、此上は御世間次第に候、惡に付ても元來能に付ても無_ニ據事_ニ候、奏者へ添狀之事、只今遣候、定_テ火急に無_レ之而者、小田原宿中にも可_レ被_レ指_カ置_ニ候、高橋も妻女召連、小田原へ越候、新六も同前候、其後は不_ニ聞得_ニ候、縦指置儀に候共、各、一所可_レ有_レ之候、畢竟、上意御果報にも、命任置迄に候と存候へば、無_ニ異儀_ニ候、恐恐謹言。

正月十七日

康英 (花押)

淡路守殿

淡路守は清水氏の分家にして、康英の居下田より、四里近く西南に距る、子浦の領主なれど、其の分家して子浦を守るは、今より五六年前、天正十二年比にもあるべきか。

子浦屋敷分之事、先年主計佑書上候分、拾貫文辻に相定渡置申者也、仍如_レ件。

甲申極月廿日

康英 (花押)

淡路守殿

家康中泉

甲申は、天正十二年の干支なり。○十九日、徳川家康遠州中泉に至り、參・遠の諸士に令し、知行方、亥年の五十分一高は越すべき由を達す。(松平家忠日記) ○廿日、小田原城主北條氏政、豊臣勢の東下を聞き、北條

事蹟

一一〇三

山中城の
援兵

左衛門大夫氏勝・間宮豊前守好高・朝倉能登守景澄等三人を召し出し、山中城の援兵を命ず。山中城は、松田尾張守の姪、松田左兵衛大夫清秀の守るところなり。(關八州古戦録・豆州志稿)凡そ小田原城にては、毎月二日・十七日の兩日を以て、國政評議の定日としけるが、特に此月二日は、新年のことなればとて、政治始の評議を凝らしけり。其日集會せる宗徒の士に、伊勢備中守定宗・大和兵部少輔晴親・松田尾張守憲秀・松田肥後守憲範・山角上野介定方・小笠原播磨守長範・山角紀伊守定勝・芳賀伯耆守綱可・安藤豊前守正季・板部岡江雪齋入道等ありしが、第一の議に上りしは、關白軍の防禦策なりけり。諸將相議して曰く、關白再三の勸誘あるに拘はらず、君侯拒で上洛を肯じ給はざるに因り、關白大に怒り、去年已に檄を諸國に傳へ、數萬の大軍を徵し、期するに今年の春を以てし、三月朔日、出陣の計畫なりとは、唯、閭巷の説に過ぎざれども、萬口一律にして疑ふべくもあらず。然るに當家之を意に介せず、偏に箱根・大井の天險を頼み、未だ深く防戦の策をも議せざるは何ぞや。若し閭巷の説、實ならば如何せんとする。洵に是れ當家危急存亡の秋ならずや、急ぎ會議を開きて、向ふ所を定めずんば、後必ず臍を噬むの悔あるべきなりと。或は京師の檄文の寫を出だすものあり、或は其の糧米運送の狀を説くものありて、疑懼の情面に見はれざるはなし。氏政・氏直、聽きて未だ言あらず。

松田憲秀
の説

爰に松田尾張守憲秀は、初より上座にあつて、靜に諸將の議を聽きみしが、忽ち意氣昂然として曰く、「諸士の説く所一理なきにあらず。然れども試に想へ、我が關東は、京師を距ること最も遠く、且つ箱根・大井の天險を以て要害とすれば、縦ひ彼の猿面冠者暴怒して大軍を起し、猥りに東伐を企つとも、畢竟これ無謀の師にして、己を知らざる螻蟻の斧にも比すべきものなれば、禍は彼に在りて我に在らず。憶ふ昔、相國平清盛、己が暴威を誇り、源兵衛佐の義旗を揚ぐるを怒り、之が討伐を謀り、嫡孫三位中將維盛に、十萬餘騎を附して下らしめしに、富士川水禽の羽音に驚きて逃歸りぬ。又昔建武の頃、足利等持院將軍の鎌倉に據るを、新田義貞王命を奉じて關東へ攻下るに、路次の戦争にこそ皆な打勝ちたれ、一たび箱根・竹之下の戦となるや、唯、一戦に打敗れ、纔に身を以て京師に上るを得たるのみ。由來の勝敗、多くは此の如し。是れ豈に獨り地の利に依るのみならんや、亦兵の強弱に因ること多きなり。嘗て聞く、關東八州の兵は、日本六十餘州の兵に敵し、武藏相摸二國の兵は、關東八州の兵に敵すと。而して當家は、今この八州を領じ、上下相和し、萬民懷き、地の利便、兵の剛強なること此の如し。日本國中、それ誰か我に肩を並ぶるものぞ。彼の猿面冠者、常に上國の弱卒と戦ひ、毎に勝に徇るればこそ、關東の兵も亦此の如しと思ふらめ、然れども何ぞ知らん、關東武者の堅甲利兵は、彼の生れて未だ見ざる所なるを。故に若し彼、世傳流説の如く、自ら知らず攻下ることありとも、我は小冠者原に木棍一本つづを與へ、切所切所を守らしめば、優に防ぎ得て力餘りあるべし。彼軍糧を駿州に運漕すとは、臣また已に聞く所なれども、其の虚實は未だ詳かならず。想ふに彼常に奇計を好めば、此の流説を傳播し、我が君侯の聞怖して上洛せんを待ち、其期の遅れたるを名とし、我が八州の地を削り、以て我を其の旗下に屬せしめんと謀るやも知るべからず。巷説流傳の如きは、未だ頼に信すべからず、風聲鶴唳に驚くは、古人已に醜とす」と。

伊勢備中守定宗之を聞き、席を進めて曰く、「尾張守の言ふ所は、言言勇壯にして、聞く者をして、壯快な

伊勢定宗
の説

らしむるに足ると雖も、某が見る所は、大に之と異なり。嘗て人の言を聞くに、秀吉性勇往敢爲にして、苟も一度言に發したることは、之を成さずんば止まずと。故に家康と和せんとすれば、母を質とするも辭せず、九州を征せんとすれば、三十萬兵を發するを厭はず、然れば今度の出師も一度決せし上は、要害の固き、道路の遠き、將た關東武士の勇を聞くとも、事半ばにして、躊躇逡巡する者にあらず、必ずや初志を達して後止まんとすらん、而して兵力の多少は固より論ずる所にあらざるべし。然れば則ち今回の軍も小兵にはあらず、或は十萬を以て數ふべきかも知るべからず。夫れ大軍には切所なし、野も山も、海も河も、唯一押に押來らば、箱根・大井の天險も頼むに足らず、將に如何なる術を以て防戦はんとはする。時窮し勢屈して出降り、徒に俎上の肉とならんよりは、寧ろ敵兵を見ずして、決する所あるに如かざるなり。今に於て先非を悔いて罪を謝し、徳川殿を頼みて秀吉の怒を解き、辭を卑うし禮を厚うし、真心を披瀝して陳謝し、彼の聽すを待て後止むの舉に出でば、時已に遅るとも、などか本領安堵の望なかるべき、徳川殿の言をば、秀吉も強ひては拒まずと聞くに、氏直公は其の女婿なるをや。徳川殿も何ぞ之が救解を辭するものならんや」と。一座相顧みて未だ言はず。

已にして備中守語を繼ぎて曰く、「然れども若し之を不可とし、偏に戰を主とし給はば、臣また一策あり、請ふ之を披陳せん。氏直公は、此の小田原に在て、本城を固め給ひ、氏直公は、兵を率ゐて箱根を越え、松平周防守が守る沼津城を奪て、此に本陣を据ゑ給ふべし。因て美濃守氏規・陸奥守氏照兩將を以て先鋒とし、富士川を隔てて敵を引つけ、全力を盡して一戦し給ふか、將た三嶋に旗を立て、黄瀬川を隔てて草加原まで

取詰め、一戦を持給ふべし。然る時は、敵は長途を経たる勞兵、我は逸樂に厭きたる勇兵にして、且つ地理に明かなれば、巧に斥騎を放つて、彼の隙を窺ひ、乗じて以て其虚を打つことは、是れ我に於て難からず。斯れば彼は所所に駆惱され、遂に奔命に疲れ、彼却て和議を唱ふるに至ることもあらんか。仰ぎ希くは、二策の得失につき、熟慮を費させ給はんことを」と。座中の諸將みな之を贊す。

尾張守之を見て、眼を怒らし頭を振り、聲を厲うして曰く、「伊勢の言ふ所は、徒に敵の大言に怖れ、味方の地の利、兵の強を辨ぜざるに因る。鄙怯未練の臆説なり、且つ九州の軍と、當國の軍とを同一視して論ずるは、偶、以て、自己の思慮淺きを告白するものに在らずや。古語に曰く、「天の時は地の利に若かず、地の利は人の和に若かず」と、九州兵多しと雖も、郡國分裂して相統一せず、將士四方に割據して相碁峙し、各、鋒を磨いて雌雄を争ひ、之が棟梁たるべき良將なければ、戰に臨みて勝たざるも亦宜べならずや。今我國は之と大に異なり、見よ八州の兵は勇にして多く、而して之を統ぶるに、數代積威の主將あり、部將あり、主將一人の命令は、よく士卒千萬人を動かすに足る。之を人に譬ふれば、恰も臂の腕に於けるが如し、されば假令彼の猿面冠者、巧みに奸策詐謀を用ゐるとも、如何ぞ此の上下和融の兵を破るべけん。況や地の利は、日本第一の險を得たるをや。之を彼の地利人和なき九州に比するに至ては、譬を誤りたるも亦甚だしからずや。且又、今に及びて、徳川殿に頼らんなどは、素より武人の口にすべからざる所にして、愚夫愚婦の恥づる所なり。能く思うても見よ、彼の沼田領をば強ひて我に收め、獨り其の代地を徳川殿に償はしめしは、我が北條氏の所爲にあらずや、此の如く、常には徳川氏を苦めながら、一朝事あるに臨みては、之に依

顯著となるべきなれば、構へて構へて忠勤を勵まし、隨分堅固に籠城して、敵をして乗ずる所なからしめ、永く武勇を竹帛に垂るべきなり」と、因て氏勝には兼氏の刀、好高には國吉の刀、景澄には國吉の脇差を出し賜ふ。時に間宮好高獨り席を進めて曰く、「假令關白の軍百萬來るとも、君毫も御心を勞し給ふべからず、臣死して後は知らず、苟も命あらんか、此城を敵に渡すことはせじ」と、勇ましく答へて辭し去りしが、聞者みな其の義勇を歎稱せざるはなかりき。

間宮好高

朝倉景澄

尋で朝倉景澄も恩賜の刀を拜し、同じく勇ましく答へて退きしが、遠侍に至りて、列座の諸士に向ひ、山中城守衛の任を蒙るを告げ、且つ其の親友に耳語して曰く、「北條氏數代の運も已に傾けり。其の滅亡も亦遠きにはあらざるべきか。思ふに山中城は壑濠深からず、壘壁も亦完からず、固より大軍を受けて防ぐべき地にあらざるを、一族舊臣の柱石たるべき者を驅て遣はすは、是豈に自から股肱を殺ぎて、死を速にするものにあらずや、今日に至ていふも、固より益なき事なれども、北條氏の政治は、近ごろ甚だしく亂れて、士民の怨恨嗟歎する者、その幾何なるを知るべからず。而して其源は、松田尾張守の姦邪讒佞に在るなり。尾張守の姦邪讒佞を、我が公の信じ給ふに在るなり。然れば北條氏を亡す者は、秀吉にあらずして、松田尾張守なり。大凡そ何れの世を問はず、國家滅亡の時至れば、讒臣勢を得て君寵を擅にし、政權を弄びて私門を營み、群小彙進して忠直を害し、正士屏息して遺を拾ふなし。是を以て、家格古法は次第に廢頽し、新法苛政は漸次に行使せられ、終に民心離反して、君臣ともに、身を措く所なきに至るなり。今川氏眞の其家を破るは、三浦右衛門を寵せしに因り、武田勝頼の其國を失ふは、長坂・跡部の二變を用ゐしに因る、是皆な我が

眼前に見たる所なれば、聊か疑ふべくもあらず。而して我が松田は、武田の二嬖にあらずんば、乃ち今川の三浦なり。國家衰亡の期も亦、之を以て推さば豈に知るを得べからざらむや。先に伊勢備中守の直言は、洵に忠臣の肺腑より出でたる赤誠なり。然るに松田一言の下に説破し、徒に時日を延べて其の處をなさず、此に至て始めて秀吉の出師を聞くが如く、周章狼狽して、壘砦を補理し、城壁を修理す。何ぞ其れ醜なるや。是れ盜を見て繩を糾ひ、讐を見て矢を矧くの諺を實にするにあらずや。我輩三人、恩命を蒙りて山中に赴くと雖も、勝敗の決は戦はずして明かなり。氏勝先づ死せば、我輩豈に徒に生くる者ならんや。思ふに諸君と再會の期なかるべきか、然れども我は、決して君を恨む者にあらず。唯、時運の此に至るを悲むのみ。故に義のある所は死を以て當り、運を天に任せ、斃れて後止まんとす。諸君請ふまた其心して、忠義を忽にする勿れ」と、意氣昂然として去れり。

景澄の言大に善し。古より國家の滅亡するものを見るに、外患に滅ぶる者は少く、内憂に破るる者多けれども、其の破るるや、概ね外患の襲ひ至るを常とすれば、世人深くも其理を究むることをせず、直ちに以て外患の爲に亡ぶとするは、未だ史を見る明なき者と謂はざるべからず。即ち夏を亡せるものは、湯の兵にあらず、桀の政實に之を亡せるなり。殷を亡せるものは、武の兵にあらず、紂の政實に之を亡せるなり。秦を滅す者は、項羽にあらず趙高なり。蜀漢を滅す者は、晋にあらず黄浩なり。項羽の兵や晋の兵やは、趙高・黄浩に力を合して外より攻め、秦・蜀の亡滅をして、一日を速かならしめたるに過ぎざるのみ。例へば蠹虫の害を受けたる木の、風なくとも、自から倒るべき運命を有したれども、偶、風吹きたる爲に、數日倒折の

期を早めたるが如きものにして、人は風力の強大なるに驚けども、其實風の及ぼしし力は小なるものなり。

然れば景澄の此言は、能く國家盛衰の機を知るものといふべきか。氏直は此後なほ山中城を慮り、池田民部・山中大炊助・椎津隼人正をも遣はし、氏勝等を助け守らしめしといふ。(關八州古戦録・太閤記) ○廿一日、徳川家康、麾下の諸將を集め、小田原出師の議を整へ、參・遠・甲・信諸州、在邑の士に令し、二月朔日を期し、關東出陣の準備を整へ、軍を率ゐて駿府へ參集せしむ。或曰、家康此次、陣中成敗の規、及び軍旅の道を記して一卷となし、花押を印して、井伊直政に與へ、榊原康政の部下松平周防守康重を轉じ、直政の先鋒たらしむと。○廿五日、徳川家康の質子長丸、京師より還りて駿府に著す。(松平家忠日記) 長丸は、去十三日

長丸歸る

京師に著せしが、其の著するや、秀吉の使者、長束大藏大輔正家來て款待し、尋で十五日、聚樂に至て秀吉に謁せしむ。酒井忠世刀を持し、内藤正成・青山忠成等侍す。秀吉、其の幼弱の身を以て、遠く來て質となるを見て、深く其情を憐みながらも、且つ悦ぶこと斜ならず。侍女を召し、長丸の手を引き、直ちに閨房に誘ひ往かしめ、政所に謂うて曰く、「此兒、生來は善しと雖も、頭髮の結び方、衣服の著様、皆な田舎風にして、優雅ならず、早く都風に改めて慰め給へ」と。政所乃ち長丸を膝下に召寄せ、手自から髪を改結ひ、衣服肩衣より、袴に至るまで、豫てその儲やありけん、立ろに新しく著替へしめけり。此の政所は、秀吉が卑賤の時の室家にして、木下肥後守家定の姉なり。已に衣服改まるや、秀吉手から、後藤徳乗作の、金龍の三ッ物二ッ物の拵ある刀、及び脇差を出だし、是を賜はる程に帯び給へとて、又自から腰に挿さしめ、手を携へて表に出で、再び元の座に還り坐し、井伊直政を召して曰く、「長丸田舎風なりしを、今更めて都風となら

しむ。徳川殿見たまはば、其狀の異なるに驚かるべし。家康實義を專にして、小兒を遙に上らしめ、外は禮義を裝ひ、内に質子とせられしこと、心を用ゐること寔に苦めりと謂ふべし。然れども吾今日に至ては、毫も家康を疑ふ所あらず。且つ長丸幼稚の身を以て、長く逗留するは、父子共に、案じ煩ふ處深かるべしと察せらるれば、速に歸て、小田原出陣の用意をすることを善けれ」と、乃ち直政等隨從の士に、時服・黄金等を賜ふ。因て長丸は辭して、淺野彈正少弼の邸に歸り、十七日京を發して、歸途に就き、今日駿府に到れるなり。(東遷基業)

長丸已に駿府に歸る。家康以謂らく、「殿下我が質子を歸らしめ給ふ。豈に他に望なかるべけんや、必ず我が東海沿道の諸城を借り、其の舊臣を籠め置き、然後、心しづかに小田原に發向せんとし給ふらん、然らば吾亦その用意なくんばあるべからざるなり」と、因て直ちに令を分國に下し、沿道の諸城を掃除せしむ。後三日果して秀吉の羽書到り、海道に諸城を借らんといひしが、(大三川志) 家康已に期する所なりければ、直ちに諾して使者を遣らしめ、(徳川實記) 因て部下の諸將に課し、太閤の宿次に供せん爲の、亭舎を新營せしめ、本多作左衛門重次・本多佐渡守正信に命じて諸城を檢閲し、これを豊臣家の諸將に渡さしめ、且つ本多彦市郎康俊を遣はし、京師に至て質とならしむ。康俊は酒井忠次の次男にして、母は松平清康の女、乃ち家康の叔母なり。嘗て長篠の役出でて信長に質となり、今又豊臣氏に質となるなり。康俊時に年廿二、先に本多彦八郎忠次の養子となる。故に今本多氏を稱す。後世徳川家の史家、之に附記して曰く、

殿下御信義に愛求を表とし、内心に直政を懇望し、彼の心を寄せん事を欲し給ふ故に、幼君にいたく當

秀吉東海沿道の城を借らんとす

江戸史家の家康評

らずして版さる。直政元より鐵心智略あり、幼君を遠路懸隔の地に供奉して、其の安きこと泰山の如くならしむ。實に守護の器に叶へりと云ふべし。神祖よく殿下の奥意を御察ありて、常に事を成し給ふゆゑに、進退一として違ふことなし。是を以て此を考ふるに、神祖の御明智なる、殿下の深智に百倍するものか。云云

徳川家康の迎合に巧なり

と、或は此の史論を評して曰く、明智百倍如何は、未だ輒く信じ難しと雖も、其の上意迎合を巧にする智に至ては、蓋し他人の遠く及ぶ所にあらざるべし。今川義元に事ふる此の如く、織田信長に事ふる此の如く、而して今又豊臣秀吉に事ふること此の如し。家康の迎合に巧みなるは、實に之を天に得たるものと謂ふべきか。人もし此術を巧に操りて、長上に事ふることあらば、聖賢の主にあらざるよりは、誰かまた之を信ぜざる者あらん。妻妾此心を以て其夫に仕へば、必ず其寵を長くするを得ん。臣子此心を以て其の君父に仕へば、必ず長く其の信任を受くるを得ん。將た之を其主より云はんか、賢聖非凡の君主は暫く措き、苟も然らざる者にして、此の如き臣妾あらしめば、必ず深く信用して重用し、たとひ其の身を滅し、其の家國を失ふとも、遂に之を疑はざるに至るべし。玄宗は、貴妃の爲に、天寶の亂を招くと雖も覺らず、幽王は、褒似の爲に、其身を滅すと雖も悔いず、南宋の秦檜の徽宗・欽宗に於ける、後唐の伶人の李存勗に於ける、其他、宦官宮妾の其主の寵を擅にする、將た其主の宦官宮妾を寵するも、概ね此の迎合の巧拙に基かざるはなし。秀吉の明智と雖も、己が死後の家康を知らず、唯眼前の家康を見て、國家を託せしが故に、其屍未だ冷かならざるに、早くも血食を斷ちしなり。家康生れて亂世に遭遇し、姦雄割據の間に處し、人を待つ、一に猜疑

秀吉之智亦惑辯佞

を以てする時に在て、終始能く其身を保全し、終に覇を開くの偉功を奏したる所以のものは、豈に其の迎合に巧なる功にあらざらんや、義元死して信長に和し、信長死して秀吉に親み、信玄存すれば信玄を迎へ、謙信存すれば謙信に通じ、以て其身を保ち、以て偶然天下の權の轉轉して、己の前に到るに遭ふを得たるは、僥倖といはばいへ、若し迎合を巧にせずば、此の僥倖の至るを待たで滅びたるべきなり。然れども天下の權を得るは大業なり。唯、迎合の如き小才に依て、之を得らるべきにあらず、必ずや他に衆望を聚むるの徳と、群雄を壓するの威とを有せずんばあるべからず。即ち知る、家康は、甲州の釣閑・勝資、駿州の三浦父子の勝れて大なる人なりけんをと。○廿六日、北條氏政、老臣山角紀伊守に命じ、豆州雲見の領主、高橋丹波守に朱印を與へて、軍事を勵ましむ。

此度御弓矢に付而、同名六郎左衛門・同縫殿助・同助三郎、彼三人召連れ、可^キ達廻^ル由申上候、御本意之上、一所可^キ被^ル下旨、被^ル仰出^サ者也、仍^シ如^シ件。

庚子正月廿六日 (鹿柴抄)

山角紀伊守 奉之

清水同心

高橋丹波守殿

關白の禁制

○此月、豊臣秀吉、制を遠州に頒ち、武人の狼藉を禁ず。

禁制

遠江國

一 軍勢甲乙人等、亂妨狼藉事。

事蹟

一 放火事。

一 對地下人百姓、非分之儀申懸事。

右條條、若於違犯之輩者、忽可被處罪科者也。

天正十八年正月 日

(朱印)

建穂寺

秀吉は、此時、駿州建穂寺にも、禁制を與へしが、其の文言は、遠江國と全く同一なり。建穂寺は、觀音寺再建を企て、去る十四年より、廣く世間の淨財を募り、十七年八月には、行基菩薩の位牌を刻むなどの事もありしが、今年に至て、觀音堂も全く成りければ、此月十六日、入佛供養を行ひ、二月十日まで開帳せり。觀音堂は、東西拾間、南北八間あり、棟札には寺内の者は悉く、僧侶と兒童とを論ぜず署名せしめ、道師に學頭法印快辨、院主に中性院僧正、以下を列記したりといふ。建穂寺は古き寺格を有する名跡にして、寺領の如きも、四百餘石に及べり。少しく後の事なれども、文祿元年のものに、關白様指出帳といふものあり。之に依て見れば、

貳百四拾石九斗一升八合	建穂千代	參拾七石七斗五升	古庄
貳石八斗四合	安西	四十四石四斗八升	足洗
七石壹斗八合	南安東	十八石七斗參升二合	小坂
十八石貳斗壹升參合	抽木	七石七斗九升二合	小鹿
貳石壹斗九升	丸子	參拾石六斗七升七合四勺	大岩

合四百拾石六斗六升四合

觀音堂記とあり、以て其の大寺なるを知るべし。延寶の頃、學頭隆範の筆したるものに、觀音堂記あり。一讀せば其の縁を知るべし。

府城之西、涉安倍川、跨之山梁、出路、如向大路、而山徑北行、五六町餘、而即入樓門、是建穂寺也、樓門與鎮守之祠之間、坊舍左右廿一字、皆以茅茨葺之、其制甚淳素也、亦陟山五六町餘、其道巨巖突元、森森老松古杉不知其幾千株、而至觀音堂矣、抑、當山之開堂者、推古帝之御代、於此山嶺常聳、奇雲覆峯、有輝隣里、雖、村老鄉若不知其然故、爰釋道昭禪師、斗擲遊歷、至當所、看山嶺之奇雲、則知其靈異、而肇開此地、彫刻千手大悲之像、安置師堂、靜坐勤行、凡有年、然、關左未佛法、草昧人曾不聞佛之名、然、經年序、草堂檐牙倒落、云云、其後人皇四十四代元正天皇養老七年、行基菩薩飛錫歷涉、至關左、尋道昭當山艸創之跡、惜靈蹟湮沒、勵興復之志、再興、已復久湮之址、又自彫作千手觀音像、而伽藍營作漸成、土木之功、日、有、傍池生、稻米穗、宛如秋實、時二月十八日也、行基菩薩奇此嘉瑞、則山名瑞祥山、以生、稻米穗、寺號建穂寺、有數株之菩提樹、院號菩提樹院、昔日代之聖主、有、峯信、附、味田若干、殊鎌倉京都代代之將軍家、世世有御歸依、堂社佛閣其他寺院三百餘宇、道福賑其香積、至、天正文祿年、有、割國兵燹之憂、佛閣僧房罹池魚之災、爲、烏有、而後歷興廢、今存者、堂社僧房卅餘宇也、其山雅景也、一顧、山水郊野如、視、掌中物、當、其、丑寅、白雲突、空者、士峰也、其、東粉堞碧瓦、掩映于喬木之中者、府城高峙也、華館鱗列者、民屋並、檐也、其

異瞻望遠帆之出沒者、滄海、白波也、平嘯萬頃、下剝崩者、安倍藁科之清流也、長堤一帶、河水如練、靄縹煙水、設色娛人、況復華之晨雪之夕、朝霞暮靄、岫雲村雨、風帆沙鳥、境閑地淨、四時之變態尤苦形容、若不在此、大才碩筆、何盡此絕景哉、予住當山之本院、寺中者問古志傳記、答謂、古志傳記由來今尙亡失、云云、粗口碑之言傳記之、且當山之雅景甄錄者也、延寶八年三月廿一日、建穂寺學頭法印隆範記之。

建穂寺

建穂寺は、江戸時代にあつては、醍醐報恩寺の末寺に列し、眞言宗の修驗道に屬するものなり。○二月一日、遠・參各地の要害の諸城に、關西の將士入て守る。○世に傳ふ、此日諸國の大名伏見に伺候しけるに、關白秀吉、家康に對つて、今度の上洛に、本多平八郎忠勝や召具せられたるとありければ、折節今日是に居合せ候とて、關白の前に召出せば、秀吉また立花左近將藍宗茂を召出だし、彼こそは東國に隱なき本多平八と云ふ者なり。宗茂は西國無雙の譽あれば、向後心を通じて、宗茂は西國を守護して、彌、忠を竭し、本多は家康を諫めて、秀吉の守衛たるべし。東西に於て無双の者なれば、我前に於て、對面をゆるすと有りければ、輝元・利家を始として、あつばれ面目かなとぞ感じあひける。各、退出ありて後、本多は殿下の御前に罷出づること、偏に宗茂の功に依りてなりと思ひければ、直に宗茂の宿所に至り、今度殿下の御前にて、面目他に異なりしことは、偏に貴殿の譽に依りてなり」と悦ぶこと限りなかりければ、宗茂も大に悦び、本多殿、貴殿は今年四十二歳なりと聞く、武勇の譽といひ、老功の人なれば、若き者の後學にせん、苦しからずば、ありし武功を語りて聞かせ給はずやとありける。本多も切なる望に、辭する言葉もなかりけん、心靜に様

遠參の諸城に關西の家康隊伍を編す

様の物語しければ宗茂も大に悦び、聞きしに増る勇者かなとぞ感じけるが、其後、四方山の物語し、饗應よきに取りつくるひ、事終りて後、本多も喜悅して歸りけりとぞ。(立齋舊聞記)○二日、遠・參の諸將各、兵を率ゐ、海道を駿府に赴く者、絡繹として絶ゆることなし。三州深溝の城主松平主殿助家忠も、部下の兵を率ゐ、此日、遠州荒井驛に到りて宿す。(松平家忠日記)○徳川家康駿府に在りて、步騎二萬五千を整へて隊伍を編す。蓋し來らむ六日、駿府を發すべきに因る。

一の先備 七 丁

- 酒井宮内大輔家次組 松平源七郎康直 松平丹波守康長
- 本多中務大輔忠勝組 遠州の松下黨 匂坂黨 參州高橋の鈴木黨
- 榊原式部大輔康政組 大須賀出羽守忠政 岡部内膳正長盛 小笠原兵部少輔秀政
- 平岩主計頭親吉組 甲州先方衆會根遠山等 武河衆 津金衆 晴近衆
- 鳥居彦右衛門元忠組 小笠原掃部助信嶺 木曾仙次郎義就
- 大久保七郎右衛門忠世組 諏訪安藝守頼忠 知久 座光寺
- 井伊兵部少輔直政組 松平周防守康親 松岡刑部
- 二の先備 七 手
- 松平玄蕃清宗 酒井河内守重忠
- 本多作左衛門重次 内藤彌次右衛門家長

織田豐臣時代

柴田七九郎康忠

松平和泉守家乘

石川左衛門大夫康通

旗本前備 二手

戶田三郎右衛門忠次

植村庄右衛門忠安

左備 三手

內藤三左衛門信成

三宅惣右衛門康貞

天野三郎兵衛康景

右備 三手

松平伊豆守信一

菅沼藤藏定政

久野三郎左衛門宗能

後備 四手

松平因幡守康元

奥平美作守信昌

高力河内守清長

保科彈正忠正直

遊軍

本多豊後守康重

牧野右馬允康成

菅沼小大膳定利

武者奉行

內藤四郎左衛門正成

高木主水清秀

陳場奉行

小屋營作奉行共

山本帶刀成氏

九嶋織部

朝比奈彌太郎泰成

旗奉行

村越與惣右衛門

權田織部泰長

長柄奉行

丹波六太夫

彦坂小刑部直通

小宮山又七郎

保坂金右衛門

弓鐵砲頭

大久保治右衛門忠佐

渡邊忠右衛門守綱

日下部兵右衛門定好

高木九助廣正

成瀬吉右衛門正一

服部半藏正成

森川金右衛門忠佐

嶋田治兵衛重次

水野太郎作清久

神谷彌五郎宗弘

事蹟

渡邊彌之助

使番十七人

三宅彌次兵衛正次

小栗又一忠正

石川右衛門八郎政次

米津清右衛門清勝

山本新五左衛門正成

鈴木久右衛門重量

阿部八右衛門正次

大久保與一郎忠益

犬塚七藏忠次

酒井與九郎重頼

山田彦八郎

牧助右衛門長勝

川井次郎兵衛

榊原甚五兵衛

内藤金左衛門忠清

城織部助昌茂

初鹿野傳右衛門正倫

横田甚右衛門尹松

安藤彦兵衛重次

右外、曾根下野正清・遠山丹波直景は、五の字の捺物免許にて、使番に准じ命令を傳ふと、云云

大番頭

但五十騎充五組

松平忠左衛門重勝

松平善四郎康安

松平助十郎勝信

松平十三郎勝玄

荒川次郎九郎

水野清六郎光忠

右、松平四人は御家人にして、荒川は家康の外甥なり。十三郎所勞ゆゑ、其の與頭鳥居久兵衛、假に旄を免許せらる。荒川も又病惱に依り、其の與頭菅沼藤十郎定顯、組中を指揮すといふ。

扈從衆

火之番衆

右八十騎程をば、永井右近大夫直勝・本多佐渡守正信・加加爪甚十郎政澄・牧勘七郎長勝これを指揮す。

此内、佐渡守と、阿部善右衛門正勝と、牧野半右衛門正勝とは、旗本を始め、諸軍の言上することを執達すべし。板倉四郎右衛門勝重・淺井雁兵衛・黒田半右衛門は、旗本を始め、諸隊諍論の事あらば是を執し、其事相濟まざるときは、本多正信・阿部・牧野等と相議し、上裁を得べしと。云云

甲陽小人

右者、去年、大和大納言秀長より調進の、胴金の具足三百領を著せしめ、同長卷の野太刀百振を肩に掛けて、馬前に列すべしと。云云

此時、家康の持鎗は、十文字一本なりしが、外に薙刀一振、馬側にありしといふ。又今度、殊更に軍令十三條を發布せられ、號令最も嚴重なりければ、沿道の人民、毫も煩擾をうくること無かりしといふ。但し十三條の軍令は、慶長五年の制に異なる所なしとか。

長卷

長卷、柄は三尺許り、刃は二尺許りありて、後に尾州の藩士、塚松彦之進といふ者、能く此技を師範せり。此時甲陽小人の數は、二百人とも、又三百人ともいふ。

軍令十三 軍令十三條に曰く

- 一 不^レ聞^レ命^ヲ令^ヲ莫^レ超^ル倫^次一^ヲ叨^レ莫^レ出^ス斥^候、莫^レ隕^ニ五^字背^標士^ヲ。
- 二 踰^テ前^隊戰^者、雖^モ有^レ功^因、犯^ス軍^令、夷^ス其^族。
- 三 徒^ニ混^交他^隊者、悉^ク收^メ器^仗、其^主論^レ之^者共^罰之^ヲ、有^ル過^者莫^レ妨^ス。
- 四 當^リ行^軍、莫^レ取^ル徑^間、如^シ背^者與^ニ其^主俱^處刑^ニ。
- 五 持^ッ鎗^者軍^賦之^外也、禁^ス長^鎗該^ニ備^ル左^右。
- 六 逸^ス馬^於陣^頭者、罰^レ之^ヲ。
- 七 當^リ行^軍、資^糧馬^莫混^ニ隊^伍、犯^ス者^刑之^ヲ。
- 八 叨^レ莫^レ掠^ニ男^女、若^シ陰^匿者、或^ハ他^人懇^レ之^ヲ、爲^ニ其^主奔^ル者^悉沒^ニ收^采邑^ヲ、不^レ聞^レ命^ヲ、莫^レ縱^ッ火^ヲ。
- 九 莫^レ強^買侵^畧。
- 十 莫^レ私^退陣^ヲ。
- 十一 陣^中、禁^ス會^飲及^諸戲^突。
- 十二 禁^ス縱^飲、出^レ火^者梟^ニ之^外張[。]
- 十三 陣^中私^勿減^ニ士^卒、縱^中歸^國、禁^ス爭^訟、不^レ得^レ已^者達^ニ其^旨、凱^旋之^後裁^斷焉、使^ニ所^レ過^秋毫^無犯^ス、如^シ有^レ犯^者、殺^戮蔑^レ赦^ス。

松平家忠

斯くて、大に師に誓うて後發す。(御年譜・野史・逸史) ○五日、參州深溝城主松平家忠、晩に駿府に到り、直

大雨

家康駿府を立す

ちに登城す。家康命じて江尻に出陣せしむ。(松平家忠日記) ○六日、大雨盆を傾くるが如し。九日に至り始めて止む。徳川家康、大雨に因て出陣を止む。(松平家忠日記) ○十日、徳川家康、自ら兵を率ゐて駿府を發し、小栗吉忠を留めて、駿府を守らしむ。小田原征伐のためなり。長丸始めて甲冑を着して隨行せり。分國の軍勢、從ふもの總べて二萬五千餘騎、先鋒の酒井家次等は、四五日の頃、已に駿府に出で、今夜は沼津に到り陣するもあり。又由比倉澤邊に屯する者もありき。而して家康は、此日加嶋郷に著せるなり。(松平家忠日記) 聞く、東山道兩將帥のうち上杉景勝は、其兵三千騎を引率し、越後國春日山城を出でたりと、一説には、家康を三月十日出陣せりとす。(三河物語) ○豆州妻良の豪族に、村田新左衛門といふ者あり、近傍の土地八十貫文を有する者なるが、此日、北條氏直自ら書を與へて、清水上野介に屬して走廻らしむ。此度於^テ下^田無^ニ可^ク走^廻候、上野介以後者、於^テ旗^本可^レ被^ニ召^仕者也、仍^レ如^レ件。

天正十八年 庚 二月十日

(北條氏直花押)

村田新左衛門殿

子浦の清水

○十一日、豆州子浦の清水淡路守は、此役に臨み、心大に決する所ありけん、先に小田原侯に向つて、後嗣の許可を得て、安堵せんと請ふ所ありしが、此に至つて之を許さる。

此度、下田之地就^キ楯^籠任^セ申^上旨^ニ一^跡實^子福^千世^相續[、]不^レ可^レ有^ニ相^違者也、仍^レ如^レ件。

庚子二月十一日

(成朱印)

宗 悅 奉之

清水淡路守殿

事 蹟

小田原の船役

○十二日、小田原侯、令を下田及其の以東、小田原に至る沿岸の船主に傳へ、運漕の役に服せしむ。浦傳ニ船壹艘出レ之、清水衆八木下田迄、此一廻可ニ漕届ク者也、仍如レ件。

庚子二月十二日 (虎孝傳)

宗 悦 奉之

自小田原浦傳

下田迄船持中

吉原

○十五日、參州衆松平家忠・旗本の土成瀨小吉・深尾清十等の先鋒、進で陣を吉原に移す。(松平家忠日記) 是れ昨日酒井宮内より、通達の旨に従へるなり。○此日、關白豊臣秀吉、門前制札を駿府本通の一花堂に下し、境内に武人の屯營を止む。

(秀吉傳) 定 駿河一花堂

軍勢甲乙人等陣取事 堅被ニ停止セ之訖、若違犯之輩於レ有レ之者、可レ處ニ罪科ク者也。

天正十八年二月十五日

北條氏規
葦山を守

一花堂長善寺は時宗藤澤末にして、駿州一國同派の觸頭なり。永祿兵火の後、梅屋勘兵衛大旦那となりて、今の伽藍は建立せらる。(駿河記) ○十六日、伊豆國葦山城主美濃守北條氏規、小田原より歸來り、壘柵を修めて以て關西軍に備ふ。先是、氏規軍事を帯びて館林に赴き、久しく小田原に居らざりしが、小田原城防禦の、松田尾張守入道の議に依て決するや、氏政命を傳へて、氏規を召還せしむ。氏規因て今日小田原に歸れるに、氏政・氏直、直ちに召見て曰く、「豊臣秀吉の來ることは、萬あるべからずと思ひしに、今度大軍を

下田城ノ
守

率めて東下すること、強ち虚傳にもあらざるが如し。因て思ふに、葦山城は西方の鎮にして、最も要害の地なれば、速に歸て籠城の準備を整へ、折衝禦侮の謀を講ぜらるべし。我が國家、存亡安危の決する所なれば、偏に卿の智略を頼むなり」と、言を盡して懇に依囑する所ありき。氏規曰く、「謹で命を拜す。但し今日に及で言ふも益なきことながら、嚮に氏規命を受けて上洛し、和親の約を整へて歸りし時、君速に上洛して、驩を秀吉に結び、高祖早雲の千辛萬苦を思ひ、専ら社稷安全の謀を講ぜらるべきに、無智無謀の松田尾張を用ゐ、其の佞姦讒諛の言に惑ひ、忠臣を遠ざけ、小人を親み給ひたればこそ、此の危難には陥りたるなれ。時已に遅れたりとはいへ、先に伊勢備中の諫に従ひ、一向に徳川殿を頼み、誠意罪を謝し給はば、尙ほ爲すべきあり、今日の事には及ぶまじきを、惜いかな大事已に去れり。君知り給はずや、近年軍國の大事は、一に松田に委任し給ふが、彼常に私曲を營むが故に、將卒より士民に至るまで、一人として憤怨せざる者なし。思ふに敵兵境を厭するに及で、身を輕じて國に奉ずる者幾何あるべきか。然りと雖も、是れ一般の臣民に就ていふのみ。氏規も然るといふにあらず。氏規忝くも宗族の末に連り、北條氏を冒せば、社稷と共に存亡すべきは言ふにも及ばず。氏規不武と雖も、命のあらん限りは、葦山城を敵の馬蹄に汚さすことはあらじ」と、忠誠面に溢れければ、傍に在りし者、皆な其の忠勇に感ぜざるはなかりき。氏規は、因て直に馬を馳せて葦山に還り、此土工を起ししなり。(豆州志稿・關八州古戦録) ○北條氏直、書を清水上野介正令に賜ひ、命じて伊豆國下田城を守らしむ。正令命を受くるや、江戸攝津守朝忠と共に六百人を率ゐ、直ちに小田原を發して下田に向ふ。(豆州志稿・北條五代記) 其他、山本信濃守は田子砦に、北條七郎氏孝は、内藤大和

田子岩ノ守 徳寺ノ守 甲州口ノ守
と共に駿州善徳寺に、關宿城代大石直久は獅子濱城に、水軍の將某は重須壘に、梶原景宗・三浦茂信は安良里壘に、各、命を受けて赴き守り、又甲州口は、徳川勢の甲州兵、攻入ることもあらんかと、氏直の特に心を注ぎ、數多の兵を派して守らしむるなど、守備概ね整ひければ、今は小田原の君臣も心を安じ、京勢恐るるに足らずと、其の來るを遲しと待ち詫ぶるげなるは、亦勇ましくぞ見えける。然れども安房の里見・常陸の佐竹・下野の宇都宮・結城の族の如く、已に密に款を京師に通じ、殿下の到るあらば、一向戦功を勵まんと、首をのべて待てる輩の、彼是にあるこそ心許なけれ。○此比、徳川氏の士等、富士川の船橋架設の料として、竹箒等を多く編製する者あり、又、茶屋構造の料として、數多の材木を伐採する者あり、(松平家忠日記)

船橋茶屋の經營

富士川船橋成る

富士川船のこと

往く所として、武人の往來群衆を見ざるなし。此の船橋材料の準備は、松平家信沙汰して、去る十三日より著手せし所なり。○廿一日、富士川船橋の功成る。此橋の架設は、元來家康が、關白秀吉の東下を迎へ、厚く之を款待せんの計畫に出でたるものなれば、小田原の陣終り、秀吉歸陣の後は、直に破壊すべしと聞ゆれども、(松平家忠日記) 此の船橋はそも何れの邊へ亘しけん。富士川渡船のことは、なほ今川義元・氏真等の文書にも見え又、古歌にも見えて、其例は已に久しき昔にあるものから、それさへ場所は詳ならず。

舟よばふ不自の川とに日は暮れぬ夜半にやすぎんうき嶋が原

うき橋に竹のより綱打はへて小舟並に不二の河なみ

前のは爲家の作にて、續古今集に出で、後のは夫木集に出でたれども、其の場所は未だ知る人あらず。或は後世の綱橋といふ所ならんかといふばかりなるをや。

富士川の渡

富士川の渡、鎌倉時代には、庵原郡蒲原より、富士郡砂山の麓を見通し、海岸に沿て川成嶋・鯨嶋・小須寺を歴て、富士川を操舟にて渡り、砂山の見附に上りしものにて、此道は、今天正の頃までは通ぜしものならんといふ。又、今川氏始めて駿河を領せし頃は、河上・内房郷の内橋上より長貫に渡れりといふが、是は後の釣橋の邊なりとぞ。然るに是より以後は、漸く變じ漸く下流に移り、冬季水涸の時は操舟にて渡せるが、朝鮮人來聘の時は、舟橋を架せしこともあり、又、明治維新二三十年前には、岩淵より松岡の水神森の下に渡りしこともありといふ。

富士川、渡船、富士川は北より南へ、田子の浦へ流出たり。此川に、岩本の渡りとして名所有り。かんばらより一里計北にあがりて、舟にてわたすなり。(名所方角抄) 是を見れば、往古は歩渡、中世より舟渡か、但、岩淵より下にては、近年も歩渡ありし、頃年、御制禁之由、(東海道細見記) 田子浦は、富士川より少し東なり、岩本へ五十丁計なり。神原より東也。三保の入江より、浮嶋ヶ原迄の浦、をしなべて惣名に云なり。(名所方角抄)

信雄駿府に到る 信雄勸家康討秀吉

○内大臣織田信雄駿府に着す。信雄密に家康に謂うて曰く、「今度秀吉の東下こそ幸なれ、小田原と謀を合せ、前後より挾撃せば、事必ず成らん」と。家康曰く、「秀吉我を信すればこそ、道を我に假りて通ずるなれ。争でか反覆の行をして、信を天下に失はんや」と。信雄また言はず。(明良洪範・寛永聞書・徳川實記) ○廿

吉原の茶屋

二日、駿州吉原に茶屋を造營す。此の工事日に續く。晚より雨ふり、夜に入るも晴れず。(松平家忠日記) ○廿三日、西風強し。(松平家忠日記) ○廿四日、徳川家康軍船國一丸に乗じ、加嶋より蒲原に渡り、長久保に到り陣す。(松平家忠日記) 國一丸は、向井兵庫助忠安の預る所なり。○徳川家康の子長丸、甲冑始の式あり。

長久保

名けて秀忠といふ。秀忠は先に上洛せし時、秀吉己の偏諱を賜うて、命名したるものなり。(徳川實記) ○廿

徳川秀忠

五日、尾張内大臣信雄・松ヶ嶋侍從氏郷、其他、勢州の國人等二萬餘騎、進みて沼津・三嶋に陣す。○廿六

東海各驛
の茶屋
秀吉の水
軍清水港
着

日、先是、徳川家康、駿・遠・参の諸驛に命じ、茶屋を営ましめしが、今日に至て悉く造營し畢ぬ。秀吉の
下向に供せんが爲なり。(松平家忠日記) ○廿七日、關白秀吉が水軍の將脇坂安治、淡路より來りて、駿州清
水港に着す。安治因て之を秀吉に報す。此役、秀吉の水軍を司る諸將は、九鬼大隅守嘉隆・加藤左馬助嘉明・
脇坂中務少輔安治、其他能嶋・來嶋等にして、此月中旬、各、大船を將ゐて居國を發し、志摩に至て嘉隆と會
し、共に俱に西南の海上より、伊豆・駿河の港灣に壓到せん計畫なりしが、安治先づ到りしものか。安治は、
去る廿五日、遠州今切の湊に到り、再び進みて今日此の港に入りしものなれども、其の今切湊に到りし時
も、其趣を秀吉に報じたるものによ、秀吉は此月三十日に至り、返書を安治に與へて、警戒と獎勵とを加へ
られたり。

去廿五日、至_テ于遠州今切湊、着岸の由注進、得_ニ其意_ヲ候、日和次第清水口可_レ乗_ル尤_ニ候、見合無_ニ越_ス度_ニ
様可_レ仕_ル候、今度は、惣_テ先手着船之段、無_ニ油斷_ニ働_ル神妙_ニ候、明日被_レ出_サ御馬_ニ候條、猶_テ以_テ路次迄、追_テ追_テ注進
待思召候、尙長東大藏少輔・山中橋内可_レ申_ス候也。

天正十八年 庚寅二月晦日

秀吉 (朱印)

脇坂中務少輔どのへ

(慶元古文書)

東海道兵
士充滿

○廿八日、美濃・東海道を下り、今日駿州吉原を通過す。(松平家忠日記) 此時に當て、小田原征伐の先鋒隊
等、日に漸く集到り、富士の根方より、由比・蒲原に至るまで、丘陵原野に充ち滿ちたるに、後陣は未だ尾
張・參河の地に支へたるさま、纏しなどいふばかりなく、小田原征伐の惣勢は、凡そ三十萬と聞えたり。

深澤神明
の兵害

此の如くの大军なれば、たとひ軍令嚴なりといふとも、普く及ばざる所もありけん、土地人民の害を被る者
も亦少なからざりき。伊豆國に、深澤神明といふ社あり、此役、兵士の亂入する所となり、社頭悉く打破ら
れ、三十六人の社人、六坊の供僧等、纔に身を以て免れたるに過ぎざれば、社務の書・古證文等、悉く紛失
して残る所なかりきといふ。以て其他をも推知すべし。○酒井忠次・松平家忠等、軍を進めて早川口に陣す。
(松平家忠日記) 此の早川口は、豆州の戸倉・上州の鹿橋・箕輪等三城の主北條右衛門佐氏光、二千三百餘騎に
て守る所なり。氏光は北條氏康の六男にして、相從ふ將士は、上州倉賀野城主倉賀野佐兵衛・木部城主木部

神原

宮内少輔・白井城主小見小四郎・免取城主高瀬紀伊守等にて、惣勢八百餘騎を有すといふ。○三月二日、秀吉
の東海道先鋒の將、近江中納言秀次神原に着す。秀次は因て直ちに秀吉に報じて曰く、「我が先鋒は、已に伊
豆國西北邊の沿岸に放火せしに、重須の小田原勢等、これを見て大に怖れ、兵を撤して去り、又敵影を見
ず」と、秀次は尋で兵を進め、明日沼津に着すといふ。○四日、秀吉、柏原より水軍の諸將に令し、伊豆沿
岸を巡察し、機に應じて城寨を攻撃せしむ。○徳川の先鋒、總ヶ原に至れり。○八日、徳川家康、明後十日
を卜し、兵を豆・相に進めんとす。因て其旨を諸隊に達せしむ。(松平家忠日記) ○小田原征伐の師、東下する
者日に絶ゆることなし。細川幽齋も亦その遣中にありて、今日已に駿州府中に着しぬ。幽齋は、細川藤孝の
別號にして、法名を泰勝院徹宗玄旨といふ。夙に足利將軍義晴に近侍せしが、三好の亂起り、將軍義輝弑せ
らるるに及び、一乘院の門跡慶慶、後に還俗して義昭といふを奉じ、近江に奔りて佐佐木義賢に依り、越前
に往きて朝倉義景を頼み、尾張に赴きて織田信長に囑し、以て足利家の恢復を計れり。後信長の威ますます

細川幽齋
至駿府
幽齋略傳

盛となり、義昭之和せず京師を出奔するに及び、幽齋遂に信長に仕へ、信長弑せられて後僧となり、天正十三年十月、從二位法印に叙せられ、尋で豊臣秀吉に屬せり。先に秀吉に從て九州を征せしが、今又小田原征伐に赴くと見えたり。幽齋深く文武に通じ、和歌相傳、二十一代集、源氏物語を尊崇せしが、就中、古今集の傳授を、三條西實隆に受け、悉く其の祕奥を得たり。即ち足利氏の典故と、和歌の相傳とを、江戸時代に傳へたるは此人なり。幽齋從軍の途次、道路見聞する所の趣を記したるものを、東國陣道記と稱し、長く世に傳へらる。遠・駿の境に臨みし後、記す所を見るに、曰、

東國陣道
記
三形原

四日、遠州三形が原を行くに、是よりも、富士の見ゆると人のいひけれども、雨雲はれず。五日、見附のこふといふ所に到りて見るに、同じ曇にて見えず。

見附

方角もいざしら雲に目ぞくばる富士を見附のこふの入れれば

山口

六日、さよの中山近き、山口といふ所に泊りて、月待ち出る雲の雨に、見わづらひて臥せるとて、

宇津山

八日、宇津の山にて、

鞠子川

夢ならで思ひかけきやうつの山うつ、に越るつたの下みち

此の山を越えて行くに、鞠子川と人のいふを聞き、
人数には誰をするかの鞠子が蹴わたる波の音ばかりして
猶行ききて駿府に着きぬ。富士を初めて見待りて、

府中

府中に逗留の中に、

あまの原あけ功しらむ雲間よりかすみてあまるふじの雪かな (東國陣道記)

軍中また風月を楽しむ。英雄の閑日月といはんか。抑も學問の徳といはんか。○木下長嘯も亦軍に従ひたりけん、其の紀行文に、吾孀の道の記あり。其初に書して云、

きさらぎ二十日餘りの比ほひ、都を出て東に赴きけるに、人々名殘惜みて打送りけるに、逢坂の關の清水のもとにて、今は歸りれとて侍りけれど、猶慕ふ心にや、行きもやらざりければ、駒を駐めて、

小夜中山

唯たのめ東路遠く別るともまた立ち歸りあふさかの名を

やうやう急ぎける程に、遠江の國に、小夜の中山を越えけるに、しばし休みて、
草枕露もいたくやむすぶらんほそでしほる小夜の中山
おなじく侍る人のよめる、

旅衣かへりて人にかたらし月もいまはの小夜の中山
命なりさよの中山今こえていつ歸るべき行へともなし

うつの山

鶏の音に麓の里は明けぬれどわが來し方はさよの中山
入る月をそなたの空と顧みて夢路にこゆるさよの中山
さて行くまゝに、駿河の國うつの山に至りぬ。業平朝臣、この蔦の細道分け入りし、旅の哀れも思ひ知られて、

宇都の山こえし人こそ昔なれ分くるは同じつたの細道
同じく侍る人のよめる。

梓弓やよひの空もうつのやまこえてみやこの春は夢かは
都出で、幾夜慣れにしが枕夢かうつつか宇都の山こえ
同じ處の名所賤機山とて、富士淺間にてまします。見物ながらまうでてよめる

賤機山

世の人の思ひ知れとやあさ衣神も織るてふしづはたの山
そこに殿下御足を休めたまうて、三日あまり御座ありける程、人人も疲れなほして、處處にさぶらはれる。中にも自ら休ひし家のあるじ、心ありける人にて、瀧落し石立てて、庭など古くつくりなし、殊に目もあやなる景氣なり。主の男、さかな催し酒進め、こまやかに物語して、遊びけるついでに、山躑躅を見て、

府中

紅のわきて色こきいはつづじはなもあるじの心にぞ咲く

清見關

二十二日に府中を出でて、清見關にとまり侍りけるに、浦の有様山のたたずまひ、目もはなち難く覺えて、暮るるまでながめなるに、人人、さらぬ處だに面白きに、浦の月さこそはあらめと侍合ひけるに、その夜しも陰りがちにて、空しく明けなんとすれば、

同じくは月吹きはらせ沖つ風ひかり清見が關の名も惜し
おなじくはべりける人のよめる、

三保松原

旅衣こころぞとまる東路に清見が關も三保のまつばら
鐘の聲も更け行く月の清見湯よせくる波に夢ぞさめぬ
それより三保の松原を見やりけるに、聞きしより、見るはまさりて覺えければ、「忘れめや清見が關の波間より霞みていづる三保の松原」といひけんも、ことわりかなとて、

隅田川

面影も我忘れめやきよみがた關に向へるみほのまつばら
とよみて行くに、目に立つさまなる川ありけるを問ひ侍りければ、これなん隅田川といふ。さては業平の、都鳥にこととひし處にやといひければ、翁、それにはあらず、ここは駿河の國、いほばらやすみだ川とよみしと語りければ、
都鳥いさやここにも隅田川言問ひかはせ波のまにまに

富士山

かの富士の山を見れば、高峰の雪は雲よりそらに現はれて、麓は田子の浦・浮嶋が原續き、入江・小嶋ながめやる眺望、
更にいひしらす。
いつ消えて己が春をも待ち得まし不二の高峰のゆきのした草
おなじく侍る人のよめる、

東路の旅のすさびに眺むれば山こそなけれ不二の高峰に
雪の紐雲をば帯にするがなる富士の高嶺の春のあけぼの

ききしより景色にあかぬ不二の根は雲にかかれる雪のむらさき
不二の嶺を見る看る行けば時しらぬゆきにぞ花の春をわする

この度、道すがらの名所残らず見はべりて、おろかなる心に書き集め侍りけるは、この道に志深くして、後の嘲を招くのみならし。

長嘯子は是より先にも、海道を下ることありしにや、はじめてあづまにゆきける道の記をのこせり、中云、

濱名橋

はまなのはしに、ひるのやすみしつづ、船子どものもちひくひ、さけのむあひだに河づらをみやりて、

宇都

戀わたるみやこはとほつあふみなる濱名の橋に心はなきぬ
こまなづみぬとて、うつの山かちより行く、思ひいづることおほくて、

富士山

むかしおもふうつのやまへのつたかへで人こそあられしける比かな
その日、するがの府にいる。

おのれのみふじのれたくやおもふらん雪のふもとにかかるしらくも
ちりて出しみやこの花のおもかけにまた立むかふふじのしら雪

清見が關に至りて、みこのわすれめやとのたまひし事、身にしてみて、かすまぬさへぞあるや、はこれにとまる。(舉白集)

家康長久保に滞陣

○十日、徳川家康師を率ゐて長久保城に到り次す。世子長丸、始めて軍裝して之に従ふ、徳川勢の諸隊、軍

北條氏の諸將駿豆を退く

吉原陣營

秀吉出師

容大に整ひ、勢威四方を壓しければ、北條氏の豆・駿を守る者、之を小田原に報ず。氏直乃ち命じて、暫く其鋒を避け、小田原に還て、後圖を爲さしむ。此に於て、豆州泉頭城の守將大藤長門・多目權兵衛、戸倉城の守將北條右衛門佐氏堯、獅子濱城の守將大石越後守・館林兼帶等、皆な守を徹し、軍を引て小田原に還る。(逸史)蓋し城郭堅固ならず、兵力微にして、長く徳川勢に當りがたく、且は力を一城に籠むるの謀に出でしものならん。一に戸倉の守將を、笠原新六郎に作る。或曰、此等の諸城は、小田原の役後、みな守を徹して廢城となると。○十四日、松平主殿助家忠、駿州吉原に在りて、關白秀吉の陣營を營む。徳川家康の命を受けしなり。秀吉は已に去る一日京都を發し、十一日參州吉田に着せしが、降雨のため吉田に滞留せしかば、已に我が遠州に至るべきに、未だ至らざるなり。(松平家忠日記)先是、秀吉は小田原征伐のため、

定

一軍勢味方の地に在いて、亂妨狼藉の輩、一一伐たるべき事。

一陣所において火を出すやからは、からめとり出すべし、自然逐電せしめば、其主人罪科たるべき事。

一糠藁薪雜子以下、亭主にあひことほり可配之事。

右條條、若令違犯者、忽可被處嚴科旨、被仰出候也。

天正十八年正月 日

秀吉 (朱印) (前田文書・吉川文書)

禁制

一軍勢甲乙人等亂妨狼藉事。

一放火事。

一對地下人百姓、非分之儀申懸事。

右條條、若令違犯之輩者、忽可被處罪科者也。

天正十八年正月 日

秀吉 (朱印) (淺野文庫)

の如き嚴格なる軍令を東海沿道の諸國に發し、二月廿八日禁中に參内し、奏して御暇を乞ひ奉りけるに、天皇深く之を嘉し、節刀を賜ひければ、秀吉大に悦び、還て聚樂第に入り、首途を祝せんとて、臨江齋紹巴・申己法橋等を召し、連歌百韻の興行あり。發句は紹巴

關越えて行末なびく霞かな

(關八州古戦録)

斯くて又禁中よりは、八條殿を勅使とし、御製にそへて種種の物を賜ひ、以て其の出陣を祝し給ひけり。

東路や春の小田原打返したねまきそむる雲の上人

(川角太閤記)

秀吉は此賜を得て益、悦び、彌、此月朔日を以て、諸軍東下の期と定め、沿く諸將に觸れ渡しけりとか。

二月二十七日、來月朔日東國御陣立とて、萬方震動也。如何可成行哉覽。

三月二日、昨日御出馬在之、大津御泊と云云、人數六千計云云、奇麗、金銀、唐、和財寶、事盡たる事申不及、

言語之由、各、語之消肝式也。(多聞院日記)

抑も小田原征伐のことは、去年十月、已に陣觸したることなれば、諸將も夙に知る所なれども、當時は尙ほ多くの日子ある如く覺えて、深くも心に止めず、茲年に入りても、正月は屠蘇の醉に紛れて、月日の過ぐ

るを知らず、いつしか衣更着中の五日も越えければ、三月一日も隣りに來ぬる心地して、此の陣觸を俄なる事に思ひ、周章狼狽く族も多かりきとか。但し先發の任を蒙れる者は、二月中旬、已に京師を發したるものにて、大和大納言秀長・近江中納言秀次を大將とし、五畿内・南海・山陰・山陽・四國・九州・北陸の軍勢、凡そ二十二萬餘騎、外に伊勢・尾張二國の兵凡そ二萬五千餘騎は、内大臣織田信雄引率して、已に駿河に着しければ、先陣の富士根方より、後陣の尾張美濃に至るまで、道路は兵ならざるなく、輜重ならざるなく、絡繹として絶ゆる所あらざりしが、併も軍令能く行はれて、其の國國の便に従ひて宿陣し、泊り泊りも差合ふことはなかりき。時に、安藝の毛利中納言輝元、四萬餘騎にて馳上り、聚樂第に至り、秀吉に謁して曰く、吾も亦御旗下の大名なれば、家康卿の次には、輝元をこそ遣はさるべけれど、先陣に次いで東せんと請ふ。秀吉曰く、否とよ、今度の戦は、國の便に因て兵を出だすなれば、卿には此の聚樂をこそ預くべけれ、是ぞ我が根據の地にして、且つ王城の守護にもあれば、是をだに能く守らば、功は出陣にも勝るべし。卿能く心を用ゐて守護し、努めてな懈り給ひそ」と、因て輝元を止めて京師を守らしむ。輝元乃ち聚樂を預り、洛内外の法度は總て秀吉の範に依て沙汰しけり。而して秀吉は、輝元の家老吉川藏人佐廣家には、兵一萬五千を附し、參州岡崎城に入て、陣中在番たらしめしが、小早川左衛門尉隆景並に安國寺をば、自から從へんと欲し、軍士二萬を附して小田原隨行と定めける。然れども隆景をば尾州まで從へ來り、終に止めて清州を守らしめしといふ。(太閤記)

輝元の長臣吉川藏人廣家は、一萬五千餘騎にて三州吉田へ入城させ、御陣中在番仰付けらる。小早川左衛門佐隆景

は、安國寺惠慶を伴ひ、二萬餘の士卒を從へ供奉せらる。先陣は、沼津・由井・蒲原に充滿すれば、後陣は未だ大津阪本に支へたり。(三國史)

秀吉の行装

斯くて關白秀吉は、此月一日京師を立ちて、後陣に續きけるが、其の行粧の華美なりしことは、實に人目を驚かすに堪へたりき。即ち緋緘の鎧に龍頭の兜を着し、總べて朱具足の裝なりしが、腰物は六尺餘の箔鬘斗付、兩腰の柄は打さめの上大菱なり。あら繩の腕貫を掛け、熊皮の作髭を附け、色鮮かなる光明朱の銅柏子を馬上に附け、純白雪の如き括頭巾を腰に附けられしが、此の括頭巾は、秀吉の思考に成りしものにて、後小田原の陣所にて、能興行ありし時、家康を相手の狂言に、秀吉自から太郎冠者となり、此を冠りたるが初となるなり。而して角頭巾は、昔よりの製となす。又銅拍子は、小田原の役果てて歸るとき、大久保七郎右衛門に與へられ、長く小田原城に保存しありきとか。(川角太閤記)

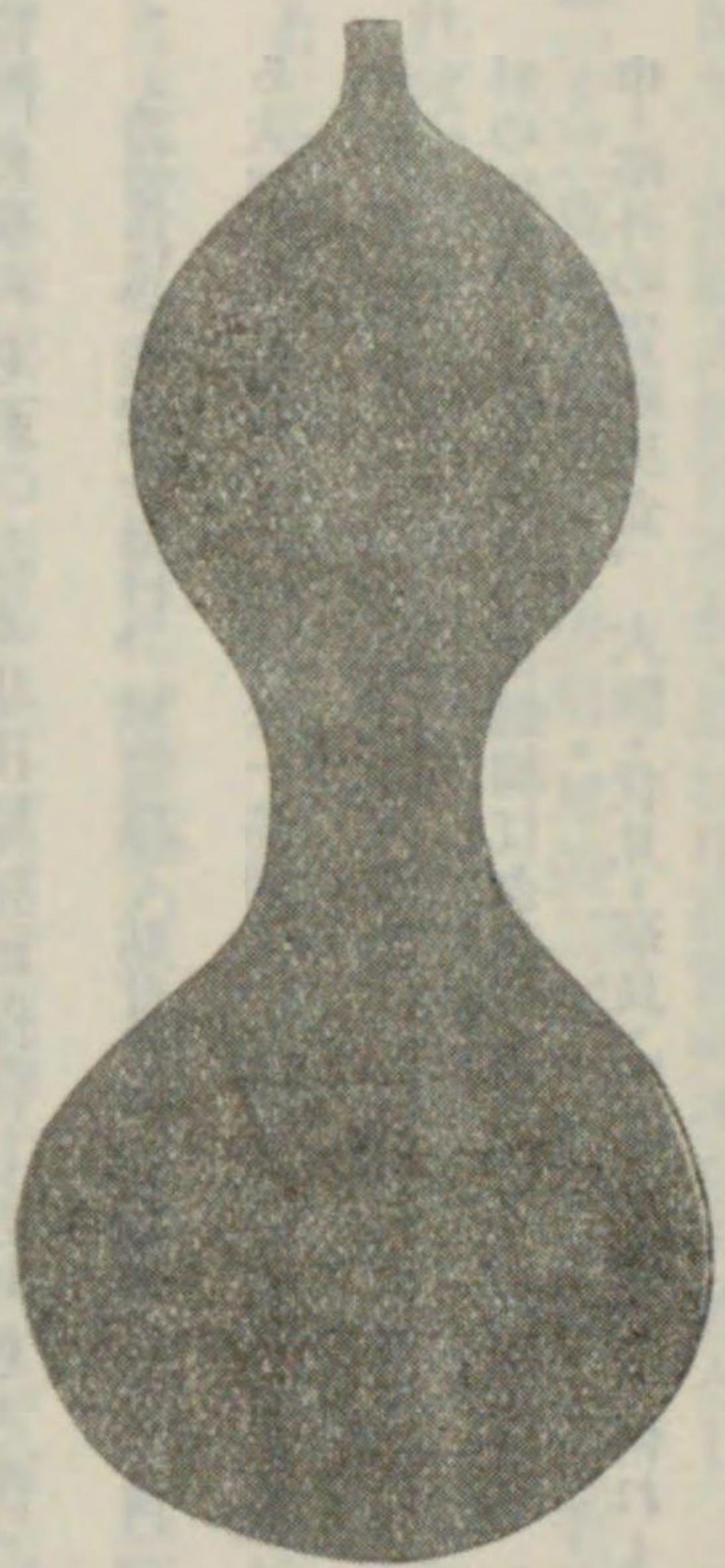
能狂言の括頭巾の始

秀吉は、造髭を掛け、鐵漿黒く貼付け、唐冠の甲を着け、金札緋威の鎧に、鬘斗付けの太刀を帯び、振金にて濃みたる大髯、俵の鞆の上に征矢一筋刺て、朱塗の重簾の弓を握り、金の瓔珞の馬鏡懸けたる、七寸許の駿馬に、萌立如くなる紅の厚總掛け、威儀堂堂と、馬上にて洛中を打立ちけり。されば近習・伽衆・馬廻の甲冑、美を盡し善を盡し、異類異形の物嗜、金銀珠玉綾羅錦繡は勿論、虎・臘虎・猩猩緋等、各、其の風流を競ひ、攝家清華、其他の月卿雲客を始め、洛中・洛外の貴賤男女、大阪・伏見・奈良・堺等の庶民、何れも見物に出掛け、三條河原より粟田口・日岡峠・山科より、大津・松本邊まで棧敷を掛け、道傍に群集せり。而して秀吉は意氣揚揚として其中を練行きけるが、(關八州古戦録) 承る所によれば、天皇も四足御門前に棧敷を架け、天覽あらせられ給ふを、秀吉は御前に至りて馬を下り、御棧敷に上り、畏み畏みて御暇を申上げ、罷下り、再び馬に上りて出發せり。云云(御湯殿日記・晴豐公記)

事

蹟

秀吉の大馬表



秀吉馬印

地もなかりしが、秀吉馬上より之を見て、いとど心地よく出立ちぬ。(豊臣秀吉譜・大関記)

清水著港
注進状

江州柏原に至れば、旗本の諸勢も段段に馳集るに、水軍の將脇坂安治が、駿州清水著港の報達しければ、其悦び斜ならず、直ちに書を裁して使者に附し、厚く賞して還らしむ。書に曰く、

四日大梯

去月廿九日注進状、今日四日於_ニ柏原_ニ披見候、廿七日志水_ニ着船_{之由}被_レ聞召届_候、無_キ油斷_働、切切申越候義感思召候、九鬼相談、伊豆之地體を早船_ニ而可_キ見計_旨、順風相待_{尤候}、少も越度候而者不_レ可_レ然候、今日大梯_{被_レ爲_レ成候}、尙以追追可_レ致_{言上}候、猶長束大藏大輔_{山中橋内可_レ申候也}。

三月 四日 秀吉 (朱印)

脇坂中務少輔どのへ (慶元古文書)

神原着陣
の報

是より漸く進みて、清洲に至れば、中納言秀次の報到る。蒲原着陣を報せしなり。又返書を附して使者を還らしむ。

六日清須

おむす城

去_二日至_ニ神原_ニ着陣_{之由}注進、今日六日於_ニ清須_ニ披見候、家康_{信雄令_ニ相談_{先手_{可_レ令_ニ陳替_旨、何様にも家康指南次第、無_キ越度_様才判專_{一候}、度度如_ク被_レ仰出_候、陳取_{丈夫_ニ申付_{御着座迄可_レ相待_{伊豆浦所放火、おむすの城迄退散候由、得_ニ其意_候、尙黒田勘解由_{長束大藏大輔可_レ申者也}。}}}}}}

三月 六日 秀吉

近江中納言殿

吉田滞留

十一日秀吉進んで吉田に到る。徳川家康、其臣小栗仁右衛門忠吉に命じて之を饗せしむ。家康の家人伊奈熊藏忠政吉田に在り、秀吉に謁し、其の進發を止めんと請うて曰く、「去る八日より昨九日に至り、大雨降續きたれば恐くは道路通ぜじ、請ふ暫く此に滞留し給はんことを」と。秀吉曰く、「兵法に云く、河流前に在て、雨降る時、早く渡らざれば、後必ず渡ること難しと、因て吾今急ぎ渡らんとするを、汝却て止むるは何ぞや」、忠政曰く、「殿下宣ふ所の、河流前に在て、雨降るとき早く渡るとは、是れ小軍の時の事なり。苟も大軍を率ゐさせ給ひて、急ぎ渡らせらるることもあらば、人馬多く溺死することあるべし。併も敵之を聞き、十人を百人と流説せしめば、敵兵の勇氣を鼓舞し、味方の士氣を挫折すべきか」と、秀吉遂に其言に従ひ、逗留すること三日なりき。家康此に於て、其の行程を計り、其の陣營を営ましめしといふ。○十四日、駿州吉原の陣營未だ成らず、而して秀吉已に吉田に在り、家康之を憂ひ、松平家忠を促して速に修めしむ。(松平家忠

日記) ○十五日、松下石見守之綱の父、源太左衛門長則卒す。年七十八、○十八日、關白秀吉駿州田中に着す。去る十四日吉田を發せしなり。(松平家忠日記・天正十八年古文書) ○信州の浪人依田能登・伴刑部等武田氏の遺臣六七百人を催し、阿江木山家の郷民を語らひ、一揆を起し、以て阿江木白岩に據り、以て北條氏に應ぜしを、此頃、小諸城主松平修理大夫康國兄弟、進撃して之を平げ、獲る所の首級を家康に送る。家康因て其の首の注文を作り、秀吉に贈る。秀吉此日田中城に至り、始めて其書を得、披見して返書をなす。

一昨十六日、芳墨令披見候、並松平修理大夫注進狀之趣、具に相達候、信州浪人等、阿江木白岩へ取籠候處、早速追拂、三百八拾餘討捕候由、尤之仕合に候、粉骨之働、神妙之旨、能松平修理大夫に可被加詞候、隨而今十八日、至田中城相着候、明日府中迄可相越候、一兩日令逗留、三枚橋へ可被移御座候、然ば其旨清見寺可爲一宿之條、可有支度候、尙期對面之時候、恐恐謹言。

三月十八日 秀吉

駿河大納言殿

(武徳編年集成)

○十九日、關白秀吉田中城を出で、進みて駿府に入らんと欲し、鐵漿黒く齒を涅め、常の如く作髻を装ひ、黄金作の太刀を佩き、華奢優麗、輝くばかりの行粧にて、岡部を過ぎて宇津の山に掛れば、郷民等相率ゐて出迎へ、一種の栗を獻じて、其の祥瑞に擬す。秀吉問うて、「之を何とか爲す」と。曰く勝栗なり。曰く此の合戦に勝栗か。祝ひたりな祝ひたりな、目出たし目出たしと大に悦び、黄金數多出だして與へければ、郷民等齊しく恩を謝して去る。

岡部驛、在府西三里二戸四百、驛東宇都嶺、爲烏度・志太二郡界、有古道、曰蘿徑、在中將遭解魔法師處也。(駿河府志)

石川忠左衛門馬を賜ふ

秀吉は是より山を越ゆるに、深く慮る所やありけん、特に本道を避けて間道に入り、嶮坂峻路を越えけるが、偶、乗馬の沓破れければ、所を尋求むるに、一農夫の店前に之を作る者あり、名を石川忠左衛門といふ。己が作る物を持ち出でて馬にうちたり。秀吉馬上より之を見、緒の結び方悪しとて身から下りて之を直し、且曰く、「汝の親切感するに餘あり」と、因て着る所の紙子の羽織を脱して與へけり。歸陣の時も亦立寄りければ、忠左衛門迎へて水を獻ぜしが、是は飯陣には、水を飲む故實あるに因るといふ。茶碗は質侶焼なり。此に間道といふは、即ち後世の本道にして、當時の本道は、即ち薦の細道なり。(渡邊幸庵對話)

豊公道服を賜ふ

一説、豊公乗馬の沓壞れて歩に苦む。偶、本地の農夫、名は忠左衛門の店前にて、沓を作るを見て曰く、「其沓我に參らすべし」と。農夫沓を持行き、破れたる馬の前足にうち終る。後はいかにといへば、勝軍して歸り給ふ時奉らんといふ。(一に馬の鞋を取替へ、更に新しきもの半足を獻ず。是は何故といふに、勝軍して還り給ふ時獻らん。云云) 又前なる山の名を問ひ給ふに、勝山と答ふ。軍陣の最先に、吉兆の、ことをいふものかなと、大に悦び歸陣の時褒美を與ふべし。其時の證にせよとて、着たる羽織を脱ぎて賜ひけり。豊公凱旋の時、再び此家に立寄り、約束の如く沓參らせよとありければ、復二足を獻す。褒美何なりとも請へとありければ、他に望は無けれども、元來此の山中にては、駄歩の役に苦めば、これを御免しあれかしといふ。(一に望なしと答ふ) 公易き願なりとて、永代本村の歩役を免ぜられたり。

お羽織屋

宇津谷、内屋共、宇津屋とも、此西、白井里、

織田豊臣時代

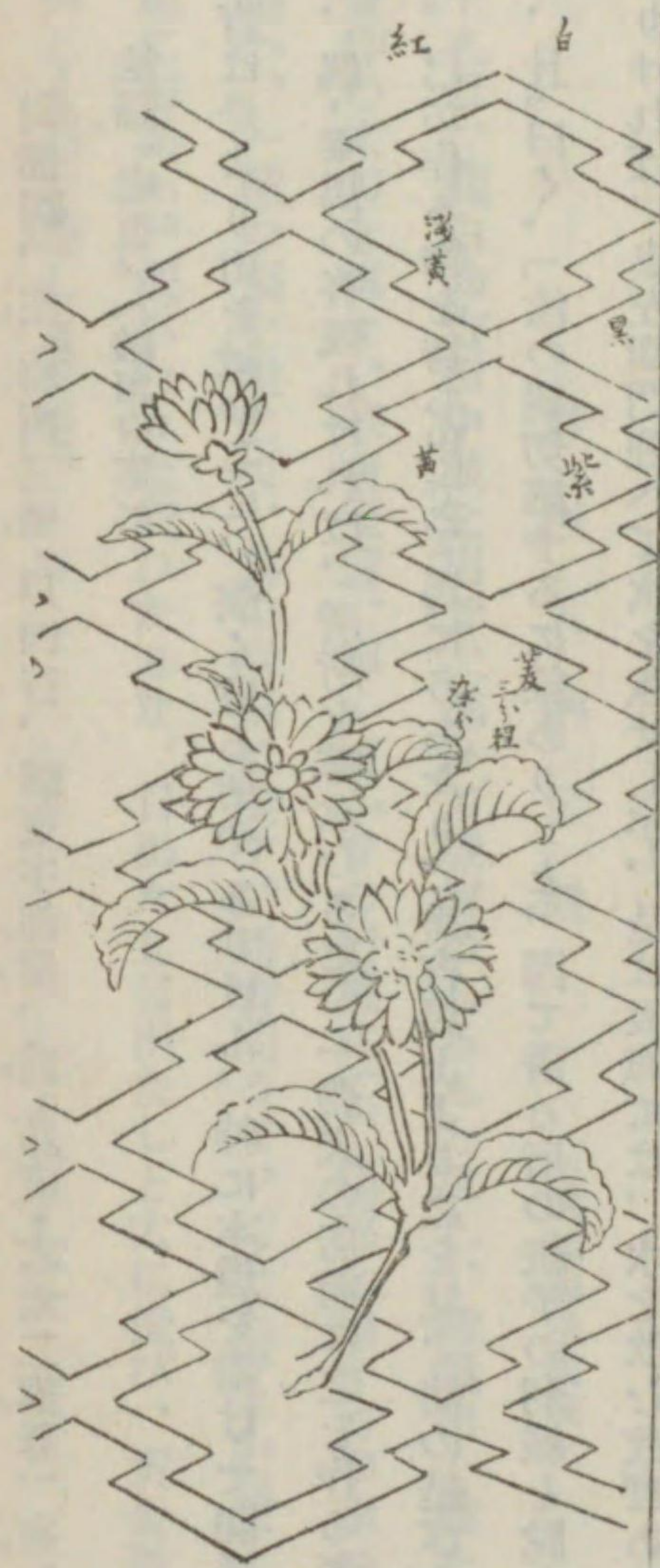
宗祇抄、うつの山、うつの谷とも云ふ、山を越えずぐれば、まりこ川と云ふ名所なり。坂を下りてかや屋有り、十圍子をうる、名産なり。此所より、太閤小田原御陣之時、先祖の某罷り出、勝栗と馬の香とを捧げたり。其時召たる御羽織被下たりとて、今に所持。

町の北ヶ輪 左り 忠左衛門

白紙子、やがらもみ、ふりは唐織、菊桐のかた、ひほもふりと同地也。ふりに小づまあり。裏紅。(東海道細見記) 又一説、農夫諾して香を持來り、一足と片しをうち替へたり。其時豊公、彼が家の前の山の名を問はれしに、此山は勝山といふと答ふ。公喜悅斜ならず、軍陣の最先に、吉兆の言をいふ者かなと、羽織を脱ぎて賜ひ、又此前も山道なる

太閤家御道服

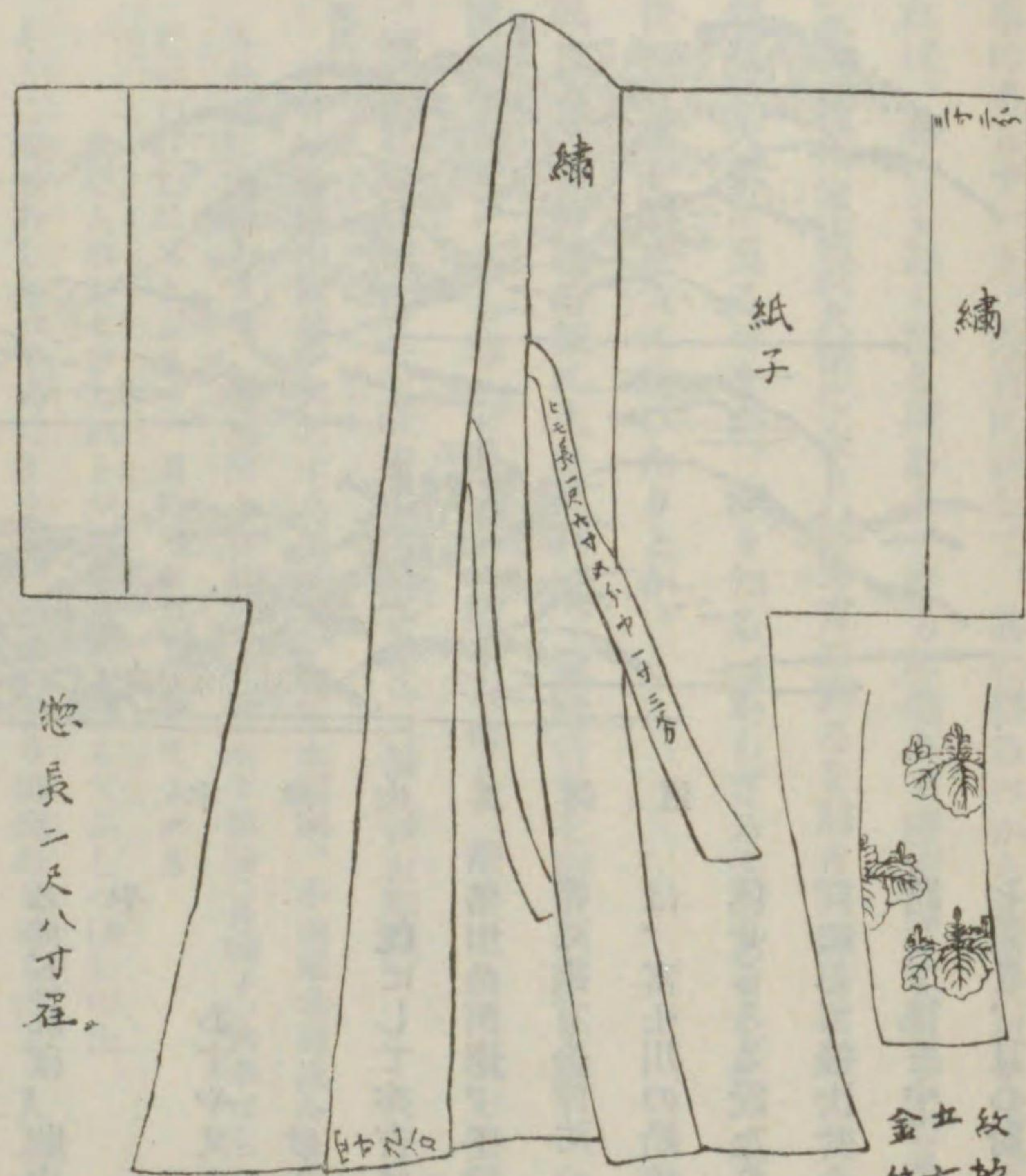
縁袖口、表縮地松皮菱菊折枝
漆金縁紅菊白萌黃斜朽葉音紫
表紙子白池小紋薄ッ見ユ
裏カイヤキ紅ウゴン



(一) 服道 太

道服寸法

べし、用意の香を參らすべしといふに、農夫香を捧げず、御勝利にて御歸陣の時立寄せ給へ、其時奉るべしといふ。云云、歸る時立寄り、約束の如く香奉るべしといふに、又一足と片しを獻す。農夫の家は代代名主たり。(甲子夜話)
道服寸法、表は鼠色紙子、衽並ニ袖先、半幅



(二) 服道 太

緋龍紋、すべて松皮菱、色、紫・黄・白・紅・紺・淺黄、菊、紅・白・紫の花、葉莖、萌黄縫交模様あり。其丈三尺一寸、袖丈一尺三寸、幅五寸五分(但口迄)、ゆき一尺四寸(但袖口迄)、前幅後幅とも九寸五分、おくみ六寸、ふき三分、衽幅四寸、衽下六寸、衽丈二尺八寸五分、裏はなをり、纈色さめて鮮ならず、綿は眞綿なり。一説には、後召出して、黄金をも併せ賜ふといふ。(駿國雜志)

半を與ふ。而して人の是を得るものは、皆以て馬舎の守とす。一年尾張侯義直、紀伊侯頼宣立寄り、此の紙子を拜覽し、主人に白銀五枚與へられしが例となり、諸大名、歴歴衆の訪れ見る者は、必ず五枚、或は三枚を與へられしが、後は、二條・大阪在番の大番頭は銀五枚、組頭は三百疋、組子は百疋與ふる例となりしが、凡そ始めて通行する者は、必ず見て白銀鳥目を贈りける故、忠左衛門の子孫は、祖先が馬沓一足の功に依て、代代有徳に暮すを得るなり。茶碗は破れて

事蹟

一二四五

今は無し。(一話一言・渡邊幸庵對話)

宇津谷

抑も此の宇津谷峠といふは、古より華夷の往路に横はり、鞍馬も此に至れば、必ず其難を感ずる嶮嶮にし

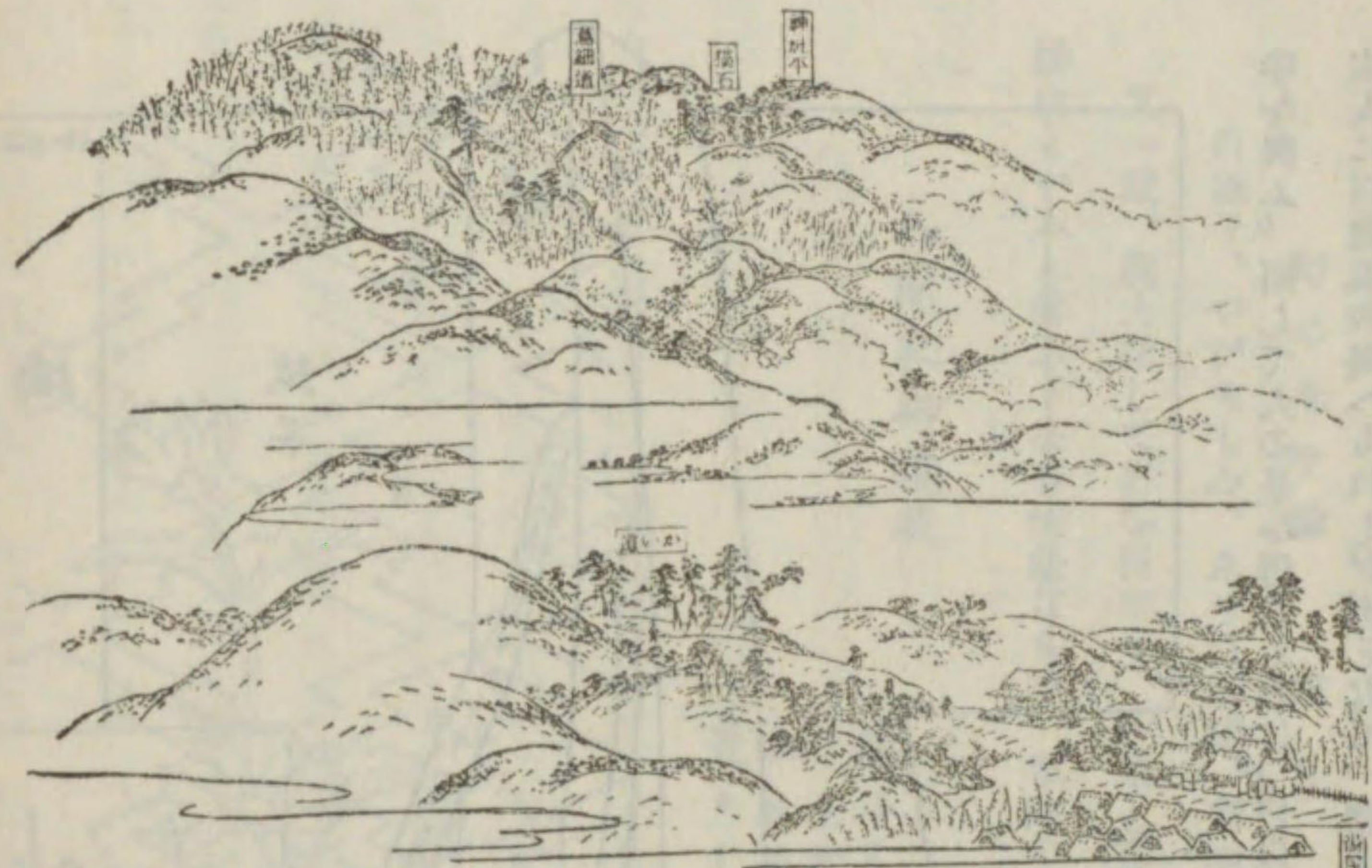
て、九折盤桓行歩苟もすべからず。深林道を掩うて、晝猶ほ黄昏の如く、申刻過ぎて後は、往還易からずと傳ふる所なれば、關白の馬沓破るるも、亦宜べならずとせんや。

あすや又きのふの雪に驚かん

けふはうつつの宇都の山越 貞應

既にして秀吉は、宇津谷の嶮を越え、漸く進みて、安倍川の西岸、手越驛に到りけるが、石田治部少輔三成、密に來り告げて曰く、「徳川殿は北條家と内應の約あれば、富士川の船橋、最も意を加ふべき由、専ら陣中に流傳せらるる説なれば、駿府城に入給はんことも、虚實を詳にして後決せらるべきにや」と。秀吉俄に狐疑し、躊躇して進まず、軍中また疑懼せり。淺野彈正少弼長政之を聞き、且つ驚き且つ憂ひて以爲らく、「是れ小事にして

手越
石田三成
流傳の密
告
家康北條
に内應



宇津谷山越

淺野長政
秀吉を諫
む

小事にあらず」と。秀吉に諷して、其の然るべからざる所以を述べ、一向に虚妄の議取るに足らざるを諫めければ、秀吉も忽ち悟る所あり、直ちに進みて駿府城に入る。(野史實錄・徳川實記・松窓漫錄・逸史・寛永諸家系圖)先是、徳川家康長久保に在り、秀吉の到るを聞き、駿府に歸て其の到るを待ちしに、若し此事ありせば、如何なる大事に至るべきか、測り知るべからざるものありしに、幸ひに長政に依りて事なきを得たれば、家康後に此事を聞き大に悦びたりとか。

秀吉駿府
に宿す

既にして秀吉駿府城に入りければ、家康善美を盡して之を饗し、諸將にも亦晝餉の湯漬を供しける。秀吉喜悅斜ならず、命を傳へて曰く、「陣中と雖も、服を改めて饗を受けん」と。即ち甲冑を脱して社衾を着しぬ。因て此夜は遂に此の駿府に宿泊せり。(關八州古戦録)

奈吾屋神
社

奈吾屋神社由緒云、天正十八年三月、豊臣太閤家、小田原北條氏を征したまはんとありし時、當社參詣あり。すなはち此地に陣營ありて、御座所となれり。其時木下勝俊(長嘯子)供奉せられき。そは吾妻路之記に、しづはた山とて、ふじせむげむにてまします、見物なからまうてよめる

世の人のおもひしれとやあさ衣神もおるてふしづはたの山

そこに殿下あしなやすめたまうて、三日あまり御座ありけるほど、人人もつかれをなほして、所所にさふらはれける。云云 (駿河志料)

初め秀吉東征の議あるや、榊原・本多等家康に言して曰く、「關白殿下の東下は、之を始とすれば、我が領國に臨まれての後は、最も特に其の饗應に心を用ゐざるべからざるか」と、家康曰く、「我も夙に爾思ひしが、他に考ふる所もあれば捨置きたり」と、また他を言はざりしが、其後、密に二人を召し謂うて曰く、「我秀吉

家康能く
秀吉を評す

家康の性
格

本多重次
の危言

の爲人を見るに、自から才略を弄して、一世を籠絡せんと謀るもの如し。然るに我亦之に對し、才智だてして、智謀ある者と見られんは、反て我身を危うする所以の道なり。故に此の如き人に對しては、百事に心到來ぬ眞似して、一に篤實の人と思はれんこそ善けれ」と。是を以て、今度饗待の事は、總べて尋常の待遇にとどめ、別に耳目を驚かす程の事はなかりきとぞ、家康の秀吉を知ること、明かなりと謂ふべし。而して家康の性格も、此の一言によりて、殘なく露出せられたりといふべきにや。併も家康は、能く世に處する道を究めたる人と謂ふべきなりと、或は評す。○世に傳ふ、家康、此夜秀吉を饗し、對面の儀ありしに、本多作左衛門重次其座に至り、秀吉の家人あまた居並びたるを見、家康の後に立ちはだかり、聲を厲し、家康を罵て曰く、「やあ殿よ殿、あつばれ不思議を振舞ひ給ふものかな。國をも保たんする人が、我が住む城を打明けて、暫しも人に貸す事やある。その氣にては、人の借らんといはんには、一定北の方をも借し給はんするよな、借し給はんするよな」と、いと苦苦しく罵りけり。(日本立志編) 家康顧みて曰く、「いと虚氣たる事をいふものかな、疾く其處立ち去れと叱しければ、重次座を立ちながら、「誰が虚氣やらん笑止なり」と、獨語して罵り罵り立去りしが、座中の諸士、互に相目して言なく、暫くは其座しらせて見えけり。家康諸士に會釋して曰く、「今の老人の言を聞き給ひてけんか、彼の老人こそ、本多作左衛門重次といふものにて、家康が累代の家人、家康が幼時より仕へたる者なり。年若き時より、弓矢打物取ては人にも知られし者なるが、今は見給ふ如く年老いたれば、家康も特に憐みて用ゐれども、彼天性頑固朴訥にして、人をば蟲ほどにも思はず、人人の聞き給ふ所にてだに、家康を辱むること此の如し。況して唯、二人相對する時の事、想ひやり

給ふべし。常には如何にもあれ、争か今日しも斯く物狂しく行ひつらん。人人の思ひ給ふらん事もこそ恥しけれ」と陳謝する如く又中理する如くなりければ、淺野彈正少弼長政・大谷刑部少輔吉隆等、座に在る者聲を同うして曰く、「此人の事は、久しく聞く所なれども、相見るとは今日始めてなり。御前をも憚らず今の廣言は、寔に聞きしに勝る人なりけり。然れども是れ誠に天晴なる忠良の振舞なれば、今更ながら、斯る御家人あらせらるるを見るにつけて、奥ゆかしくも羨ましくも思ふるなり」と、各色代して止みぬ。

夜又作

一説、秀吉駿府に入る。家康長篠より至り相見る。重次事を以て岡崎より到り、輒然として悦ばず、家康の、將に入て秀吉に見えんとするに會し、重次趨進み、後より置て曰く云云、家康左右を顧みて曰く云云、卿等幸に意となす勿れと、僉謝して曰く、「是れ夜又作か、觀る所實に聞く所に踰ゆ。大藩名士多し、慶すべきなり」と、秀吉之を聞て益々憚びず。(君臣言行録・岩淵夜話)

重次岡崎を守る三月、重次命を受けて外次し、城を空うして秀吉を待つ、意に以て守を失ふとなし、忽忽として樂まず。秀吉至るに及で、迎へず、謂せず、曰く、此れ我君にあらずと、秀吉・加藤光泰をして、之を召さしむること再三に及べども、固辭して肯かず、曰く、我關白を見て何をか爲さむと、遂に入らず。(落穂集・藩翰譜)

此後、新井白石翁之を評して曰く、「重次、此度海道の城城修理の奉行たり、此城借し給ふこと如何で知らざるべき。然るに斯く京家の人人の集りし所にして、思ふさまに云ひちらしたること、誠にさる智ふかき人なり。重次にあらずしては及ぶまじ。されば此説あやまるべからざるにや」と、賞讃して措かざりき。然れども是れは、重次が智のみにはあらず、即ち家康の智にして、君臣相謀りて茲に此の狂を演じ、京勢驕傲の心胆を挫かんと、計りたる謀と知らるるなり。後に秀吉歸陳の時、駿府城を貸さざりしと合せ考へて、益々そ

駿府城中の松林點茶

松林畧傳

家康長久保に歸る
秀吉清見寺に宿す

草薙社

の謀畧の迹の、明かなるを覺ゆるなり。然らずば重次如何に頑強なりと雖も、豈に特に此の對面の席を撰びてせんや、宜しく前に諫止すべきなり。況や家康の毫も之を咎むる意なきをや、戰國英雄の謀るところは、幾微の間に無量の思慮存す、察せずんばあるべからざるなり。(藩翰譜) ○二十日、徳川家康駿府城に於て、關白秀吉を饗し、後藤松林に命じ、茶を點じ以て供せしむ。(松平家忠日記) 此時用ゐたる丸壺茶入・若狹盆・呂宋茶壺等は、悉く松林に與へて、長く家寶とせしめしといふ。松林は生三郎忠光と稱し、後藤三左衛門直光の子なり。幼稚にして家康に召出され、小性阿部徳千代・天野三之助等と共に、家康筆學の友となりしを以て、家康の恩遇を蒙ること、他に異なるものありき。眞筆天満宮の一軸、及び宮ヶ崎庭前の、双紙掛松の樓等も、家康の賜ふ所にして、傳へて長く家寶となれり。永祿三年、家康岡崎城に歸るや、駿州小嶋の舊領を去り、三州に往きて勤怠怠らず。其後所所の陣に従ひ、屢、隱密の使命を蒙りしが、家康遠州濱松城に據るに及びて、また從ひ至り、遂に髪を剃りて小林と號し、竹木を作りて自から樂む。家康一日小林の手植の松を見て之を賞し、遂に松字を與へて、松林と改めしむ。(家譜) ○二十二日、徳川家康駿府を立ち、長久保に歸り、(松平家忠日記) 松田備後守清宗を遣はし、吉原驛を守らしむ。○廿三日、關白秀吉駿府城を發し、興津に赴き、清見寺に入る。(天正十八年古文書・松平家忠日記) 家康其臣天野康景に命じて之を饗せしむ。秀吉清見寺を發するに臨み、郷人を召し問うて曰く、「草薙神社は、何れの邊に在るか」と、里長謹み答へて曰く、「是より東、凡そ五十町も隔つらん」と。秀吉曰く、「然らば、先づ此に詣づべし」と、駕を廻らして行く。草薙社は、有渡郡草薙村に在り。在昔景行天皇の皇子、日本武尊東征の時、暫く草薙寶劍を奉置せし所にして、日本武尊を以て祭神とす。此山は、駿府城を東に距ること一里許にして、小鹿・池田・谷田・草薙と、丘峰四方に連り、後は久能山・村松邑・妙音寺山等に連り、南北三里に亘る。世に有度山と稱するは、此等諸山の總稱なり。今秀吉が特に此宮の參詣を望めるは、日本武尊東征の威靈を畏み、己が東伐の幸あらんことを、祈らんが爲なりと聞ゆ。秀吉己に社參を終ふるや、和歌を獻じて曰く、

古を神もや思ひわすれずば我が行末の恵みたのものし (豊鑑)

細川玄旨法印も、亦關白に扈從して宮に詣でしが、また一首の和歌を獻じて曰く、

みことこそ草薙はらふ此神ときけば誠にたのむ身のうへ

草薙を出でて興津に到り、清見寺に宿す。清見寺は巨鰲山と號し、興國禪寺とも呼ぶ。開聖禪師を以て草創とし、太原禪師を以て中興とす。此地風景奇絶にして、殊に三保松原の松、田子浦の月、富士ヶ嶺の雪の眺望あれば、其興まことに淺からず。庭前なる、青葉がくれの花の色さへめづらかなれば、駕を止むること一日なりき。(關八州古戦録)

清見寺在興津驛西、倚山臨海、東海名利也、鐘正和二年所鑄、有銘、豊公之伐北條氏、分遺平信雄、圍韭山、借此鐘以給其軍、有祭藏於寺、寺後有泉、九折落庭、曰九曲泉、其傍有琉球具志頭王子墓、王子以慶長十五年來朝、途卒葬於此。(駿河府志)

○廿四日、關白秀吉清見寺を出でて、沼津三枚橋に到る。(豊鑑・天正十八年古文書) 或曰く、寅三月廿七日、三枚橋御着、(勘兵衛武功覺書) 緋威の鎧に唐冠の甲を著し、金鬘斗付の太刀二口を佩き、金大銅拍の空穂に、

秀吉三枚橋に赴く
其の装ひ

征矢一筋を著し、朱塗藤の弓を持し、長き擬髯をかけ、金瓔珞の馬鐙を着たる、七寸の駿馬に跨り出立ちければ、之に随ふ士も亦、尋常の行粧にはあらず。千利休は、金茶釜付七節をづるを差し、樋口石見守知秀は、鼓胴の差物をし、狂言師番内は、三番叟の装束を著、其他、近習馬廻の士に至るまで、一として異様の装ならざるなければ、實に希代の行軍にぞありける。既にして令を先鋒の諸將に分ちて曰く、

關白歡迎の状況

先手の諸大將、御迎として浮嶋が原まで参り調すべし。尤も途中の儀なれば、従者數輩は益なし、各、身花やかに出立ち小姓五六人、花やかに出でたたせ参るべし。(關八州古戦録・太閤記)

と、諸將此令を得て、俄の事に驚きたれども、素より其旨に反くこと能はざれば、思ふままの風流は盡し難しとも、常の様にては悪しかりなんとて、各、衣裳の粧を如何にも異形に、唯、輕きを専らとして出迎へける。已に浮嶋原にも着きければ、迎の武士は、雲霞の如く郊野に折敷きて、其の無事の着陣を祝しけり。富士川に到りし時は、手越驛の議も思ひ出されて、流石に渡り煩ひけるが、淺野長政、敏くも從駕の諸將に先だちて、渡り試み、歸て故なき由を述べ、速に渡るべき趣を、密使して報じければ、秀吉始めて渡越えけり。

稻田喜藏

此日、徳川家康は、織田信雄と相伴ひ、浮嶋原の邊まで出迎へけるに、偶、稻田喜藏といふ鷹匠の、走り來て平伏するを見て、何故とはしらねども、言葉しづかに勞はりける。喜藏は、初め家康の大坂へ上りける時より、秀吉の命を蒙り、家康の爲に鷹野の用を辨ずるを任じ、家康の上洛ごとに、道中まで出迎ふるを常としければ、家康も常に其の眞實を愛し、今も斯く厚く禮したるなりとか。喜藏は、今日の關白の出立を見るに、其の馬前には、餌指・大鷹・小鷹等、數多据え並べ、鷹師の一隊列をなし、いと異様にぞありけるが、

家康異裝

喜藏も其中に在て進みければ、豫め今日の狀を告げ、家康に露過なからしめんとて、竊に列を脱し、此に來れるなりけり。曰く、「殿下の御着遠きにあらざれば、徐に御覽せられよ、殊の外異様の行粧なり」と、密に告げて匆匆に走り去りぬ。家康は喜藏の言を聞き、己も亦之に應じて粧はんとしたれども、事已に逼りて詮方なく、唯、茫然たるのみなりしが、もと武田家の侍にて、曲淵庄左衛門といふ者、三尺餘なる朱鞘の大刀に、大鏢のかりたるを横へ、従者の列に在るを見、側に召して曰く、「汝暫く此に在れ」と、庄左衛門何の故たるを知らず、畏れて其後に立ちけり。暫くにして、秀吉の馬近づきければ、家康自から刀を脱し、庄左衛門に屬して曰く、「暫く汝の刀と換へん」と、因て庄左衛門の大刀を佩き、威儀を正して待つ處に、秀吉の來るを見れば、黄金の立烏帽子を冠り、無袖の羽織に、緋威の鎧を着、紅金襴のくくり袴を穿ち、長く美しき擬髯を付け、黄金作の鬘斗付太刀、二振を佩き、黄金の土俵うつぼに、征矢二筋さして負ひ、手に黄金の唐團扇を持ち、黄金の瓔珞かけたる、小長けの駿なる駿馬に乗りたるなりけり。秀吉は家康信雄の在るを見て、輕く馬より跳び下るを、二人は突と馳寄て勞はれば、秀吉輕く色代して、軍中の勞をねぎらひながら、早くも家康の佩刀を認め、唐團扇もて朱鞘の柄を押へ、笑て曰く、「是は近來稀なる好奇品なるかな」と。

秀吉浮嶋原に到る行粧

秀吉突如家康信雄を試む

是より三人相伴うて、半町許り徒歩せしが、漸く諸大名の來迎ふる者見えければ、家康、早く御馬然るべからんかと勸むるに、然らば軍中禮なしとも聞く、免し給へと再び馬に乗り、諸大名には、皆な馬上に禮して過ぎ行けり。(天元實記)或曰く、「此時秀吉馬より下り、太刀の櫛に手をかけて曰く、「信雄・家康二人、逆心を以て、小田原に内應すと聞く、よも紛れはあらず、いざ立て、一太刀参らん」と、聲を怒らして罵りけ

れば、信雄大に愕き、忽にして面色土の如く、一言だも發する能はざりしが、家康は泰然自若、秀吉の左右に向ひ、謂うて曰く、「殿下の軍始に御太刀に、手を掛けさせ給ふことの目出たさよ、何れも壽ぎ給へ」と、聲を高うして呼びければ、秀吉笑て曰く、「是れ戯るるのみ、二公幸に心になかけ給ひそ、後より來給ひ」と、馳て馬に乗じて過ぎ行きぬ。諸將の之を見る者評して曰く、「信雄は殿下に氣を吞まれて臆す。寔に愚なりと謂ふべく、家康は事に臨みて恐れず、其の答ふる所時に合す。寔に智勇の致す所と謂ふべし」と。
(徳川實記・武邊咄聞書・常山紀談)

小田原陣
中の家康
信雄逸話

小田原の陣中に、家康と信雄と、秀吉の陣に伺候して還らんとする時、秀吉十文字の鎗の穂をはづし、家康と名を呼びかけて追かけ來たり、時に家康右手に持てる刀を、左手に持替へて立止まりければ、秀吉大に笑て、鎗を持替へ、鎗の方を家康に向け、是は年來久しく祕藏せし品なるが、今卿に參らせんとするなりとて投出せり。家康計らざる賜物をと、推戴きて携へ歸る。然るに信雄は、秀吉の追來るを見て大に驚き、家康を顧みず、遠しく逃去りたれば、是よりいよいよ、秀吉の爲に輕侮せらるゝに至りしとぞ。徳川家の史家之を評して曰く、「姦雄の詐謀を以て人の胆を試むることあるに、泰然として毫も動かざる態、見えさせ給ふ御識度はいとたふとし」(徳川實記)と、突如として人の胆を試む、固より姦雄なり。試みられて驚く態を示さざる、亦姦雄なり。家康は、適に姦雄の試験に合格したるものか。家康の事は、聚樂第を辭するとき、之に類することあり。蓋し同一の事を、所を異にして傳へしものか。

秀吉の風
流

秀吉が此行、ただ行粧を異様にしたるのみならず、總べてにつき風流數奇を極めたるものありて、和歌なども至るところにて詠せられしと聞ゆるが、清見關は駿州名所の一にして、昔より有名なる關所の址の存する所なれば、東西文武の人の、過ぎがてに口進む者も少なからざるに、秀吉もただにはと思ひけん、詠める歌、

三保

とどめぬもいかでか過ぎん清見がた波より霞むゆふべ曙

又、三保にて、

諸人の立歸りつつみるとてや關にむかへる三保の松原

田子浦

田子浦を見れば、斯るさわぎにも怖れで、鹽焼いとなみあへりければ、
我もする世のいとなみは變らねどしほたれまざる袖の憐れさ

富士川

富士川は船をならべ、繩手を結合うて橋をなせり、
引繋ぐ船のつなでを打はへて渡る危き浪の浮はし

此等風流の弄びを見ては、寸前修羅道の迫り居るをも知らざるものの如くにあらずや。(豊鑑)又一首

遙に富士山を觀て

富士山の
歌

都にてききしはことのかすならで雲井にたかき富士の嶺の雪
といふあり。或は此歌を評して云、「遙に富士山を觀ての和歌は、吟詠中の名句となす。其の浩然雄大の氣象、固より論ずるなし。而して通體其の崇敬謹嚴なるに於ても、亦希に觀る所なり。豊公の英雄にして、此の風雅に富める、千歳洵に欽ぶべし」云々と、此評まことに善し。而して豊公をして、此感を起さしめたる、富士山容の脱俗非凡は、如何なる豪放磊落の士にも、其節を屈せしめざれば措かざる底の、概あるを忘るべからざるなり。凡そ富嶽の秀拔優雅は、文武雅俗の分ちなく、見ると見ざるとの別なく、苟も其名を耳する者、其容を目する者にして、其心を動かさざる者は、古今多くあらざるべし。幽齋、此の役後、人に語つて

事蹟

吾未だ征途に上らざる程に、富士を見て歌を詠ぜんとして、種種の材料を拵へて行きしが、いよ／＼其の土地に就きて、實物の富士に對しては、悉く皆な相違して、思ひ及ばぬ事ばかりなりき。富士を詠じたる歌は古より多くあれど、唯だ家隆卿の、

朝日さす高根の深雪空晴れて立も及ばぬ富士の川霧

石巻放還せらる

妙音院磔せらる

を、最も面白く覺ゆといひしと、(幽齋家譜)古今の歌人、幽齋にしても、見ぬ富士山の思考は、實物に對して値なきものと成り畢ぬ。近世自稱歌人の、主觀想像に耽ける者は、心すべき事にこそ。○此日、關白秀吉人を遣はし、京師より具したる、北條氏の使者石巻下野守を護し、伊豆の境まで送還し、謂はしめて曰く、「汝還て汝の主に語れ、氏政父子不逞の罪は、遂に誅を免るべからず。因て關白は、今節刀を賜はり、來り征するものなり」と。又、妙音院は、無益の噯したりとて、豆・駿の界黃瀬川に於て、磔刑に處せしむ。(大三川志)先是、秀吉の北條氏直を怒るや、妙音院京師より下り、小田原に到り、氏直に説て曰く、「公にして一たび上洛せば、關白年來の鬱憤も、忽ち散じて喜悅となり、都鄙和平、四民安堵の基たるべし」と、懇に利害得失を陳説しければ、氏直も漸く悟る所あり。上洛すべきに決して、妙音院を還らしめしに、其事なくして、又、石巻下野守を上らしめしに依り、秀吉は下野守を召して、氏直上洛の期を問ふに、下野守答ふるに、上洛の期は詳かならず、今は唯上洛すべき旨を白し、且つ恩を謝せんが爲に、急ぎ上れる由を以てしたれば、秀吉大に怒て曰く、「期を定めずして上ること、無禮なり」と、直に下野守を幽し、尋で此役を起しけるが、秀吉京を出づる時、二人を具して下り、遂に此に及べりといふ。(北條五代記)○小早川隆景尾州清洲を出

小早川隆景沼津に到る

で、馬を馳せて沼津に到る。隆景は、毛利輝元の叔父にして、毛利元就の三子なり。先に輝元を助けて秀吉と和し、左衛門佐に叙せられ、今度秀吉東下するに及では、また隨行して尾張に至り、止められて清須の留後に任せしが、其の智勇といひ老功といひ、天下有數の士大將にして、秀吉も嘗て之を評し、當時天下陪臣の中にて、上杉景勝の直江山城守兼續、堀左衛門督秀政の堀監物直政、及び毛利輝元の小早川隆景の如きは、其の智勇、決して漢家の三傑に劣らざる者なりと、口を極めて稱揚したる程の者なれば、此役にも陣中軍旅のこと、且つは攻城野戰の術をも、親しく議せまく思ひなりけん、清見寺に滞陣の時、急に檣を飛ばして召されければ、隆景、取る物も取りあへず清洲を發し、夜を日に繼ぎて馳せくんだり、此日早くも此地に到りけるなり。

一説、其の師を發するに及で、軍議ありと稱し、隆景を徵す。隆景清見寺に謁す。云云(野史)

隆景の二士

隆景の沼津に到るや、十八端の大母衣を懸けたる武者と、九本立の芭蕉の、中心は三間許もありぬべき、大捺物を捺したる武者と、

一説、九本馬聯の、中心の丈八尺餘の、背標をさしたる者。云云(野史)

二人雙び從て市街に入りければ、見る者皆な目を驚かし、如何なる者の、何思うてか、此處には到ると、怪むばかりに、傳へて秀吉の耳にも達しければ、秀吉も自から垣間見して曰く、「良に異なる強力の精兵どもかな、氏名を聞かばや」と、直ちに近侍の小臣を遣はしけり。近侍輒ち馬に乗て馳向ひ、殿下の命なり、名字を名調れといふを、二人聞かざる真似して行き過ぐれば、近侍は力及ばず、喜ばずして歸り、其狀を秀吉に告ぐ。

秀吉軍禮を論ず

秀吉始終を聞き終へ、曰く、凡そ軍中には禮なしといふと雖も、其は御教書を帶ぶる時か、兩軍の勝敗にかかる時かの事にして、斯る時は、佛神の前にも下馬せぬ作法なれども、總べて緩急に臨みたる時の事に、時宜に因る制外なるを、汝之を知らず、下馬せずして名字を問ひしならん。思ふに彼の如き大母衣・大捺物は、乗馬に堪へ難きものなれば、假令高祿の士と雖も、馬上に携ふるは難く、必ず徒歩して押すものなり。汝然る所以をも辨ぜず、馬上ながら問ひたらば、是れ大なる無禮ならずや、顧みざるこそ理なれ」と、因て更に人を派し、就て問はしむ。其人馳せ往き、馬を下り禮して問ふ。二人乃ち色代し、答へて曰く、「小早川隆景の家人、榑崎十兵衛・河田八助なり」と、曰く母衣は、曰く榑崎、曰く捺物は、曰く河田、使者馳せ還て報じければ、秀吉大に其の剛強を感賞しけりとぞ。此後、榑崎は幾何もなく病死し、河田は隆景の死後浪人となり、再び池田三左衛輝政に仕へ、太郎左衛門と改稱し、攝津難波の役にも、鐵楯を携へければ、見る者舌を振ひ、今猶ほ天下の人口に膾炙せり。又この母衣・捺物は、朝鮮役のとき、外人の目を驚せりとす。いふ。(關八州古戦録)

小早川隆景の東下一説

一説、隆景の沼津に到るは、秀吉の召したるにあらず、隆景自から馬廻三十騎にて、小田原陣へ、見舞として伺候したるなり。而して隆景の心には、聚樂第より、參河國岡崎に至るまでは、毛利一家の留守する所なれば、秀吉の心を安ぜん爲に、隆景自から、毛利家の質となつて來たるなり。時に秀吉之に謂て曰く、「軍中の勞を慰めんとの情は、感ずるに餘あれども、元來清洲は要害なればこそ、卿に預けたるなるを、今棄てて此に來つるは、清須心許なからずや」と、曰く、「清須の事は、弟藤四郎に預け置きたれば毫も慮りなし、臣は僅に二三十騎を率ゐたるに過ぎざれば、清須の守衛に影響することなし、願くは止て左右に伺候せん」と、秀吉以謂らく、「隆景は百事に練熟せし者なれば、軍議の補助となることも少からじ」と、終に命じて止まらしむ。安國寺も御供に相詰めたり。云云(川角大闇記)

井伊直政秀吉を謀らんとす

○此頃の事なりき、井伊直政、たまたま秀吉の、從者僅に十五六騎にて在るを見、密に家康に告げて曰く、「今こそ秀吉を討つべき時なり」と。家康曰く、「然りと雖も、彼今、我を頼みて來たるを、籠鳥を殺すが如き殘酷は爲すべからず、凡そ天下を知るは、自から運命あり。人力の能く爲すべきにあらず」と聽さず。直政、無益の事をいひてけりと、赤面せりといふ。(徳川實記・明良洪範・寛永開書) ○廿五日、西軍の水軍、豆州岩殿の砦を攻む。守兵奮戦してけるが、中にも小關加兵衛は、敵を討つて首級を得、大に功を成したり。北條氏直之をきき、書を與へ、之を賞して曰く、

去廿五日、伊豆ヶ崎於巖殿、西國之海賊相働砌、敵一人討捕候、高名之至神妙候、彌可走廻候也。

三月廿九日

氏直 (花押)

小關加兵衛どのへ

岩殿は、南北に通ずる松崎街道と、東西に走る子浦街道と、交叉する所にある谿谷の地にて、是より東して、毛倉野に出で、青市の北を通過し、大賀茂を経て、相山を越え、下田の西、大安寺山下に達する道あれば、子浦邊より、下田に至る要地なり。岩殿に一寺あり。岩殿寺と稱し、圓融天皇の貞元二年に、創建せられたりと傳ふる、眞言宗の大寺なり、然るに小田原落城のとき、西軍の抄掠を受け、寶物は奪はれ、伽藍は焼かれたりとて、今は小堂一字の建つあるのみ。小關氏は、妻良の閥族なり。○廿七日、關白秀吉、諸將を率ゐて敵地の要害を巡視し、遂に三嶋の上、竿ヶ原に上り陣す。徳川家康後陣たり、竿ヶ原、一に草原に作

事蹟

竿ヶ原の
軍議

る。○二十八日、關白秀吉令して諸將を召し、竿ヶ原に會せしむ。竿ヶ原は、山中・葦山の二城を、一眸の中に集むる所なれば、二城の形勢を望みながら、攻撃の軍議を決せんが爲なりしが、遂に二十九日を以て、山中城攻撃と定められけり。

三月廿八日に、三嶋の上より、山中、葦山兩所の見え候山へ御上り候て、被_レ爲_二見合、則御人數の手わけをなされ、兩城共へ仕寄可_レ被_二仰付_一候間、今日廿八日、三嶋迄仕寄道具を、手前の陣所より持送らせ候得と被_二仰出_一、其日はまた、三枚橋へ被_二打入_一候。云云（推庵武功覺書）

初め秀吉諸將を會し、圖を按じ戰を議し、各、見る所を言はしむるに、諸將議して曰く、「我軍此の如く來て、境上を厭する上は、小田原勢たる者、須らく出でて攻撃を試むべきに、未だ嘗て其事なきは、不可審議なり。或は彼に、祕策の頼むべきものあるにあらずや」と危みつつも、畢竟北條氏は、土著の戰にして、其の城壘も數多なれば、持久して我軍を倦怠せしめ、其疲に乗ぜんの謀なるべしとは、諸將の共に疑はざる所なりしが、秀吉も亦以て然りとなし、家康を顧み問うて曰く、「駿河大納言は、幼時の昔より此國に住し、山川風土に精しきのみならず、數十年の武勳を積み、北條氏との合戦もありたれば、思ふに氏政の軍略をも見聞せしならんが、今この敵情を見て、如何なる謀を施さんとはする、詳かに述べて遣す所ある勿れ」と。家康未だ答へず、諸將心に惟ふらく、徳川殿は、武勳に富める、智略の名將なりと雖も、此の攻城の策略に至ては、別に奇策妙謀のあるべしとも思へずと、互に嘯きあへり。

暫にして家康答へて曰く、「北條氏は、早雲以來數代の大諸侯にして、武略老功の士なきにあらず、然れば

家康の策
戰

諸將の議し給ふが如く、氏直及び宗族の將士等、交る交る出來て戰ふべしと思ひきや、既に二日を経過すれども、未だ毫も來り戰ふ色あらず。斯くては此後幾日を経とも、彼より挑戦することあるべからず。惟ふに城兵早くも我が大軍に怖れ、籠城一途の策に出でたるなるべし。若し然らば、我が軍勢を分ちて三となし、一隊は葦山を攻め、一隊は山中を攻むべし。己の屬城を攻められて、後詰せざるものは世にあるべからず。小田原より討て出づべきは明かなり。討て出では、残る一隊を以て、關門に向ひ戰はるべきなり。」と。秀吉默思すること少時、曰く、「北條もし後詰することもあらば、卿を煩さんとす。如何」と、曰く、「善し、某當に之に抗るべし、九年前、甲・信の國境に於て、北條の三四萬人の勢に、我が一萬人の兵を以て對陣し、七月より十一月迄、挑み戰ふことありしが、十か八九は、勝を制するを得たりき。但し、敵は土著にして、併も深山幽谷の切所を抱へたれば、彼の無双の天險を頼みとし、如何なる奇策を試みんも知るべからず。某もし過て敗るることもあらば、殿下請ふ二陣を以て之に續き、敗を轉じて勝となすの策を講じ給へ、即ち沈重の行動、厚濃の軍備は、最も肝要ならんか」と。

秀吉高笑して曰く、「聞くが如きは、洵に壯烈快活の言といふべし、二陣は秀吉適に當るべし。卿先鋒となり、秀吉二陣を以て進まば、日本といふ勿れ、唐土高麗を横行すとも憚らざるべし」と、喜悅なめならず、衆また萬歳と稱す。（中興源記）因て又問うて曰く、葦山・山中二城を攻めんに、敵若し防衛堅固にして、後詰に出づることなからんには如何、曰く、然らば二城のうち、一城を破るべし。多く士卒を損すとも、必ず一城は陥れざるべからず。一城已に陥るも、渠なほ出でざれば、直ちに進みて山を越え、決して其勢を撓

むべからず。即ち家康は、自から部下を引率して間道より、足柄古道を越え、小田原の近郷なる、酒匂河原に到りて陣を布き、北條の屬城を距て、八州諸城の通路を絶ち、小田原を孤立無援の城たらしめ、然後殿下と會すべし。即ち殿下は此機に乗じ、總軍を以て猛進し、宮根・湯本口より、兵を進め給はば、小田原を陥るるに、多く時日を要せざるべし。且つ、葦山陥らば山中沮み、山中陥らば葦山沮み、二城中一城陥らば、一城は攻めずして遁走すべし。即ち二城は、此の一舉に依て平ぐべきなり。曰く善し、但し、嶺上の酒匂筋に、敵城は無きか、曰くあり、鷹巢・足柄・新庄といふ。曰く、此の三城を如何せんとなす、計ありや。曰く、此の三城は、想ふに戦はずして逃るべし。曰く、其故如何、曰く、先に武田晴信、僅に二萬餘騎の勢にて、小田原城に迫ることありしが、彼の城主等、この小勢にだに支へず、忽ち城を開いて、退去せりと聞く。況や殿下の大軍至るをや、如何で風を望みて逃れざらんや、況や山中・葦山の陥るを聞くをや、必ず戦はずして逃るべきなり。曰く、然れども勇將猛卒の無きを必ずべからず、固守して屈せずば如何、曰く、是れ家康の最も望む所なり。彼もし固守して屈せずば、我兵を三分し、齊しく三城を圍攻め、一時攻に攻滅さんに、何の難きかはあらん。九年前の對陣にも、我が五六百の人数を以て築井城を攻め、數日を出でずして陥れ、守將内藤周防守を誅し、關本城にて、大道寺を追拂ひし事あり。彼等の戰略は、某已に熟知せり。某自から行かんには、何の恐か「是あらん」と、意氣昂然たりき。秀吉之を聽いて、手を打て大に悦び、遂に廿九日山中城攻撃と定め、之を全軍に報ず。諸將の座に在る者、之を聞き以爲らく、「殿下常に、家康は軍略に富める者と宣ひけるが、寔に謂あることなり」と、勇氣面にあふれて辭去りけり。(關八州古戦録・徳川實記・野史・中興源記)斯くて秀吉も

秀吉諸將の陣地を定む

竿ヶ原を立ち、豆州三嶋に到りしが、直に本陣に入らんとせず、馬回り及び諸將を従へ、山中・葦山の兩地を巡視し、山中城の西なる峰に攀上り、親しく其の城郭壘濠の狀を觀察し、使者を近江中納言秀次の陣に遣はし、明日より仕寄を附け、攻撃の準備あるべし。便に従て、三嶋邊より、仕寄の料を集むべしと達せしめ、酉刻三枚橋の本陣に還りけり。(渡邊勘兵衛武功覺書・豐鑑)本陣に還て、沐浴の間に有司を召し、命じて葦山・箱根・山中の地形を圖せしめ、沐浴終るや、直ちに圖に就て點檢し、詳に虚實を料り利害を辨じ、陣列の地を定めけるが、多くは家康の言を用ひしとぞ。

秀吉の閑日月

秀吉は、此の大事を企てながらも、胸中自から閑日月あるにや、屢、風流三昧に入ることありしが、此日も沐浴の間は、全く軍事を忘れしが如く、快活なる言語もて、一向に和歌連歌の談に耽りけるに、

天正十八年庚寅三月朔日、大相國秀吉公、小田原北條左京大夫氏直退治の爲、駿河に長陣ありし時、すそ野にて、曾我兄弟が、乗りし馬に、水より外かふ物なしといひけるも、今身の上に覺えぬるとなげく、なききて、由己、

在陣するがふじの山よりもたかねにかふは馬のまめかな (醒睡笑)

秀吉の精力

浴し終れば又和歌連歌を忘れ、偏に軍の依る所を講究せられける。彼の地圖に依て、諸將の向ふ所を定め終るや、已に夜半の鐘聲、かすかに響く頃なりしにも拘はらず、福嶋右馬助を召し、明日は山中城の仕寄を附くべき由を命じ、又家康勢は、小田原口へ向ふべく、信雄勢、並に細川越中守・蒲生忠三郎・中川藤兵衛尉・森右近等は、葦山城の押として此に止まるべく、山中城へは、其日の大將として秀次向ひ、舊臣諸將、合せて五萬餘騎を以て、攻圍むべしなどと、疲るる色もなく一二に令達せられしは、元氣盛なりといふべきに

や。(關八州古戦録・太閤記)

秀吉の君臣家康を籠絡す

黒田孝高といふ者あり。秀吉に隨行して其陣に在り、屢、家康の陣へも出入して軍法を談ぜしが、此の軍議の状を見、人に謂うて曰く、「徳川殿は、頭の頂より爪の端に至るまで、弓箭の金言にて、束ねたる如き名將なり。殿下も軍議となれば、必ず徳川殿の言を待て、後に發言せさせ給ふなり」と、此役、徳川の心を變ぜしめんとて、秀吉君臣の苦心せし跡、孝高が此の一言に因ても知らるるなりと、或人いふ。孝高は如水と號し、豊臣家の重臣なり。(徳川實記)

關白軍の部署
山中城寄手

此時秀吉の決したる部署を見るに、惣勢を分ちて三となし、山中城の寄手を、近江中納言秀次と定め、中

村式部大輔一氏・堀尾帶刀吉晴・山内對馬守一豊・田中兵部大輔吉政・一柳伊豆守直末等、三萬五千餘騎、相備

にて之に屬せしめ、別に堀左衛門督秀政・木村常陸介重茲・丹羽五郎左衛門長重・長谷川藤五郎秀一等は、日

金崎より南方に出でて、秀次が軍の羽翼たらしめ、而して徳川家康の一隊は、北方山中古道より進み、其

葦山城寄手

の後詰とならしむ。葦山城の寄手を、北畠内大臣信雄と定め、其勢凡そ二萬騎、援兵として、蒲生飛驒守氏

郷・蜂須賀阿波守家政・福嶋左衛門大夫正則・細川越中守忠興・中川藤兵衛秀政・森右近大夫忠政・生駒讃岐守一

正・戸田民部少輔勝重等、凡そ一萬五千餘騎を添へられ、此勢合せて、三萬五千餘と稱せらる。而して此の

葦山城攻撃は、先づ四方より城を圍み、竹束を以て徐に攻むべき策なりといふ。部署既に終るや、小姓組の

隊長、福嶋右馬助高直を召し、命じて曰く、汝今より諸陣に至り、明に告ぐべし。曰く、「尾張内府・蒲生氏

郷・細川忠興・福嶋正則以下は、葦山の寄手として止まるべし。近江中納言を大將として、相組の諸將は、明

朝辰刻より、山中城へ攻掛る用意すべし。家康は、長久保より本山中を越え、北の方高山を経て、小田原口

徳川家康
北方小田
原口に進
む

へ押詰むべし。且つ時刻至らば、諸軍速に進撃し、假令人數を損すとも、一旦に攻落すべし」と。高直、命を受けて直ちに立立ち、諸陣を巡りて令を傳ふ。時に夜半過なりき。

蒲生氏郷
逸話

初め秀吉の京師を發するや、蒲生氏郷請うて曰く、「臣從來用ゐ來たりし、熊毛の棒の搦物を改め、佐佐成政が、三階菅笠の馬印にせん」と。秀吉曰く、「成政は故右府公の御家にて、無双の剛者と知られたる勇士なり。彼が馬印は、臍氣

には許し難けれども、氏郷ならば苦しからじ、今度の小田原征伐には、一段勇を顯はすべし」と之を免す。氏郷大に悦

びて謂へらく、「我今度東國に下りて、戦功衆に超えざらんには、生きて還らざるべし」と、即ち畫工を召して、平生の

肖像を繪かせ、以て香華院に納む。町野左近繁行の妻は、氏郷の乳母なり。之を見て大に驚き、氏郷に謂うて曰く、「君

が齡なほ盛にあらせ給ふに、何故、御影を寫して、御寺へ納め留め給ふか、寔に忌はしき事ならずや」と涙に咽びぬ。

氏郷笑て曰く、汝怪む勿れ、我此行必死を期して下るなり。今もし東國に討死せば、幼兒輩、父の顔を知らんと欲する

も、豈に得べけんや、是れ之を寫し留むる所以なり。汝幸に長生して、我兒の成長を待ち、此由を告げよ」と。乳母は

涙せきあへず益、その勇志に感じけるが、秀吉も傳へ聞きて、深く其勇を稱したりき。斯くて氏郷は、其邑勢州松坂に

歸り、軍勢を催促し、兵を率ゐて出陣するに及び、殊更に軍令を嚴にし、其の確守すべき旨を諭さんとするに當り、蒲

生家重代の重寶、鯨尾の兜を持する者を召し、汝此處を去るべからずと、其の位置を指示せしに、須臾にして其場を違

へ、他に移りければ、氏郷大に怒り、自から捕へて立るに之を誅しける。士卒之を見て戦慄し、後また犯すものなかり

き。されば今度の役、數多の大小名中、行列正しく、國民の懼とならざりし者は、氏郷と家康との二家の兵に越ゆるは

なしと、目付の輩よりも、關白へ上言したりとぞ。

武家奉公
の制

○凡そ當時の武家奉公する者にして、其主を替へんとする時は、先づ前主の承諾を経ざるべからざる制なりしが、尾藤甚右衛門といふ者、此制に反したりとて、讃岐國の邑を奪はることありしを、甚右衛門以て理に

秀吉三枚橋にての施政

あらずとなし、秀吉の三枚橋の營に至て直訴しければ、秀吉反て大に怒り、直ちに命じて甚右衛門を誅せしむ。又杉山主水といふ者あり。竹中半兵衛の従母弟なり。武功あるを以て秀吉に用ゐられ、後、木村常陸介師春に屬せしめらる。山崎合戦の時、師春に従て先鋒に在り、敵勢の多少強弱を計て違へず、大に其の奇智を賞せられき。又、明智の母衣頭稻次萬五郎は、勝れたる剛力の壯士にして、三尺有餘の太刀を振ひ、縦横に馳廻つて奮闘するを見、主水馳せ至て之と闘ひ、終に數創を被り危かりしを、屈せず戦つて、萬五郎を討つたる勇士なるが、後師春と和せず、去て前田利家に仕へて此に至れるを、又去て他に仕へんと欲し、甚右衛門誅せられての翌日、秀吉の怒、未だ止まざるをも顧みず、また三枚橋に至て直訴せり。秀吉乃ち石尾七兵衛に命じ、其情を質さしめて後、深く咎むる所もなく、其請を許可して曰く、何方へ成りとも奉公不^レ苦^カと、依て主水は加藤清正に仕へしが、後肥後國宇土城を攻むる時、主水士卒を勵まし、人ごとに竹束を携へ至り、一日にして、大手門前まで積らしめければ、清正に其勇を稱せらる。清正の家老、物頭等廿四人あり。皆な其良を選びしものなれど、主水は其の一人なりき。主水は、後また寺澤志摩守に仕へ、内匠と改稱す。(志士清談) ○廿九日、未明、關白秀吉、使者を、山中城寄手の諸陣に遣はし、令を傳へて曰く、

山中城防

昨日仰出され候通りに、面面寄口へ押寄せ候はば、三嶋より仕寄道具を、今日取寄候へ。云云
此に於て、諸軍何れも士卒を三嶋に馳せ、仕寄器械を運搬せしむ。時に四時過なりき。(渡邊勘兵衛武功覺書)
此時に當て、葦山へ向ふ兵は、北條を南へ進み、山中へ向ふ兵は、三嶋の上なる山の、尾崎尾崎の道もなき所を、尾つづきに上り進みければ、人馬の聲、寔に凄しくも聞えけり。寅の一點には、近江中納言秀次沼津

山中城防

を發し、先鋒堀尾・田中・中村・一柳等と共に、箱根山中に向て進みけり。(武徳大成記・豆州志稿) 山中城に於ても、上方勢已向ふと聞えしかば、士氣大に奮て勇心勃勃たり。守將松田右兵衛大夫清秀、援兵の將北條左衛門大夫氏勝・同舍弟新八郎氏宗・同新藏繁廣・間宮豊前守好高・同式部少輔・同姓監物・同姓源四郎・朝倉能登守景澄・武州稻毛六郷領主行方彈正忠、並に池田民部少輔・椎津隼人正・佐藤左衛門尉・栗本備前守・山下兵庫・山下源三・山下大炊助・富田豊前守・山岡左京亮・片山大膳亮・木村三河守・川尻民部少輔・堀田日向守・川上藤兵衛等、おのおの勇氣充滿し、上國勢とは始めての戦なれば、一快戦して、關東武士の武を示さんとて、防戦一途の備をして待ち受けけるが、中にも松田清秀は、最後の戦と思ひけるにや、自から書翰を草して、伯父尾張入道に送り、奮戦苦闘次々に死を以てし、以て家名を汚さじといひしが、其辭簡にして、其意溢るるものありき。文に曰く、

山中城守將松田清秀決死

某以^テ僅^ク之^ノ小^シ勢^ヲ、引^ク請^ヘ敵^ノ之^ノ多^ク勢^ヲ、得^ル利^ヲ事^ヲ難^シ叶^ヒ、雖^モ然^ト、徒^ニ非^キ可^キ落^ス城^ヲ、覺^ス悟^ス、穢^ス御^ノ苗^ノ字^ヲ、上^ノ者^ト、一向討死と相極候、但於^テ子孫相續^ス者、偏^ニ貴^キ客^ト頼^リ入^リ候、恐惶謹言。

三月廿一日

松田右兵衛大夫清秀

松田尾張守殿

間宮好高決死

蓋し清秀は、城守の初より死を決したるなり。(豆州志稿・北條五代記) 間宮豊前守好高は、正月廿日、小田原城中に於て、討死せんと憤慨して、此に來りたるなれば、其言を食まじと、之も決する處ありける。兼て嫡子式部少輔の子彦次郎とて、茲年十五歳なるを従へ來しが、此日側に招き、戒めて曰く、「我思ふ所あるに因

て、此戦に討死と決したり。然れば汝はより小田原に急ぎ還り、氏政公御父子の先途を見届けまゐらせ、存亡を共にし奉るべし。然れども若し幸に家運全きを得ば、速に父祖の後を継ぎ、長く其名を相續し、忠勤を勵むべし」と、彦次郎悦びずして曰く、「是は異なることを承るものかな、兒も他國にありとも、祖父の大事と聞かば馳せ來るべきを、況や幸に近侍して、共に此の籠城に在るをや、何處の不孝の兒か、祖父の討死を見、城を出でて逃れんとはする。初より祖父に従て、此城に楯籠るを得たるは、兒の光榮、此に過ぐべからず。願くは共に此に討死し、祖父の前途に立ち、死出の山、三途の川の道しるべするを得ん。小田原に歸らんは、掛けても思はず」と、決心の情面に表はれたり。

好高之を見て、思はず涙を浮べて曰く、「賢くも能く言ひたり、諺にいふ、旃檀は二葉より芳しとは汝の謂か、ああ、汝は少年なれども、凡庸の人にあらず、然れども今の汝の言は誤れり。汝徐に思へ、我此時に臨み、汝に勧め此城を遁れ出で、弓箭を捨てて僧となれといはば、是れ好高が過にして、亦汝が一期の恥辱ならん。然れども我は今さ言ふにあらず、今日この一戦は、我が義洵に重きものあり。此城を枕にして、討死せずんばあらず。而して我が死後、心もとなく覺ゆるは、我が公御父子の末路のみ。然れば汝年尚ほ幼なりとも、生きて小田原に還り、我が二君に侍し、力及ばざる時は、二君と共に死せよといふのみ。是れ我が誠心を籠めたる庭訓にあらずや。斯くてこそ、始めて忠孝兩全ともいふべきなれ。然るを汝深くも思はず、眼前の情を忍ぶ能はず、祖父に盡す小孝に惑ひ、君に奉ずる大忠を忘る、之を如何ぞ臣子の分を知る者といふべけん。吾黨の直き者にあらず。來世までの勘當なり。我また此の不覺悟者と語らじ、宜く汝が心に任すべ

きなり」と、辭色共に厲しかり。彦次郎之を見て、抗すべからざるを知り、流涕して曰く、「謹みて命に従はん」と。好高之を聽き、大に悦びて曰く、「然らば直ちに城を出づべし」と、譜代郎等熊坂六郎兵衛の嫡子の十六歳なるを添へ、服を變じて遁れ出でしむ。好高已に彦次郎を出だし遣り、生前の心盡はここに終るとて、是よりは専ら心を死に一にし、岱崎出丸の守に任じ、父子一族二心なく楯籠りければ、良に忠臣義士の志操かな、涅にすれども縋まずとは此謂かと、見る者感憤興起せざるはなかりき。(關八州古戦録・北條五代記・太閤記)

近江中納言

寄手の大將近江中納言秀次は、此日寅刻三枚橋を出でしが、巳午刻には已に山中城近く、八町許なる所に迫り、城西の山嶺に陣しけり。而して其の先鋒なる中村・田中・堀尾・山内・一柳等は、西の谷越に馬を立て、岱崎より攻掛りけるが、太閤の陣所とは、二町ばかり隔たりけん。又、丹羽・堀・長谷川等は、南方より深谷を隔て、峰越に押寄せ、山も谷も踏平してぞ攻寄せける。此日關白秀吉も、未明に三枚橋の本陣を出で、昨日巡視して定め置きたる、山中城西面の峰頭に攀登り、旗本のみを率ゐて、戦況を監視しけるが、尋で又轉じて、秀次が陣所の上の山に登て見るに、寄手は三方より進み、谷には竹把を架し、堀には埋草を投じ、先

秀吉出陣

を争て逼り攻むるを、城兵は兼て計る所なりといはんばかりに、虎口を守て、矢砲を飛ばし石弩を發し、透間もあらせず防戦しければ、寄手の死傷は數を知らず。然れども素より一時攻の覺悟なれば、少しも躊躇する色なく、死傷を踐越え乗越え戦ふゆえ、兩軍の喊聲、矢さかびの音は、合して雷霆の如く、天地も崩るるばかりなりき。

此時、中村式部少輔一氏は、關白の陣を西に距ること二町許り、谷を隔てて陣しけるが、關白は木下美作守壽勝を遣はし、谷越に一氏を召し、謂て曰く、「岱崎、出丸は、秀次の陣所より凡そ十町餘を隔つと見え、其間甚だ遠し、故に先づ此の出丸を陥れ、仕寄の根小屋となし、近く陣して守るに如かず、式部馳向て撃攘せよ」と、因て壽勝に命じ、往いて檢せしむ。一氏命を受け、馳還て兵を進む。

一説、山中城、豊臣秀吉、此城を攻むべしとて、近江中納言秀次に命じければ、中納言の手の衆、只、一時に攻落さんと、もみに揉んで攻上る。早や玉藥矢種も盡きしかば、小田原よりの加勢、寄合勢、皆な引て上ぐる。秀吉岱崎より、遙の下の山にて是を見、城は早自落ちて、人衆退くと見えたり。押上げよと下知しければ、中村式部少輔の家臣渡邊勘兵衛・敷内匠と云ふ者、二人先登す。云云（諸國廢城考）

小田原斥候

先是、小田原には、秀吉の兵伊豆に向ひ、ひしびしと討入る由を告げ來ること、櫛の齒をひくが如くなれば、山中城の守備心もとなしとて、山上郷右衛門・諏訪部宗右衛門等二人を遣はして偵察せしむ。二人命を受け、騎馬武者二十人許を乗連れ、馳せて山中城東に至り、山上に登て馬を立てて見るに、沼津の方より本山中越に、樵夫の通ふ一騎打の古道を傳ひ、山中の後面より、宮根に向て押廻す一隊あり。旗・纏・馬印等、絡繹として絶ゆる所あらず、其の旗章によれば、徳川勢なるべし。又南方日金越より進む一隊あり。旗・捺物を山風に靡かし、軍馬の聲勇ましく響くは、是なん木村常陸助・堀尾帶刀先生・長谷川藤五郎以下の人數なるべき。上山諏訪部等目を驚かし、是ぞ世に謂ふ雲霞の勢といふものならんと、霎時は唯、茫然たるのみなりき。既にして二人相謂て曰く、「此狀を以て察すれば、今日夜中までには、小田原城下に迫らん策な

るべし、猶ほ能く敵情を察したくはあれども、若し遲滞して歸路を遮らるるあらば、悔ゆとも及ぶべからず。元來我等が任は斥候にあり、空しく時刻を過すは不可なり。いざ疾く還て、此狀を府君に報じ、速に防禦の術を講ぜん」と、二十餘騎鍔を並べて引返し、小田原指して馳行きぬ。時しも關白秀吉、馬を岱崎の下に立てたりしが、彼等の旗・捺物色めき互つて走るを見、山中城兵の遁走となし、咄嗟命を下して曰く、「すは山中城兵走る。旗本より関を作り、諸軍の心を一致して攻懸らしめよ」と、因て命じて大螺を吹かしむるに、諸隊齊しく関を擧げて應じければ、山上山下之に反響し、迅雷風烈俄然として至るが如し。

渡邊勘兵衛

先に中村一氏の、秀吉の命を蒙りて陣に歸り、兵を整へて、岱崎出丸に逼らんとするや、先づ之を家人渡邊勘兵衛了に告ぐ、勘兵衛時に年廿九、答へて曰く、「願くは尙ほ詳に、關白の命のある所を聞くを得ん」と。一氏因て細に告ぐ、勘兵衛曰く、「關白の命を、家中の人人に達せらるるは、素より其處なるべし。然れども眼前なる城間の培塿に、彼の如く二十・三十づつ出だし置く處より、筒口そろへて鐵砲を打出だすものならば、我軍は必ず色めき立て退くべし。如かず、今より直ちに擡上作らんには」と。一氏曰く、「然りと、即ち家中の人人に命じて、悉く堀鑿の器具を備へしむ。勘兵衛また曰く、「彼の出丸を見るに、此所よりは多く谷峽を隔て、且つ山嶽相重りて聳ゆれば、明に其狀を知りがたし。然れば某人馳向て、其の地勢を探り、急ぎ歸て其狀を報ずべし。君は其後工を起すとも、未だ遅からじと思へども如何あるべきか」と、一氏曰く、「善し。即ち發せよ」と。

此に於て勘兵衛は、山迹半月といふ、徑一丈二尺なる大鳥毛の捺物を捺し、大驪と名くる、七寸餘りの駿

勘兵衛斥候

馬に、黒鞍置いて打乗り、只一騎出立ちけるが、其状は、只、黒山の搖き出だしたるに異ならざりき。暫くにして、勘兵衛また歸來り曰く、「我、彼の砦を見て、若し構造淺薄にして、乗すべき隙あらば、手を上げて招かんゆゑ、速に兵を進めて攻めらるべし」と、言ひ終つて、再び馬を廻して馳行けり。勘兵衛は、進み進みて、城を距ること一町許に馬を立て、徐に城中を窺見るに、遠く見しには異なりて、出丸の修營甚だ疎なり。然れども、山嶺相重れば、直ちに之を以て報ずるは早計なり。尙ほ深く探ぐる所あらんとて、岩角荊棘を乗越えて見るに、其幅纒に三十間には過ぐべからず。培塿に數多の鐵砲は備へたれども、人數は五六十騎を超ゆべからず。素より我軍の敵にあらざれば、直ちに歸り報ぜんとせしが、尙ほ近傍をも見て行かんと、再び進みて、出丸を距る一町許の高所に上り、眼を放て瞰下すれば、戊卒四五十人馳せて砦中に入る。勘兵衛は其故を知らず。却て之を幸とし、益、進み近づくに、鐵砲の備やありけん、関をあぐると齊しく、數十の鐵砲連發せり。然れども勘兵衛は少しも驚かず、泰然として四方を望むに、關白の陣所へは七町許あるべく、一氏が二段の備へは八町許あるべく、而して山中城前面の出丸へは、一町を過ぐべからず。煙の濃淡に依て見、音の強弱に依て察するも、守兵は小勢にて、多しとも五六十人を出でざるべしと見えける。則ち岩頭に登り、塵を振て頻りに招く。

一氏之を見て、直ちに二段の備を發し、自から衆に先ち、地煙立てて馳せ至る。七八町もあらん所を瞬時に駆上り、其の山下に到て見るに、勘兵衛の居を距ること、尙ほ一町もありつらなが、五六人の士は、屈せず進み、一氣に馳せて上り著きけり。爰に勘兵衛は之を使者とし、一氏に謂はしめて曰く、「此處は仕寄を作

勘兵衛先登

るに及ばず、ただ一旦攻にし給ふべし」と、諸士之を聞き、手を振り止めて曰く、「近傍の軍進むを待て攻むべし」と、一氏も亦危しとや思ひけん、聽さず。使者三反すれども、制して止まず、勘兵衛懐え兼ねて、一氏の馬前に馳到り、説て曰く、「近傍の味方進むを待たんといふとも、十町以内は味方なし、兎角は我が覺悟のままなり。今日の事は、唯、某に一任し給へ」とて、一騎駈に走り出で、先の道よりも近く、横崖の足場あるを踏みつつ、馬を馳せて堀際に達しさま、身を躍らせて堀に跳び入つたり。之に續いて、藪内匠助忠綱・河毛宗左衛門等馳せ至り、また共に跳び入れば、之に勵まされてむ、堀に投ずる者四五十人を下らざりしが、他家の者は一人も加はらざりきとぞ。勘兵衛・内匠助等これに勢を得、先へ先へと競ひ進みて、出丸の塀に乗込み、又直ちに此に跳び乘れり。(渡邊勘兵衛武功覺書)

秀吉進撃
ぶを見て喜

此時秀吉は、尙ほ彼の山上に在りけるが、遙に此の進撃を見て、口早に、「式部少輔が手の者の内にて、鳥毛丸の大捺物が掛りたるぞ、あれ見よや見よや、捨てても一萬石は授くべき者なり」と、聲引捲りて打叩へつつ、「あの勢ひにては、城は只今乗破るべきぞ」と、小躍して競ふところに、小田原の斥候、諏訪部・山上等も引返しければ、秀吉ますます興に入り、我を忘れて悦びたち、自から金瓢馬表を取て振り上げ振り上げ、「やや関を揚げよ、やや貝を吹け、やや懸り進め」とぞ命じける。須臾にして貝の音太く吹出でぬ。

一小旗とは、さし物の事をいふなり。

一のぼりといふ事、昔は、旗を當世のぼりといふ也。

一指物の色、朱にする時は、二幅四方の絹幅の指物三ッほど仕立、其朱の内へ、雞の王子の内の黄色なる所を取り、玉

子一ツを朱にまぜて、能くすりて絹にひくべし。いつまでも朱の色かはらず色よく、絹もこはばらすして吉也。

軍陣
はた

此せみぐちに手繩をつけて
旗さしにひかへさせべし

の圖

せみぐち

(不傳妙集抄・大河内秀元)

總攻撃

此の貝の音こそ、總攻撃の合圖なりければ、諸軍はこれを聞くと共に、勇氣常に倍せしが、一氏の軍の振ふことは、亦物の比にあらざりき。各、命を塵芥に比し、先を争て堀に投じ土手に上り、太刀に依り鎧を杖き、或は旗竿を立てて足代とし、人の上に人重り、心を協へ力を戮せて、齊しく攻め掛り、或は亂杭逆茂木を破り、或は堀を崩し垣を攀づる状は、ただ人に後るるを恐ると云はんばかりなり。勘兵衛・内匠助に相次で進む者に、成合平左衛門・堀兵左衛門・高屋助八郎・吉田武左衛門あり、四人頭を並べて進み、優劣ありとも見えわかず。而して矢部和泉守正倫・中村才次郎・長野六郎次郎・吉田武左衛門等、また之に續きぬ。西口よりは渡邊新右衛門・赤井久左衛門等また加はり、何れも堀を越えんと躍進せり。中にも中村才次郎は、一氏の小姓にて、年僅に十六歳なれども、才智衆に勝れ、一氏の家政にも預かる者なれど、また剛勇の資も乏しからず。藪・渡邊に續きて、堀に上りはしつれ、年尚ほ若ければ、物具しては働き難しとや思ひけん、猩猩緋の道服を着たるを、敵内より認めて、車切にぞしたりける。憐むべし、體は二となり、胴より上は城中に、腰より下は堀外に落ちてけり。一氏常に之を寵しければ、其死を聞て甚だ哀惜し、未だ嗣子もなければ、其の老父を召して、感狀を與へ、厚く其後を弔はしめしとぞ。渡邊新右衛門・赤井久左衛門等も、

中村才次郎

亦砲撃せられて負傷せりといへば、其の激戦の状も想ひ遣らるるなり。(關八州古戦録・改正參河後風土記)

岱崎守將
問宮

岱崎出丸の守將、問宮豊前守好高は、已に此城と共に斃れん決心なれば、たとひ上國の勢大軍にて、雲霞の如く來り攻むとも、素より懼るるものにはあらず。徐ろに諸將に謂て曰く、「我年已に七十六、餘命毫も惜むに足らず。又、小田原城の運も、今日此に窮まれば、獨り此城を固守すとも何の益かあらん。唯、奮戦して、名を竹帛に垂るるを賢となす。然れども上國勢また宿怨あるにあらざれば、大砲を以て撃殺するは無益の殺生なり。敵旗の未だ見えざるに先だちては、戦陣の習、暫く發砲すべきも、敵近づかば無下に發つべからず。」と、其意蓋し敵を近づけて、死力を盡して奮闘し、以て老後の勇を試みんとするに在るなり。因て嫡子式部少輔、及び問宮盛物・問宮源四郎等、退兵百餘人を従へ、下長坂まで出でて敵を逆ふ。既にして敵數多掩ひ至りければ、鋒を振つて敵中に駈入り、大呼して曰く、「大丈夫、老いては益、壯ならざるべからず」と、白髪を振亂して戦ふさま、寔に壯者を凌ぐの概ありけり。隨ふ將士も之に勵まれて、生死を顧みず奮闘しければ、寄手も其勢に辟易しけん、遂に怵えて四方に逃散りぬ。之を暫くして、砦の右方なる谷合に沿うて、雄雄しく攻寄る一隊あり、西軍の先鋒、一柳伊豆守直末の軍となす。直末が此の進軍は、已に死を決しての事なれば、敵強しとも一步を枉ぐるものにあらず、弟四郎右衛門直盛と鏝をつらね、千餘の騎馬を前に後に、奔進しけるが、終に問宮好高の逆へ撃つにあひ、惡戦苦闘して死す。(豐鑑)時に年三十八、好高も亦尋で死す。

一柳直末
戦死

問宮好高
戦死

初め山中城攻撃の期を定めらるるや、關白秀吉諸將に謂て曰く、「今度の先陣は誰か望む」と。諸將相顧み

關白先鋒
を選む一柳直末
進で先鋒
となる

て應ふる者なし。秀吉復た曰く、「今度の先陣たらん者には、望に任せて一箇國を擇ばしめん」と。直末徐に席を進めて曰く、「臣、身不肖と雖も、若し上命を蒙るを得ば、敢て辭する所にあらず。假令金城鐵壁なりとも、ただ一蹴し去らんのみ」と。秀吉大に悦びて曰く、「然らば何國を欲するか」と。直末曰く、「伊豆國は記念とすべき國なり、幸に恩命を蒙るを得ば、請ふ伊豆を賜はらん」と。秀吉曰く、「然らば、今より伊豆守と稱せよ」と。直末謹みて、命を拜して退く。既にして、直末陣中に歸り、重臣を召して其由を告げ、又、家臣を遣はし、其の要害を検せしめしに、家臣還り報じて曰く、山中城下に一の出崎あり、此に大砲三挺を握る、要害堅固の體に見えたり」と。直末之を聞て以謂らく、「是れ最も大事の先陣なり。容易に鋒を向くべきにあらず」と、因てまた家臣に告げて曰く、「今度の先陣は最も難事なり、汝等心に決する所なくんばあらず」と。既にして、此日寅一點、出陣の命下るや、直末更に諸臣に告げて曰く、「今日の一戦は、某一生の大事なり。必ず卑怯の行爲あるべからず、人は一代名は末代なり。朝露の生を惜みて、末代の名を汚す勿れ。某が先に殿下の面前に高言したることは、已に汝等に告げし所なり。汝等それ之を體せよ」と。終に一千餘騎を率ゐ、明七ツ巢原を出陣し、三嶋明神に參拜し、出でて冑の纓を結び、其餘を絶ち、漸く進みて山に登り行く。進みて敵旗の見ゆる所に到れば、砲音響き渡つて、百雷谷に轉するが如く、山壑爲に震動して岩石また崩れ墜ちんとす。將士みな膽を冷し、途に蹲つて進む能はず。直末衆を勵まして曰く、「山中城、大軍至ると聞きて狼狽せしか、未だ敵を見ずして、砲を發つことやある。兵狼狽するものは敗る。恐るること勿れ、利は我に在り」と。諸兵また勇躍せり。進みて三谷邊に到れば、間宮の旗なるべし。山風に翻りて翩翩

たり。計るに敵は下長坂に在るもの如し。

一柳軍の漸漸進み近くや、城將間宮好高中陣に進み出で、大呼して曰く、「其に見ゆるは、先陣の勢と覺ゆるが、此に逆へまつるは、山中城の大將間宮豊前守、當年七十六歳なり、大將は何人なり」と。直末答へて曰く、「某は關白軍の先鋒、一柳伊豆守直末なり、不足なりや」と。因て令して曰く、「軍中禮なし、上下を論ぜず、心のままに進みて敵を討て」と。是より戦を開き、隊を替へ人を更め、交も戦て九時に至りけるが、此時兩軍の死する者過半、死せざる者も亦疲る。然れども兩軍共に死を決したる將士なれば、容易くは退かず、益、入亂れて虚虚實實、刀鋒火を發して戦ふところに、城將間宮好高突進し、直末に迫て曰く、「一柳初ての對面なり、一鎗參らん」と、馬を躍らせ突き懸る。直末曰く、「諾」と、鎗を振つて一上一下、好高は坂上に在り、突き下たす鎗なり。直末は坂下に在り、突き上る鎗なり。直末の馬、足を失して、馬より落つるを、好高跳び懸つて左肩を縦くに、力餘つて亦馬より落つ。直末の兵、主を討せじと群至るとき、好高の家人も馳せ至り、其主を介抱して馬に乗せ、助けて陣中に退かんとするを、直末の兵遮り討ち、爰に又一場の戦ひ起り、暫くにして、三十六人枕を同うして死せり。其間に、直末を介抱する者は、傍の岩間に退き、好高を介抱する者は、上長坂に退きしが、好高は數所の重傷にて、半死半生の状態れば、城中に入る能はず、終に上長坂に死し、直末も亦本隊に退くに及ばず、其處に死せり。

一柳軍は、大將已に此の如く、將士の討死も多く、武藤庄五郎・安西傳藏・小西吉兵衛等みな、直末と一所に砲彈に死し、其の郎等住居助四郎までも同じく死しければ、一千餘人の大軍も大に沮喪し、將に總敗軍と

間宮一柳
決戦

ならんとせしを、直末の弟直盛、兄に替て統率し、叱咤兵を勵まし奮撃せしかば、衆また大に振ふ。時に青木新兵衛といふ者、谷を越え來て城中に攻入り、大幌掛けたる敵二騎を鏖し、其首を取つて鞍輪にかけ、悠悠として還りけるが、後、秀吉實檢して、今日の一番首なりと稱し、當座の恩賞なりとて、緡錢を解き、手から搔攫みて與へたりといふ。(關八州古戦録)

旗指作兵衛

直末の僕に、旗指作兵衛といふ者あり。直末の首を擁き、矢丸の雨ふる中を逃れ出て、下長窪なる、黄瀬川の上流、牧野の西岸に埋めしが、作兵衛之を措いて去るに忍びず、やがて此村に留り居て、日日香華を手向けたり。作兵衛の子孫は、今尙存す。(傳説)

一柳直末の屍は、直ちに其地に葬り、大石を集めて塚を築きたるのみにて、誰あつて來り弔ふ者もなかりしが、後、延寶四年、直盛の裔に、山城守直治といふ者あり。碑石を山中新田の宗閑寺に立て、其事の始終を銘せり。此の宗閑寺には、山城中主松田兵太の墓碑、及び松田右兵衛大夫重長と刻する五輪、其他、間宮好高等の、五輪の石塔三基も並び立てりといふ。

一柳直末碑

從五位下伊豆守越智直末公碑文

公諱直末、濃州厚見郡人也、父又右衛門尉直高、處士不仕、潛隱終身、公以天文二十二年癸丑之歲、生於岐阜城下西野邑、幼而穎悟過人、及長也雄才拔群、元龜庚午歲、未及弱冠、而事于豊臣太閤、而勤仕無怠、屢有戰功、是以賜于宇治真城嶋城、采地一萬石、從其以後、遷于江州勢田城、采地一萬五千石、及濃州大垣城、采地二萬五千石、又遷于同國輕海河田邑、采地六萬石、小田原

北條氏政、負險不服、太閤征伐之、公爲先鋒、攻于宮根山中城、即日城陷、公大振勇力、而死于城下、享年三十有八、家臣住居助四郎亦一所而死、實天正十八庚寅歲三月廿九日也、葬于遺骸豆州宮根山之内、下長坂矣、公娶于黒田氏某、有子早世、弟監物直盛、嗣其遺跡、直盛有子、長丹後守直重、次美作守直家、季藏人直頼、有子即山城守直治也、直治以爲、歲月淹延、陵谷變遷、子孫或失其墳墓、故爲立石碑、以垂不朽矣、其辭曰、

於休直末 其直如矢 戰陣振勇 同是孝子 事君致身
報生以死 有孝有忠 人道本存 懷衆威敵 功業惟繁
中道玉碎 悲歎堪怨 昔時葬所 駿長久保 敬詣墓前
薦羞洒掃 富士峯雪 忠清好述 木瀬川水 令聞長流

延寶丙辰冬十月十有一日

敦山止翁撰

而して今見る所に依れば、直末の墓は、笹原新田の一柳庵に在れば、之ぞ當時其屍を埋めたる處なるべきが、又駿東郡長久保に、直末の首塚といふものもあるなり。

山中新田の宗閑寺に、一基の五輪塔あり。松田右兵衛大夫重長と記し、其側に一碑あり。文に云、

北條氏直公幕下忠臣、使松田右兵衛大夫藤原直長、築山中城、使鎮在城兵此處、天正十八年庚寅三月、關白秀吉將數千甲兵圍之、及二戰、雖粉骨碎身、將小雨敵、遂二十九日落城、截腹者也、其末葉爲立碑、松田右兵衛尉直長。

文化元年六月古墳碎爲三斷、瘞埋是於墓下、而模寫再建墓碑一矣。

此文通讀しかたけれども、大概を推知すべし。又この宗園寺には、松田平太と間宮好高と此の重長と、五輪ノ石塔三基並立てるを見る。

中村勢奮

中村一氏は、才次郎の死を開き、馬を進めて其場に到り、其屍を見るや、涙を流して曰く、是より平攻めに攻めて、才次が幽魂を祭り、忠死に報いんと、部下にも告げて馬を馳すれば、中村市助・矢野和泉・長野六郎次郎等も遅れじと、各、競進みて出丸に攻入りける。城兵は、既に敵の先鋒一柳の軍を敗りたるに勢を得、百餘人心を一にして奮戦しければ、何れの寄手も、一步を進む能はず、霎時躊躇して見ゆる所に、城兵一騎あり、左衛門太夫氏勝が従士、渡瀬小次郎助と名告り、列を離れて挺進し、面も振らず突込みたる。西染の無袖羽織を著、金の切割の幣を腰に挿し、上に白母衣をかけ、直鎧を横たへたるなりけり。少將秀勝の家士三宅平太夫、見るより早く走り出で、自ら名告つて之に接せり。平太夫は黒絲緘の鎧を著、小田原櫓の星鎧に、風車の立物にて、坂の中央に至て渡合ひ、互に言語を交し、渡瀬は坂の上段、三宅は坂の下段に在て鎧を交へしが、三宅遂に渡瀬を撞伏せ、短刀抜きて首を搔き、還り來ること五十歩許、忽ち思ふ、首は取るとも、併せて母衣を取らざれば、人や見て後るとせんと、又進みて、母衣を奪ひ去る。三宅時に年廿三、戦終て後、首を携へて秀勝に見え、始終を語れば、秀勝深く其勇を賞し、一番鎧といひ、物頭の首といひ、比類なき功名と覺ゆと、因て秀吉に見えしむ。秀吉の本陣に至れば、市橋下總守之を秀吉に通ず。秀吉召し見て曰く、「秀勝には一番、總軍には三番なれども、物頭の母衣を添へたるは始めなり」と、乃ち首帖に記さ

しめ、且つ金錢を賜ひ、又、秀勝には、大和當麻の鎧、並に黄金拾兩を賜ひしが、後、秀吉は、平太夫に一番鎧の感狀を與へ、また祿を與へ、一部の將としたりとぞ。(三河物語)

斯くて中村一氏の一隊は、三宅平太夫の奮闘に勵まされ、再び勇を鼓して城に迫りけるが、城兵も撓む色なく、弓銃交も發し、必死となつて之を防げば、矢丸の降ることは、さながら雨の如くなり。元來寄手の諸隊は、關白秀吉一段高き山上に在て、遙に戦況を視察し、其の勇怯を檢しければ、大將より士卒に至るまで、進みて死するを思はざるなく、味方の死をも顧みず、死骸を踏越え乗越え戦ふまま、雨と飛ぶ弾丸も眼に觸れず、唯、一刹那にぞ、城塀には上りける。時に南方搦手よりは、堀左衛門督秀政・丹羽五郎左衛門長重・長谷川藤五郎秀一、西北よりは、堀尾帶刀先生吉晴・山内對馬守一豊、及び木村常陸介秀直兄弟、及び其の家人今井覺右衛門等、武勇の士數十騎馳到り、各、争進みて塀に登りける。中に一氏の士渡邊勘兵衛は、三ノ丸近くに沿うて、上簀戸あるを見、獨り是より討入らんと欲し、窺に其狀を窺ふに、彼處には人こそなけれ、正面と左側とよりは、隙なく銃丸を飛ばすれば、未だ進み難くて、纔に簀戸口の枝折を奪て匿れ居しに、坂井兵右衛門・渡邊源七郎・中川今平・中村三次・土方孫二郎・吉田忠左衛門等數輩馳せ到り、共に進まんと語らふ間もなく、悉く銃丸に斃れけり。獨り源七郎のみは輕傷にて、勘兵衛と共に匿るるを得たれども、元此の方面は、鐵砲防禦の方面なれば、暫くにして、中村勢の死傷者は、五六十人の多きに至りぬ。然るに、先に南方より、將た西北より來たる、寄合勢の遊兵等、搦手へ廻ると見ゆるや否や、二三丸の銃丸は、稍、間遠になりける。是れ蓋し二三丸の銃手等、搦手を慮り、力を分ちて、赴き助けしに因るならん。硝煙

三丸の城
兵退守

やや薄らぐを見て、勘兵衛は躍出で、先づ簀戸を越え、敵を追って進むこと凡そ二十間許なりしが、城兵は退いて三丸に至り、二階門を擁して固く守りければ、勘兵衛詮方なく、門側の枝折垣を破て入る。城兵の勇士之を見、集り来て防ぎ戦ふを、勘兵衛は後に續く味方と共に、大呼して鎗を振ひ進めば、城兵遂に防ぐ能はず、二丸に退き守る。勘兵衛が後に續きし味方とは、河村彌右衛門・内田彦之丞等にて、此時みな高名せり。彌右衛門は、後に岡部大學則綱と名告る人なり。

二丸の城
兵退守

渡邊勘兵衛は、微傷だに負はず、意氣ますます豪に、進みて止まず、二三丸の間に大濠あり、水蕩蕩として流れ、十間餘の大橋を架したり。城兵渡り終つて、橋を斷ち扉を閉ぢんとするを、勘兵衛逐番つて二丸に入る。二丸には鎧うたる城兵數多群り居しが、勘兵衛は直ちに本丸に向へり。此時木村常陸介の使者、大崎玄蕃・稻葉内記等徐に進み至り、勘兵衛を見て、出丸より此に至る武功を數へ、寔に美しき舉動かなと歎賞せしが、賞する人も亦武勇勝れて見えけり。斯くて此の二人も中村勢に加はり、門際に於て、大に奮戦せりといふ。既にして中村勢は勘兵衛と共に二丸を破り、本丸に押寄せたるに、本丸の杉の大木繁茂せる中より、發砲頻頻なれば、矢切の上に登て見るに、城兵二百餘人廣庭に列を成し、鎗衾を作て待つなりけり。此に又對抗の戦起り、兩軍互に入亂れ、暫くは勝敗分たざりしが、尋て兩軍共に疲れけん、戦を收めて互に退きたり。城兵は本丸の櫓下、西北隅の丘陵に登て憩ひけるを、中村勢再び進で突撃せしに、逃るる者あり、止まる者あり、止まる者は高きに據り、寄手を下に突き合ひけり。已にして、中村勢の後れし本隊も、漸く近づき來て、徐に四方より攻上るに、城兵百騎ばかり復た丘上に陣するものあり、鋒を揃へて突き至る。然

本丸の城
兵退守

山中城陷

れども敗殘の兵また爲すある能はず、只死して後止むのみ。松田右兵衛大夫清秀を始とし、池田民部少輔・佐藤左衛門尉・椎津隼人正・山下兵庫助・山下源三・栗本備前守・山岡左京亮・富田豊後守・川尻民部少輔・片山大膳亮、以下五百餘人、數倍の敵を物ともせず、奮戦苦闘して一步も退かず、刀折れ矢盡きて後、屍を山中の山と築きしは亦勇ましかり。而して山中城も遂に陥れり。

同三月二十九日、山中の城を責おとされたれば、其勢に恐れ、箱根・足柄の城をわけのきけるに、
山中をせむればあくるは、これ山にぐるもはやきあしからの敵
(醒睡笑)

渡邊勘兵衛は城の陥るを見て、直ちに成合平左衛門を本隊に遣はし、一氏の馬印を持來らしめ、自から携へて本丸に至り、高く角矢倉に押立て、中村式部少輔一番乗と大呼せしかば、其聲谷八谷に響きて勇しかりしが、折しも黄母衣の士三騎あり、出來りて勘兵衛を見、「今日出丸より本丸に至る奮戦の功は、誰か子に争ふものあらん」と、稱賛し去れりといふ。(關八州古戦録) 此時、和州秋山城主、從五位加藤遠江守光泰は、秀吉の命を蒙り、三州岡崎・吉田、及び駿府城を守護せしが、秀吉は山中の落城を見るや否や、直ちに光泰に報じて曰く、

急度染筆候、中納言山中城へ、今日廿九日取掛、即午刻乘崩、城主事は不_レ及_レ申_ス候、餘討捕其外返打、不_レ知_ラ數候、然者、明日朝日、菅根山の峠へ爲_三陣取_一置、小田原向手可_レ遣候條、落去不_レ可_レ有_レ難_キ候、尙追追吉左右可_二申聞_一也。

三月廿九日

秀吉公御朱

事蹟

光泰は、守城の功見るべきものありしにや、此役終て後、甲州二十四萬石に封ぜらる。光泰又心を孔孟の學に寄せられしが、祕藏せる孔孟の書は、朝鮮の役携へ歸る物にて、冑太刀の疵ありとぞ。

山中城址

山中城址は、今に城山と稱する所なり。又、岱崎は、城山の少しく南方なる圓山にして、出丸なり。(關八州古戦録・豆州志稿)

既にして日も漸く西山に春きぬれば、中村勢も心身共に疲れて、復た進まんとせず、二三の郭の倉庫を



山中城址

開き、酒食を搜索し、飢渴を醫しけるが、終には貨財を奪ひ、重器を争ふ族もあつて、敵城前に在るを忘れたるが如し。勘兵衛之を見て、密に一氏に耳語して曰く、遠く小田原城邊を眺むれば、葉山茂山相連りて見ゆるなり。今日の如く終日戦闘して、士卒疲労したる時は、謀を善くする大將は、夜襲を試むるものと聞く、而して彼山は夜襲の忍び來んに、最も適したる所なれば、急に之に備へざるべからず、之に備へんには、彼の茂山に連りて廣原ありと見ゆれば、之に勝るはなかるべし。速に旗を彼原に立て

勘兵衛の功

て、兵を集め給ふべし」と、一氏之に従ひ、兵を率ゐて廣原に到り、大に篝火を燒て之に備ふ。然れども逆襲は終に無かりき。凡そ此戰に寄手の得たる首は、一千餘級なりといふ。(太閤記)

渡邊勘兵衛は、後に中村家を去て、伊豫に往きしが、堀尾吉晴人に語て曰く、中村式部少輔が、駿河を拜領せしは、豆州山中の城を、中村一旦攻に取候ひし武功の故なり。此のいきほひ、日の本まで達せしなり。而して其本は、渡邊勘兵衛にある歟。然るに渡邊立去やうにせしは、私心なるべし。予今恩賜の地として、出雲・隱岐を領し了ぬ。國恩に報するは、高士を抱置くにあるべきなれば、渡邊を望み思ふなり。然らば雲州の内にて、嶋根郡は宜しき地、湖水を南にし、蒼海を北にし慰多き所なれば、是を施與すべしと、羽檄を飛ばし云遣はししかども、伊豫國へ先約ありしに因て、雲州へは參らざりしなりと。云云(太閤記)

戸田左門一番乗を争ふ

此晚、徳川家の士に、戸田左門一西といふ者あり。家康の本陣に到り訴へて曰く、「今日の一番乗は、中村式部が内の、渡邊勘兵衛といふ者のよしなれども、其實は、某と青山虎之助と二人、偶然行合ひて、一番に乘入りたるに違ひなし。上國の黄母衣の者も、確に檢閲したる所なり。請ふ速に此旨を上聞に達せよ」と、榊原康政之を家康に告ぐ。家康曰く、我が女婿氏直の城を、我が手勢を以て陥れたりとして、さのみ榮ある功にもあらざるべし。汝等が勳功は、我だに聞置かば可ならずや、虎之助にも此旨を傳へ、重ねて之を言ふ勿れ」と。左門口を嚙みて復た言はず。後問ふ者あるも、場廣き所なれば、明に辨じ難しとて他を言はず。然るに虎之助は之を聞いて、大にふづくみ、用なき功を勵みて、勘兵衛の功にせしも、我殿の溫和に過ぎさせ給ふに因ると語らひければ、之を家康に告ぐる者ありしに、「青山が然か云はば、其儘に云はせ置け」とて、特に咎めんとせざりきとぞ。但し、家康關東に移て後、左門に武州鯨井五千石を與へしは、此役の

青山虎之助争はず

功を賞せしなりと、人はいふ。また家譜に、虎之助は此役に討死せりといへば、ふつくむ云云も如何があらん。(徳川實記)

北條氏勝に連れて道

山中城の援兵として、先に小田原より遣はされたる、北條左衛門大夫氏勝は、豊臣勢の攻登るに及び、姑く接戦したる後、詰の城に據て、敵兵の到るを待てども至らず、窃に戦況を偵はしむれば、味方多く討死して、城も將に陥らんとする時なりければ、「今は討出でて戦ふとも何かせん、勝誇りたる雲霞の勢に、此の小勢を以て當るとも、唯、切死するの外術あるべからず、未だ宗家の亡びたるにもあらねば、寧ろ小田原に歸て、籠城するに如かず」とて、潛に城を出でて逃れけるが、折しも三月晦日の目刺も知らぬ暗夜にて、嚮導川上藤兵衛を始として、山谷に踏迷ひ、小田原指して行くと思ひきや、遙に見ゆる篝火は葦山なりけり。是より益、迷ひて益、艱み、小田原ならぬ、伊豆の境には到りける。氏勝慨然として曰く、士死すべき處に死せずんば、死に勝る恥ありとは此事なるべし、我山中に死すべきを、死せずして此に至り、却て此の困厄に遭ふ。愁に生を庶幾して、敵の擒とならぬは遺憾なり、寧ろ死するに如かずと刀を抜く、舍弟新八郎、並に朝倉能登守・堀田日向守・木村三河守等走り寄て抱止め、「城中にて討死せんは武夫の習なれば、素より止むべからず、今此に至て、死すとも何の功かあらん、之を稱して大死といふ。想ふに武人の本意にはあらざるべし。抑、勝敗は運にありて、戦の罪にあらず、山中城敗ると雖も、北條氏の存亡決したるにあらず、小田原は天下の堅城にして、關八州の勇將猛卒充滿し、兵糧また數年の蓄あれば、未だ俄に沮喪すべきにあらず、暫く彼處に退きて、後の忠戦を期し給ふべし」と、刀を奪て諫めければ、氏勝止むを得ず之に従ひ、さりと

も何の面目あつて小田原に歸らん。獨り玉繩に歸るあらんのみとて、兄弟郎從十八人と髪を切り、久能へ廻り鎌倉郡玉繩城に向へり。

一説、氏勝も討死と思切り、諍まりて居たりしが、寄手の兵城中へ入て、倉庫を破り財寶を奪ひ、争つて本城へ入るべしともせざりければ、氏勝僅に身を免れて落去りける。日已に暮れければ、方角を失ひ、先途に迷うて自殺せんとしけるを、北條新八郎・木村三河守是を制して、甘繩へぞ引籠りける。(諸國廢城考)

篝火の功

朝倉能登守も同じく剃髮し、自から犬也と稱し、小田原に向ひしが、行く行く回顧すれば、彼の葉山茂山の廣野には、夜襲の備ならん、篝火炎炎として天を焦がし、旌旗翻翻として夜風に靡き、自から凄絶の感なき能はず、また面目なくも思へて遁れける。抑も此の篝火といふは、彼の勘兵衛の諫に従ひ、中村一氏の、夜襲に備へたるものなるが、一氏自から至て芝居を取敷き、檜扇に倚懸四目結の紋着きたる旗を、堂堂と並べ立て、特に大なる篝火を設け、原頭狭しと焼き並べたるものにして、其光、秀吉の本陣まで照輝きて、敵襲來の處なかりしといふ。然れば秀吉も遙に之を望見て、一氏が今日拔群の勳功は素より、戦終て後の此の武略は、又稱するに餘ありとて、賞揚して惜かさりとぞ。

山中政城由來實説

山中城責由來

去天正十八年庚寅三月廿五日、太閤秀吉公、小田原北條氏政爲征伐、諸大將御供にて、豆州草原に、御陣張給ふ。駿府内府公者、駿東郡長久保後陣被召候、同廿六日、山中城責を御評定有之、來廿九日定日と被仰出候、其節、諸大將並居被遊序にて、太閤之上意には、此度先陣何人被望候哉と被仰出候處に、諸將一道に御請無之、

事蹟

依而太閤被仰候は、此度之先陣相勤候者には、一箇國心に被任之由被仰候、依而直末公席に進出仰候は、身不肖には候得共、御上意蒙候はば、拙者罷向、一戦に踏破可申由言上被致候得ば、太閤御満足に思召、然者何國か被望候やと御尋之處、伊豆國者銘國に候得ば、豆州を頂戴仕度旨申上給、左候はば伊豆守と名乗被申候様上意にて、御返答御請被申、御退出被成候、依而陣中に御歸罷成物見を出し、物見之旨申付候、依而、御家臣某、早速乗付見分申處に、山中城下出崎有之候處え、大筒三丁、並用心之躰に相見候故、早刻立歸り此由言上仕候、依而直末公思召候は、一大事之先陣也、用意(容易)に向ひがたく、御かく被成候、御家臣之被仰候は、此度の先陣大切成、各會得かくを究め被向候様に被仰付、二十九日を相待被申處に、山中の大將間宮豊前、小田原城評定之節、松田尾張の評定宜からず、故最早代御家、此度滅ほうと心にかたく究め、私等も年七十六歳、おしむ所もなし、とても此城持かため候とも、何の益なし。一戦に討死して、末代に名を残し可申と分別究め、上方勢に何のうらみ無之、大筒にて打捨る事、無益のせつ生なり、敵のはたの手見えざる内、一はなし候はば、後は無用なりと下知なし、手勢三百計引連れ、下長坂迄出張し待所に、一柳伊豆守直末公、下知傳へ被申候は、此度の一戦は、某一大事の戦なり。必ず未練のはたらき無用也。名は末代の事也。御前におゐて、高言申上候處也。面面承知被致様に御下知有之、明七つ時巢原出陣ある也。夫より三嶋明神え御拜被成、山手え御向被成候、はた手見ゆる比、大筒の音雷の如く鳴ひびき、各きもを消し、路に留る、大將下知して、山中城は殊の外あはて候故、かならず恐事なかれ、戦は利あり、すすめすと御下知あり、諸兵いきみすすむ所に、三ッ谷邊迄登り候時分、間宮が旗の手見え、下長坂に相待つ體、程なく近寄候處、間宮中陣に進出で、呼はり候は、それへ見え候は、先陣の勢と見ゆる、山中城の大將間宮豊前當年七十六歳也、早向てぢんじやうに戦て、我等の首取るべし、大將は何人也やと、大聲にて呼びける。一柳きいて、某は一柳伊豆守直末也、不足

はあらじ、打取れと御下知す。それより戦始まり、入替り入替り九ツ時迄戦ひ、人馬つかれ、兩兵大半打死して、惣方入亂れ、火花をちらして戦ひしが、間宮いらつて進出、一柳初て見參なり、一鐘參らんと、直末公目懸け、馬を飛せて突いて懸る。直末公も心得たりと、鐘を合せ戦ひ給ふ所に、間宮は坂の上手なり、一柳は坂下より突上る鐘なり、直末公の馬、足を踏そんじ、馬より落候處、間宮心得たりと、左のかた先をつき立つ、あまりつき候故か、馬より前に眞さか様に落候故、一柳の兵共、主人を打たすまじとむらがり寄る所に、間宮が家人も共に寄り、主人をかいはうして馬に打乗せ、陣中へ引かんとす。一柳の兵打取らんと、むらがり戦ひ、三十六人同枕に打死す。其内直末公を介ほうして、其ほとりまで引退く。間宮も數ヶ所の手負ひ、半死半生にて城中へ入事かなはず、上長坂にて討死す。直末公其手にて御死去成り、城將死去候へば、山中の兵共、小田原指て引歸す。其内、太閤秀吉公、伊豆佐野口より、箱根境本迄御登り有て、小田原へ御發向成り、山中城一夜に落ちし次第、誠に一柳伊豆守直末公の大功なり。御遺骸は其地に葬り、大石を集め塚に築立つ、亂世の習、その儘年を経て、御石碑相立候由申傳へ候、聞書如し此御座候、敬白。(碑文略)

此書は、駿東郡上石田邑百姓、奥倉儀兵衛の家に秘藏せるを、相州愛甲郡養然寺の僧晚了の寫取れるものなれど、此にかかげて本文の参照とす。

既にして戦終るや、黒田勘解由次官孝高は、諸隊より報じ來たる注進を集め、秀吉に謁して上言し、最後に、一柳伊豆守、傷を負ふといひしかば、秀吉驚き曰く、「何、伊豆守負傷したりとや、但し討死したりといふか。」曰く、「然り」。秀吉時に會、食を喫してありけるが、嘔を吐き敷じて曰く、「あはれ、小田原城にも換へまじき、可惜大將を討たせけるかな、我今度、斯く遠征を企てて、自から辛苦を嘗むるも、亦是れ伊豆守の如き、武功の士を厚く賞せんが爲に外ならざるを、今其死を聞きては、此後の戦は樂あらじ」と、涕淚交

秀吉大に
一柳直末
を惜む

も下り、殆んど堪へ難きものの如くなりき。是れ世人の傳説なれども、此説の起りは、此時秀吉の食膳に侍したる小姓、蒔田權助の親しく見たる所なりといへば、疑ふべくもあらずとぞ。

黄母衣

直末は初の名を市助と稱し、秀吉嘗て己が知行の十分の一を與へたる、所謂黄母衣の衆の一人なれば、秀吉の深く之を惜むも理なれど、(武功雜記) 秀吉は、直末の子なくして、其後の絶えんを哀み、此役平ぎて後、其弟四郎左衛門直盛を以て嗣とし、尾州葉栗郡黒田城三萬石を與へ、從五位下に叙し監物と改め、近江中納言秀次に屬せしめらる。直末に僕あり、旗指作兵衛といふ。其の戦死を見、首級を携へ歸て、駿州長久保に葬る。墓標に刻して曰く、

一柳直末墓

大通院殿前豆州大守天叟長運大禪定門

凡そ此の一柳直末の死は、軍中惜まざる者なかりしが、いつしか京畿にも傳はりけん、丹後國田邊の城邑一如院住職より、小田原陣中の細川幽齋に、追悼歌を送ることありしは、其の東國陣道記に明かなり。陣道記の一部は已に記しつ、後の一部に曰く、

陣道記

小田原居陣の時、民法より書狀の次、扇子贈られける返事、

扇子

時を得て入るるあふぎの箱根山日の本までも猶しづめけり

一柳討死

一如院より、山中にて一柳討死の事を、

あはれなり一柳の芽もはるにもえ出でにたる野へのけぶり

返し、

葦山居陣

同、一如院より、葦山居陣のうち、

糸毛なる具足をかけて鐵砲のたまにもぬける一つやなぎか

陣衆のこまかなふみはいづの國三嶋ごよみと聞きてこそ見れ

返し、

やるふみの月日を擇べ大小のあるを三嶋のこよみにはして

三嶋厩

同じ所より、

山の名のにらみ合ひたる攻衆よにんにく慈悲に引かせてもたべ

返し、

ひかせえずもみ落すべき葦やまは手を摺子木の音のみぞする

五月十一日 鎌倉見物云云。

徳川勢進退

此役の間は、此種の狂歌を、公卿その他、所所より幽齋に送る者少なからず、幽齋も亦一一返歌したるものと見ゆ。又、道記などは、最も心を注ぎて製し、屢、關白の覽に供せしが、毎に深く感賞せられたりとぞ。

(川角太閤記) ○徳川勢は、此日未明より、古山中の嶮岨を攀登り、將に箱根に至らんとする折しも、山中陥落の煙見えければ、城中より逃出づる敵を討たんとて、先鋒を進め、青山虎之助を遣はし、敵狀を偵はしめしに、終に敵兵の爲に殺さる。松平周防守の家人、阿部河内・岸上五左衛門・黒田仁平治等もまた、ゆくりなく敵に遇ひ、小田原勢なりと偽て遁れんとせしを、坂東聲なりと咎めて突落せば、是を見て敵兵馳集り、河内を縦せんとするを、其の從卒生駒藤六、遮闘ひて此に死し、河内傷きながらも、纒に免るを得たり。但

し、牧野右馬助康成・稻垣平右衛門長茂の兵には、又敵の走路を遮り、奮戦して功を成すものもありて、徳川勢は、すべて首二百餘級を得たりとぞ。關白秀吉、黒羽城主大關高増に、復書して曰く、

昨廿九日、山中城即時に攻崩、城主初首千餘討捕、其外追討、不知數候、伊豆國屬本意、今日箱根峠へ打登候、小田原表行、急度可申付候、是又早速可相果、其節出仕尤候。

葦山攻撃
助衆

羽黒城は、下野國にあり。先に高増使者を派して、關白が沼津の陣に遣はし、消息を通じ款を送りけるが、使者今歸るに臨みて、此の復書は與へられしなり。さるにても、潑刺たる太閤の意氣の、紙上に躍如たるを見らるるにあらずや。○三十日、豆州葦山城の寄手は、北畠内大臣信雄を主將とし、相従ふ大名は、蜂須賀阿波守家政二千五百人、福嶋左衛門大夫正則千八百人、筒井定次千五百人、生駒讃岐守親正二千二百人、戸田民部少輔勝重千七百人、之を中軍とす。中軍の勢は都べて九千七百人。右備は蒲生飛驒守氏郷四千人、織田信包三千二百人、稻葉右京亮貞通千二百人都べて八千四百人、左備は中川右衛門大夫秀政二千人、森右近大夫忠政二千人、細川越中守忠興二千七百人、山崎・片家・岡本良勝等二千二百人、都べて九千人、而して主將信雄の兵一萬七千人、其他、筒井伊賀守定次・細川幽齋法印・前野但馬守長康・明石左近大夫全豊等、其勢合せて四萬五千餘騎、蒲生氏郷先鋒にて進み城山に陣す。城山は柏山村の東南に在り。城中には、横井越前守友盛・小机修理介元重・波多野勘解由左衛門經貞・根布川太郎次郎・小野寺善九郎貞綱・三浦與一右衛門・廣瀬孫兵衛・大石四方之助定顯・小笠原十郎左衛門・石卷新五郎康景・工藤次郎三郎祐光・箱田新四郎・北條喜太郎・氏盛・玉井彦七・別部七郎兵衛等、究竟の士七百三十餘人、雜兵二千九百十餘人、櫓籠りたるを、豊臣勢四萬五

千餘騎齊しく進て、四方より包圍すること、さながら稻麻竹葦に異ならず。然れども城主北條美濃守氏規は、智勇謀略兼備して、仁惠信義を専らとする良將にして、(改正參河後風土記)士卒一和、衆心一致、共に此城を枕にして死せんと約しければ、容易く陥るべくもあらず。

凡そ氏規の士卒を使ふことは、肱の指に於けるに異ならざりしが、特に氏規は平日射藝を好み、強弓精射の射手なれば、被官郎等の中にも、二人張三人張の強弓、百發百中の名手も少なからず。而して此等の士何れも心を協へ、城中の所々有籠・胡籬・矢籠・搔櫓・空穂等を、抱く計りに収集め、矢束を解いて矢倉の上に立ち、刺矢・遠矢と差詰め引詰め射出すに、元來脊の子を打ちたる如く取圍みたる敵なれば、一矢に二人を倒すことはありとも、萬一にも浮矢あることなし。又、鐵砲の上手は、塀・矢狭間を守り、大筒・小筒を懸並べ、寄手を眼下に、鋭く打出だしければ、櫓は裂け、鎧は破れ、兜碎けて、上國勢の死傷する者、須臾にして二三百人を出だしけり。先鋒蒲生氏郷の先陣に、蒲生左文郷可といふ者あり。此状を見て憤慨し、采を振て乗回り、衆を指揮して攻め寄りけるが、忽ち彈丸飛來して、歩卒の持てる鎗柄を折り、再び反飛して左文の左眼に中りけり。左文もさるもの、血流れて淋漓たれども、顔色毫も變ぜず、自から鉛丸を摘出し、尙ほ先登に在て退かざれば、見る者其の勇壯に感じ、或は鎌倉權五郎に比するもありき。

蒲生左文

明石、前野

爰に又、明石左近大夫全豊・前野但馬守長康等は、衆を麾して天狗嶽に上り、十八町口に押寄せ、一擧これを陥れんと競ひ進みけるを、城兵之を見て、波多野・根府川・小野・廣瀬等三百餘人、急に門を開て突出し、波濤の覆るが如く驀進したり。明石・前野の兵は、此の急撃に度を失し、一支も支へがたく崩れ立ち、遙の

福嶋正則

谷底に轉轉顛落し、散散に敗走して、死する者數を知らず。大將左近大夫も、既に危く見えけるを、福嶋左衛門大夫正則遙に望見し、明石討たすな援けよとて、金鼓を鳴らし関を擧げ、横より叫で驅入り、縦横に馳廻つて駈散さんとすれば、福嶋丹波守治重・福嶋式部丞・長尾隼人正一勝・村上彦右衛門・大崎玄蕃允・可兒才藏・林龜之助等百餘人、これに氣を得て奮撃せり。城將美濃守氏規、城上より望み見て、此處危しとなし、七百餘の兵を率ゐて走り出で、二隊に分れて寄手を包撃たんとす。正則見てまた驚き、麾を採つて振ひ振ひ呼んで曰く、「先登の者討たすな」と、現兵六七百騎を率ゐて走り行く。爰に敵味方入亂れ、火花を散らして戦ひしが、動すれば福嶋勢に引色見えて、捲り立てられんするさま、寔に危かり。然れども寄手この機を逸せず、諸隊力を合せ四方より圍攻めんには、葦山城も或は陥りたらんを、大將信雄の命なしとて、咸な咸な傍觀したれば、終に其事はなかりき。

暫くあつて、信雄の本陣より、螺を吹て總攻撃を催しければ、四萬餘人関を合せて、諸門の濠端に迫り、濠中には木石を投じて埋め、櫓邊には枯草を積むこと高く、火を放つて闖入せんとするを、城兵は見るより走り至り、土居・矢狭門・出の堀の内より、弓銃こもこも、打出し射出して防禦しければ、雨の如く霰の如き丸に死し矢に傷くもの、暫くにして千百餘人に及びぬれば、寄手も成すことあらで退きけり。北條美濃守は、此時なほ福嶋勢を迎へ撃ち、其の横より突き來る勢を支へつつ、前後左右を指揮して應戦し、一進一退未だ勝敗決せざる折しもあれ、小笠原十郎左衛門・横井越前守等、城兵の剛勇一團となり、氏規の指揮に従ひ、十八町口より突て出で、敵の疲に乗じて奮撃しければ、福嶋勢支へかねて、遂に退走せり。氏規は思ふ

葦山守將
氏規能く
防ぐ

がままに敵を追却せしかば、須臾の間もおかず、貝を吹て追撃を止め、速に人數を纏め、徐に十八町口より、本城さして還りしが、其の進退に度ありて、號令の嚴なりしこと、古の名將にも稀に見る所なれば、敵も味方も惜みなく、其の勇烈に感ぜぬはなかりきとぞ。

然るに福嶋勢等、未だ戦を收むるの心なく、還り行く城兵の後を尾し、只附入りにせんと進むまに、さすがに城兵も橋を越えかねて、しばし躊躇ひけるが、氏規止つて長刀取り、衆に先つて返戦し、忽ち六人を斬て墮中に落しければ、寄手も之を見て膽をや消しけん、逡巡して進み得ざるを、城兵の横井越前守・小机修理亮・工藤次郎三郎等六騎、忽ち鎗を杖いて橋端に並立ち、近づく敵にあたりけるが、敵を壓するの勢自ら現はれて、威風凜凜たるものありければ、城兵また恐るる色なく、晏然として門を入りける。城兵の悉く入るを見て、氏規も六騎を従へて退き、門に入て、將に扉を鎖さんとするや、正則の家人可兒才藏吉長、携へ持つたる首二を、土居の傍に擲ちざま、疾走して橋を渡り、鎗の柄を延べ扉間に挿めり。城兵門を閉づる能はず、才藏鎗を捨て、力を極めて門扉を押す。城兵驚いて、内より又押す。内外相押し相支へ、呼聲また相應じ、門扉は未だ閉ぢもせず開きもせず。福嶋丹波守・林龜之助、之を見て馳至り、力合せて才藏を助けつつ、味方を招いて續け續けと呼ぶ。此に於て福嶋勢、我も我もと橋上に進み行き、聲にあはせて助け押す。城兵内よりこれを窺知り、門側の扉狭門より、弓銃こもこも亂射しければ、福嶋勢の廿餘人は立どころに倒れける。されども福嶋勢は之が爲には退かず、大崎玄蕃允、及び福嶋丹波守治重の郎等、小林平藏・園田新六郎等馳加はり、相共に扉を押して止まず。城兵また之をも推知しけん、彼の扉狭間より、鎗・長刀の

可兒才藏

城門の争奪

事蹟

鋒を汰へて、突出だすこと隙なかりければ、小林・園田は遂に生を棄て、才藏・玄蕃允は輕傷を負ひぬ。斯くて兩軍門扉を争ふこと久しきに及ぶほどに、先に才藏が突入れたる鎗の螻首折れ、扉は竟に鎖されけるが、此間には又、長尾隼人正の如く、鎗杖つき捺物さして、三たび扉を越えんと攀上りしが、毎に城内より突落されて、終に口中を縦せられ、重傷を負うて、橋外に退く類もありて、未曾有の戦を交へける。

此の如く、福嶋勢は、屈せず撓まず戦ひしが、城兵の防禦を破る能はず、徒に士卒を損することの多きを加ふるのみなれば、正則も攻め難みけん、城門前に潛み居たる、四人を招き還し、揚螺の音と共に徐に退き、可兒才藏も、折鎗に彼の首二級を持副へて退けるを、城兵も、四人の勝れたる武勇を感じけん、大呼し、問うて曰く、「あはれ優れたる勇士かな、名を告り給はずや」と、四人則ち橋上に立ち、大呼して曰く、「福嶋左衛門大夫正則の家人、某某」と、城兵は四人の橋上に立つを見、銃を揃へて打殺さんと、既に銃口を擬せしを、氏規急に制して曰く、「止めよ、止めよ、斯る武勇絶倫の士を稱して、冥加の武勇といふ、強ひて誅すれば、却て軍神の咎ありとは、古來傳ふる所なり」と、銃手即ち止む。因て寄手に向ひ、大呼して曰く、「今退かんとする武者は、今日の武勇に感じ、特に弓銃を發たず、無事に歸らしむるなり。若し之を疑はば是を見よ」と。乃ち遠く橋上を距てて立てる歩卒を狙ひ、三十匁の鉛丸を發ちしに、過たず彼の胸板を貫き、餘力後の一人に及び二人立どころに死してける。此に因て、寄手の之を見る者は、四人の武勇なる、軍人の加護に依て、危き命を助けられたりとて、みなみな感じあへりとぞ。

凡そ此日の一戦に蒲生氏郷の兵四百三十餘人、福嶋正則の兵六百八十餘人討死したりといへば、其の激戦

正則五士
を賞す

の状も想ひ知らるれども、特に其の勇名を博したるは、福嶋正則の士なり。其夜、福嶋正則は、長尾等五人を召し、終日の勞を犒つて曰く、「汝等が今日の勇戦は、自他の耳目を驚かす所なり。汝等は、實に我家の至寶にして、一人當千の武勇なれば、構へて構へて生命を全うし、向後大事に臨みて、大功を成すの覺悟なかるべからず。就中才藏は諸卒に先だち、鎗を門扉に挿みて、戦を挑むの勇は、拔群と謂ふべし。但し以後の戦闘には、味方の同勢續かさる限り、必ず必ず挺身先登を戒めざるべからず。若し過あらば、獨り汝の不幸なるのみならず、我家の不幸、是より大なるはなし」と。即ち四人には太刀一口づつを與へ、才藏には帶副の刀、及び祕藏せる波平の長刀を與へ、且つ曰く、「以て聊か鎗の損害を償はん」と。才藏は、尾州羽栗郡の人にして、初め佐佐成政・織田幸孝に仕へ、其後中納言秀次に屬せしが、長湫役後浪人してありしを、七百

可兒才藏

福嶋丹波
守
長尾隼人
正

石の堪忍給にて、正則に用ゐられたるなり。世人は其勇を稱し、異名して笹才藏といふ。福嶋丹波守は、播州別所の人にして、父を豊後守吉次といひ、吉川平太は其の初名なり。長尾隼人正は、北勢の人にして、父は神戸藏人大夫具盛の嫡子、山路紀伊守なり。隼人正は、初め山路久之丞と稱し、無筆不辯舌の故を以て、家を弟彌太郎に譲り、小嶋兵部少輔の扶助に依り、高岡城中に住せり。福嶋正則に屬して後、祿一萬三千石を食み、藝州の東條城主となる。(關八州古戦録)

信雄將器
にあらす

此夜、關白秀吉三枚橋の本陣に在り、蒲生氏郷・福嶋正則等二人を召し、審に葦山城攻撃の状を問ひ、大に其の勳功を賞し、且つ曰く、尾張内府若し武將の器あらば、速に總攻撃の令を發せしならん。然る時は、葦山も亦一日にして陥るべかりしに惜いかな。内府は寔に將に將たるの器あらざるか。然れども、葦山は無

双の要害にして、城主美濃守また無双の勇將なれば、未だ容易には陥るべからざるなり。若し強ひて是を陥れんとすれば、また味方の損害多きを免れず。好し暫く是を度外に措かん。小田原だに陥落せば、葦山の如きは、力を勞せずして自から潰へんのみ、唯、今後警戒すべきは、城を遠巻にして、夜襲・夜込を防ぐと、小田原へ後詰せしめざるとにあれば、此旨を漏なく諸隊に布告すべし。而して明朝日は、小田原へ進むべければ、氏郷は馳て此處に止まりて、攻口の先鋒たるべく、而して正則及び細川父子、森・中川等四國勢は、葦山に在て包圍を怠るべからず」と、因て正則を還らしむ。(關八州古戦録)

此日の戦に、森右近大夫忠政は、味方の人人と先を争ひ、竹束を積りて守り居しに、何者の流言にや、「尋で城兵討て出づるの計あり、各隊みな退て本隊に合し、一團と成つて戦ふべし」といふ。此に於て、諸卒争て退走し、復た止むべからず。若尾彌兵次は鐵砲頭なり。二十人の足輕に命じて曰く、「我令下らざる間は、此所を去るべからず、従はざる者は必ず罪あらん」と。然れども多くは耳を傾けず、一人去り二人逃れて、僅に七人となれり。然れども彌兵次は屈せず、尚ほ曰く、「此所は去るべからず、敵來らば告げん、發銃すること一再なれ、然る後我先づ鎧を合せん」と、鎧を取て敵の至るを待つ。偶、後に聲あり、曰く、其處に居給ふは誰ぞ、曰く、若尾彌兵次なり。鎧せんと思ひ給はば此へ來給へ」と、因て後を顧みれば、右京といふ者なりき。

右京曰く、「何とはなしに、人の引くに從ひ退きしが、あまりの心許なきに歸來たれば、子の在るなり。如何なる故かある」と、曰く、何といふことを知らず、人みな匆惶として去れども、未だ某が許には、何の使者もあらざるなり。元來鐵砲など預かりたらん者は、事の實否を質さずして去るべきにあられば、其旨を足輕輩にも諭しけれども、已に臆したる者は止めがたく、概れ逃れて僅に七人のみとはなれり。されども敵もし至らば、彼等に一發せしめ、續いて我も一たび鎧せんと欲するなり。子も鎧せんと思ひ給はば、此所に居たまへ」と、右京は「然らば許し給へ」とて、大なる鎧

若尾彌兵次

寄手持久に決す

を提げて其右に至る。彌兵次之を見て曰く、「子の鎧の持方は、敵來らば某を贖かせ、一番鎧をせん謀と覺えたり、甚だ笑ふべき事ならずや、素より此に在りしは、某一人なり。子の此に來しも、某を頼めるなり。鎧の持方、武士の作法にあらず、鄙怯なり、引き給へ」と。右京の、心なくしつるかなと引くを見て、其にてこそ善けれと、共に一所に在りしが、先是、家老各務兵庫といふ者、先陣心許なしとて、長刀を杖つき來て、少時二人の背後に立ち、其の間答を聞き終り、「あはれ聞くべきは、若尾が言葉かな」と、深く感じて、後までの語り出したりとぞ。其後、城より討出づることなれば、各、別れて其の陣所へ歸りけるが、「總じて陣中には、天狗の雜説といふことあり、百事體に開寶さざらんには、妄に進退せざるものなり」と、若尾また語りきとぞ。若尾は、十八歳の少年時代より、武功ありしものにて、森武藏守の感狀三通、其他、信濃にて、森右近の感狀をも受けし者なれば、種種悟り得たる事も多かるべし、若尾は、後森家を去りて、福嶋家に仕へ、後また紀伊家に仕へて、病死せしが、紀伊家に仕へし時、佐佐木善兵衛と改めしかば、子孫代佐佐木を氏とす。善兵衛性謙遜にして誇らず、彼の數多の感狀の如きも、他人は素より、親族にも示さざりしが、偶、其の知人の望に依り、示すとて出だしし時、其子善右衛門も始めて見るを得たりといふ。(備前老人物語)

此夜、細川越中守忠興、葦山の出丸を奪はんと欲し、密に秀吉に請ふ所ありければ、秀吉之を許し、竹中與右衛門重利・石尾與兵衛治一を遣はし監せしむ。忠興乃ち一隊を分ちて二となし、闇に紛れて山上に廻出で、忍の者を出丸に入れて、火を放たしめ、闇を揚げて左右より襲撃せしかば、番卒度を失て本陣へ逃去りぬ。因て忠興は直ちに守兵を遣はし、堅く守て失ふこと勿らしむ。此時諸隊も之に勢を合し、齊しく本陣を攻めけれども、城兵毫も驚く色なく、盛に弓銃を以て應戦しければ、遂に俄に力取すべからざるを知り、殿下の命のまにまに、對陣すること善けれとて、附城を構へ、塀柵をめぐらし、諸陣警戒を嚴にして輕輕しく出でず、専ら長陣の備をなせり。

一説、秀吉は、葦山の四周開闢にして、容易く力取すべからざるを察し、策を持久包圍に決し、四月五日、織田信雄・同信包・蒲生氏郷・細川忠興等、四將を、小田原に呼寄せ、蜂須賀家政・福嶋正則、および其他の諸將を此地に留め、又、前野長康を駿府より、明石則實を興國寺城より召して、葦山の包圍軍に加はらしめしが、長康は兵千二百五十人、則實は兵五百人を率ゐるに至りければ、包圍の總勢は、實に一萬八千九百餘人に及べりといふ。寄手は、此勢を分けて、四方の要害を守らしめしが、西北は日守の高地に、東は茶磨山と瀧洞の高地に、北は柏谷に、東南は城山に、何れも疊壁を築き、長柵を繞らし、以て嚴に其の援路を斷てり。而して此の包圍は、月を隔てて六月に到りしなり。

願成就院
兵燹

○此役、天守君山願成就院兵燹に罹り、終に再興の運を得ず、僅に僧房佛殿のみを存するに至る。寺は、葦山の近傍、寺家村に在り、金鶴林寺とも稱し、北條義時の創立にして、北條時政の木像及び靈牌あり。刻して、願成就院殿明盛大禪定門といふ。又、小田原北條氏の文書を存す。是れ後より見る所なり。(豆州志稿)

一切經堂
の兵火

○豆州修善寺村の一切經堂は、鎌倉時代よりの、古き經卷を藏すること多き寺なるが、此役起るに及び、其の兵火に罹るを恐れ、悉く山中に匿し置きしに、役終るに及で、多くは腐敗せりといふ。其の殘存せるものも、江戸時代に至り、宋版の善きもの三十卷を擇びて、増上寺に贈りたれば、今は僅に殘帙を止むるのみ。其の殘帙の、放光般若波羅密多經第二十二卷に、跋あり、曰く、

爲征夷大將軍左金吾督源頼家菩提置之

蓋し政子の手記なり。以て此の經堂の古きを知るべきなり。

(大正十年八月廿一日脱稿)

○四月一日、徳川勢の先鋒井伊兵部少輔直政、其の部下長野傳藏・近藤登之助、及び甲州先方の土屋・一條

徳川勢箱
根を越ゆ

の屬を率ゐ、箱根路より敵を追討して、小田原表酒匂川に至て陣し、井字の赤旗を春風に翻し、其勢整整ま
た堂堂たり。之に續いて、松平周防守康重・榊原式部大輔康政・大須賀出羽守忠政・小笠原兵部大輔秀政・岡部
内膳正長盛等、合して第一陣となり、隊伍肅肅として佐野口より進みぬ。元來箱根山は東海第一の峻嶺にし
て、北條氏も頼みに頼む惟一の要害なれども、徳川勢は既に能く其の難易を探究し、樵夫の通ふ苔の細道
も、麋鹿の迷ふ崖の岩角も、豫ねて知り居て指揮すれば、深山幽谷も難なく越え、大軍肅肅として進みつ
つも、山中城の敗兵等逃來るを見れば之を追撃し、新庄に入る者は、之を新庄に攻め、足柄に入る者は、之
を足柄に攻むるにより、新庄の守將遠山左衛門景政、足柄の守將依田大膳師治等之を見て、遂に支ふべから
ざるを計り、共に城を捨てて小田原に逃れ、殘兵みな散潰しければ、鷹巢の城兵も守り難きを知り、尋で
亦逃れて小田原に還りぬ。徳川勢は、因て進みて宮城野口に攻入りける。先是、徳川勢の諸將等、官祿威
權、共に井伊直政に及ぶ者なければ、此役にも長湫の例に従ひ、家康は直政に先鋒を命ぜんとしけるが、榊
原康政も亦、直政に劣らぬ勇將にして、其後に従ふを欲せず、從來より先鋒の議あるごとに、必ず龍虎の争
ありければ、家康も常に大に之を憂ひ、遂に井伊兵部・榊原式部・本多中務等三將、こもこも先鋒たるべしと
定めらる。然れば今回の先鋒は、實に榊原康政こそ其の順序なりしなれ。因りて家康の初音原に陣し、將に
小田原に攻下らんとするや、康政先づ至て之を請ふに、適、其順に當るを以て、家康も拒みがたくて之を許
しぬ。然るに尋で直政至て亦之を請へり。家康曰く、「榊原式部來り請ふを以て、已に之を許せり。明日は必
ず汝に命すべけれども、今日は能はず」と聽さず。直政之を聽けども肯かず、固く請うて止まず。家康、此

井伊榊原
先鋒を争ふ

に於て大に困み、直政の請を容さんとすれば、則ち康政の約に背き難く、殆んど爲す所を知らず、呻吟之を久うせしが、忽ち康政に令して曰く、「太閤の命なり。二子山麓を久野へ進むべし」と。康政乃ち之に向ふ。

二子山

二子山は、相州足柄下郡の西方にありて、箱根宿より、蘆湯に至る途中より登る山なり。此の近傍は、春候台湯の時に至れば、百花爛漫、恰も庭園の觀を呈し、稍、登れば、灌木叢生して、鬱鬱蒼蒼たれども、こは獨り此山のみならず、四圍の山谷何れも然るにて、蔚然たる翠綠の中には、盛夏なほ黄鳥の歌曲を弄するを聞くべし。されば古來歌人の感を喚び起したことも少なからず。

二子山雲のうぶぎぬかけて、鳥たれ大空に生したつらん

景樹

ほととぎす又ほととぎす二子山

三千風

ほこ鳥や明はなれ行二子山

曾良

稻妻のいそがしぶりや二子山

柳居

朝霧が産出す二子山

(誹風柳多留)

等も見ゆるれど、康政進軍中見る所の感は、如何にありつらんと、進軍中の武將の風流を問ふもありき。

而して直政は本道を進めり。已にして家康また康政に令して曰く、「太閤の命なり、本道に就くべし」と。康政再び道を轉じて本道に出づれば、直政已に進みたる後にて、康政竟に二陣に下る。是より直政は康政と善からず。偏に本多中務と相親みしが、關原役後は、また中務とも轢るに至るといふ。(玉音抄)時に大須賀勢に久世三四郎といふ者あり。二子山を偵察して、敵兵野中某に遭遇し、之と戦て左手を傷け、鎗を持すべからず、是を其の曲池に抱へて戦ひしに、野中の強く打つを支へがたく、鎗は終に右方に轉じぬ。三四郎又故

久世三四郎

の如く左の曲池に抱へんとするを、野中再び突いて、三四郎の鼻柱を鏝す。三四郎仰倒して堤下に落つ。野中兩手鎗を振つて、龜突に突き掛るを、三四郎仰きながら、鎗先を左臂に挿み、右手に刀を抜て拂ふ。野中見て、「頑強なるかな此奴」と、云ひ云ひ棄去る。其後三四郎徐に起て堤上に至れば、偶、敵を見、首を得て歸る。(武功雜記)

一説、三四郎の此の勇戦は、遠州豆うたといふ所の事なりと、野中某は、後駿府の町人となる。

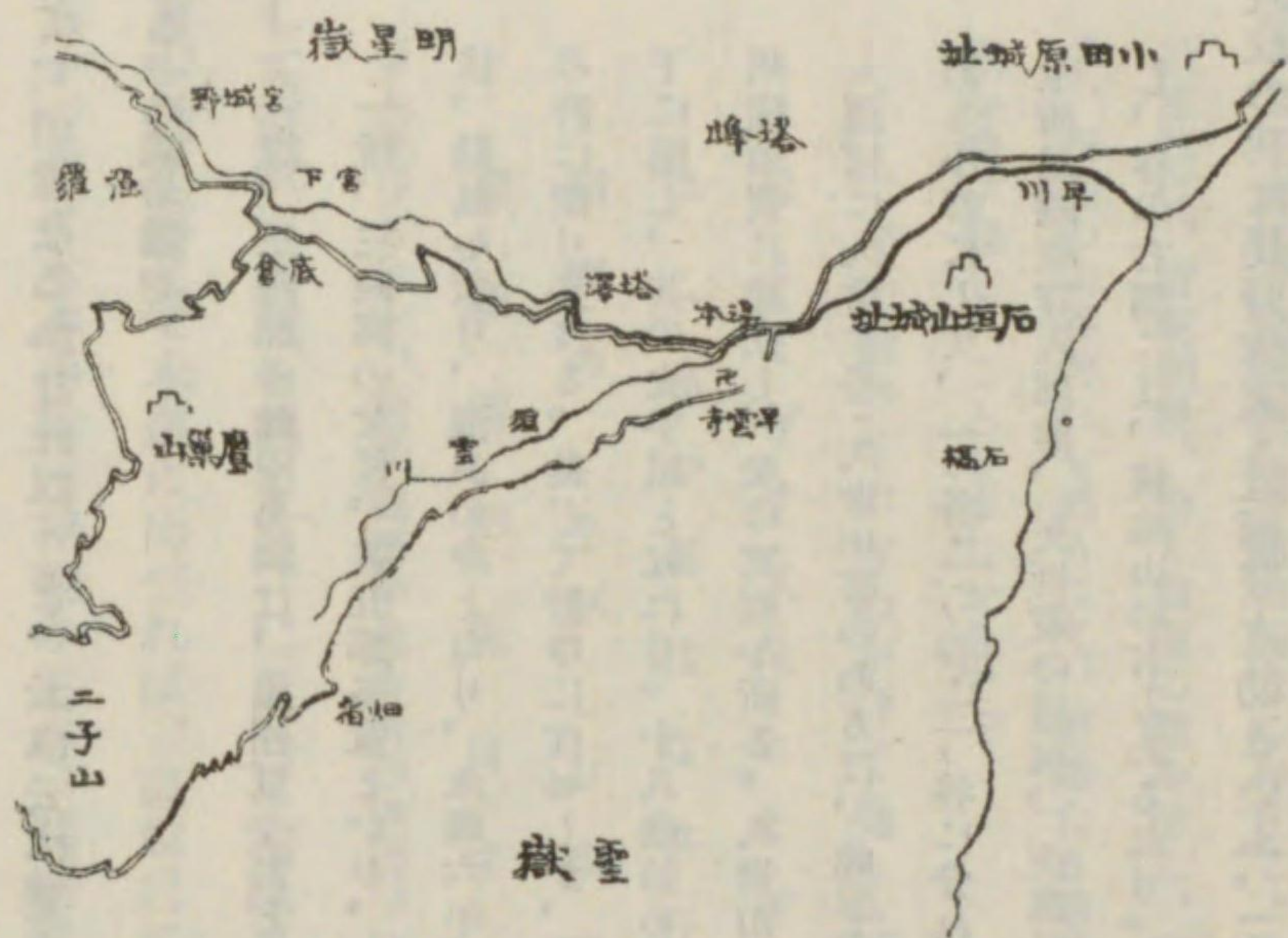
一説、三四郎の父は、甚五郎長宣といひ、永祿三年、參州一向宗の亂に、宗徒に屬し、徳川家康に背き、亂平きて後、勦氣を蒙り、浪浪の身となり、永祿六年、遂に死す。三四郎時に生れて二歳、母に懷かれて、大新井の寂照院日豐の許に至り養はる。長じて野中に住せしが、十六歳にして、父の受けたる勦氣を許され、出でて大須賀五郎左衛門の麾下に屬し、其の先手組となれり。十八歳始めて軍に従ひ、高天神城の戦に従ひ、漸く功を立て家を興せり。後一寺を遠州横須賀に建立し、父の冥福を祈る。久世山浄泉寺是なり。久世家の系圖は浄泉寺にあり。(郷里雜記) 思ふに、今も大淵村に久世ヶ谷・久世川等のあるは、此等の因縁あるによるか。久世ヶ谷は、野中の觀音堂山と、十二社山との間にある小谷にして、一ノ谷・二ノ谷・三ノ谷に分れ、其間を流るる溪流は、即ち久世川なり。而して其名の起因は、横須賀城主西尾隱岐守入部前、久世家の屋形、此處にありしに因るものにて、藩士住居の蹟としては、圍居・宮前前の二部落存し、谷の右側には、鏡砲山の名もあるなり。

久世山浄泉寺

長野近藤の一騎打
井伊勢宮城野城を襲ふ

直政の兵に長野傳藏・近藤登之助といふ、二人の武勇あり、此夜竊に相議し、潛に二子山の北路を越え、小田原の屬城宮城野を指し、先を争つて一騎打ちに馳行けば、直政の部下悉く覺知し、一隊擧て奮起し、是又先を競て走り出で、山路の險も、溪流の漲るも、避くるに遑あらず、只一直線に馳せ越え、直ちに其の城下を

衝き、銃口を描へて亂射せしが、夜は已に半過ぎたる頃なりき。宮城野城は、小田原に至る要害の地にし
て、小田原第一の宿老、松田尾張守憲秀を主將とし、上田上野介朝廣・原式部大輔胤政・土岐右京大夫頼春・
荒川豊後守國清・福嶋伊賀守勝廣・芳賀伯耆守綱可・正木庄
兵衛弘正等、一萬三千餘騎にて守る所なり。戦は明日辰刻
と定め、上下共に油断して備ふる所なかりしに、此の如く
俄に襲撃を蒙りければ、士卒狼狽して爲す所を知らず、井
伊勢は之に反し、勢に乗じて益々奮撃し、終に笹曲輪を奪
て此に據り、敵兵小屋甚内等數多を討取りけるが、是ぞ此
城の敗因とはなりぬる。井伊勢の笹曲輪を奪て後、未だ幾
時も經ざるに、徳川の總勢掩至りて、本城を攻めければ、
城主松田尾張守憲秀、平生の大言にも似ず、時の間に撃破
せられ、走るともなく匍ふともなく逃れ出で、士卒悉く四
散せり。上田朝廣・原胤政・土岐頼春・荒川國清・芳賀綱可・
正木弘正等が兵は、其後を受け戦はんとせしが、井伊直
政・松平康重・榊原康政等、手兵を發つて其中を絶て合せしめず。
暫くにして、大久保七郎右衛門忠世・大久保治部大輔忠隣・鳥居彦右衛門元忠・酒井宮内大輔家次・石川左衛



小田原城附近の圖

門大夫康通・菅沼新八郎定益・菅沼大膳亮定利・阿部伊豫守正勝・奥平美作守信昌等、各、勇を鼓して進撃しけ
れば、城兵ますます狼狽し、唯、遁路を求むるに急にして、支へ戦はんとする氣色だにあらず。徳川勢は勝
に乗じ、彼に追ひ此に迫り、首を得ること八十餘級、遂に宮城野城を陥る。小田原勢この勢を見て辟易し、
湯本・竹浦・齋田・久野・早川等の諸要口を守る者、皆な風を望で奔潰し、小田原に向て逃走せり。徳川勢の本
多彦次郎康重は、此時天王口に向ひ、奮闘して其寨を奪ひしが、遂に傷を蒙れりといふ。而して井伊直政
は、諸軍に先ち、兵を進めて酒匂川に陣せしなり。戦已に終るや、家康は得る所の首を桶に盛り、渡邊半藏
をして、護して秀吉の本陣に至らしめしに、秀吉之を見て大に悦び、其の魁の功を賞し、自書して其勞を慰
し、其首は竿に縛し、箱根嶺に梟せしむ。家康は又直政の勇進して先陣となるを喜び、其狀を具して秀吉に
報じけるに、秀吉また悦び、傳藏・登之助二人に鞍馬を賞せしとぞ。(井伊家傳記・雨夜のすさみ草) ○此頃、秀
吉の水軍、豆相の海に集り、海岸の諸城を砲撃すること最も甚だし。
一説、二月廿七日、駿州清水に着して、伊豆國下田の城は海邊なれば、先づ此城を攻むべしとて、諸將各、評定し、
安治廿九日に、此の由を秀吉に申上げたり。彌、御感マシマシて、此の返書を下し賜ふ。清水より各、兵船に取乗り、
豆州下田に至り、城より七八町ばかり東南なる、小山の麓に船を着け、各、船より上りて、下田城を取巻き、下田の町
口をも焼佛ひ、漸漸大手の木戸口へ押寄せ攻めけり。云云(日本戦史補傳脇坂安治之戦功)
一説、從_レ太閤様爲_二討手ト、長曾我部を大將にて勢を催し、同國白濱村迄寄來り、一手は下田近所柿崎村に陣取り、扱
又一手は、下田大安寺山に陣取る由、此事、鶴嶋之城に隠なく、弓矢鐵砲を構へ、待受相戦候得共、暫く勝負不知。
(清水助右衛門系譜)

下田城攻守

清水氏 時に北條氏は、伊豆國下田城は、南方の要害なればとて、清水上野介政令に兵六萬(百)餘を附し、江戸朝忠を副として、之を守らしめしに、志州鳥羽城主九鬼大隅守嘉隆、海軍の將として、伊勢・志摩・尾張・參河の

秀吉の水軍

朝忠また、關東になだたる豪勇にして、應戰其機に適ひ、士卒能く其命に服しければ、喜隆未だ俄に功を奏する能はざるなり。初め秀吉の小田原征伐を企つるや、海陸並び討つの策を決し、九鬼嘉隆及び加藤左馬助

嘉明・脇坂中務少輔安治・長曾我部元親を以て水軍の將とし、毛利氏の士吉見廣頼等、一萬餘人之に加はり、能嶋・來嶋等と共に、西南の海賊を募り、惣勢一萬餘人にて、豆相の海を襲ひ、以て其の海岸を暴掠せしむ。

(元親記・脇坂譜)嘉隆の來たるは、即ち之が爲なり。此時に當て、北條氏は、下田城の援として、其の東方の

下田の新砦
加藤嘉明

出崎・武峯に新砦を築き、相圖の飛脚等を備へ、番兵を置きて守るを、元親等の兵船數十艘、近づき迫つて攻めけるが、加藤嘉明之を見て、軍船を下田港に繋ぎ、一撃以て之を破壊せんと欲し、家人菅平兵衛直之に

命じ、潜に上陸して、海岸の民戸に火を放たしめ、炎煙彌漫し、民衆騷擾するの隙に乗じ、諸隊をして、齊しく上陸し、撞に攻撃せしむ。佃次郎兵衛一成といふ者あり、衆に先だち進撃しければ、城中の精兵鋒を振て之に當り、互に相追逐し、三たび逐込み逐出され、次郎兵衛終に砦主と組みて其首を誅し、勢に乗じて城壁にのぼり、火を放ちて攻撃すること一日夜、砦壘終に陥り、正令・朝忠等、本城に據て嬰守す。此に於て、加藤嘉明、船を馳せて伊豆浦に到り、秀吉の本陣に伺候し、詳かに戦況を報ぜしに、側に在て聞く者、皆な竊に眉を擧めて以謂らく、「彼恣に火攻を用ひて功を貪れり。將命を重ぜざるの罪免れず」と。既にして秀吉

之に謂て曰く、「吾嚮に海邊を巡視し、彼砦を見て謂へらく、此砦海に臨みて要害堅固なり、若し是を急に破らんと欲せば、必ず多く士卒を損せざるべからず、而して是を存せば、所謂眼上の瘤疣、腹心の癘疾なり、所詮は火攻の他あるべからずと。然るに未だ命を下だす違あらざりしに、嘉明能く軍略を解し、地勢を見、要害を察し、命を待たずして、吾が欲する所を爲す、所謂臨軍不待君命とは是か、今更ながら軍機に敏なる嘉明や」と、頻りに其功を賞して措かず。次郎兵衛にも、厚く賞を與へて其功を録し、嘉明に命じ、善く之を遇せしむ。此に因て、前の誹謗せし者、皆な事の意外に驚き、口を箝して復た言ふ者なかりしとぞ。(加藤嘉明傳・關八州古戦録・大三川志・北條五代記)

下田城

下田城は、下田の鵜嶋に在り。故に又鵜嶋城ともいふ。天主臺・馬場・内堀等の名今に存し、池隍の迹も今尙ほ存し、清水氏代代の居城なり。(武徳編年集成)

田子砦
山本氏

田子砦は、山本信濃守常任の守る所なり。徳川家水軍の將向井兵庫助正綱忠安海賊を率ゐて急に之を攻めしに、城兵能く防ぎて屈せず、正綱射られて重傷を負ふ。然れども常任終に支ふべからざるを察し、夜に乗じて遁走し、城尋て陥る。(大三川志・北條五代記・關八州古戦録)

田子砦
山本氏
三津城
松下氏

田子砦は、田子村に在り、城址は、其の城ヶ原に存す。而して城主山本氏は、代代田子村に住せりといふ。宅址は、其の小松といふ所に在り。又三津城といふあり。三津村の南、城山の巔に城址存す。空隍の迹明に見るべし。城主松下氏、また三津村に住せしとぞ。(豆州志稿)

此頃、賀茂郡竹麻村修福寺の僧に、英順といふ者あり、深く北條氏の信任を蒙り、八丈嶋絹布の賣買を司り

修福寺住職英順

しかば、大に富を得、下田に大安寺を創め、横川に大梅寺を起し、修福寺と鼎立せしめ、以て己が宗の曹洞を鼓吹せしかば、其名遠近に響けるを、秀吉も之を開けるにや、今水軍をして南豆を攻めしむるに、此の三寺、要衝にあたるとして、特に惠瓊を修福寺に遣はし、英順を見て、制札を與へ、兵禍を防がしむ。英順、語録一卷を著はし、當時の戦況をも併せ記ししが、豊臣軍は、沿道に火を放て押寄せしかば、民戸は素より、神社佛閣悉く灰燼に歸し、獨免れしものは、船田村歸一寺の一寺あるのみといへり。以て其の凄慘の状を想見るべし。此の如く豆州南方は、神祠佛寺に至るまで、概ね焼夷せられて、北條氏の屬城も漸くに陥り、最後には下田一城となりしが、清水上野介は毫も屈する色なく、巧に防禦して、乗すべき隙なからしめければ、豊臣家の水軍も如何ともし難く、徒に遠州灘の波浪に弄ばれて、日月を過すのみなりき。其後、豊臣勢は百方計畫き、長曾我部盛親を遣はし、城中に入て和を議せしめしに、上野介竊に謂へらく、「今敵攻め來らば、假令幾萬の兵ありとも、懼るるに足らざれども、畢竟は落城に終らんのみ。畢竟落城に終るとせば、寧ろ彼の言を用ゐんに如かず」と、遂に和議を整へ城を開き、悠然として出で去れり。(鎌倉九代後記・關八州古戦録) 上野介と盛親と相會せし所を、傳へて和談原といふ。今訛りて和當原といふ是なり。(榮游餘録)

下田城陷和議

和談原

諸國廢城考云、天正十八年、清水上野介下田城を守る。諸國廢城考云、天正十八年、清水上野介下田城を守る。前田利家、東國の諸城を攻て、悉くこれを降すと聞て、清水忽に勇力盡きて、城を棄て奔る。(按九代後記云、九鬼嘉隆以舟師攻降之、未知孰是。今從三家忠日記) 上野介は、太郎左衛門尉と稱し、大力無双の名を天下に擅にし、彼の味方原の戦、其他所所に於て、屢、勇力を奮ひたる大功の豪傑なり。上野介は、下田城を出でて後、其妻及び其子能登守と、家臣三澤與兵衛を從

清水太郎左衛門

へ、行て川津郷筏場村に到り、堤彌右衛門の宅に宿せしが、如何したりけん、上野介は其明頓死せり。因て彌右衛門は、其屍を收めて埋葬し、其處に草庵を創して三養院と稱し、其傍に松樹を植えて、三養松と名くるなど、残るかたなく其後の事を處理し、遂にその遺族をも、其の庵中に住し、餘生を送らしむるに至りぬ。即ち今も川津郷にあるなる、千手山三養院といふ寺は是なり。蓋し三養とは、清水氏の親子三人を養ふといふ意に基くものにて、清水氏代代の靈牌は此寺にあり。而して其の庵を改めて寺とせしは、能登守成長の後

三養院

にありといふ。或は又曰く、能登殿屋敷と稱して、三口神社の前に在り、是れ其の住所なりと。三口神社は、清水氏の深く崇敬せし神社なるを以て、清水氏親子三人の歿後、本社に合祀して、三口明神といへりともいふ。想ふに三口明神は、清水氏祖先の鎮守なりしならんか。墓は下田町赤根嶼に在り。(豆州志稿・北條五代記)

清水氏

一説、越前侯秀康、關東弓箭の節、武勇の譽ある者を求めて扶持せしが、清水太郎左衛門入道・山本信濃守入道・松下三郎右衛門入道等は文武に達し、一人當千の名ある勇士なればとて、過分の知行を與へ、常に傍に侍せしめ、慈愛淺からざりき。云云

一説、清水太郎左衛門は、小田原落城の後、浪人して所所に在り、六十餘歳に至り、越前侯秀康に仕へ、大祿を給はりて近侍し、子孫長く存す。(本朝三國志)

一説、此時一通の矢文を送る者あり、小田原は已に落城せり、子今城を明け渡さば、大閣の御前は善きに計らはんと、太郎左衛門之を信じて、忽ち其約を整へしに、何ぞ計らん矢文の偽ならんとは、太郎左衛門は長曾我部の卑怯を憤れども、今更に詮なく、出でて駿府に赴きしが、身を置くに所なく、再び河津の里に歸り、三養院に入て僧となり、生涯を終へしと。(土地傳説)

阿蘭岩

伊豆國海岸の諸城は已に此の如くなれども、其の内地の城砦は如何にありけん。阿蘭アラリは、一作 梶原備後守

善徳寺城

景宗・三浦五郎左衛門茂信等の守る砦なりしが、是は本多作左衛門重次に攻落され、(武徳編年集成・大三川志)

駿州善徳寺城は、北條七郎氏孝・内藤大和守の守る所なりしが、是は既に早く徳川勢に攻落され、前後みな小田原へ逃歸りければ、今箱根以西に在て北條氏に屬する城は、唯葦山と長濱と二城あるのみなりしを、此頃、葦山城主北條氏規書を氏政に贈り、長濱城主をして、己を助けしめんと請ひて許されければ、後は葦山一城となりしなり。北條氏政の返書に曰く、

長濱城

長濱城之儀者、今朝も其方以書面表申候、如何にも尤之儀に候間、幸彼地大川、其許共に爲籠城候様に、申付可遣候。云云

大川は名を兵庫といふ。兵庫の父は若狭と稱し、長濱の豪族なり。兵庫の一族に隼人といふ者あり、三津村に住せりといふ。

長濱城址

長濱城址は、長濱重須の界なる城山に在り、山上の平地三百歩許の間に、外郭・城下等の名存す。(豆州志稿)

葦山城不

此頃寄手は、葦山の孤城落日の勢を見、遠巻しながら、屢、近づき攻めて挑戦ふと雖も、氏規毫も屈せず、奇策妙謀を以て應戦すれば、寄手は戦ふごとに、敗退を常とする様なるが故に、(鎌倉九代後記) 徳川家康は、秀吉の命を蒙り、小笠原丹波守父子を遣はし、寄手の檢使として、葦山に陣せしめける。丹波父子葦山に到るや、寄手諸將の因循姑息を憤り、將士の睡を醒し、諸卒の勇を勵さんと欲し、父子僅の手兵を引率し、近く城門に逼て奮戦せしが、後陣續かず、一隊悉く擧殺せられければ、此後は、寄手ますます戦を避け、唯、

小笠原丹波父子討死

城兵の逸出を防ぎ、時を窺ひ居るのみなりき。(藩翰譜) ○秀吉は書を羽柴宰相中將に與へ、山中落城の状を報じ、併せて小田原進軍のことを警告せり。

急度申遣候、去月廿七日、至リ于駿州三枚橋、今着陣、昨日虎口見計、即山中城中納言申附、即時責崩、城主事者不レ及シ申、首千餘討ニ捕ル之、其外、追討不レ知リ其數ヲ候、然者伊豆國際明候間、今日箱根山峠へ令ニ陣替セ候、小田原表行可レ被ニ仰付ケ候、次其表如何被ニ相動セ候哉、可レ成城於レ在レ之、仕寄にても可レ被ニ相果セ候、何も不レ可レ有ニ由斷ル者也。

卯月朔日

(朱印)

羽柴越後宰相中將殿

徳川勢箱根を越ゆ

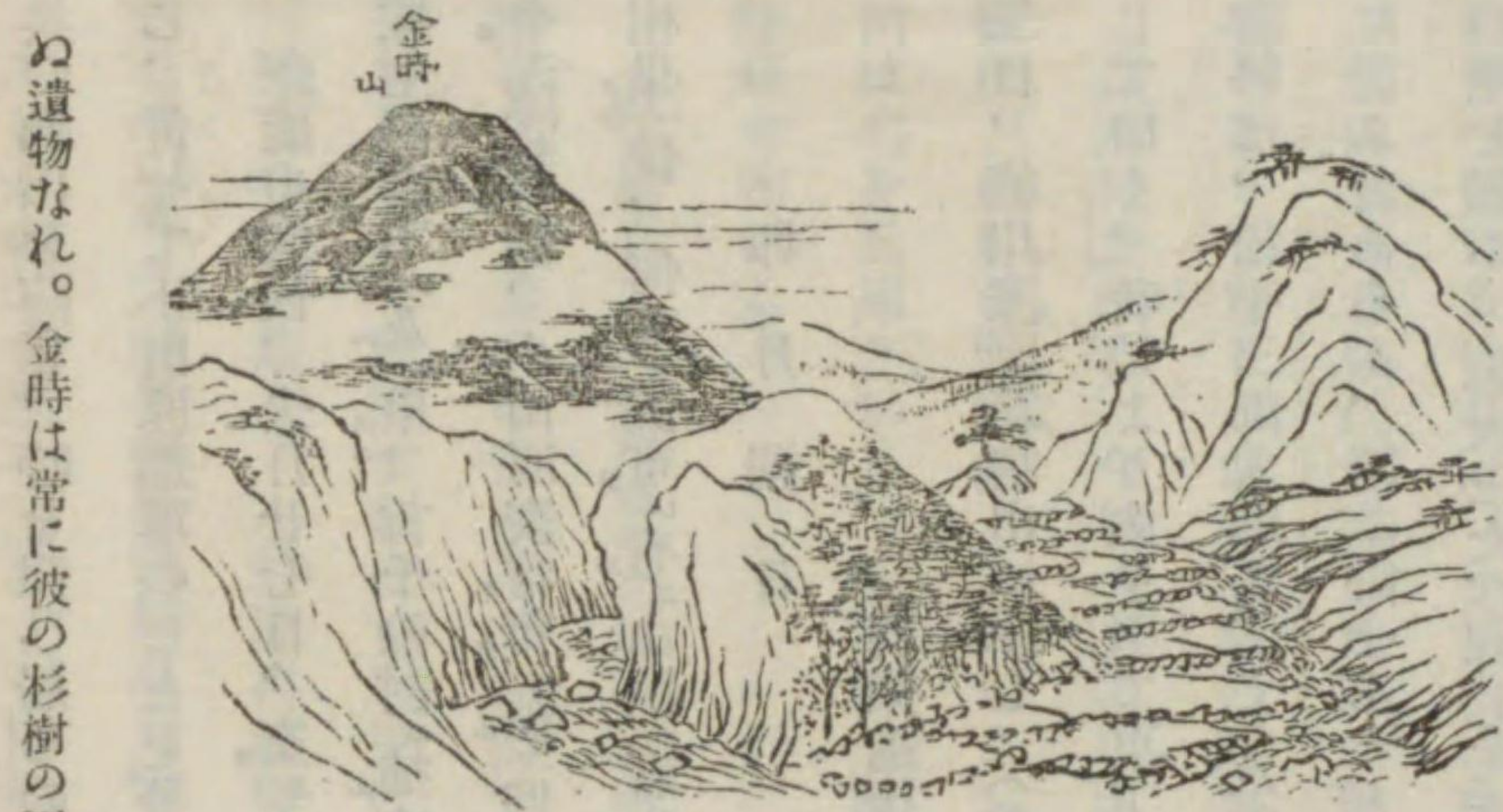
○二日、徳川家康箱根山に陣し、(松平家忠日記) 將に山を越え、小田原に下らんと欲し、酒井忠次を召し、命じて曰く、「我はより衆を引て東下せんとす。汝須らく後陣に在て指揮すべし」と。忠次答へて曰く、「後陣の諸將は、松平三郎太郎・奥平九八郎信昌、其他、高力・保科等、多くは當家の大名なり。誰か能く忠次が指揮に従ふ者あらん、請ふ辭せん」と。家康曰く、「汝の言實に理なり、然らば之を執て指揮せよ」と、持する所の麾を賜ふ。忠次三たび拜して之を受け、後陣の諸將に謂て曰く、「君の命は、諸子の今聞き給ふ所の如し、忠次身不肖にして、後陣の諸將士を指揮せんこと、素より其憚なきにあらず。然れども君命重ねて下り、忝くも、御代官の印として、此麾を賜はるうへは、今更、再び辭するの辭なきに困む。若し尙ほ異議あらん人は、速に言うて憚る勿れ」と、即ち麾を捧げて之を示す。諸將みな頭を地に叩きて曰く、「誰か今日忠

足柄山

次の命に反かん」と、事即ち決す。或曰く、忠次は、植村庄左衛門と共に、先鋒となつて馳下ると。是より徳川勢は、箱根の左につきて足柄山に入り、其の金時山を眺めては、金時の武勇を偲び、其の手付石の噂などしつづ行きしが、此道は深山幽谷を渉り、小田原城の邊、僧仙寺原に出づる道なり。(川角太閤記)

足柄山は、相模國足柄下郡と、駿河國駿東郡に跨り、駿東郡足柄村竹下より一里十四町にして山頂に達する、海拔二千四百六十二尺の高山なれども、昔より歴史に富める所なり。此役にも、細川幽齋などは戦ひはてて歸るさ、此山を過ぎて詠歌ありし如く、古人の吟詠も少なからざるなかに、

旅人の朝行く駒のひづめより雲立のぼる足柄の山 千 蔭
足柄や向ふ 臈から杜宇 了 因



足柄山金時山

金時屋敷

爪切地藏

の遺物なれ。金時は常に彼の杉樹の下に於て、熊と角力ひけるが、熊はいつかな勝つこと能はざるを憾とやしけん、一

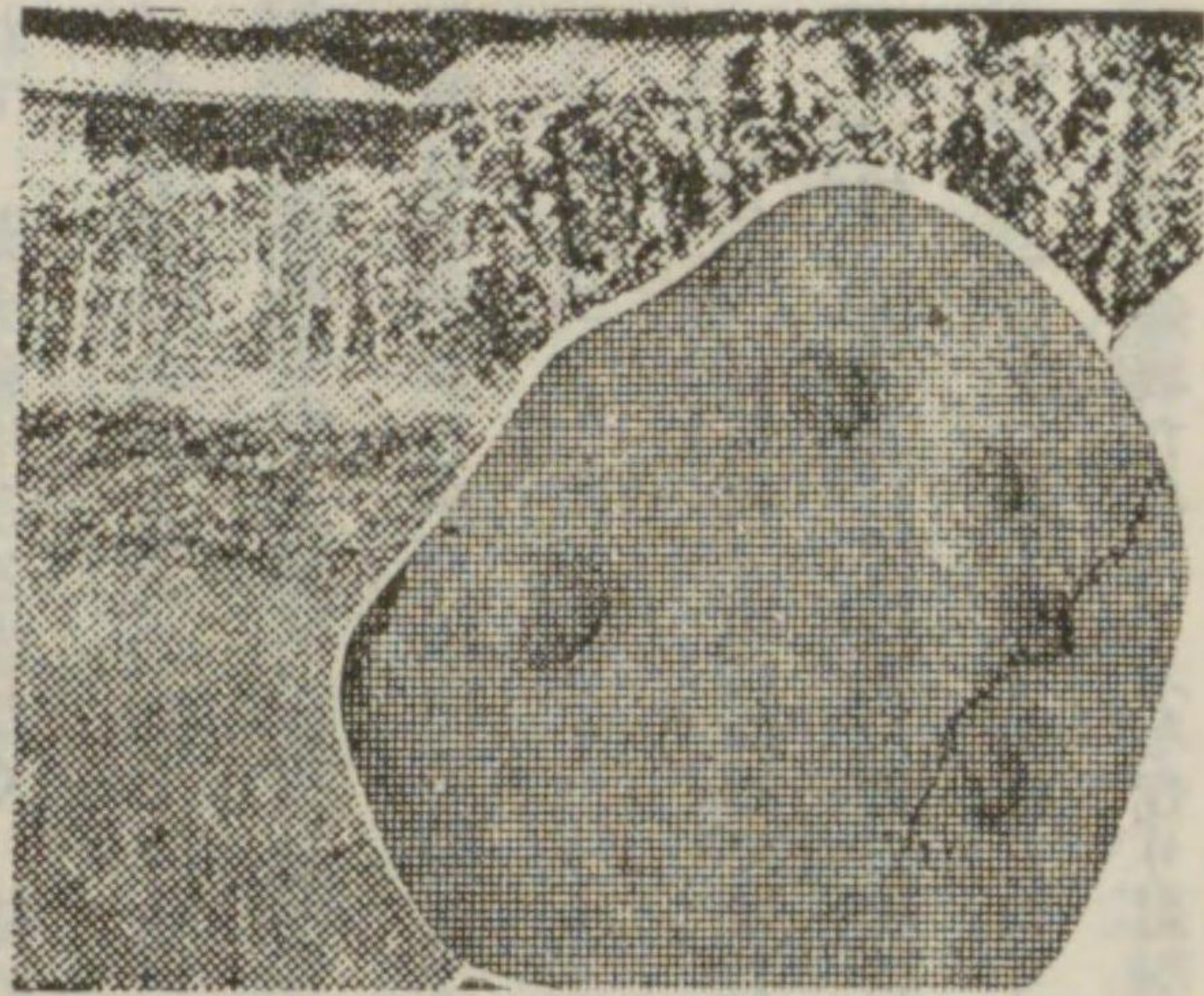
などいふ句もありて、其の閑靜幽邃の状も忍ばるべし。而して此山の附近にはまた金時山の峙つありて、長へに坂田金時の遺跡を傳ふるもなかし、金時の遺跡ともしいへば、金時屋敷と稱せらるる、小山の中嶋なる其處より五十町許には、大凡そ十圍もありと思はるる金時杉あり、千歳空を摩して、緑いよいよ濃く、屋敷の裏なる産湯瀧は、七條となつて飛流直下し、金時が清き流れを、百世の後までも傳へて、其音轟轟たるに、重さ三百斤にあまる大石の、彼の爪切地藏尊は、金時が爪の痕とて、花戸の路の傍に、時じくの花の面影、笑ましく立てるも尊とからずや。金時が臂力のあとは、世世の口碑に遺れども、彼の手付石こそは、幾世を経とも磨滅せ

金時の手付石

日、五六頭力を合せて打ちかかりければ、金時過つて、側なる大石に隻手を突きしとき、其の五指の痕は、深く五寸ば

りを穿てりといふが此石にて、今も其痕は顯然として、ありし昔の佛を髣髴たらしむるものありて、末の世までも、永く其雄姿を偲ばしむるものありとぞ。

小田原嬰守



金時手付石

○先是、小田原城の諸將等、みな偏に箱根の險を頼み以謂らく、「たとひ關白の軍勇ありとも、羽翼なくんば、容易く足柄・箱根の險は越え得まじ」と、心靜に捷報の至るを待ちけるに、山中城敗れ、宮城野口敗れ、其他の諸城悉く守を失ひ、士卒潰走して小田原に入り、大軍跡を躡て掩ひ至ると聞えければ、上下大に驚き、急に防守を議するなど、其の騷擾實に名狀すべからざるもの

ありき。氏直奮て曰く、「敵の爲に城下に迫られ、據守の外に策なく、終に居負せんは後世までの恥辱なり。いで城兵を擧て、畑石橋に陣し、敵を逆へ討て雌雄を一戦に決せん。諸將それ速に兵を整へよ」と。諸將みな奮て戦はんと欲す。然るに宿老松田尾張守憲秀獨り、異議を唱へて曰く、「思ふに京軍は、已に山中・宮城野の諸城を陥れ、勝誇りたる大軍なり。此の困兵を以て出戦ふとも、争か勝を期すべけん。百戦一利なきは、鑑にかけて見るが如し。回顧すれば往年、上杉謙信・武田信玄等、大擧して我が城下に逼ることありき。時に我が先君氏康公、潛龍の謀を帷幄の中に運らし、一兵だも城外に出たさず、此城に據て堅固に守り給ひ

家康進軍
小田原口
堀秀政日
金越を
進む

ければ、敵は進で戦ふ能はず、退て糧を得る所なく、數日の長陣に困憊して退軍せしを、故君聰明英智にして、其機を逸せず、急に大兵を放て、其後を襲はしめ、大に勝利を得給ふことあり。今秀吉西國・中國の兵を擧て來たれば、其軍の強弱、其兵の多少、素より上杉・武田の比にあらず、然れども、兵多ければ糧の竭ぐることも亦早し、故に暫く其の爲すが儘に棄てて顧みず、其糧盡き氣屈するに及び、虚を擣き隙に乘じ給はば、是れ洵に雌雄を一舉に決するの策にあらずや」と、詞巧に論じけり。元來憲秀は、氏直が股肱と頼む宿將なれば、氏直遂に其議に従ひ、出陣の策を止め、諸將依然として城中に在りければ、八州の勇卒も手を束ねて、其勇を用ゐる處なく、徒に日月を経過するのみなりき。或曰く、「憲秀已に款を京軍に通ず、故に其の士氣を抑ゆること此の如し」と。(北條五代記) ○三日、徳川家康兵を進めて、小田原口に備ふ。(松平家忠日記) 堀秀政等の一隊は、伊豆國日金越より進み、箱根南方の嶮岨を越へ、木を伐り岩を鑿ち、三日を経て小田原口に到りしが、小田原勢は、此頃已に退却したる後なりければ、毫も顧慮する所なく、敢て進むを得たりといふ。

去月末、日金山方面に向つて發したる、豊臣軍の堀秀政等が一隊は、兵一萬八千を分ちて六隊となし、第一隊は義明等、第二隊は溝口秀勝等、第三隊は丹羽長重・堀秀政等、第四隊は木村重茲、第五隊は長谷川秀一、第六隊は池田輝政帥ゐ、一隊と二隊と交も先鋒となりて進みけるが、世にも名高き嶮岨にして、雉兎蕪蕪の往きかふ途の外は、道といふ道もなき險坂なれば、木を伐り岩を除く困苦はいはん方なりしが、千辛萬苦を嘗めて、此日纔に片浦邊に達するを得たれば、因て直に根府川寨を攻陥れて、暫く此に據れりといふ。

關白進軍

關白秀吉は、家康勢の、宮城野口等諸口を破り進むと聞き、嶋津・大友・毛利等の旗本勢を率ゐ、足柄・箱根の山中に、新道を開かしめつつ軍を進め、湯本に到て眞覺寺に陣す。世に此の新道を稱して太閤道といふ。

(北條五代記)

太閤道

太閤道は、現時の箱根道路に比すれば、大に其の嶮峻の度を減ず。故に若し能く之を改修せば、車馬を通ずるも亦難からず。然るに江戸時代に至りて後、徳川氏は専ら此の箱根山を以て外城の關門とし、軍略上務めて道路を險ならしめんとしたれば、此の太閤道の如きは、之を全く杜絶せんと欲し、盛に樹木を植ふしめ、若し一木たりとも伐採する者あるときは、嚴刑に處して免さざりき。故に今は全く廢道となりて、樹木鬱蒼たり。

抄掠を禁ず
○關白秀吉は、初め軍を關東に進むるに臨み、教令を發し、嚴に抄掠を禁ぜしが、其の豆州大仁村に下したるものに曰く、

條

伊豆國田中郷内大ひと村

- 一 地下人百姓等、急度可令還住事。
- 一 軍勢甲乙人、還住之百姓家、不可陣取事。
- 一 對ニ土民百姓、自然非分之儀申懸族有レ之者、可レ爲ニ一錢切、并麥毛不レ可ニ刈取事。
- 一 右若於ニ違犯之輩者、速可レ被レ加ニ御成敗ニ者也。

天正十八年卯月 日

事 蹟

一錢切

是を他書に参照するに、或は「可レ爲ニ錢切ニ并」の字なく、卯月三日と月日を記し、又末文に、「右之條條、若違犯之輩於レ有レ之者」とするものあれども、大意に於て異なることなし。而して此令は、唯一二村落に止まらず、凡そ進軍の沿道には、悉く達せられし事、教令の主旨に依て考ふるも明かなり。傳へいふ、「此書は、木村常陸介某に命じ、執筆せしめしものにて、木のおしでにて記ししものと見え、甚だ拙く読み難き所少なからず」と。

甲乙人

甲乙人といふことにつき、由來種種の説をなす者あれども、深きわけあることにあらず、已に令にもありて、一二とが、上下とかいふほどのことにて、次第をいへるまでなり。古寫本の節用集に、サキカケ甲乙とよみて、注にまたサキカケ殿とあり。軍防令義解に、若有ニ先鋒、甲乙斬首五級、丙丁四級、次鋒、戊己斬首五級、庚辛四級者、即是戊己雖レ不得レ爲ニ先鋒、而其功動過多レ於ニ次鋒之人、即以ニ甲乙丙丁戊己庚辛ニ爲ニ歴名次第一之類、又云、陣列之法、一隊十楯、五楯列レ前、五楯列レ後、楯別死兵五人、即以ニ前列廿五人ニ爲ニ先鋒、後列廿五人爲ニ次鋒、云云。令抄云、

某國某郡軍團某隊

- 先鋒 甲 乙 某
- 先鋒 丙 丁 某
- 先鋒 戊 己 某
- 先鋒 庚 辛 某
- 先鋒 壬 癸 某

甲乙のことは、是にて明なり。或曰く、文中甲乙人とあるは、武人と雜人との謂にして、一錢切は過料錢なり。其の所持の物、一切限りに悉く取るをいふ。但し讀史餘論には、一錢を盜める者も、死刑に行はるるをいふとありて、一錢に

あたる義なりとも、非法は赦さじとの義に解す。何れにか。(梅園日記・北條五代記・世事百談)

秀吉の軍
小田原に
集る

○五日、關白の東征軍は、概ね箱根を越え、各、小田原の要地を占めて陣す。秀吉は湯本に本陣を据ゑ、小田原城西の高山を占め、俄に城寨を築きて、旗下の兵をして守らしめしが、其の旗本には、九州の嶋津・大友、中國の毛利・浮田、其他中村・堀尾・山内等之に屬しけり。(鎌倉九代後記) 徳川家康は、僧仙寺原に陣し、井伊・本多・大久保・酒井・榊原等之に屬し、日金越よりは、堀・木村・丹羽・長谷川、山中寄手の一隊には、近江中納言秀次・中村一氏、濱部の東南には、里見・池田、西南には、脇坂・加藤等、各家紋のつきたる旗を翻し、隙もあらせず陣を敷き、海上には、面楫取楫かきつれて、舳艫に旌旗を立てたる數百の兵船あり、陸地に近く碇を下せば、海上俄に平地の如く、林立せる帆檣のためには、沖の波も見わけ難く、海陸すべて關白の兵ならざるなく、關白の船ならざるなく、其の軍容は、實に壯烈雄大と謂ふべくぞ見えてける。

寄手陣所

葦山
小田原口

此日、關白秀吉は、寄手の陣所を定めけるが、豆州葦山には、福嶋左衛門大夫と蜂須賀阿波守とを留め、北畠内府・稻葉右京亮・中川右衛門大夫・細川越中守等を召して、小田原口に備へしめ、家康を、小田原東方の出口、今井田甫に陣せしめ、其北に續いて尾張常心、其次に備前衆、其次に三吉孫七郎、而して其の山の手は、豊臣の旗本衆、早川口は羽柴左衛門尉、其他は、馬廻衆にて海濱に續き、海上は、水軍を以て守らしめたり。(川角太閤記) 此中に就き、家康・常心の陣所を、此の如く相接続せしめたるは、秀吉の深く意を注ぎたる所にして、城主氏直は、家康の女壻なれば、自から謀を通ずることもあらん、若し然らん時、各所に分立せば、其の制御防衛に、甚だ困難なるべきを慮りてなりといふ。初め此の陣所を定むるや、秀吉は特に

細川越中守に命じ、早川口の松山に陣せしめて曰く、「諸將の此處を懇望する者多しと雖も、我許さず、以て汝の至るを待てり」と。越中守大に喜び、直ちに土俵・竹束を以て、仕寄を附設せしが、此の松山は、秀吉が本陣を此に移す時は前衛となるべき所なり。(藩翰譜)

松田憲秀
内應

初め西軍の小田原に着するや、北條氏の老臣松田憲秀、潜に人を遣はし、謂はしめて曰く、「本城の西南に松山あり、石垣といふ。即し此に營し、城中を下瞰せば、則ち情見え勢屈せん。臣乃ち間を伺て應をなさん」と。秀吉大に悦び、賞して之を遣還す、

松窓漫録・國史實錄云、本城坤の方なる、風祭邑に松山峰あり、笠掛山といふ。

此後、遂に小早川隆景の計らひにて、役夫を發し、石壁を攀ぢ、此に樓櫓を設け、杉原紙を牆身に糊り、以て聖に代へ、墨を以て戸板に塗り、以て垣を環らし、一夜にして成る。因て前樹を剝るに、城中の状忽ち指點すべきに至る。爰に城兵駭き以て神とし、益、防禦の術に窮せりといふ。(神書・豐鑑・野史・逸史)尋で秀吉は、本營をこの石垣山に移しけるが、偶、山時鳥の一聲二聲、本陣近く音信れければ、秀吉、

鳴きたてよ北條山のほととぎす

と即吟しけるを、敵兵調伏の御發句なりとて、陣中傳唱しあへりとぞ。(萩原隨筆・川角大闇記・松窓漫録)而して松田憲秀の西軍に通じたるは、是より幾日若くは幾月前にありしか未だ詳かならざれども、西軍に在て、祕密に之と交通したるは、堀秀政なり。秀政の、五月廿七日、早川口に於て病死するや、秀吉は、翌月初旬其子秀治に命じ、憲秀に返書せしめて曰く、

芳翰並御使者口上之趣、即殿下へ令披露處、尤忠節之段、悦思召候、然ば、伊豆・相模、永代可被扶助旨候、彌、被極御分別、重而誓紙等の儀、委しく沙汰候て、頓而可被仰越候、恐恐謹言。

六月 八日

(古今消息集)

秀吉松山
に登り軍
容を見る

蓋し憲秀は、此頃に至り、秀政に對つて、最後の確證を求めしなるべし。○六日、關白秀吉松山に登り、小田原城を眼下に瞰め、併せて我軍の海陸に充滿し、旌旗の林壑に翻り、威風の堂堂たるものあるを見、喜悅禁する能はず、俄に家康を招き、指示して曰く、「豈に盛ならずや、此の大軍は屢、起るべくもあらず。長丸を召して、面り見しむるも可ならんか」と。家康謹で諾し、直ちに長丸を召す。長丸急に甲冑を著て、秀吉の本陣に至る。大久保新十郎忠常、十一歳にて従ふ。秀吉乃ち自から長丸の手を携へ、諸將の所在を指示し、尋で小具足一領を取出で、自から長丸に著せしめて曰く、「秀吉の武運にあやかれ」と、即ち還らしむ。

松山に衆
を會す
中村式部
賞せらる

(藩翰譜) ○秀吉松山に在て、諸將を召し、悉く謁見の禮を取らしめ、小田原城を瞰視しつつ、攻城の策を示し、家康及び信雄に對し、近江中納言・丹波少將等が、山中城攻撃の勇風を談じ、且つ曰く、「中にも中村式部の奮闘は、近頃其比を見ざる所にして、望むらくは、此役にも、式部の如きを中納言に附し、山中に劣らざる功をせしめんと思ふなり」と、恬淡飾る處なく、欲するままに語り終て後、中納言に腰刀・太刀・馬・少將に腰刀・馬を賞し、然後、中村式部少輔一氏を召し、自から着たる唐織羽織を脱し、又、手づから一氏に纏はしめて曰く、「我若し此の八州を制するを得ば、汝に一州を與ふべきなり」と、諸將の座に在る者、其功の大にして、賞の之に適ふを見て、感ぜざる者なかりしは、亦一氏の光榮とも見えたり。既にして秀吉また曰

く、中納言附屬の諸將にも、亦羽織を與ふべければ、山中城到着の前後に従て召出し、式部少輔之を執達すべし」と、此に於て、小性等羽織を捧げ來て、一氏の側に置く、家康・信雄等諸大名等之を見、謹み謝して曰く、「大戦に加はるを得たる光榮、何物か之に如かん」と、暫くにして一氏曰く、此の大戦に臨み、誰か奉公に厚薄あらん。其の遅速のある所以は、其の陣所の遠近便否に因るのみ、是れ殿下自から覽給ふ所なり。希くは羽織拜領の儀も、常の順に依り給はんことを」と、信雄家康を自す。諸將曰く、「式部の議理なり」と、異口同音に贊しければ、秀吉も其言を用ゐて、「さばさせよ」と聽しけり。因て一氏は、常の順に従て分ち畢りぬ。其後、一氏陣に歸て、勘兵衛に謂ひて曰く、「今日の賞は、全く勘兵衛の措置、機に適したるの致す所なれば、拜領の羽織は、兩袖を解て汝に與ふべし」と。勘兵衛曰く、「羽織下賜の時、國をも賜はるべき約束あれば、此の二種の賞賚は、中村家の寶にして、小平治殿へ傳へらるべき品なり」と固辭す。式部曰く、「汝の言また理あり、然らば國賜はりし時重ねて賞すべし」と、連正院鹿毛の駿馬を出し與ふ。(太閤記)

藪内匠先陣

勘兵衛と共に進みたる士に、藪内匠といふ者あり。亦屢武功を顯したる剛勇なり。山中の役にも、實は勘兵衛に先だち先登したる者なり。然るに本陣遠きに因て、秀吉是を見る能はず、却て其の大掠物に依て、第二の勘兵衛賞せらるるに至りしなりとて、當時之を評するものあり。曰く、「凡そ戰場には、必ず軍事を監する役ありて、戦終る後、其の主將及び諸隊の別將と議し、證を案め例を引き、以て功の品を論定し、務めて偏頗なきを期す。然るに今山中の功を論ずるに當り、唯目に見る所を取て、見ざる所を問はざるは非なり。此の如き軍政を行へばこそ、下に軍功の實少くして、上に節を飾り名を售り、以て豐祿を貪る徒多く、終に軍規亂れ士氣振はざるに至るなり。故に若し正を以て衆を帥る、嚴を以て軍令を行ひ、虚名を措て實功を擧げ、口辯を捨て行爲を取り、上下枉けず欺かざる良將忠卒あらば、縦ひ二倍

の敵ありとも、來て我と鋒を争ふ能はざるべし。人それ運に乗じ、幸に勝つ者を則とする勿れ、是れ洵に軍事のみならず、州牧の治も亦此の如きのみ、苟も國を治むる者、専ら名を重じ實を輕んぜば、其國必ず虚偽多く、士風日に廢頽せんのみ。

内藤家長の陣容

○徳川家康、衆を率ゐて陣所に就くや、旗下の士内藤彌次右衛門家長、金の繰半月の掠物を帯び、部下の勇士五十騎、雜兵數百人と、往いて其軍に列す。秀吉遙に見て之を壯とし、使者を馳せて其名を問はしむ。使者還り報するに及び、桐の紋付きたる鳥銃三十挺に、猩猩緋の袋を掛けて賜ふ。家長はより家紋に桐を用ゐ、鳥銃の袋に猩猩緋を用ゐしといふ。(藩翰譜) ○昨夜、家康の旗下、榊原康政の營を襲ふものあり。康政討て之を退く。秀吉之を聞き、長束政家を遣はし、感狀を與へ其功を賞す。(創業記)

榊原の陣

前夜、敵、城中に入候處、馳合數多討捕候由、誠心掛神妙に思召候、猶有馬法印長束大藏大輔可申候也。

卯月六日

(朱印)

榊原式部大輔どのへ

皆川廣熙降
石垣山の秀吉家康

○八日、小田原の部將、早川口の守將、皆川山城守廣熙、百餘兵を率ゐ、徳川家康に依て、降を秀吉に乞ふ。廣熙は、已に數年前より、歎を秀吉に通じ、竊に雄劍良蹄を獻せしことあり、故に特に其請を許し、徳川家康に屬せしむ。(創業記) ○九日、豊臣秀吉營を石垣山に移し、家康を誘ひ、小阜に登り、眺望を凝らすこと少時、自ら渡して、又家康に勸む。家康命のままに小渡す。因て耳語して曰く、「北條吾が脚下にあ

事蹟

一三二二

りて、喪びんこと日あるべからず、當に公の封を、斯の八州に移すべし」と、家康拜謝す。秀吉また聲を低うして曰く、「公八州を得るも、亦小田原に治せんとするか」と、家康曰く、「後圖を知らず、今且らく之に就かん」と。秀吉曰く、「非なり。此地疆域にあり、宜しく宿臣に守らしむべし、嘗て聞く、此を距ること二十里、江戸といふ所あり、沃野廣衍にして、河を控へ海を擁へたりと。嘗て圖を按ずるに、寔に形勝の區なり、公須らく此に城くべし」と。家康曰く、「謹て教に従はん」と。(豊臣家譜・松窓漫録・野史) ○廿九日、豊臣秀吉、その臣石川兵藏・新庄新三郎二人を遣はし、駿州清見寺に至り、懸くる所の鐘を借らしむ。是れ豆州葦山の寄手に送り、晝夜の時を報じ、以て諸士卒の倦怠を戒めしめんが爲なり。因て清見寺の住職に、朱印を賜ふ。

當寺撞鐘之儀、葦山取^キ卷^キ之候者共に遣候爲、奉行石川兵藏新庄新三郎へ可^カ相渡^ス候也。

四月廿九日

(朱印)

清見寺

(武徳編年集成・甲子夜話・駿河志料・古文書)

世に傳ふ、此の戦後、この鐘を、伊豆海中に投棄して返さず、然るに、鐘自から清見寺の海濱に漂着せり。因て再び是を拾收して、舊の鐘樓に懸く。故に海貝の殻附着して、今に存すと。(甲子夜話)

此鐘は、今も清見寺堂前の鐘樓に懸く、高三尺九寸四分、徑二尺六寸八分、厚二寸二分、龍頭の高七寸三分、形状は尋常の鐘に異ならず、文字多く磨滅して讀み難し、年號の如きも長和と見ゆれど、或は正和といふものあり、詳かならず。全體金色を帯び、古色掬すべきものあり。此鐘は、もと豆州那賀郡濱松の北なる、大鐘山より掘得て長平寺に據置

きしむ、後、清見寺に傳へて鐘に懸くと、是又傳説なり。

法華寺鐘 此時、豆州三嶋山法華寺の鐘も、亦軍用に用ゐらる、其後、小田原城内に据置きしが、後又移して、湯本早雲寺に懸く。是は元徳二年の古鐘なり。(豆州志稿) ○此月、豆州最勝院へ制札を下して、武人の暴掠を禁止せらる。制札に太政大臣の印あるものは、蓋し稀なり。

伊豆國 最勝院

一軍勢甲乙人等、濫妨狼藉事。

一放火事。

一對^シ寺家門前之輩、非分之事申懸^{ケル}事。

右條條堅令^ク停止^セ訖、苦於^シ違犯之族^ニ者、速可^キ被^レ處^セ嚴科^ニ者也。

天正十八年四月 日

太政大臣(印)

秀吉隆景 謀議 ○五月十五日、豊臣秀吉、小田原を攻むること月餘、未だ陥落の兆だに見えず、已に軍に倦む色あり。此日、小早川隆景を召し、曰く、「卿は關西の智者と稱し、天下に名を得たる英雄なり。而して父元就卿も、中國十ヶ國を征伏して、文武の名譽、四海に溢るる名將なれば、思ふに奇策妙謀の、子孫に遺るものあらんか、我今度小田原を征するに、要害堅固にして、未だ俄に拔き難し。豈に遺策の用ゐべきものあらざらんや、乃父の尼子・浮田等大敵と争ひ、堅城を破り、強敵を滅すこと多かりしは、久しく人口に膾炙する所なれども、遺策の襲うて以て、此城に用ゐべきものあらざるか、卿其れ熟慮せよ、若夫れ策の施すべきなく

事蹟

一三三

ば、此城未だ俄に陥るべからず、而して我已に長陣に疲る。故に暫く附城を増加し、秀次をして、代て此の本陣に居らしめ、卿を以て補佐となし、常事は家康に囑して處理せしめ、我は京師に還り、政務を執ること一二月、再び東下せんと欲するは如何」と。

長陣の計

隆景曰く、「亡父元就壯年の頃、出雲の尼子右衛門督晴久と戦ひしが、嫡子備中守隆元を周防に留め、以て豊後の大友氏に當らしめ、自から二男吉川駿河守元春、及び隆景を率ゐて出雲に至り、尼子氏の富田城を圍むこと七年、併も毫も倦怠の色はなかりき。或は今様を諺はせ、或は白拍子を踊らせ、又或は、猿樂能を興行するなど、種種の娛樂を催ししかば、士卒も長陣の苦を覺えざりしに、尋で晴久死し、其子義久嗣ぎ、永祿九年に至り、遂に支へ難くて降伏し、我は安藝・周防・長門・備中・備後・因幡・伯耆・出雲・隱岐・石見十國を平均し得たり。因て思ふに、今度の長陣は、却て瑞祥を示すものなれば、祝すべく憂ふべからず。若夫れ、御歸陣の如きに至ては、則ち諸將士の銳氣を挫き、怠慢の心を生ぜしめ、其害少なからず、因て暫く御歸洛を止めさせられ、敵城攻撃を止めさせられ、弓銃發射をも止めさせられ、只、各所の仕寄に心を用ゐて、夜襲を防ぐのみとし、或時は宴を張て士を饗し、或時は會を開て連歌俳諧を催し、又或時は、盛に今様小唄・踊・猿樂等の會を催して、士卒に倦罷なからしめ、務めて長陣の狀を装ひ給はば、落城は却て早かるべきかと、隠さず述べてける。

寄手の遊樂

秀吉聽き畢つて、奇計用ゐるべしとなし、急に命じて、小田原城近傍諸山の樹木を伐り、幾隊ともなく、妙齡の男子を遣はし、踊・囃子・今様・小唄を、思ひ思ひに諺はしめ、諸陣には茶室を營み、以て徒然を慰め

括頭巾

しめ、秀吉自からも、遂に淀君を招き、又本陣には、千利休・宗易等を召し、指揮して風流の數奇屋を構へしめ、徳川家康を上客とし、細川幽齋法印・大村由己法橋等を相伴とし、秀吉自から茶を點じて進めしが、其の調度にも、橋立の臺、玉堂の肩衝等、天下の名器を用ゐたり。又或時は、家康を相手に狂言を催し、秀吉自ら括頭巾を冠り太郎冠者となり踊りけるが、括頭巾は此時より始まりとぞ。(志士清談) 而して次日には又、北畠内府信雄を上客とし、細川越中守中興・蒲生飛騨守氏郷・羽柴下總守雄利等を相伴とし、交る交る日の茶會ありければ、諸將の陣にも、日夜利休を招き、或は茶會、或は亂舞・謡曲・絲・竹の聲絶えず、また秀吉の本陣にも、俄に矢倉を築き、白堊を塗り、一夜にして要害を構へしめれば、小田原城兵誤り見て城壘となし、大に驚き、膽を消したりといふは、即ち此頃の事なり。(紳書抄・大三川志・武徳編年集成)

小田原城守禦

先是、北條氏直の、松田尾張守の言に従ひ、謀を城守と決するや、防禦に陥隙あらしめじと、壘壁を高うし、塹濠を深うし、令を嚴にし、専ら警備を務めしめければ、寄手も乘すべき隙なきに苦みたるもの如し。元來この小田原城といふは、堅固にして廣大なること天下に比なく、西方小嶺山の箱根に連る所に、三重の塹濠を穿ち、小嶺山を圍みて城域に加へ、早川を引きて城を周らし、南方瀨海に及ぼして石壁を築き、東北の二方には、池沼溝渠を鑿ち垣塀を築きたれば、東西五十町、南北七十町、周圍五里の大城となりしが、城内には、棲樓・矢倉等、隙もあらせず並立て、塀・逆茂木を以て要所を固め、諸將を配して守らしむるに、諸將また家家の章ある旗を靡かし、青・黄・赤・白、種種なる色の馬印・捺物を、彼の雄風に翻しければ、其狀寔に吉野・龍田の、花紅葉にも類へつべきか。(北條五代記) 而して人數は凡そ三萬人、雜兵を合すれば、

六萬人にも及ぶべしといふ。(當代記)

凡そ當時八州武士の旗は、家家に傳ふる紋をあらはし、捺物は其人の思考に依るなれば、思ひ思ひの捺物、種種なる紋あるなれども、併も我が捺物に似たる紋あれば、縦へば他家の士なりとも、亦就いて咎むるを得るなり。又勝れたる武功なくして異様を好み、或は分に過ぎたる紋の捺物を用ゐる時は、他人の嘲笑を招くものなれば、好し厳しき擬はなくとも、各、分相應の物を捺したるなるべし。而して氏康は、赤旗十旒、魚鱗形の大四方一本あり、馬印は五色に段段の大幟にして、氏政は、白地に鐘湯無冷所の五大文字を書き、氏直は金にて無の一字を書きたりとぞ。

小田原城警戒

小田原城惣構役所の周圍は、往還の道幅三十間許ありて、武者の立つ所狭からず、陣屋は塗籠小路をわたり、武人の群り居ることは、稲麻竹葦に異ならず。夜は巷衢ごとに篝火を燒きて、徹宵絶ゆることなれば、闇夜と雖も、明かなること白晝の如し。而して諸侍は、干戈を枕とし、甲冑を辱とし、役所の者は、交る交る弓銃を發して警戒怠らず、又、警固隊を設け、夜は旗本衆六百、甲冑を帶し、弓銃刀鎗を携へ、晝七時を期し、歩して大手四ッ門に集合して、人數を檢し、三百人づつ二隊となり、左右に分れて惣構を廻り、終夜休むことなく、各持口の守將は、警固隊の至るごとに、出でて迎へて禮を執る。而して晝の警固隊は、夜に比して一隊を百人とするを、異なりとするのみ。氏直は又、この警衛を嚴にせんと欲し、令を布きて曰く、

敵夜中に至て、何れの持口を攻むることありとも、他の持口よりは、一人も加勢すべからず。或は夜警固の者のみは、馳加はることあるべし。何れの持口も人數多し、敢て以て城中散亂すべからず。晝は持口

の役人計り、矢ざまに、大鐵砲を掛置き放つべし。其外の者共は、籠城退屈なき様に、思ひ思ひ心の慰み仕るべし。云云

將士耽遊戯

是に因て、晝は圍碁・將碁・雙六に、勝敗を競ふ者あり、夜は酒宴遊興に、酒量を誇る者あり。爐を構へて、心合へる友と、數奇を語て慰むる者あり。詩を吟じ歌を詠じ、巧拙を評する者あり。又、笛・鼓を鳴らし、亂舞に興ずる陣所もあるなり。然れば此處に生涯を送るとも、曾て退屈の心は生ぜざるべきか。而して四民の便を計らんとしは、松原大明神社前の、通町十町許の間に、日日市場を開き、七座の棚を構へたれば、手買振賣と稱し、百千の賣物に、百千の買物ありて、人日に群聚せり。氏直榜して曰く、

城中兵糧充實

萬民、年中計りの糧米を支度すべし。餘る所これあるに於ては、市にて賣るべし。來春に至らば、民百姓に、悉く御扶持を下さるべし。云云(北條五代記)

寄手陣中の流言

是に因て、二年三年の支度ある者は、五穀を市に取出して賣り、持たざる者は、珍財に換へて用意をなす等、米穀城下に充滿したれば、下萬民に至るまで乏しき事なく、士民樂あつて憂なく、一向城守に餘念なければ、寄手しばしば攻寄ると雖も、毎に其の甲斐なく、空しく日月を經過したりけるが、長陣の常として、種種なる浮説の生ずるは、また免れ難きものか、去る四月十五日の頃なりけり。寄手の陣中流言起り、口耳相屬して人相疑ひ、上下洵洵として安ぜざるものありき、曰く、「北畠信雄と徳川家康と相謀り、密に城中と通じ、關白の本陣を燒夷せんとす」と。福嶋右馬助これを傳聞し、秀吉に耳語して曰く、「信雄は織田右府の子なれば、天下の政務をも執らるべき身なるに、殿下その被官より起り、四海兵馬の權を掌握し給ひ、彼人

織田徳川の内應

は、却て殿下幕下の一將となり終りぬれば、時勢とはいへ、又、竊に憂憤の情なき能はざるべし。又、徳川家康は、氏直の舅なれば、北條家の滅亡を憂ふるの切なるは、固より其處なるべし。已に激しき攻撃をも企つべきに、事を左右に託して今日に至るは、竊に時變の生ずるを待つものとも謂ふべきか。然らば、城中へ内通の雑説も、強ち虚説流言とのみはいふべからぬにや、請ふ少しく意を留め給へ」と。

關白流言
を信ぜず

秀吉聽き畢つて、少しも意に介せざるが如く、大笑して曰く、「今に及びて、如何ぞ斯る事のあるべき、是れ必ず城中の離間策にあらずんば、味方の織田・徳川を怨む者の言ならん」と、右馬助を諭して還らしめ、尋で密に小早川隆景を召し、之を告げて、鎮定の謀を議せしが、遂に其策を用ひ、秀吉自ら巡視と稱し、務めて磊落の態に装ひ、伊達染の小袖に、緋緞子の羽織を着、脇差のみを指し、刀をば従者に持たしめ、兒小姓四五人を従へ、先づ信雄の陣に赴き、閑談を交ふること久しく、出でて家康の陣に至り、語て夜に及び、密に流言の由を告げて曰く、「是れ必ず間者の言ならん、若し然らずば、卿と信雄とを怨む者の所爲ならん。卿以て如何となす」と。家康曰く、「信雄のことは知らず、某に於ては、味方の怨を受くること更になし、惟ふに間者の入ること多かるべければ、此の流言を爲して、離間の策を行ふなるべし。宜しく一陣ごとに穿鑿を加へ給ふべし、紛れたる間者を得るは、易易たる業なり、又、陣中の商人を擲取りて詮議し、實を告ぐる者は、命を助け賞を與へんと令し給はば、其實を白する者も多かるべし。且つ最も速に其實を得んと欲せば、此事を殿下に告げたる者を召し、其者に告げたる者を質さしめ、枝葉より漸く根本に及ぼさば、其事立どころに明かならんとす」と。秀吉領して去る。

一説、兒小姓四五人引具し、高聲に雑談しつつ、家康の陣に赴き、午頃より夜中まで宴樂し、また家康を伴ひ、信雄の陣に赴き、夜を徹し遊びくらしけるが、流言は、是が爲に午ちにして消えうせぬ。

秀吉已に本陣に還るや、福嶋右馬助を召し、彼の流言の元を質さしむるに、甲は乙を引き、丙は丁を引き、轉轉して、信雄の家人今泉新之允に及べり。新之允は、去る二月、信雄が尾州にて、新に用ゐたる十七浪人の一人にして、自から氏政の間者なるを白し、同僚十三人を擲捕て献す。因て悉く刎首し、姓名を記して、小田原の大手門前に梟し、獨り新之允を免し、妻子を質とせしめ、多く金銀を與へて、日に諸陣を巡り、諸商人を檢察せしめければ、流言止みて間諜も再び入ることはなかりき。此頃世に行はれたる俗謡あり、曰、

人かひ舟は、沖をこぐとも、うらうら身を靜かにこげ、我等を忍ばば思案して、高い窓から砂をまけ、雨が降るといって出降らん。(落穂集)

秀吉熟、謂へらく、「此の如く不祥事の發するも、畢竟是れ懸軍萬里、曠日彌久の致す所に外ならず、若し尙ほ斯くてあらば、如何なる事の生ぜんも知るべからず」と、是れ今度隆景を召して、謀を議したる所以なり。而して其策の一たび行はるるや、吟誦歌舞笛鼓の聲、洋然として小田原城中に響き渡りければ、城中の將士大に驚き以爲らく、「寄手の糧食斷ゆるなく、持久の計已に成るが如し、然らば此軍いつ果つべしとも覺えず、城兵開運の期も知るべからず」と、是より城兵漸く力撓み氣屈したりといふ。(北條五代記) ○小田原征伐の師、長日月に渡りければ、秀吉の無聊を慰めん爲にもあるべし、京都の使者、諸公卿の東海道を往復する者、頻繁にして絶ゆる時なく、此等の入、或は名所舊跡を訪ひ、或は名産名器を購ひ、逗留數日に及ぶ

京客往來
頻頻たり

久我大納言

ものありて、東海道は、俄に殷賑の状を呈するに至れり。久我大納言の如きも、此頃小田原に至らるべしとて、駿河國瀬戸を経けるに、こなる名物染飯を自ら食し、大に之を甘しとし、遂に其の道の記にもしるし残されしといふ。(太閤記・西駿大觀) 染飯は、紙袋に入れて商ふものなり。

瀬戸の染飯

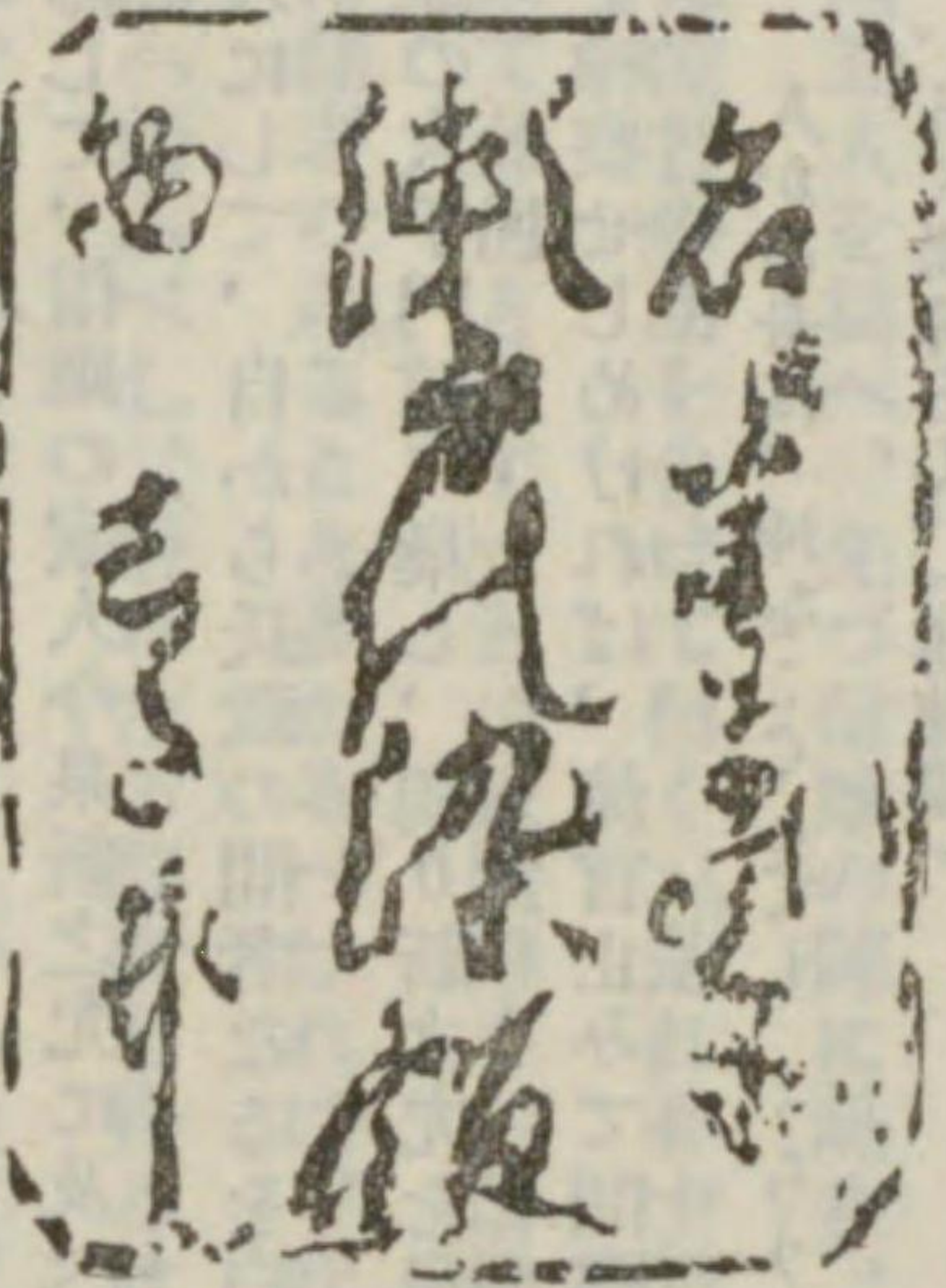
染飯は、山梔子にて染め、三角形に握りたる強飯にして、之を紙袋に入れて、客に供せしなり。

口なしの色をばよそにかしましくあきなふ妹が瀬戸の染飯 (盛重書東海道五十三次)

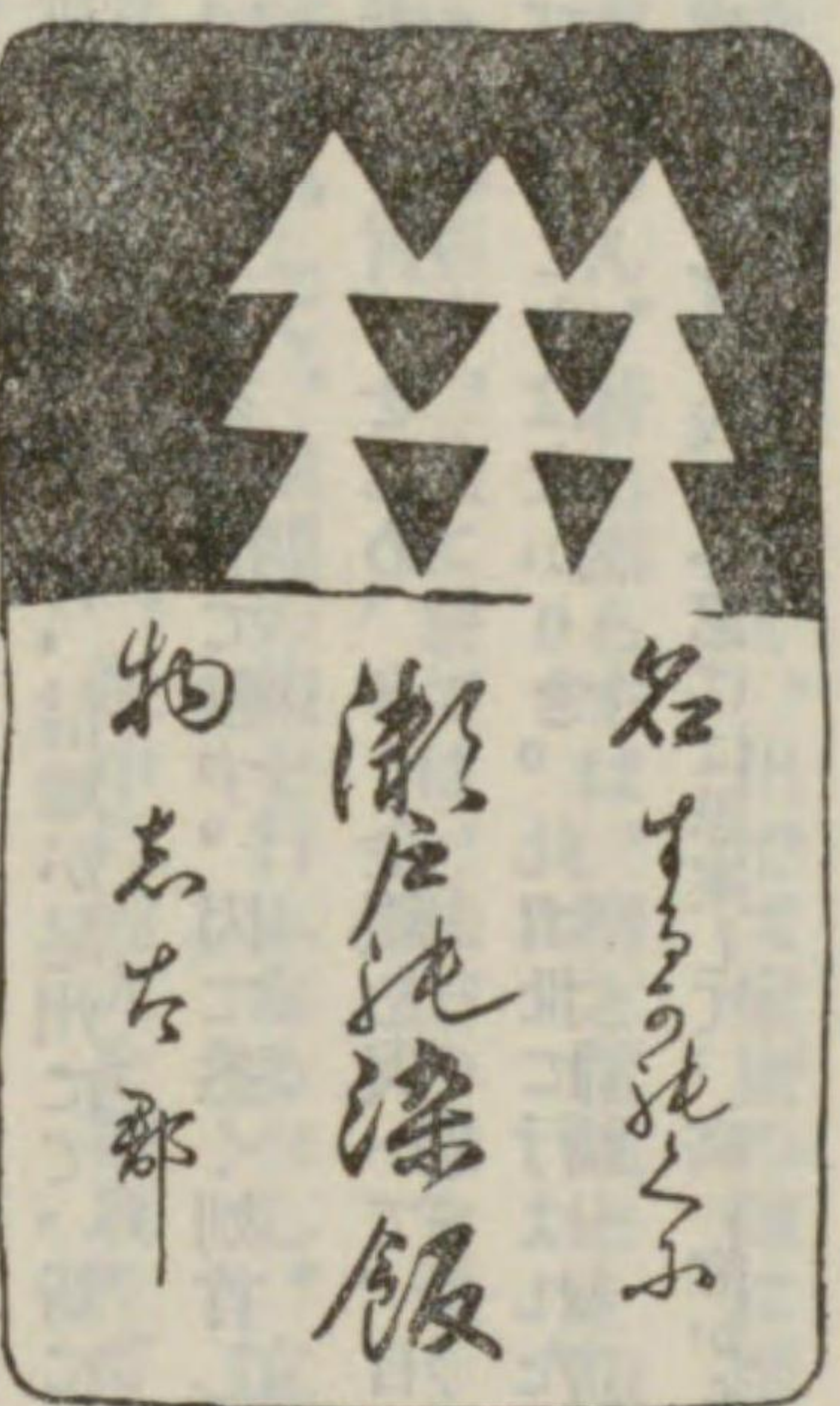
山吹の花の染飯喰はしやれといへど答へず口なしにして 清室眞壽美 (東海道名所圖會)

龍相法師 (東海道名所圖會)

紙袋の表面は、周圍に枠を施し、上部に、名物の二字を、一字づつ左右へ割書にし、中央に瀬戸の染飯と大書し、右肩に稍、小さく「するがのくに」、左脚に「した郡」と書せるが、今見れば、其の字態といひ刀痕といひ、頗る雅致あるを



(表) 袋紙の飯染の戸瀬



(裏)

覺ゆるなり。又その裏面には、上部に、染飯の形なる三角を、三箇づつ横に並べたるを、三段に刻み、下には

行燈町

表面と同じく、名物瀬戸の染飯、するがのくに志太郡と記せり。瀬戸、古くは西刀と書し、又行燈町とも呼べりといふ。後の所謂立場にて、海道往來の旅客此に止まり、少時づつ休息を取りし所なり。

因云、瀬戸の近傍稻川に、垣武天后之墓あり。昔は、石碑の傍に六尺四方許りの宮を建て、總髮婦人の木像を安置

垣武天皇后之墓

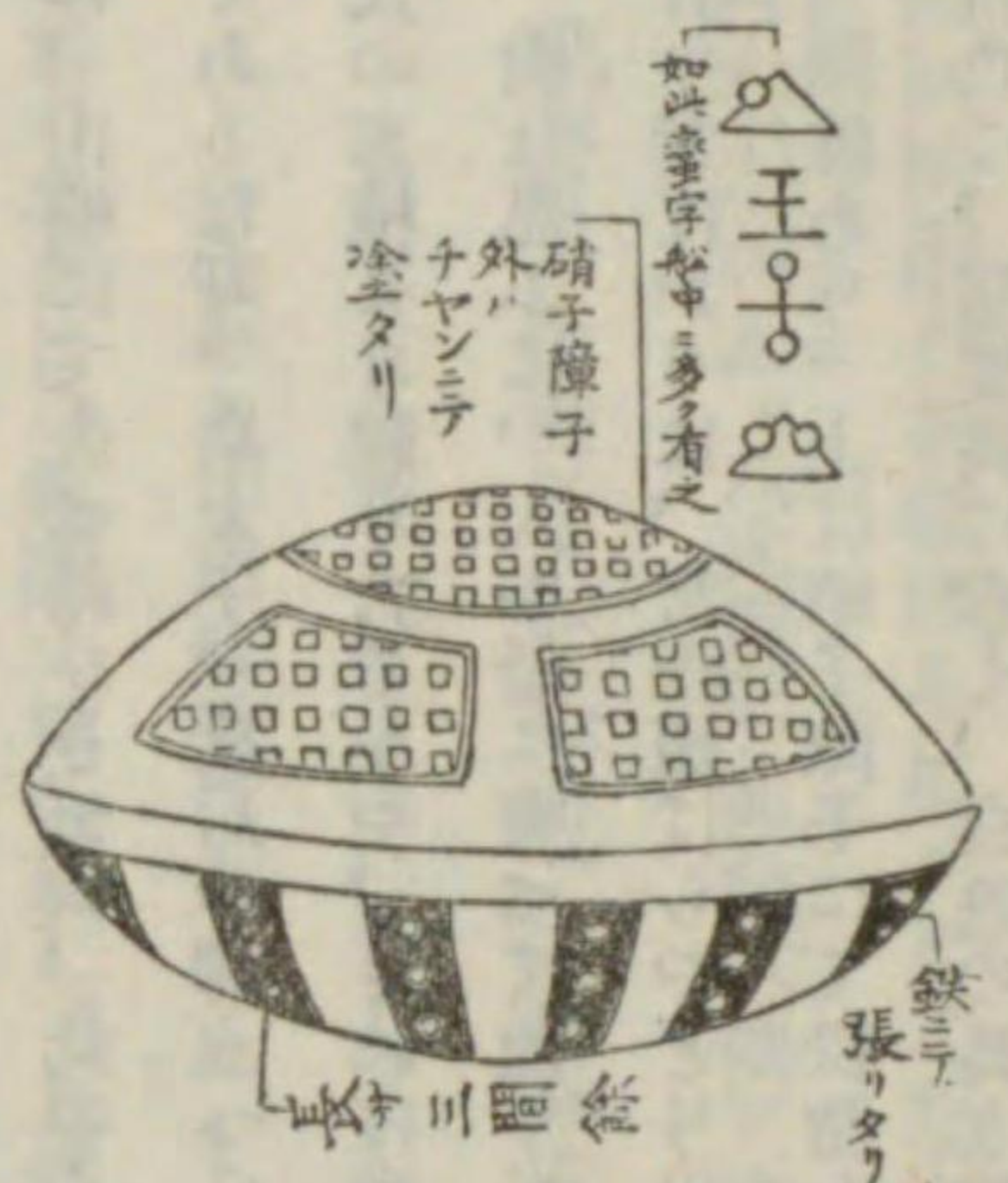
し、白山様と稱し、例として毎年三月祭祀を營みたれども、今は宮址に礎石のみ存し、傍に石造の一小祠建てたるのみ。明治十七年の暴風に吹倒され、神體も影なくなりぬるなりとぞ。墓石はさすがに變りなく、風雨多年の迹こそ見ゆれ、垣武天皇后之墓の七字は刀痕鮮かなり。之を傳説に聞くに、昔者此郷に住せし者は、森岡廣右衛門といふものを始として、僅に五人のみなりしが、平安朝の初め、垣武天皇の后某といふ御方、故ありて東國に下り給ふとき、此の海岸に漂ひ着きたまひたれば、廣右衛門等五人、御助けまゐらする程に、遠江國豊田郡上野に移り住ませ給ひ、遂に上野にて崩れましければ、乃て廣右衛門等が遺髪を請ひとりもて來て、此處にぞ埋め奉りける。因て此地を尼ヶ嶋といふと。

垣武天皇皇子の墳

見附町の西南上野原に、昔より、垣武天皇の皇子の御墳と傳へ來たるものあり。其の傳説は、其處に略述せしが、之を参照せば、尙更に其の面影を増すべき心地せらるるなり。今史を按ずるに、延暦四年十月、皇太子早良を廢し、使を遣はし諸陵に告げ、其母皇后井上内親王を廢す。此日、皇太子内裏より東宮に歸り、即日戌時乙訓寺に出置く、是後太子自ら飲食せず、十餘日を積み、宮内卿石川恒守等を遣はし、船に駕せ、淡路に移送らしむ。高瀬橋頭に至る比、已に絶ゆ、屍を載せ、淡路に至り葬る。云云、水鏡云、十月に、東宮を乙訓寺に籠奉り云云、淡路の國に流し奉り給ひしに、山崎にて失せ給ひき云云、此のうせたまふと云ふこと、果して實なるか、昔は失すといひて、失せぬこと若干となくあるなり。皇太子、皇后の御うへに、豈に一片の真心を捧げ、密に助け奉るものならずらめや、況や、此事、藤原氏の專横より起りたるをや、されば駿遠の口碑も、ここに基く所なからずや。

尙ほ思ふに、人を船に乗せて流すてふことは、蛭子命の神話もあれど、後世にもなきにあらず。享和三年春二月廿二日午刻ばかりに、常陸國はらやどりの沖に、船の如きもの流ることあり、舟人引來て見るに、形香盒の如く圓く、長三間餘あり。上は硝子障子にて松脂を塗り、底は鐵板を筋の如く張りたり。上より透し見れば、異様の婦人あり、顔は桃色に、眉髪共に赤く、白色の長き假毛ありて後に垂れたり。船中には、水瓶二升一箇、敷物二枚、煉肉の如き食物ありき。郷人、これを官に聞せば雜費の多きを恐れ、再び之を押し流せりと。是れ菟園小説の、舟と人との圖まで掲げて、

悉しく説明する所なり。斯れば、人を船に乗せて流竄すること、古今其例なきにしもあらず。



砲力の比較

○十八日、關白秀吉、小田原を攻むること已に兩月、漸く進みて城濠に逼り、海は下田攻撃の諸將を召寄せ、兵船數百を繋ぎて、波の隙もあらしめず、陸は城西に山城を起し、城中を目下に望み、日夜攻撃を勉むと雖も、城兵また能く機を見て策を施し、堅く守て屈せず、徐に寄手の變を窺ひければ、秀吉も未だ如何ともする能はざりしが、一日、西方の山城より、惣軍を望見して曰く、「我若きより、攻城野戰に従ふこと、幾度なるを知らずと雖も、未だ嘗て此の如き大軍を集め、此の如き鐵砲を備へたることなし。敵も亦多く備ふる處あるべし。試に兩軍時を期して發砲し、以て其の勢力の強弱を比べん」と、即ち城中に向て、大呼せしめて曰く、來る十八日の夜は、數萬挺の鐵砲を以て、惣攻撃をなし、楯も矢倉も悉く打碎くべきなり」と。氏直素より、關八州の兵を集めたれば、小銃・大砲の數も亦少なからず、之を聞き奮て曰く、「善し、我にも其備あり、いで鐵砲の力較べせん」と、乃ち矢狹間一所ごとに、小銃を列ぬること三挺、三挺の間ごとに、

大砲を備ふること何處も同じからしめしが、やがて今日となりぬれば、海濱の兵は敵船に向ひ、渚に逼て陣し、唯、日の暮るるを待つ風情なり。既にして夕陽西山に没するや、兩軍齊しく打出だして、終夜止まざりしが、之が爲には天地もために震動し、月色も爲に黎まんとせり。併も其の鋒火の飛ぶは、大小星辰の天に麗くにも例へつべかりき。北條氏直高矢倉に上り、其の光景を望みて悦びに堪へず、戲に歌を賦して曰く、

地に下る星か堀への燈かと見るや我うつ鐵砲の火は

側に待する者之を贊して、實に我が城中の放つ砲火は、星の如く月の如く、而して敵の銃火は耿耿として、堀邊の草にすだく螢火の、明滅にも似たるかなといひければ、氏直は微笑しつつ、其喜びに堪へざるもの如くなりしが、其夜の砲聲は、實に殷殷として雷霆の如く、敵味方共に耳目を驚かししことは、古來未だ聞かざる所なりきとは、小田原籠城武士の、後までも毎に語り種とする所なりきとぞ。(鎌倉九代後記)

長曾我部元親の部下に、池六郎右衛門といふ者あり、巨艦に乗じ、城に向つて大砲を放ち、城中の樓櫓を破壊せしめければ、太閤之を見て其の技術の巧を歎稱し、衣服を賞し金を與へ、且つ命じて水手より上せて、士分に列せしめしといふ。(元親記・日本戰史)

葦山攻防 激烈

○廿九日、京勢葦山を圍み、日夜攻撃すること已に久しきに亘ると雖も、城主北條氏規勇略に富み、下を撫して恩あれば、士卒相和し、上下心を一にして、みな其用を爲すを樂み、堅く守て屈せざれば、京勢之を如何ともする能はず、唯、遠卷するのみにて爲すこともなく、空しく月日を過して今に至れりしが、此比、福島・蜂須賀・明石等の諸將相會し、議して曰く、「此の如く遠卷にしてのみ、此城を攻むる時は、今後幾年月を

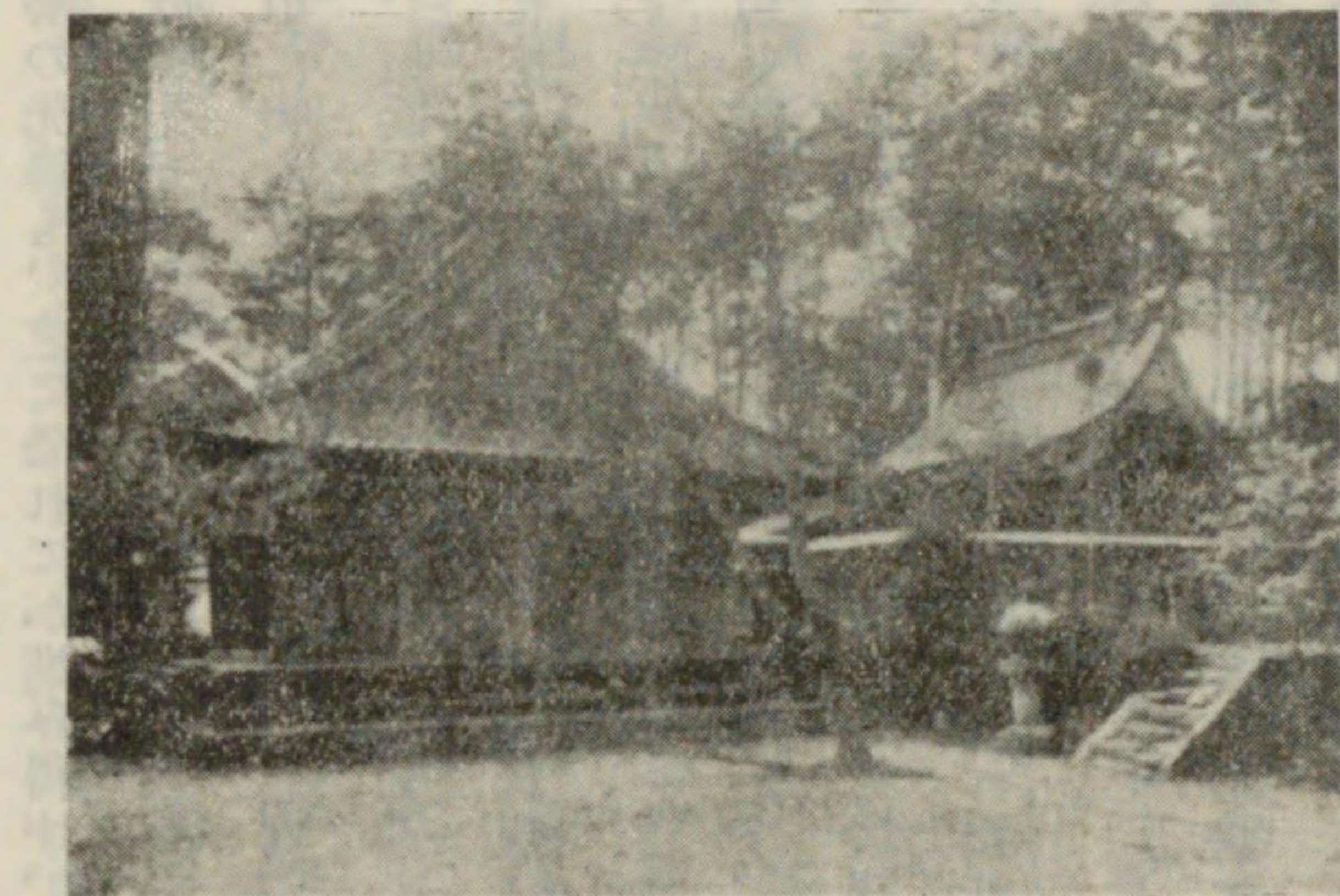
費すとも、陥落の期あるべからず、且つ已に多くの日子を空費したれば、此後尙ほも斯くてあらば、世人の誹りも如何なり、寧ろ惣勢を合して一となし、一旦攻に攻めて攻落し、殿下の感賞を蒙らんには如かず」と、是れ數日前のことなり。因て期を今廿九日と定め、前夜より十重廿重に仕寄を作り、攻具を備へ隊伍を整へ、朝まだきより攻圍み、齊しく鬨を揚げて虚實を窺ふに、城兵之に應じて、亦一たびは鬨を揚げしが、其後は如何せしか、寂然として人馬の音だにせざりき。

此時、城將氏規は令を士卒に傳へ、門門櫓櫓より堀裏に至るまで、騎馬足輕の射手を併せて配置し、其間ごとに、鐵砲足輕を置いて、之を點綴し、門門の走矢倉には石弩を備へ、堀際には趨木・石弩を並置きけり。是れ堀を越えんとする者あるときは、直に之を突落さん爲の計なりとぞ。而して別に又遊軍を置き、各得意の物具を携へしめしが、是れ緩急に應じて、出で戦はしめんが爲なりとぞ。既にして、寄手漸く逼り來たるを見て、城兵の射手等、齊しく矢筒を作り筒先を揃へ、弓銃を並べ發ちければ、兩軍の射かけ、打出す矢丸の飛交ふさまは、雨霰も物の數かは。而して寄手は大軍にて、錐を立つべき隙もなく、蟻の子のごと並び進みければ、發つ弓鐵砲に虚發はなかりけり。然れども寄手は大勢にして、素より多くの死傷あるは期する所なれば、之が爲に毫も屈するものならず、屍を踏み壘を越え、鍔を傾け袖を合せ、楯を抱へつつ喊呼して進むに、大將蜂須賀・明石も、今日若し此城を陥れずば、生きて再び還らじと、自ら先鋒に立つて指揮せりと聞かば、誰か其の激戦を想はざらん。併も是れ大手の攻撃なりき。

搦手も、大將福嶋正則、部下を勵まし、已に門際まで逼りけり。此時、城内には、近頃小田原より送りたる、援兵一隊あり、北條喜太郎・波多野勘解由左衛門・彌布川太郎次郎・小野寺善九郎・廣瀬孫兵衛等はなり。福嶋勢の已に近づくを見るや、究竟の勇士三百餘人を率ゐ、各、弓銃を以て、釣瓶うちち防戦へば、追に福嶋勢の先鋒も、之に恐れてか進み得ず、引色たつて、人を小楯に取るげなり。後續隊も之を見て逡巡し、動れば退走せんする風情あり。城兵之を見て、機至るとなし、急に門を開いて突出し、恰も旋風の如く、大軍の中に突入りたり。福嶋の先鋒、福嶋丹波・福嶋式部・可兒才藏・村上彦右衛門・大崎玄蕃・林龜之助等止り戦ひ、城兵と鎗を合して退かず。正則遙に見て之を危み、疾呼して、先鋒討たすべからずと下知すれば、大軍聲に應じて、潮の如く進む。城將氏規之を見て、自から逞兵千餘人を率ゐ、分ちて二隊となし、出でて福嶋勢の左右を突かしむ。福嶋の先鋒、支へかねて、將に敗走せんとするを、正則手兵七百を率ゐ、走り至つて氏規を討つ。氏規も膚撓まず目逃がず、勇氣ますます増し、自から鎗を揮ひ馬を馳せ、必死となつて防戦ひける。氏規元來眉目秀麗、勇にして機謀多く、猿臂善く射、膂力人に越えけるが、今日も今日とて、穂の長さ七尺餘、二間餘の大身の鎗を携へたれば、福嶋勢猛勇なりと雖も之に辞易し、道を開いて遠く避け、敢て抗せんとする者もなかりけり。

彼方は大手の寄手、之も城兵の弓銃に打艱まされ、虎口虎口を引退きければ、福嶋勢を救ふ能はざるのみかは。城兵は却て之に隙を得、銃手五十人許り走り出で、福嶋勢の左側なる、尾崎に出でて銃撃せり。福嶋勢の後陣、これが爲に先づ潰走しければ、先陣また支へがたく、虎口を捨てて退走せり。城兵これに勢を得、勝に乗じて追撃するを、氏規は機を見て失はず、早くも揚貝吹きて進撃を止め、軽く人數を引て徐々と

城内に入りけるが、其の進退の敏捷なりしは、寄手も深く感歎したりとぞ。秀吉報を得て其勇を賞し、且つ曰く、「前にもいふ如く、氏規は尋常の將にあらす、軍監の言に聞けば、攻防進退共に機に合す、若し之を速



草 薙 神 社

に陥れんとせば、必ず我兵を損すること多からん、自今以後決して近づき攻むべからず。唯、遠巻して、夜襲に備ふるを怠る勿れ、小田原だに落城せば、韮山は攻めずして降るべきなり」と、懇諭して使者を歸らしむ。(北條五代記) ○此月、徳川家康祈願の爲に、駿州草薙神社を造營し、代官鈴木太郎左衛門・鈴木惣七郎を命じて奉行たらしむ。其の規畫壯大にして、本社・幣殿・拜殿・樓門・寶藏・舞臺・神供所・攝社十七宇・鳥居三所・下馬等、一として備はらざるはなし。時に家康は、子孫長久を祈らんが爲に、高砂の尉姥を彫刻せしめ、拜殿の正面に掲げしめしが、後には、此時の棟札と共に、寶藏に納めて、妄りに出し示さず、或曰く、草薙社は、此時始めて草薙村に遷祀すと、棟札の文を併せ考ふべし。

天正十八

大旦那家康公、時之代官鈴木太郎左衛門、并々惣七郎、大工清左衛門、鍛冶新次郎、

草薙神社
改築

奉^ニ造立^テ草薙大明神一字、駿州有度之郷入江庄草薙太^ニ別當^ト供僧、神主森彦三郎、禰宜左衛門大夫、神子八乙女等、貴賤小檀那等有^レ之。

五月吉日

(甲子夜話)

此時、造營の遺物に、一對の高麗狗あり。今は寶藏に納めあれども、其製備前焼に類すといふ。凡そ高麗狗は、狛狗ともまた小間狗とも書けども、其名の起る所以は、番匠亭宅の軒宅を小間といふに、此の獸形、必ず社頭の軒下であり、故に此名あるなりと、或人いふ。

今按、本社に神像四軀ありて、正殿の左右に、二座づつ並び坐せり、三柱は男體にて、吉備武彦命、大伴武日連、七揃脛。一座は女體にて、弟橘姫に坐す、いと古きものなりといへり。(神祇資料)

井伊直政
篠曲輪を
攻めて功
あり

○六月廿二日、井伊兵部少輔直政、小田原城の外郭、篠曲輪を攻めて陥れ、大に武勇の名を顯はせり。篠曲輪は、小田原城の東方、蘆子川濱手の南嶺より、一町許上に在りて、總構の外なる、福門寺といふ寺の舊跡、一町四方許の地を占めて構へたる所にして、其内の少し高き所に、堀を掘り、土居を築き塀を懸け、裏の竹林に、橋一筋を架したる、蓮池の出城にして、一に捨曲輪とも呼ぶ所なり。此の曲輪は、山角上野介定方、及び其子四郎右衛門、弟左馬助三人の守る所なれども、氏直は此の曲輪を以て無益となし、前に已に其塀を打壞し、此頃は僅に土居のみを存し、晝間のみ兵を出だし、鐵砲打場とし、捨曲輪と名けたる所なりとぞ。而して此口の寄手は、即ち井伊直政にして、其の所屬の將は、松平周防守康重・牧野右馬允康成等なり。家康先に直政を召し、篠曲輪の狀を問ひし時、中に川あり橋あるを聞き、「橋か橋か」とばかり告げて、他

を言はずして止みければ、直政開けども其意を得ず、以謂らく、橋下の淺深を問はれしならんと、即ち橋下

に杖を立てて、淺深を計り、且つ自から水際に下
て試み、杖に刻して本陣に至る。家康見て言ふこ
と猶ほ初の如し。直政其意を得ず、懊惱すること
四十八日、豁然として悟る所あり、闇夜密に行て
橋を踏むに、橋梁弱くして渡るに危し。即ち馳歸
て本陣に至り、悉に其状を告ぐ、家康曰く、「其事
なり。かばかりの事、などか慮らざらん、大將と
して、告ぐべき大事にもあらじと思ひたればこ
そ、初より言はざりしなれ」と。

直政之を聞て謂へらく、「公の意、蓋し我勢をし
て、是を攻めしめんとするなり。而して彼の橋を
問はれしに因て考ふるも、此處を破るのみにて、
橋を越えて入らざらんには、必ず言甲斐なき者と
思ひ給ふらん」と、歸て所屬の士、廣瀬美濃・三

科肥前を召して議るに、二人曰く、「かばかりの所を攻るに、何の勞かあらん。但し萬一攻損することあら



ば、外聞如何なり、畢竟、若き子弟輩に命するに如かず、若し攻損すとも、世の誹あるべからず。且つ老武
者の輩も、一族の子弟に功あらしめんと、命ぜずして出て助くべければ、人数に不足はあらざるべし」と、
直政は其議に従ひ、一向時の至るを待ちける。但し是は最も前の事にて、其後直政は、松平康重・牧野康成
に命じ、甲州金掘鑛夫を召し、地道を鑿ちて郭を壊り、河水を疏して海に通じ、以て攻城の便に供せしめけ
る。然るに此夜俄に暴雨降り、烈風起り、土居壊れ、塀柵顛倒しければ、城中の北條勢は、何事ぞと慌て騒
ぐを、直政以て城中に返忠の者ありとなし、時は至れり、此機に乗じて攻め込み、唯、一氣に攻め落せと下
知し、自ら衆に先だち進む。青年子弟、之に勢を得て勇進めば、其の父兄叔伯父等馳加はりて、勇み進んで
城中に入り、敵陣に火を放ち、橋の紋書きたる旗、葛の紋書きたる旗、二旒を差立てたる其勢、頗る振ひて
ぞ見えたる。

一説、四月九日、直政、松平康重と之を攻む。城將山角定方、兵を督して拒き守る。弓銃連發し、阿部正吉傷きて卻
く。而して後晉議して、鑛夫を募りて地道を鑿ち、以て樓壁を毀たんと欲し、急に其工を起し、六月十四日夜、地道鑿
てるを以て、城中に入る。直政竹束を積み壁に薄り、隍口を毀つこと六七間、平地となして塙際に逼る。云云(野史)

戦 篠曲輪激

時に近藤岩見守一番に進み、士卒に命じて、堀に橋を渡し、池に草を埋めしめ、以て直に攻入らんとす。時
已に夜半頃なりしが、城兵忽ち之を覺り、所所の持口を棄て、駈來て防戦し、銃丸を雨の如く打かけければ、
之が爲に死する寄手は少なからず。然れども之が爲に毫も屈することなく、凡そ一時の間に、堀口を埋むる
こと五六間、石見守の子登之助、これを見るより、早くも踏で先登し、高坂傳藏・近藤勘助・近藤金右衛門・

鈴木三郎大夫・木俣清右衛門・菅沼次郎右衛門等繼進し、終に是を破ることこそは得たれ、素より闇夜にして、左右前後を辨ぜざれば、堀に陥り水底に沈む者も少なからざりき。

直政傷く

直政は此時、先登に立ちて橋端に逼り、自から銃を取て發つに、彈藥を重ね重ねて籠めければ、銃身忽ち破裂して、左指を傷けぬ。然れども直政之に屈せず、鐵楯を掲げ咄喊して進みければ、少年血氣の士等之に勵まされ、勇みに勇み奮ひ戦つて橋を渡り、亂杭逆茂木を破りて築地に上り、堀一重を中に隔てて、攻撃防戦互に隙はなかりしに、松平康重も一隊を率ゐて、後れじと押寄せれば、城兵之を知て、螺鐘を鳴らし松明を投じ、力を極めて防戦せしにより、少時はさながら白晝の戦に異ならざりき。

家康の營下、火光を望みて駭き異む。松平家忠側において曰く、「是れ他なし、我兵城に入るのみ」と、捷報尋て至る。云云（野史）

凡そ小田原城中の軍令は、物頭足輕六百人に弓鐵砲を持たせ、申の下刻に、大手四門の邊に集りて勢揃ひし、三百人づつ二手に分れ、終夜總構を巡廻し、晝は百人づつ廻ることなし、若し敵の夜襲ありとも、他所の守兵は來り救ふべからず、唯、夜警の六百人のみ、馳加はつて助戦ふべしとの掟ゆる、初め此戦の開きしより、他隊より來援するもの一騎もあらざれば、守將山角父子等、必死に防戦ふと雖も漸く疲れ、寄手は勢ますます奮ひ、勝に乗じて、城に入らんずる色見えけるに、折しも巡警の兩組六百人之を知り、咄嗟馳到り、関を揚げて横より突撃せり。時に旗本足輕七十人頭、小林勝之助正次、先づ一番に鎗を合す。尋で山田十大夫・小幡孫次郎等馳至り、脇五右衛門・辻甚内も、來り援けて力戦し、小笠原安藝守信光も、從兵廿人を

率ゐ來て奮戦しければ、城兵は之に再び勢を回復し、ますます激戦となりぬ。時に雨は止みたれども、目指も知らぬ闇夜なりければ、敵味方の區別も分かず、僅に陣中の光を假りて、彼處に戦ひ此處に討合ひ、関の聲天地を動かし、同士討するものさへありたれば、敵味方共に多くの討死ありきと云。〔東照傳・本朝三國志〕

井平河内守

八幡宮と申すは、人皇十六代應神天皇の尊靈なり。當村にても是を土産神と崇め奉る。然るに延享元年甲子八月、井野八幡、若宮八幡を勧請して、三社八幡と祭り奉る。其例當村計也。右兩社は、井平河内守殿、同じ御息男彌三郎殿の御尊靈也。此御父子、天正年間、此處に住みたまふ。今殿村といふは、御屋敷の跡也。然るに天正十八年庚寅年六月、相州小田原合戦の時、彌三郎殿には、百姓五郎左衛門・黒田村百姓孫三郎など云ふ者召連れ、御出立あり。天龍川の渡りにて、御馬船に乗らず、如何にしても兎角乗り兼ねたるを、彼の百姓五郎左衛門、召させ給ふ殿諸共、馬の蹄を兩手に持て、舟に乗せ申ければ、莞爾と笑て手柄と仰せられける。五郎左衛門、有難く覺え候とかや、即六月廿二日の夜、彌三郎殿には、遂に討死あり。此時、百姓五郎左衛門は、殿の御惠みの忘れがなければ、涙にくれながら、御死骸を尋出して火葬となし、御骨を持參して、三州鳳來寺に納め奉りて、井平村井成と云ふ所に、御墓所を立つ。今に有之、御父河内守、御母公御墓は、八幡森の東方森の中に有之、大谷金石右衛門の地神なりしが、其後故あつて、八幡森へ遷しまつりし也。天正十八年、井平殿御發向は、井伊兵部殿の部將となつて、行かれしなるべし、六月二十二日の夜の、捨曲輪の合戦なれば、此時、亂軍の中に討たれ給ふに疑なし。此時の軍は、味方十分の勝なれども、双方とも討死多かりしとぞ。（井平村古記）

小林勝之助

直政は、己が兵の漸く疲るのみかは、味方の後に續くものなきを見、徐に鼓を打て兵を集め、分けて三隊と成し、小林勝之助を殿とし退くを、山角父子は何と思ひけん、獨り兵を放て急追せしめける。井伊勢は之を見て、再び返戦せしが、甲州の士細田勘三郎正時の如きは、此中にあつて、主從百人奮戦して悉く死し、

小林勝之助は敵を突くこと多く、終に鎗を折られて退き、池野水之助は、従者の堀に落ちたるを援引し、纒に從へ歸へりしなど、種種に苦闘せし者少なからざしが、直政は特に後押の苦戦を見て、勝之助が今夜の奮闘は、洵に人中の鬼なりと賞せしとぞ。

初め直政の、此の曲輪を攻むるや、能く地理を按じて伏兵を設け、西郷藤左衛門・椋原治右衛門に、二百餘人を附して赴かしめしことありしが、井伊勢退くを見、城兵追撃して此に至るや、西郷・椋原等その半ば過るを窺ひ、急に起て襲撃しければ、城兵不意に驚き、狼狽して四方に潰走するを、近藤登之助は、衆に先じて返戦して、小屋甚内を殺し、尋で又後に續く者一人を斬り、首二級を得て還る。高坂野原傳藏も亦奮戦し、先に已に一番首を得しに、今又一級を得て歸る。而して其屬木村吉右衛門も、亦能く戦て高名を博せり。されば後に家康その功を太閤に申上げけるに、太閤石垣山に登之助傳藏二人を召し、各、馬一頭を賞せられしといふ。登之助時に年十七（雨夜のすさみ草）凡そ此の夜襲の激戦なりしは城主山角父子の、辛うじて城に還ることは得しも、郎等二十七人、悉く戦死せりといふにて知らるれども、此時戦死せし者、直政の兵にて三百餘人、城兵にて七百餘人、しかも内三百餘人は溺死なりといへば、暗闘激甚の状、想ひ見るべきなり。思ふに、氏直篠曲輪の堀柵を壊ち、獨り鐵砲打場としたりといふは、此戦の後なるべし。（井伊家系圖・藩翰譜）

一説
井伊神原
の軋轢

一説、井伊直政、嘗て神原康政と和せず、此頃に至て、益々威を争て屈せず、一たび殊功を成して、之を凌がんと欲し、家康の本陣に到り、請うて曰く、「願くは篠曲輪を襲うて奪はん」と。家康曰く、「止めよ要なし」と。直政敢て請ふ。家康曰く、「然らば、近藤石見守と議せよ」と、石見守を召す。石見守至て言ふところ直政に異ならず。即ち許す。

近藤登之
助の功

直政乃ち偵卒を遣はし、曲輪の状を探らしめしに、選て石見守に告げて曰く、「可なり。明夜襲ふべし」と。石見守曰く、「如何なれば、汝行くと、吾に告げて、俱に與にせざる」と、曰く、「君若し欲し給はば、請ふ今夜共に行かん」と。石見守、即ち従者五人と行き、五人を途に伏し、約して曰く、「敵もし出でば、此處まで逃來らば追却せん」と。偵卒と二人して、内状を探りての歸るさ、濠中に大なる男あり、裸躰にて水を渉るなり。敵かと思れば非らず。直政なり。驚て其故を問へば、曰く、「今、此堀の深淺を試みしに甚だ淺し、乗取るべきなり」と、既にして其夜に至れば、直政の一隊、砲撃しつつ濠を渉るに、近藤登之助年十七、武功の家人五人と、同じく、對岸に上らんとせしを、赤土の絶壁なれば、滑にして上るべからず。纒に鐵の石突杖を上るを得、衆に先じて進みしが、城兵不意に驚きて、防ぐべき術を知らず、悉く本城に通げ還る。曲輪の守將小屋甚内は、足輕大將なり。城戸を開けて防戦し、終に死す。登之助其首を得て還りしが、家康その功を記し、太閤に報じければ、太閤之を石垣山の本陣に召し、賞するに黒馬を以てせり。但し家傳には、紅梅染の胴服、並に金鞍、青毛の名馬を賜ふといふ。又家康の報告には、年を十六としたりとか。此時長野傳藏といふ者あり、比類なき高名して、同じく馬を賞せらる。云云

小田原役
に太刀打
なし

直政は夜襲より歸り、直ちに得る所の首を家康に送りけるに、家康は又之を秀吉に送り、直政が勇戦の状を報せしが、秀吉の感賞斜ならざりきとぞ。凡そ此役、百日を越ゆと雖も、濠を隔てて弓銃の争を爲すに過ぎず、太刀打の勝負は、獨り直政の此の一舉ありしのみなれば、京勢長陣の睡を醒まし、其の鋭氣を勵ましたる效は、少なからざりしならん。

小田原の合圍累月、唯、弓銃相挑むのみなりしに、是日始て斬獲の功あり。秀吉大に悦び、賞、士伍に及ぶ。（野史）又城中にも、關東八州の、勇將猛卒數ふるに追あられども、其の敵兵と短兵相接せしは、山角父子三人の外あるべからず。然らば井伊・山角の二人は、兩軍好一對の、武勳者と謂ふべし。而して前にもいふ如く近

藤登之助・高坂傳藏は、共に秀吉の本陣に召され、登之助は南部黒といふ名馬と、紅梅裏の陣羽織とを賞せられ、傳藏も駿馬を賞せられ、小林勝之助は、家康より長刀を賜はりしが、此賞や洵に當れりと謂ふべきなりと、評するものありきとかや。(井伊家傳記・井伊家系圖・野史・小田原軍記)

成嶋司直

徳川家の史家、或は評して曰く、按ずるに神君直政を召して、橋が橋かとの端を擧げ給ひ、四十八日を経るまで、其心を仰せられざりしは、深き神慮とぞ仰ぎたてまつらる。聖人の人を教へ給ふ事も、常に此の如し。凡そ尋常の事にも、其人の自から心に得ぬ事は、いかに口に付て言ひたればとて、終に益なし。況して戦に臨んでは、機に臨み變ずべきものなれば、人の教を頼むべきにあらず。直政が神君の仰せをうけて、四十八日か間、心に断えず思ひ計りしも、凡庸の人にあらず、此心を以て身をも修め、人をも治めん事を思ひめぐらさば、などか其道を得ざるべき。凡人の詞はいふにや及ぶ、聖人の詞にても打聞きたる所の心に得ぬを、いかなる事とも思ひはからず、其儘になし置くこそ淺間しけれ。虞舜の大聖なる、尙ほ好んで通言を察し給へりといふを、まして尋常の人、此心なからんには、などかよかるべきと、昔よき人の申し侍りきと。云云(成嶋司直)

榊原康政

此月、徳川家の部將榊原康政より、加藏清正におくりたる書翰あり。能く此戦の狀を盡したれば、記して以て豆・駿の形勢をも知らんと欲す。

遠路御飛札、本望至極候、仍家康へ御帷子五被進候、一段祝着被存候、能く相心得可申入之旨候、並我等方へ御帷子二送給、忝存候、然ば當御陣の様子、定雖可被及聞候、御望之由候間、拙者見及候分、大概書付遣之候、先三月廿七日、伊豆堺到沼津御動座、廿九日之寅刻御出勢、當日午之頭は山中之城、近江中納言殿一手之御人數にて、片時之間乗捕、敵五六百被切掛候、被競以二日之間爲始足柄之城二十三捨逃候、卯月朔日御越山、二日崎崎峰

峰御陳取、三日小田原之城へ被押詰候、小田原城存之外堅固被構廣大候、東西五十町、南北十八町、廻三里、西は爲峨峨大山、東地は不及馬之蹄深田也、爲漫漫大海也、寔に難欺銀山鐵壁程之地、先自西地次第に御取巻候、御旗本は、九州嶋津、並大友、中國は毛利、同吉川・小早川爲始、房州里見、此等都合其勢五萬騎候、右陣は、長谷川藤五並羽柴左衛門尉・池田三左衛門、並海賊衆者、九鬼大隅守・脇坂中書、左陣は御旗本指續、長岡・越米澤侍從・宇喜田宰相、次近江中納言殿御手衆・中村式部少輔・堀尾帶刀・柳伊豆守・山内對馬守、次大柿少輔殿・松ヶ崎侍從・次内府御家中、深井左衛門尉・天野周防・土方勤兵衛・羽柴下總守、次家康家中、拙者並酒井宮内大輔・石川左衛門大夫・井伊兵部少輔・松平周防守殿・牧野右馬允、東南は海賊衆、加藤左馬助・長曾我部、家康海賊衆、間宮・小濱、都合其勢三萬餘騎、漕浮時は、浪上俄成陸地かと見渡候。又陸地之御陣取は、從虎口際後陣は、其厚所は廿四五町、其薄所は十七八町、品川之從湊際東南渚迄、寸地尺地之無透間御用候、其程、旗指物急急之様子、模様之模様風有様、吉野龍田之花紅葉喩之非物之數、其繁は、如稻麻竹葦猶難及候、敵味方鐵砲之音、晝夜片時無鳴止間打込時は、百千之雷、同時鳴落歟被疑迄有頂天、奈良俱底迄鳴響、敵味方消肝候、城中之者共、殊女童共左社啼悲覺ぞ被推量哀候。

上様御陣者、高山頂上拾丈餘磊築上穿雲、箱根連山敵城直下被御覽候、御屋形造之様子、廣大成分野、凡聚樂・大阪難劣相見え、其外一手一手之構陣、天主・櫓・白壁輝天、黒籠小路小路割壁、横陣取は、大將之依意樂、或魚鱗有取之、或雀翼有横之、依山形之地形鳥雲之陣取、有如何成強敵可破共不相見候、高屋形細少而綺麗成有屋形松竹植有、集草花好野菜・茄子・大角豆蔓・蕪菁等作之有、窓而色色之植木、書院、數寄屋、陣屋とも驚目候、大道は、東西五拾騎・貳拾騎位、復馬之足音・物具之聲、十二時中無鳴止時、又從日本國中、商人集來候、國國

之名物、津津浦浦之唐土高麗之珍物、京・堺之絹、一面無不賣、京・田舎、遊女、棟列、小屋掛之門前成、市、扱又御兵糧、千石・二千石、大船一萬餘艘、小船三萬餘艘、運送之無絶間、陣中一日も不得、事候、然、則、於、御陣中、送、生涯、可有、退屈、候、共、不覺、因、茲、彌、勵、勇者也、隨而、卯月廿一日、相州玉繩城明渡、城主北條左衛門剃髮、成、菜衣形、出仕申候、其後、伊豆國下田之城、清水上野橋籠候、是、剃、首、助、命、城、差、上、申候、北國出勢之事、羽柴筑前守・長屋喜平次爲、始、信州、芦田・眞田都合其勢五萬餘、上州白井之麓、松井田之城押詰、等、破、堀、埋、堀、之間、橋籠大道寺、則、降參致、助命、候、武州岩付城淺野彈正殿爲、物主、木村常陸守、家康家中本多中書・鳥居彦左衛門・平岩七之助、都合三萬五千押詰、曲輪三口乘候間、中一日持、頓而五月廿二日明渡、候、爰に物の哀を留候者、彼城主太田十郎、妻子男女共處、其外一千餘人之侍之妻子悉召籠候處、子者母に取附、母者子手引泣悲分野、如何成無、心野人濕、袖猛武夫不濡籠手、事無之由、飛脚再三到來候、此外、關八州小田原籠城之者、妻子盡召籠候、哀成次第候、其後、同國鉢形城は、氏政舍弟安房守楯籠之處、北國人數、並淺口人數可相寄、支度之處、急懇望申助、身命候、前代未聞之比興者之由、敵味方申候、其後、同國、忍城、關八州、並出羽・奥州諸卒爲、始、常州佐竹、結城都合三萬餘騎押詰、水攻可致之支度之處、種種懇望申候、依之東國之名城十四五、其外小城、當城之足懸、彼是城六七十、或捨或明渡、命計御詫言申候、次同國八王寺之地、累年北條陸奥守被、築、之候付、寔雖、翔鳥走獸、非、可、立、是地は羽柴筑後守爲、物主、信州、越國人數同時押寄、六月廿三日早朝責、彼城、爲、始、千人討取、然者伊豆國韮山城北條美濃守楯籠、福嶋左衛門大夫・戸田民部少輔・峰須賀阿波守・生駒雅樂頭・前野但馬守・伊賀侍從、都合其勢五萬餘、百日之間晝夜雖、手痛攻候、爾、今堅固候、然、則家康、固、不、淺、故城差上、尤之由奉、異見致、申候、定、而是も程有間敷候、去程、氏直父子、北條時政爲、後、一年來握、關東八州之威、言、共、箱根山之切所被、越、候時、一合戰之共以操、一夜討程に無行弱く籠城、窮、運與、不、及、是、非、

次第、無言甲斐二分野、爲、體候、古將言合戰、負、候者似、恥、更、非、辱、唯、可、戰、所、而、不、致、合、戰、以、爲、恥、不、申、候、哉、將、又、今度惣官軍之宛始者廿萬候、關八州・出羽・奥州迄之士卒、一人不殘出仕申屬、御膝本、西國・北國之所方、諸士、故障、雖、運參申輩、追而參陣候間、到着之外之者共、不、知、其、員、候、大形諸手書注之處、今者都合其勢五十萬有餘騎被、宛候、從、神代、以來如此之不思議之御威風、未、聞、候、此體候者異國迄も、可、有、御隨、者、案之内候、猶珍敷儀候者追追可、申入、候、恐、謹、言、

六月吉日

榊原式部大輔康政

加藤主計頭殿

貴報

北條氏規
降らず

是にて當時の形勢の一般は、暑ぼ見らるべきなり。○七月三日、韮山城圍を受くること數月、京勢屢來り逼れども、城主氏規固く守て屈せず、毎に之を擊退して未だ嘗て敗れず、天下の人見て以て其の義勇を稱せざるはなし。而して小田原城は、寄手に持久の策あるを見て以來、氣沮み力屈し、將士漸く遊惰に流れ、士氣頓に衰へて、復た前日の風あらず。小早川隆景之を察し、秀吉に説て曰く、「機已に熟せり。請ふ家康と議して策を決せよ」と。秀吉之に従ひ、家康を召して曰く、「近日小田原城の士氣大に衰へし如くなれども、韮山城は獨り依然として屈せず、故に韮山だに降らば、小田原は日ならず服従すべし、聞く、卿は昔、今川の館に在りし時より氏規と親しと、而して今は又、北條氏と姻親あれば、先づ卿の力に依て、氏規を降さんと欲すれども、卿以て如何となす」と。家康曰く、是れ大に善し、然れども某已に北條氏と姻戚なれば、某より説くとも、氏規恐くは聽かざるべし。寧ろ見も聞きもせぬ人を遣はし給ふに如かず、但し某も機に臨み時

事蹟

一三四七

に應じ、萬遺算なく謀るべし」と、因て秀吉は、浮田秀家に旨を含めて謀る所あらしむ。(紳書抄)

斯くて家康も、此日三宅彌次右衛門正次を遣はし、葦山に至り、氏規に説かして曰く、「公、三月の初より、小兵を以て此の孤城に據り、重圍の中に在ること已に數月、屢大軍と戦つて、未だ嘗て敗を取らず、却て寄手を破ること、其の幾回なるを知らず、寄手今は唯、遠卷するのみにして近づかず、或は公の一たび出でて、奇禍の身に及ばんことを恐るる者さへありといふ。是豈に公の武略の致す所にあらずや、公の武洵に多となす。然れども顧みて函嶺以東を按ずれば、八州の諸城は悉く陥落し、小田原城中は、士氣振はず人心和せず、將に土崩瓦解せんとす。君見すや、十郎氏房は、此頃已に浮田秀家と議を整へ、黒田如水・羽柴下總守等も其議に與り、盟誓已に成るを。東西の形勢已に此の如し、天下の一に歸すること豈に遠からんや。然るに公獨り知らざる眞似して、此の一城を固守して屈せず、勇は則ち勇なれども、小田原先づ降らば、公其勇を何くに用ゐんとはする。寧ろ此城を敵に致し、徐に小田原に歸て、氏政、父子を助け、善く後事を謀るに若かずや」と、氏規曰く、「氏政・氏直降服せば則ち止む、苟も小田原存せんか、葦山獨り先づ降ること能はず、予は、初より小田原と存亡を共にせんと決したるなり」と、敢て聽かず。(豆州志稿)○六日、葦山城主北條氏規、城を出でて小田原に至り、北條氏直を見て議する所あらんとせしに、氏直既に出降りて在らざれば、空しく歸て復た葦山を守る。氏規の、先に三宅正次の説を却けて用ゐざるや、家康更に内藤三左衛門信成を遣はし、秀吉の起請文と、氏政父子に、豆・相・武三ヶ國を賜ふべき旨の親書とを携へ、葦山城に至りて氏規を見、深く利害の分るる所を示し、速に降參するの利を説かしめけるに、氏規も已に勢の去るを知

氏規の孤忠成らず

り、其言に従て信成を還らしめ、親書の意のままに、小田原に至て、和を議せんと欲し、葦山には守兵を置て堅く守らしめ、自から従者數人を從へて小田原に赴き、徳川家康の陣に至り、東西和睦の要を議り、豆・相・武の三國を領し、質子交換の後、城を出づべき由を約し、秀吉の朱印をも得たれば、氏規遂に之を諾し、是より氏政を勸めて和を成さしめんとて辭去し、今日卯刻、澁谷口より小田原城に入りしに、氏直已に在らず。之を問へば曰く、「氏直は、十郎氏房の切なる勧誘に従ひ、今曉夙に出でて、羽柴下總守雄利の陣に至り降る」と。氏規茫然たること良久しくして曰く、ああ、止みなむ止みなむ、忠孝の苦節も、今は空しく水泡に歸しぬ。秀吉の朱印も、今は徒に故紙となりぬ」と。已にして復た曰く、「北條氏の末路、一人の忠死なくんばあらず」と、則ち走て葦山に歸り、城守を嚴にして敵の到るを待てり。(改正參河後風土記)

先是、小田原城圍を受くること數月、氏政父子五代の富強に頼り、祖先の遺謀を守り、壘を高うし壁を堅うし、士氣を勵まし衆心を收め、堅く守て屈せざれば、智謀に富める關白も、東海一の弓取も、殆んど謀の施すべき所なく、遂に相議して曰く、「此城如何に堅固なりとも、四方無援の孤城とならば、なか落ちざることのあるべき、如かず、先づ八州の屬城を、悉く攻めて陥れんには」と、因て諸將を分遣し、路を分ちて諸城を攻めしめけるに、暫くにして其の七十餘城を降だし、忠義に殉ぜんと、死守して降らざりし、岩槻・館林・忍の諸城も、或は守將戦死して城陥り、或は寄手の和を許して城を致し、最後に八王子城亡びて、八州全く北條氏の屬城なく、小田原孤立となりたれば、小田原の落城も、當に旦夕に在るべしと思ひきや、防禦の嚴なる、士卒の勇なる、皆な前日に異ならざりき。秀吉之を見て、大に望を失してある折しも、八王

秀吉の策
城兵の心
を奪ふ

子の俘虜到りければ、家康を召し、議して曰く、「惟ふに八州諸城の俘虜は、概ね籠城士卒の従類眷族ならん、若し悉く船に乗せて海上に浮ばせ、城中の士卒をして望見せしめば、彼等を屈する一策ともなりなにか」と、則船五六艘を装ひ、之を乗せて漕廻らしむるに、小田原海岸の番兵等之を見て、敵船到るとなし、銃を攢めて撃破せんとすれば、船中の者ら大に驚き、聲を齊しく大呼して、之を止めて曰く、「我等は是れ八王子城兵の妻子なり、小田原城にも、父兄同族は籠るべし、八王子城は已に陥り、我等は生擒せられて此に在るなり。見よ某の妻子は此に在るなり。某の父母は此に在るなり。妄りに討て悔を遺す勿れ。關白殿下の仁惠深く、我等を本陣に還らしめ給ふなり」と。番兵等躊躇してある程に、船は早くも沖を過ぎ去りぬ。

上様日和

此頃に至るまでは、小田原の警衛殿にして、海邊の通路絶え、秀吉も其の巡見を思ひつつ爲す能はざりしが、九鬼大隅守嘉隆下田城を抜き、艘艦日本丸に乗じ、此海に到るに及び、海邊漸く虞なきに至りければ、秀吉小田原を以て、恐るるに足らずとなし、遂に嘉隆の船に乗じて、小田原城を巡見せり、楫子に十兵衛といふ者あり、長大多力にして、見るから驚くべき者なり。秀吉十兵衛を見て曰く、「我已に疲れたり。汝、我を負うて船ごとを行け」と、手を延べて其肩に掛く、十兵衛轍ち負うて、命の如く各船を巡る。秀吉背上に在り、大笑して曰く、「我は今日嬰兒となれり」と、因て金錢を賜ふ。凡そ小田原の海は、東の風力強く、巨瀾山の如くなるを常とするに、此頃五六十日の間は、風和き波靜かなりければ、土人稱して上様日和といひしとぞ。(志士清談)

小田原の番兵等、遙に船の影を望みつつ怪む所に、法師二人あり、首桶二箇を携へ來り、前に据えて曰く、「此の陣中に中山助六・狩野主膳殿おはすべきか、是は御父中山勘解由殿・狩野一庵殿の首なり、對面あらせ給ふべし、關白殿下の仁なり」と、言終て去る。番兵等ますます怪みながら、蓋を開けば違もなき首なり

敵味方應酬

き。番兵等之を見るより、前の船も、其の言ふ所に違はじと思ひなりて、俄に心沮み氣屈して、疇昔の勇氣は頓に失せて見ゆるに、城中なる八王子勢も、俘虜の親族に勧められてか、寄手へ款を通ずる者さへ生じてける。是より小田原城中、人相疑ふ端は開けしとぞ。然るに此頃また、黒田孝高入道如水・羽柴下總守雄利等二人、秀吉の内命を蒙り、屢、使者を城中に送り、氏政父子に降を勧むることあり、曰く、「速に降服するに於ては、武・相・豆三國の安堵は相違なし」と、然れども氏政はいつかな聴く色なし。聴く色なきも、二人は懲りすまに、尙は幾度も勧むめり。また或時は、家人井上平兵衛を遣はし、美酒二樽・糟漬魴十尾を贈らしむることもありしが、其時は、氏政もその厚意を謝せんとて、北條陸奥守氏輝をして、平兵衛を見て、寄手の長陣を慰めんとて、鉛十貫目・火藥十貫目を贈らしめしといふ。如水はまた之を見て、其の厚意を謝せんとて、刀を脱して肩衣袴を着し、自から小田原城中に入て、親しく氏政父子に見え、又和議を勧めけるが、氏政父子も、之を見ては心漸く融けにけん、厚く其の意を謝し、日光一文字刀、並に東鑑一部を贈れりといふ。東鑑は、後に、江戸の紅筆山文庫に藏せらる。

如水無刀往城中

東鑑

浮田秀家の策

浮田中納言秀家、先に秀吉の内命を蒙るや、老臣花房助兵衛の謀を用ひて、一計を策し、之を敵將に試みんとせしに、偶、北條氏直の弟、太田十郎氏房といふ者あり、小田原城の東方、細田口を守りしが、己が陣所と遠からざるを見て、大に悦び、先づ侍大將一人を遣はし、氏房に謂はしめて曰く、「此口を守り給ふを、岩槻殿と承るは信か、公の武勇は、已に上國に在る時聞く所にして、寔に欽羨に堪へざる所なり。抑も軍旅の急に臨みては、互に力を奮て、勝敗を鋒刃の間に争ふは、武人の常にして、素より言ふを待たざる所なれ